

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

乙、経済統制

25

②

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	309

裏面白紙

2. 経済統制

昭 25

② 公団.

裏面白紙

肥料配給公團 改良に關する 経緯

二五、一、九
経本、生産局

一昭和二十四年八月中旬經濟科農業局便於配給部
係官より公團底土庄の統制方式及く底止に至る迄
指置し、三月本生産局長宛研究方要請あり。
之に付て肥料公團は末端機構へ切離し、機構の簡
素化を経て漸進的に底止下すと、底止の時期は(一)
て日未定乃至旨及ば公團底止に複数の元老、
知事、議員等が指置し、尙暫くは辦給並びに價格統制
を繼續するを要す。旨非公式に回答。(二)

二文三十九年六月内閣官房副長官主催にて第一回公團
問題研究会開催後立定本部に於て幹係各省と

協議、二十日又官房在出にて決定せられ道了に冒
頭議に提出せられ天下が商議決定を留保せり。今日に
立至つて第二回公團會議に於て決定せらるた案が要旨
以下大體如次。

一肥料配給公團は存置する二府県以下六端組織
至り難い御通有果歸位に後故の御意見不省少異之。

三令治民自當に於て肥料配給公團トニテ五月三月末ノ以フ
底止スニシテ、是月末ノ爾后民自當改調會之意見の交
換を行ふ。未だノ完全な意見一致トナリ。今後ノ五

四二四年十二月三十日附總司令部三清科學局長より肥
料公團ヲ存続大閱了非公式と二十五年一月七日ノ受領、

實事

五

右に付二回答之ニ五年一月十五日迄に提出することと
左にて。又司令部の賃費書に一々問題と冠す事は次
の通ハ有ス。

(一) 地料公田、全面的廃止時期について總司令部の
賃費書(參照)二十五年六月、中公田在在続不了
拂拂去りて居るが、民自當は二十五年三月末に廃
止することを主張する。此の表を如何に調整する
かの問題。

(二) 公田の存続以下未端機構の切離しの時期について
は、民自當に於いて因出来、又達公に遅く十二五年
三月末に実施すること主張して、又加總司令部に於て
江脊肥配給の中途(本の)こと及び三月に價格改訂あり
ことより、最終の混乱を生ずる虞ありて、及討り遠向
不至。(近らく江脊肥配給終了後の入日より切り離す)

經濟安定本部

意向(様)ある。)ニテ表の調整を如何にす。也向
題。

(三) 今後民自當と商業、相撲と並行の方策、平穏で
乃ち次の問題。

農政司長

肥料配給公団の新規に因する処理方針

25
1.19
10~4

肥料配給公団の新規に因する処理方針

W.F.マー・カット・ツ・専務

一、日本政府は農業より昭和三十四年十二月三十日附公私農業肥料配給公団の新規についてを昭和三十五年一月七日公表し、更に政府部内に於て検討の結果次第説明を得たので回答する。
二、肥料の供給と施肥方法が総合農業政策に及ぼす影響は甚だ重大であるので日本政府は本件新規の既然についてはこれが需要の現況に鑑み且配給機構の改変に伴う混亂を回避するため肥料配給公団を現機構より懸念せしめ肥料の通期内滑らか配給を実遂すものと答當とする。

三、然しながら肥料の供給量は農司令部の好意による輸入肥料と国内産肥料の生産の増加などにより而確に潤すべし、一方計画されていゝ肥料補給金の漸減方針によらず消費者保護の便により将来農家の肥料に対する需要の増大により程度限制すらしが指摘される。かかる状況養農最近の経済事情の推移に照して考えると肥料の供給統制は本年春頃から必ずしも現給公團制度による強度の統制方式を必要とするに至ることも想られる。よつて日本政府は肥料配給公団の登場に際し次の方針による事を希望する。

四、肥料配給公団の府県段階以外の組織はおとも本年七月木造に元仁多川べく民間配給機構を整備し上巻とする。

五、肥料配給公団の全般的運営は前号の本端組織統一に引続同公団の本支即にかかわる民間配給機構を設立され組織確立に可及的速かに事を行う。

六、肥料配給公団の発足より肥料の配給並びに施肥統制は引続を行ふこととする。その配給機構及び配給方針については農林省の公債割当に基づき、全國及び都道府県単位に別々設けた複数の元農業省及公債農業省をして配給する等の形が考へられますが、配給機構及び配給方針、債務、債務調整等の支配方法、之等の件は不事、金融的措置等に關する具体的事務は肥料配給の権利より化諸般の事務も慎重に考慮するに至る不思議である。

经济産本印總務長官

青木 勝

價格調整公團定款

分合計

261

26
221
2-11

價格調整公團定款

第一章 総 則

第一條（名稱）この公團は、價格調整公團法によつて設立せられたもので、價格調整公團と稱する。

第二條（目的）この公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計畫に従い物價監督官の定める價格等（以下指定價格等といふ）の適正な調整に關する業務を行うことを目的とする。

前項の價格等とは、價格、運送費その他給付の對價である財產的給付をいう。

第三條（事務所）この公團は、主たる事務所を東京都に置く。

この公團は、物價監督官の認可を受けて、價格等の調整に關する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

この公團は、業務の都合により便宜の地に出張所を設けることが出来る。

第四條（公告方法）この公團の公告は、官報、又は日本經濟新聞及び產業經濟新聞に掲載してこれを行ふ。

第二章 基本金及び運營資金

第五條（基本金、運營資金）この公團の基本金は、三千萬圓とし全額政府の出資による。

この公團の運營資金は、必要があるときには、復興金庫から借り入れるものとする。

第三章 役員

第六條（役員の構成）この公團に役員として理事長、副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第七條（役員の職務権限）理事長は本公團を代表し、その業務を總理する。

副理事長は、理事長の定めるところによりこの公團を代表し、理事長を補佐してこの公團の業務を掌理し、理事長に事故あるときにはその職務を代理し、理事長が缺員のときにはその職務を行う。

理事は理事長の定めるところによりこの公團を代表し、理事長及び副理事長を補佐してこの公團の業務を掌理する。

理事は理事長の諱め定める順位により、理事長及び副理事長に事故のあるときには、その職務を代理し、理事長及副理事長が缺員のときはにはその職務を行う。

監事はこの公團の業務を監査する。

第八條 一役員の任命 一理事長、副理事長、理事及び監事は、物價調長官がこれを任命する。

第九條 一代理人 一理事長、副理事長及び理事は理事長の定めるところにより、この公團の職員のうちから主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行為をする權限を有する代理人を選任することができる。

第十條 一特別利害關係の禁止 一この公團の役員及び職員は、指定價格等に對する給付の目的である物資の生産、精製、加工、保管、賣買若しくは輸送を業とする會社の株式を所有し、又はこれらの會社その他の企業の業務に從事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十一條 一身分 一この公團の役員及び職員は、價格調整公團法第十四條の規定に基き官吏その他の政府職員とする。

第十二條 一特別報酬規程 一この公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與る必要があるときには、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

第四章 理事會

第十三條 一組織 一理事會は、理事長、副理事長及び理事の全員を以てこれを組織する。監事は、理事會に出席して、意見を述べることができる。

第十四條 一付議事項 一この公團の業務に關する重要事項は、理事會の議決を経て、これを行う。

第十五條 一開會、招集、議決方法 一定期理事會は、毎月一回、臨時理事會は、必要ある毎に、これを開く。理事會は、理事長がこれを招集し、

その議長となる。

理事會の議事は、理事長、副理事長及び理事全員の過半数でこれを決し、可否同數のときには、理事長の決するところによる。

第十六條（議事録）理事會の議事については、議事録を作成し、理事長、副理事長及び理事の全員が、これに署名捺印しなければならない。

前項の議事録は、これを保存し、經濟安定本部、主務官職又は會計検査院の要求があるときは、これを提出するものとする。

第五章 葉務及びその執行

第十七條（葉務内容）この公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計畫に基いて、物價監長官のなす指導及び監督に従い左の業務を行う。

一、經濟安定本部總務長官の定める方策に基く價格等の調整のための資金の受入又は交付。

二、經濟安定本部總務長官の定める方策に基く價格等の調整のための買取及び賣戻。

三、前各號の業務に附帶する業務。

第十八條（業務の制限）この公團は、如何なる性質又は形式においても、
「融資、前賣又は投資をすることができないものとする。」

第十九條（業務方法）この公團は、業務開始の際業務の方法を定めて、
經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。
これを變更しようとするときも同様である。

第二十條（事業計畫）この公團は、毎事業年度の前期及び後期の初めに
おいて六箇月毎の事業計畫を作成し、理事長、副理事長及び理事の全員がこれに署名捺印して、これを經濟安定本部總務長官に提出し、そ
の認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも同様である。

前項の認可があつたときには、理事長、副理事長及び理事の全員は、
これに氏名捺印するものとする。

第二十一條（業務規程）業務の執行に關する諸規程は、理事長が、これ
を定める。

第六章　會計

第二十二条（事業年度）この公團の事業年度は、年一回とし、毎年四月一日から翌年三月三十日までとする。

第二十三条（豫算の作成及び提出）この公團の豫算は、大藏大臣の定める作成及び提出の手續により、この公團において作成し、これに當該年度の事業計算書、前前年度の損益計算書、貸借對照表及び財産目録並びに前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借對照表を添え、物價廳長官を經由して大藏大臣に提出するものとする。

第二十四条（豫算の形式及び内容）この公團の豫算は、これを款及び項に區分する。

前項に規定するものの外、この公團の豫算の形式及び内容については、大藏大臣の定めるところによる。

この公團は、豫算が國會の議決を経たときは、國會が議決したところに従い、項を目及び節に區分し、その豫算を物價廳長官を經由しての承認を受けるものとする。

大藏大臣に提出し、その區分の承認を得るものとする。

第二十五条（財產目録、貸借對照表、損益計算書）この公團は、第二十二條の各事業年度毎に財產目録、貸借對照表及び損益計算書を作成し、翌年度七月三十一日までにこれを經濟安定本部總務長官に提出し、その承認を受けるものとする。

この公團は、前項の規定による經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財產目録、貸借對照表及び損益計算書を公告し且つこれを定款とともに各事務所に備えて置くものとする。

第二十六条（決算報告書の作成及び提出）この公團は、豫算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、これに當該年度の損益計算書、貸借對照表及び財產目録を添え、翌年度八月三十一日までにこれを物價廳長官を經由して大藏大臣に提出するものとする。

第二十七条（剩余金の國庫納付）この公團の剩余金は、物價廳長官が定める期日までに國庫に納付するものとする。

前項において剩余金とは、當該事業年度の損益計算において收入と支出との差引勘定上生じた剩余金額をいう。

第二十八條（豫算の執行）この公團は、豫算について、各項に定める目的の外に使用してはならない。

この公團は、豫算に定める各項の経費の金額を彼此移用することが出来ない。但し、豫算の執行上の必要に基き、あらかじめ豫算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大藏大臣の承認を経て移用することが出来る。

この公團は、大藏大臣の指定する各目又は節の経費の金額については、大藏大臣の承認を経なければ日の間又は節の間ににおいて彼此流用することが出来ない。

この公團は、前二項の規定により移用又は流用の承認を経ようとするときには、物價廳長官を經由するものとする。

この公團は、第三項の規定により大藏大臣の指定する目又は節以外の目又は節の経費の金額については、この公團限り、當該目又は節相互の間ににおいて彼此流用することが出来る。

この公團は、各四半期毎に毎四半期開始の一ヶ月前までに收入見込、支出負擔行為及び支拂の計畫を作成して、物價廳長官を經由して大藏

大臣の承認を求めるものとする。

この公團が、この豫算を執行するに當つては、前項に掲げる承認があつた後、その承認を受けたところに従い支出負擔行為及び支拂を實行するものとする。

第二十九條（豫算執行報告）この公團は、大藏大臣から豫算の執行に關して報告を求められたときは、別に定めのない限り、十五日以内に報告するものとする。

第三十條（不動産及び固定資産の取得制限）この公團は、經濟安定本部總務長官の承認を受けた場合の外不動産及び固定資産を取得しないものとする。

この公團は、前項に規定する承認を受けて不動産及び固定資産を收得する場合においても、この公團が所有する不動産及び固定資産の額の合計額が基本金の額を超えないものとする。

第三十一條（この章規定外の豫算及び決算）この章に規定するもの外この公團の豫算及び決算に關しては、國の豫算及び決算の作成、提出に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

第三十二条～この章規定外の整理手續～この章に規定するものの外、この公團の會計上の重要な整理手續に關しては、この公團が大藏大臣の承認を経て定めるところによるものとする。

第三十三条～記録の記載及び整備～この公團は、財產目録、貸借對照表、損益計算書その他一切の會計上の記録を整然且つ明確に記載し會計検査院の検査及び承認を受けるものとする。

第七章 定款の變更

第三十四条～定款の變更～この定款を變更しようとするときには、物價廳長官及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

肥料配給公團廃止に伴う措置要領(案) 昭二五、六、一六

一 前提

肥料配給公團の存廢について日本政府は昭年十二月三十日附總司令部經濟科學局長より別紙一(如き非公式覺書を受領し之に対し本年百十有付もて別紙二の如く回答した。

肥料配給公團令の有効期限については右の覺書第四項前段の要請に基き二年を一年延期することとし、而して同公團の廃止については別紙二の四各に従い府縣段階以下の組織は本年七月末迄に廃止の上各府縣に複数の卸賣業者をおきその全般的廃止の期日は肥料消費者価格の値上がり供給の増加、その他經濟諸事情を考慮の上需給緩和の見通しを得次第決定することとする。この際とるべき配給統制方式については左によるものとする。

二 肥料配給公團廃止後に於ける肥料配給統制方式

(1) 割當

(1) 農林省は從來通り都道府縣別、肥料別既給割當を行ふ外工場別、元賣業者別出荷割當を行ふ。二の割當については新たに設ける肥料配

給審議會の議決を経て定めるものとする。

(2) 肥料の購入に當つては夫々消費者、小賣業者又は卸賣業者の権澤制に基く購入予約方式によるものとする。(但し割當公文書は当該都道府縣内のみ有効とする。)

(2) 配給機関

配給機関として小賣、卸賣、元賣業者を置く。

(3) 卸賣業者

現行の登録区域内に在住する農業者よりの選出に基き都道府縣知事が指定する。

(4) 元賣業者

農林大臣の定める一定の資格條件に適合し且つ肥料製造業者(以下輸入業者

との者が販賣を担当しようとする者)の都道府縣内小賣業者からの提出に基き都道府縣知事が指定する。

を含むものとする。)から推薦を受けた者につき農林大臣が指定する。

(2) 元賣業者は卸賣業者からの購入予約に基づき肥料製造業者に出荷に附する指示を行ひ、原則として消費者最寄駅で購入し、同一場所で卸賣業者に賣渡す外配給の時期的調整、代金の回収を行ひ、肥料流通の円滑をはかる。但し肥料製造業者はその者から直接購入を希望する卸賣業者に対して直販を行うこととする。

(3) 價格
(1) 価格は肥料製造業者、元賣業者、卸賣業者、小賣業者販賣価格とする。

(2) 肥料製造業者販賣価格は消費地最寄駅渡り(全國一律とする)、価格調整金は物価府より直接製造業者に交付することとする。

(3) 肥料配給の時期的調整に要する金利及び諸掛は消費者の負担とせず肥料製造業者にて負担する如く製造業者販賣価格を定めることとする。

(2) 消費地最寄駅以降小賣業者蔵置所迄の運賃諸掛は實費を加算するものとする。

(3) 肥料需要の季節性に鑑み肥料価格に限月別価格差を付するとする。

(4) 金融

元賣業者に対する大藏省予金部資金の組付預託制度、農林省認証による肥料手形及び二ヶ日銀最終割引制度等により所要資金の確保に持段の措置を構成する。尚未端業者については農業手形制度の拡充強化を図る。

(5) 予算的措置その他

(1) 第一項第一号の割当事務を行つたため次の措置をとる。
a. 農林省に之に必要な人員、予算措置を講ずる。之が為定員法の改正を行ふ。

b. 農林省に元賣業者、製造業者、卸賣業者を以て構成する肥料割

当審議會を設け右の予算措置の外農林省設置法の改正を行ふ。

(4) 第二項第三号の価格調整金交付業務務のため物価方又は農林省に之に必要な人員及び予算措置を講ずる。

三、經濟諸事情の推移に大しては本年後半期に於て肥料の需給が大巾に緩和し前項の如き配給統制を必要としない段階に立至ることも予想されるが斯の場合にあつては左の如く措置する。

(1) 需給の調整

割当配給制度は行わず肥料の需給が混亂し又は混乱する虞があること農林大臣が認めた場合は肥料の製造業者、販賣業者に対しその出荷先並びに販賣、先の指示又は制限を命ずる等暫定的措置を講ずる。

(2) 肥料管理制度

農家經濟の安定を圖り肥料製造業の健全なる発達に資するため恒久的制度として肥料管理制度(假稱)を制定し農林省に特別会計を設け肥料の季節的需要の特殊性を考慮し投機的販賣の防止並びに需給の均衡化のため政府は毎年一定量の肥料を買取り貯蔵し得る也く措置することとする。

肥料配給公團廢止に伴う措置要領（農林省試案）

一 肥料配給公團廢止後に於ける肥料配給統制方式

(1) 割當

- (1) 農林省は從未通り都道府縣別、肥料別配給割當を行ふ外工場別、元賣業者別出荷割當を行ふ。二の割當に「」は新たに設ける肥料割當審議會の議決を経て定めるものとする。
- (2) 肥料の購入に當ては夫々消費者、小賣業者又は卸賣業者の擇擇制に基く購く予約方式によるものとする。但し割當公文書は当該都道府縣内のみ有効とする。

(2) 配給機肉

配給機肉として小賣、卸賣、元賣業者を置く

(1) 小賣業者

現行の登録区域内に在住する農業者よりの選出に基き都道府縣知事か指走する。

(2) 卸賣業者

その者が販賣を担当しようとする各々の都道府縣内の小賣業者からの推薦に基き都道府縣知事か指走する。

(3) 元賣業者

農林大臣の定める一定の資格條件に適した者に「」農林大臣が指走する。

- (2) 元賣業者は卸賣業者からの購入予約に基き肥料製造業者に出荷に關する指示を行ひ、原則として消費者最寄駅で購入し、同一場所で卸賣業者に賣渡す外配給の時期的調整、代金の回収を行ひ肥料流通の円滑をはかる。但し肥料製造業者はその者から直接購入を希望する卸賣業者に対しては直賣（うるこ）とする。
- (3) 價格

(1) 價格は肥料製造業者、元賣業者、卸賣業者、小賣業者販賣價格とす。

25
2.24
10~4
16

(2) 価格調整金は直接製造業者に交付することとする。

(1) 元賣業者販賣価格は消費地最寄駅渡りと全国一律とする。

(2) 消費地最寄駅以降小賣業者蔵置所迄、運賃諸掛は實費を加算するものとする。

(3) 財料需量の季節性に鑑み財料価格差を付することとする。

(4) 金融

大藏省予金部資金の利用、財料手形制度の創設、農業手形制度の拡充等を考慮する。

(5) 予算的措置その他

(1) 第二項第一号の割当事務を行つため次の措置をとる。

a. 貿件商に之に必要な人員、予算措置を講ずる。之が為定員法の改正を行う。

b. 農林省に製造業者、元賣業者、消費者代表等を以て構成する
~~並~~
財料割当審議会を設け右の予算措置の外農林省設置法の
改年上新

(2) 第二項第三号の価格調整金交付業務のため物価庁又は農林省に
之に必要な人員及び予算措置を講ずる。

二、經濟諸事情の推移によつては本年後半期に於て財料の需給加大中に緩和(前項)の如き配給統制を必要としない段階に立至ることも予想されるが斯る場合にあつては左の如く措置する。

(1) 需給の調整

割当配給制度は行わざ財料の需給が混亂一又は混乱する虞があると農林大臣が認めた場合は財料の製造業者、販賣業者に就き之の出荷先並に販賣先の告示又は制限を命ずる~~並~~暫定的措置を講ずる。

(2) 財料管理制度

農家經濟の安定を圖り財料製造業の健全なる発達に資するため恒久的制度として財料管理制度(假稱)を制定し農林省に特別会計を設け財料の季節的需要の特殊性を考慮、投機的販賣の防止並に需給の円滑化のため政府は毎年一定量の財料を買取り販賣(得る如く措置するニとす)。

24

(未) 肥料配給公團の全廃の期日をいつとするか

昭二五、二二、一
経本、生産局

四 A. 肥料配給公團の全廃の期日をいつとするか

B. 本年七月末迄に府県段階以下の組織を廃止し非公式覺書の趣旨を考慮して需給状況勘査の上可及的に右に近い期日に公團を全廃へと考へ居る。

廃止

六 A. 公團廃止後の配給方式は如何なる考へであるか

3. 直接
1. 代理向
2. 代々向
手續室、
行方

3. 価格
1. 代理向
2. 代々向
手續室、
行方

B. 八月の消費者価格、値上がりに伴う有効需要の推移をも考へなければならぬが直ちに配給統制を撤廃する迄には至らないと思ふ。

配給統制方式としては需給事情如何にもよろしく出来た限り簡単な方式を採用致一度ハ配給方法としては消費者並びに販賣業者の購入先選擇による購入予約制により元賣、卸賣、小賣業者と置くこととするが卸賣及び肥料製造業者の希望によつては元賣を通じず賣買しうる途も開けて置きたい。(尚本年後半期に於ては需給事情が大巾に緩和する可能性も強ひるのでニの場合暫定的には農林大臣が必要とする場合に限り肥料製造業者、販賣業者の出荷、販賣先の指示又は御限を行つに止め恒久的制度として投機的賣買防止のため政府が或程度買入、保管、賣渡機能を持ち肥料のコマート、ナペレーションを行つことを考慮してみる。)

✓ 三 A. 元賣業者を置く理由如何。

B. メーカーと卸を直結せしめた場合群小の卸賣業者とメーカーが出荷契約をすることになり適確なる配給を期し難いから元賣か或程度一括して配給の時期的調整を行つて、メーカーに出荷指図することから希望。公團廃止後配給上最も困難な問題は金融であるがニルが円滑なる運用上受信能力ある元賣の如きものを制度として設けることが必要であり且つ代金回収、メーカーとの代金決済も元賣を通じた方が円滑に行わざると思われる。

四 A. 業者の提出方法如何。

B. 小賣については一應現行方式を踏襲し、卸は販賣担当予定府県内の

25
2.24
10~1

18

小賣からの進出に基いて指定することとし、元賣については資産の状況
業務の経験等を検討の上製造業者の推薦は基に農林大臣
が指定する。(一定の販路開拓のあらわし)

価格の調整は如何にして行うや。

指名する。

- A. 廉價の調整は如何にして行うや。
B. 全国着レル度価格が一率となる如く此科工場別支給割当を新しく作
成する。此科割当は審議会の議を経て定めることとする。
1. 食糧
2. 価格
3. 販売
4. 金銭
5. 人手
6. A. 不需要期の肥料消費業者価格に対する備蓄如何
7. A. 価格調整金支出の方々及び調整金廃止後のメーカー別価格の
調整方式如何

八 A. 公園廃止後の此科の金融対策如何。

- B. 1) 公園の存続以下切音后中央の存續する固は卸賣業者に対する公

証明付手形を利用す。

貿易資金の利用

- (2) 全廃止は大藏省予金部賃金の額付手形制度、日銀再割
引を條件とする此科手形制度等の創設によりえ賣業者其の
他業者の金融を図る。
- (3) 金 融

これは農業手形制度の拡張利用を考慮

- A. 公園廃止に伴い政府の予算、人員に対する措置如何。
- B. (1) 工場別、え賣業者別支給割当の実施に要する予算及公人員
を農林省に確保する。
- (2) 他の割当を行つに伴つての諮詢機関として此科割当審議会も
農林省に置き必要とした予算措置を講ずる。

- (3) 価格調整金交付業務のため物価府又は農林省にて必要
な人員予算措置をとる。

十一、A. 物料価格の見送り並に補給金削減見込如何。

B. 財費名価格については本年秋期より昨年十二月末の価格の七割値上げを行ふこととなつてあり、補給金は一俵二十五合計年度中支給することとしてある。補給金廃止後の価格は有効需要の減退と企業合理化措草度り上昇等を勘案すれば右の七割値上げ程度の価格へ落行くのはないかと思はる。

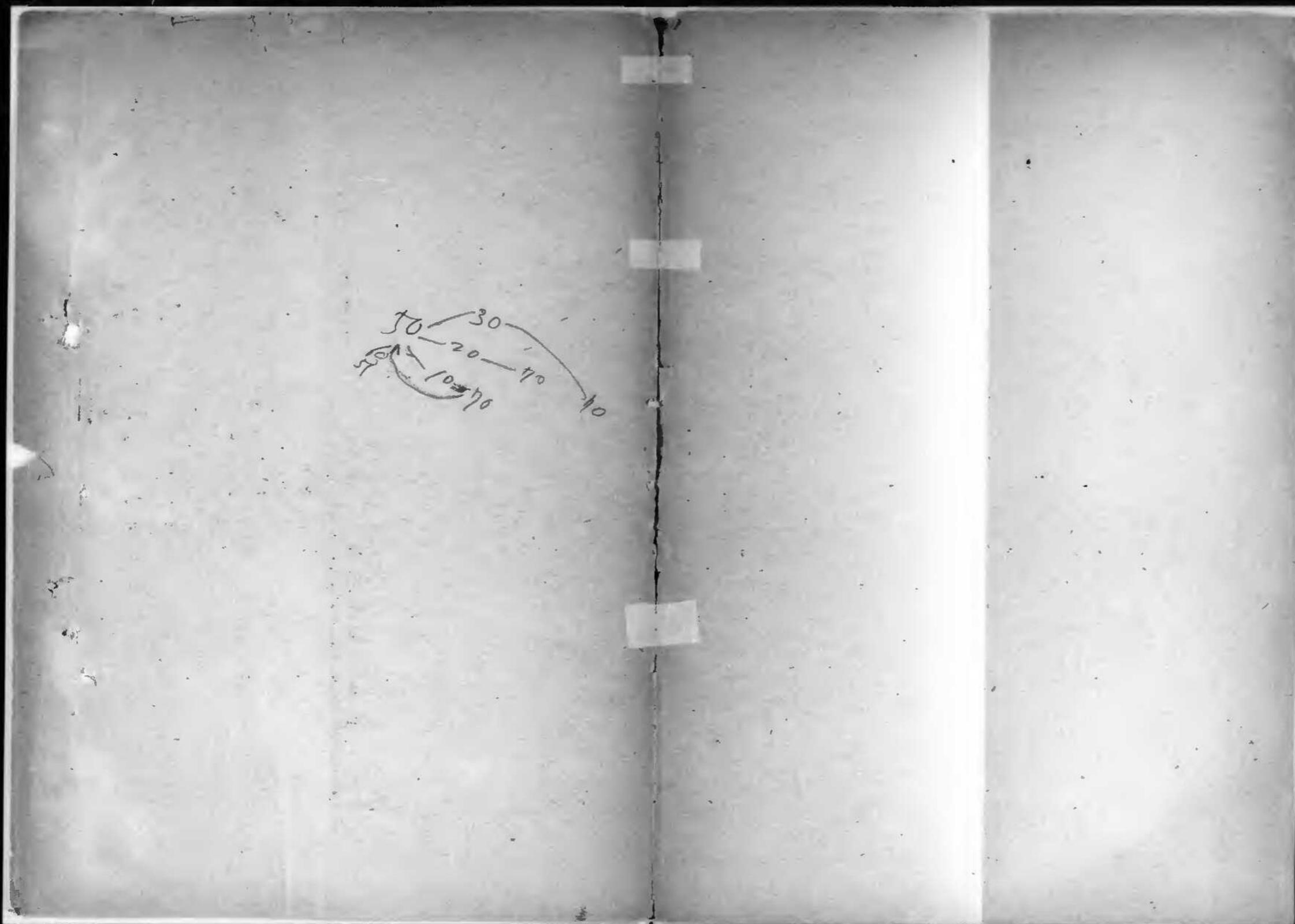
十二、A. 物料価格値上げの米価に及ぼす影響如何。

B. 本年六三月の値上げについては六月に行つ農業ハリティ指数の改訂によるハックペインにより、補償しきの以降の値上がりは行不出米価一定の際之を算入する。

十三、A. 物料取扱公团私負の轉換対策如何。

B. 物料供給者並に新しく設けられた元賣業者、卸賣業者等に極力吸収せしめる方針の下に物料取扱公團も一力努力せしめ内保当局へ於ても本が推進を図る。よりはんとうを指導する。

十四、A. 物料取扱公團私負の轉換対策如何。
B. 物料供給者並に新しく設けられた元賣業者、卸賣業者等に極力吸収せしめる方針の下に物料取扱公團も一力努力せしめ内保当局へ於ても本が推進を図る。よりはんとうを指導する。
C. 物料取扱公團私負の轉換対策如何。
D. 物料取扱公團私負の轉換対策如何。



(二五二、二五一)
25
227
10~6

一、飼料配給公認廢止後の措置

▲飼料配給規則の廢止と同時に

1. 飼料管理法を改正し競業を除外する

2. 油粕營業調整規則を改正し現行指定油粕を除外する

3. 魚粕等營業調整規則を廢止する

B 金 勘

ム金額の算定

輸入飼料

五六億

六四億

九億

其の他主要飼料

五七億

七八億

太八億

品一

2 金融の方法

(1) 輸入は二ヶ月の貿易手形期とする

この場合には資金不要

何前項不可能の場合は輸入業者に貸出す

(2) 其の他の飼料の場合

預金部資金の利用

日銀が市中銀行に對し飼料資金の供給を與える

市中銀行は申込者の信用、能力を判定自らの責任に於て融資する

C 滅入促進の措置

ん輸入飼料を確保するには海外事情の把握が先決條件であるから政府は自ら市場調査に當るか或は民間商社の渡航實現につとめる

2 輸入業者に對し金融措置を講ずる

B 项目の又は何

3 年間飼育資金供給の確保

△ 飼料公團の業務縮少について

A 1 公團はその業務の一部へ輸送每一を民間業者に代行せしめて來たが現段階に於ては

2 公團支所段階に於ける滞貨は業務打切以前より更に累増せしめざること

B 三月十日業務打切より公團廢止までの間の措置

△ 滞貨處理

① 配合飼料製造工場の原料として一定量を拂下げる

對象工場 指定十工場と舊企畫の五工場

品目數量は公團在庫の確定次第検討する

△ 前項以外の残量は努めて一括存置し、全國的組織をもつて飼料事業等を行うものの中適當と認めるものに對し公正に拂下げる

△ 金融については政府に於て特別の援助をする

2 飼料取扱い

① 飼料配給規則に依る指定販賣業者は廢止し、届出に依る販賣業者をして配給せしめる

△ 消費者又は販賣業者と生産者との直結とする

はすとての事にあつては、

倒賣配給公團業務簡素化措置要領案

倒賣配給公團の業務を儘力簡素化し、且つ牛仔常販、公團在庫の減少を防ぐため左記の措置をとるものとする。

記

一、結納品目の整理

本年二月一日より、配給統制品目を左の品目に整理し、その他の倒賣は配給統制、價格統制共に之を徹底する。

公團は後期撤廃手持倒賣を速かに処分するものとする。

考

品目備
1 物入倒賣
2 新
3 米
4 同
油
紡
織
内
産

本年二月一日より

25
1/12
10-4

めくれず

5 大豆納

8玉

穀類

ケ綿會同料

「輸入飼料より生産されたもの含む」
食糧官理特別会計より飼料用として帶下されたもの

但し、熱夢は統制撤廃後に於いて食糧官理特別会計より飼料用として帶下を受け得る態勢が整備され次第速かに（但し、二月一日以降とする）統制を撤廃する。

二、公團の販賣地圖業務の簡素化

A 地方競糞料については本年二月一日以降左の要領により業務の簡素化を図るものとする。

- 1 公團は地方競糞料について板質より開始に于ける全業務を代行業者をして代行せしめ。
- 2 代行業者の選定は代行業が担当希望者中、公團が商產局の承認を受けて定めた一定の資格條件を備へた者の中より三以内を公團が指定する。

但し、代行業者が代行契約に違反しえば商產局若は公團の権限

飼料配給公團業此に付する補償について

二五、一、一二

農林省商產局

業務簡素化

- 1、飼料配給公團を廢止し、統制型飼料便より自由な経済形態に移行するまでにその轉換も容易ならしめため、次の如く司令部より示唆があつた。

三月未に付する公團在庫を能力少くする爲めには次の措置が必要であらう。

- (1) 飼料配給公團は昭和二十五年二月一日又は十五日より新規買入れを停止し、爾后は農林大臣の指定する卸賣業者一小賣業者よりの購入依頼又は卸賣業者たらんとする相手に基き一に手持商品を賣渡す。（例）前号の項目以後に生産された飼料は卸賣業者が生産者より直接買取り公團は單に帳簿上の処理を行ひ現実の経済行為にタツアしない。
- 二、前項の示唆に基き現状に於ては、別紙の様な方法を執る事が適當と考

へる。

3 公團は運賃請求のブル並に代行業者の收賃した飼料の出荷先指示の件を行い、その他の業務はすべて代行業者の責任に於て行うものとする。よう代行契約を締め立てる。

4 本要領実施上必要な細目は専産局の承認を受けて公團が定めるものとする。

備考

中央撮飼料、地方撮飼料の区分は元の通りとする。

中央撮 飼料 地方撮

輸入飼料
大豆粕
玉米粕
配合飼料
现行中央撮

米穀油粕
现行地方撮



（三五）

政府保有在庫緊急処理要綱（案）

（二五・三・五）

政府機肉保有物資の在庫量は現在相当多量に上り、その緊急処理が必要であるが、
処理の結果が産業界に与える影響の重大性に鑑み、この際左記の方針に基き処理の統
一を図ることとする。

記

一、処理の対象は、左に掲げる各機肉の保有物資とする。

- イ 産業復興公団
- ロ 鋼工品貿易公団
- ハ 織維貿易公団
- ニ 食料品配給公団
- ホ 飼料配給公団

（特別調達厅保有物資の処理については別途措置するものとする。）

二、政府保有在庫は原則として可及的速かに処分することを主眼とし、処分に際して
は国内産業に対する急激な影響の緩和と海外に対する不当競争の防止に特に注意す

るものとし、左に掲げる物資（以下備蓄物資という。）以外のものは昭和二十五年十二月末日以前に国内又は国外へ売却するものとする。

1. 國家災害救助用の緊急物資

口 本年中に於ける一定数量以上の売却が、國內産業に著しい打撃を与え、その結果日本經濟に悪影響を及ぼす物質

八 本年中に於ける一定数量以上の売却が輸出貿易に悪影響を与える物質

二 前面の需要が伴わないため差当り一定数量以上売却の見込がないが、國內資源に恵まれない等の理由により将来の産業復興上との保有が必要と認められる物質

三 備蓄物資の範囲は、肉保各省と協議の上經濟安定本部が決定する。

四 一に掲げる各機関は、その保有する備蓄物資以外の物資に肉する処分計画を作り、肉保各省を通じて經濟安定本部に提出するものとする。

五 処分の円滑迅速を実施を促進するため、政府は左に掲げる措置をとるものとする。

イ 競争入札に付する場合の予定価格は、あらゆる條件を考慮して取引が可能なならしめるよう合理的に定めうるものとする。

口 帯貸処理上特に必要のある場合には、一般競争入札によることなく指名競争入札又は隨意契約によつて売却することを認めること。

ハ スクラップとしての価値しかない物資は、スクラップ価格で処分することを認めること。

二 イ・ロスはハの措置によつても売却不可能の物資については、主務官庁の承認を得て廃棄処分に付するものとすること。

木 帯貸の買取に必要な資金については特別の金融措置を講ずること。

六 備蓄物資については産業復興公團に集中して保有せしめ經濟安定本部の定める計画に基いてその管理運営を行うものとする。これがため産業復興公團に對して所要資金を確保し必要な予算的措置を講ずると共に所要施設の整備を認めるものとする

家備蓄の対象物資一覧(宋)

25.3.5 生産局

要項	蓄置量	金額(円)	区分	備考
7	4276 ton 230	363540	口	国内生産 80,000/年 全在庫 約 20,000 需要 20,000 (輸出見込 30,000を含む)
9	1002 680	60,120	口	国内生産 14,000/年 全在庫 約 22,000
2	15560.327	2267190	口	需要 7500
2	2000.—	1,678,000	二	国内生産 4,601年 市中在庫は相当ある見込 需要 2,500 (25年内に 1,000程度消化見込)
3	86.203	34681	口	国内生産 45/年 需要 45
70.966.—	1,238,64	二		外に肉飼料所有のものが 38,000枚あるが別途 処理されると予定
8	995.678	93508	口	国内生産 1,300/年 全在庫 約 300 需要 1,600
53.—	45,580	口		原石たるモナズ石は三等分の輸入在庫 (200 ton) あり、 生産 35 ton 需要 35 ton 布取業工業(トリウム) 極特の必要
2000.—	76000	口		生産 (鐵当呂) 2,400/年 在庫若干 需要 3,600 貿易金融により取引を促進するが残高 2,000の見込
400.—	15,2000	口		7等分の在庫の外、原料の生酒石半年分の在庫あり。 貿易金融により取引を促進するが残高 400を越す見込
1167 倍	16,688	八		外に肉飼料所有の生糞 約 27,000 倍あり
46,862,082	4108,000	八		
1307891	104307	一		半年毎に回転の予定
	8123483			

國家備蓄の対象物資一覧(案)

25.3.5 生産局

物資名	現保有機会	用賃總量(24年) (2月度)	要補需量	企額(円)	区分	備考
電気鉄	産業復興公團	ton 4276.737	ton 4276.737	363540	口	国内生産 80,000/年 全在庫 約 20,000 需要 20,000 (輸出見込 30,000を含む)
電気鉛	産業復興公團 鉱工品貿易公團	1002.680 15550.327	1002.680 15550.327	60,120 2267190	口	国内生産 14,000/年 全在庫 約 22,000 需要 2,500
錫	鉱工品貿易公團	3163.327	2000.—	1,678,000	二	国内生産 460/年 市中在庫は担当ある見込 需要 2,500 (25年内に 1,000程度消費見込)
木・銀	産業復興公團	86.703	86.703	34681	口	国内生産 45/年 需要 45
特殊鋼	同 上	30,966.—	30,966.—	123864	二	外に肉鋼板保有のものが 38,000tあるが別途 処理される予定
セメント	鉱工品貿易公團	995.678	995.678	93508	口	国内生産 1300/年 全在庫 約 300 需要 1,600
沸化セリウム	同 上	53.—	53.—	45,580	口	原石たるモナズ石は三年分の輸入在庫 (200 ton) あり、 生産 35 ton 需要 35 ton 希原素工業(トリウム) 離脱の必要
鱗状鉛 (朝鮮産)	同 上	2763.—	2000.—	76000	口	生産 (該当局) 2400/年 在庫若干 需要 3600 稲荷金融により販路を促進するが残量 2000t見込
吐酒石	同 上	538.473	400.—	152000	口	7年分の在庫の外 原料の生酒石半年分の在庫あり、 稻荷金融により販路を促進するが残量 400tの見込
生糸	鐵維貿易公團	1167袋	1167袋	16,688	八	外に肉鋼板保有の生糸 約 27000袋あり
絹織品	同 上	46,862,082 摘要	46,862,082 摘要	4108,000	八	
綿織品	産業復興公團	1,307,891 摘要	1,307,891 摘要	104,307	一	半年毎に回転の予定
計				9123483		

食糧配給公團改組に因連する問題点

一 配給所の数を増すこと

(1) 公園存続中は農林大臣の承認を必要とすることとし、承認の基準は当該配給所の担当戸数、担当地域、現從業員数により決定する。(この基準で配給所がどの位増設されるか予測すること。)

(2) 自由登録実施に至るまでに現公團職員の地、城拡充などの程度みどめることが妥当かという問題がある。

(3) 増設の場合の經營形態は、委託制か直営制か。(直営乙)という形態は規則二七條の三き脱法する手段の如く考えられるが如何。

(4) 自由登録に当つては消費者の利便と適正マージン適正規模を考慮して配給所を増設しうるよう最低登録保有数を決定する必要がある。

二 自由登録の時期

(1) 第一家 八月中に小売の仮登録

卸売の仮登録

7.12.
10~4

九月一日に本登録に切替

生二案 いもの配給期日は 買取制を実施せず

自由登録も行はない。自由登録の時期は小売につき一月一日、卸売につき三月一日とする。(この場合一月一日以降の卸の委託制をとるとして、卸の選定方法は如何にすべき。)

(3) オ三案 小売 卸売共一月一日とする

三、価格ホールの問題

(1) 中小企業等協同組合法(二四六)(法律第百八十一号)によれば従業員の数が二十人を超えない商業事業者(企業組合を含み企業組合以外の組合と除く)の作る事業協同組合及びその連合会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四條第一号の要件を備える組合とみなされる。(六)但し、連合会は、通常産業基盤の管轄区域を超えると経済事務ができない(セセヨ)こととなつていて、が主要食糧の小売・卸売共従業員が二十人以下である限りこの適用さうけるかウマージンの定め方にまづては、事实上アウトサイダーの余生は極めて僅少に止

めながら事業組合及び連合会と組織せしめるのではないが、への場合といえども農場、生協は別系統となることは勿論である。)

(2) 右の場合のマーチン決定は、舊駅近くを担当する卸業者について不当な利潤を与えないよう配慮する必要がある。

四 卸業者につき各都道府県単位に五以上の発生を毎月は要求しているが、その方法に問題がある。

(1) 小売業者登録の保有数について、最大限を設ける。この場合には、最大限以上登録が集まらないようにする方法に困難があり又最大限を超える登録小売業者を他の卸に分割せしめるとしても、如何なる選定方法で分割に該当する者と定めるか、他の卸のうちの誰れに分割するかに問題がある。

(2) 各府県を五地区以上に分けて、一地区毎に卸を発生せしめる。一地区一卸とするか二卸とするか、アンティトラストセクションの問題あり。

(3) 小売業者登録の最低限を定めると、五以上の卸が発生する可能性を与えること、(セセヨ)よおま十分であつて実際上五以下になることは止むを得ないと考えるか。

五 一配給所一経営者の問題

(1) 中小企業等協同組合法第六條で二十人以下の従業員をもつ企業組合の発生が予想され、この組合は数配給所を經營する場合もあり得るのであるが、これは好ましくないとして禁止するが。

禁止の方法は、經營权譲渡の次格條件とするよう公団に指示することであらうがその指示は少くとも不当であるのではないか。

(2) 多数の小売施設を一経営者が支配することは、本業の米屋が家族勞働を主とすらものであつた実状に鑑み好ましくないと考るが、その禁止についての方法は(1)に述べた理由により指導又は勧告による外あるまい。

(3) 自由に放任しあき、マーチンからくる例約又は公正取引委員会の判断によつて不當に多数の配給所支配は防止しうると考えらべべきか。

六 卸売業者の事業区域

(1) 二以上の卸売業者が一地区において交錯すると喰率調整のための配給操作が複雑化する、この場合に卸に対する担当地区別の喰率を指示して販売せしめること

は困難か。

喰率による配給は小売段階で嚴格に守られねばいけないのであつて、卸の販売では小売に不当なストック負担を負はせない程度の操作をされねばよいと考ふる。

(2) 卸売業者を一地区一卸とするためには、地区毎に卸を登録することとし、しかも小売業者の登録の最低限度数を定めるに当り、一卸しか発生しないよう定める必要がある。

七 小売農商の事業区域

一定地域の消費層の喰率を一定からしめたため小売農商の事業区域は一定喰率の配給保証が可能な地域に限定する必要がある。市区では喰率の一定化は困難であると考える。

八 小売農商の登録の最低限要保有数量

現行配給所の相当戸数・相当面積・消費層の便益を考慮した適正措置、適正從農員数・マーチン等を考慮して定めること。

九 精米施設

(1) 小賣又は卸賣の何れか一方に精米義務を負はせることは、現在の法令上は困難である。

(2) 小賣農商に至らず玄米で配給割当を行なうが小賣農商は規定歩留で販賣する義務を負うものとする。この場合は大精米施設が遊休化し、一現生十一万台の販加工業者手持施設があるから小賣精米に対する傾向がつよい、開鐵機関の所有施設の恩付は食管 12.2 億五千万円程度の負担を結果する。

十、買取引実施の場合の都道府県知事の監督

- (1) 買取割にすると、公団の配給監督は末端並は及ばずくより、知事又市町村長の監督機能を充実する必要を生ずるものではなか。

(2) 府県知事の監督機能を強化しそくても警察権乃至経済調査庁の協力と消費者の登録簿による圧力で解決されるのではないか。

買取引の場合の代金回収

代金支払を解消する業者に対するは、都道府県知事において登録消費者は小費業者と適宜登録せしめたり上登録取消を嚴に実施せしめらことが必要である。
十三、卸の買取割に当つて、公団を経由して買取ることにするか又は政府から直営買取ることにするか、該者の場合は公団に対する性質経費を食管特別会計から支出する必要が生ずる。

詩一卷

- (2) (1) 部の食糧に対する代金延納による分配給手形割によるか又は市中融資によるか、委託制から買取制に一挙に移行することは一衣に莫大な資金需要が生ずること

西食管法第二十六條

とほるので、委託別りときから所要資金を逐次市中融資に仰ぐようになれば委託制
且一部買取制という形をとらば要があろう。

保管、輸送、加工その他の会社企業に就職しようとする者等公団登載前一ヶ月以内に会社又は企業に關係を持つに至る者等については期付可能性をきものとして本規定乃至二年一二月一日午後六時モランダム第五項の違反として取扱はばれることを午後六時、檢察官、法務府等に申入れる必要がある。

参考

臨時物資需給調整法の下に於ける統制方法に関する件（昭和二十一年十二月十一日）

日SCAPIN-三九四)

十五、第三、第四項によつて設立もしくは指定され右機関又は団体の役職員はその機関
又は団体の統制する物資及び資材の生産又は配給を専む如何なる会社又は企業に用
しててもその株主又は職員とすり若しくは如何なる利益關係を持つことも許されない。

29

3.8
3.6
3.07.11

(1) 食糧配給公団の廃止に伴う経過措置に関する要領

生活物資局(案)

一 目的及び方針

食糧配給公団(以下公団といふ)の廃止に伴う経過的措置については、最近の経済事情の推移に鑑み、公正な競争に基づく民間企業の自主性の恢復、配給機能の能率化及び國家財政負担の軽減を目的として、その円滑な実施と適正な配給秩序の確立に意を注ぎ左の方針により措置する。

(一) 公団は、昭和二十六年三月三十一日迄に廃止する。

廃止前とあっても主要食糧の配給に支障がない限り極力機構の簡素化を図る。

(二) 公団の末端配給機関は、原則として昭和二十五年七月一日を期して全面的に民間の經營に移し、これに公団配給業務を委託することとし、昭和二十六年一月一日からは、公団委託配給制に代えて登録制に基づく小売業者に買取並渡させる。

3.12.
10~11

23

(二) 本部の卸売機能は、昭和二十六年一月一日を期して民間の経営に移し、登録制に基づく卸売業者に買取を渡させる。

(四) この要領に基づく主要食糧の配給は、別に定める様式の購入券制度によつて実施する。

(五) 米・こゝの摺滑施設は、速かに民間の経営に移し、從来公団の行つてきた摺滑業勢は、登録卸売業者又は登録小売業者に行わせる。

(六) 主要食糧の統合配給に支障がない限り二次加工品の配給については、消費者の希望に応じて行われるよう配給機構及び配給方法に改善を加える。

(七) 公団のいも類、包装資材等の取扱については、中央及び地方を通じて極力を簡素化と能率化を図る。

(八) 以上の配給制度の改変に伴い主要食糧の配給に伴う國の管理事務の処理に努める。

(九) 以上の措置に伴い主要食糧の配給に伴う國の管理事務の処理に努める。

内

二 指置

(一) 公団委託小売業者制の実施

現在の公団直営配給所は、原則として昭和二十五年七月一日を期して公団委託小売業者制に切り換えることとし、同日以降において、都道府県の実情に応じ配給所の増設を必要とする場合にあつても、委託小売業者以外のものを認めない。

(二) 公団委託小売業者の選定

1. 公団委託小売業者は、昭和二十五年六月三十日現在において公団直営配給所に使用させられた固定配給施設毎にその所有権者又は利用権者であつて、公団委託小売業を営もうとする者、同日以前において当該固定施設の所有権者又は利用権者であつた者、公団委託小売業を営もうとする者及び右以外の者と農林大臣の適当と認めた者の中から昭和二十六年一月一日以降買取を渡すものとすることを承諾した者から選定する。

2. ソの選定は、次の優先順位により公団が都道府県知事と協議して行う。但し同順位の者の間にあつては、公団職員を多く従業せらる者が優先するものとする。

(4) 国領機関(食糧営団)の所有に属しない施設について特定媒介を受けて者

(5) 国領機関の所有に属しない施設を譲り受けた者

(6) 公团私員であつて国領機関の所有に属した施設以外の施設の所有者

(7) 公团私員であつて国領機関の所有に属しない施設以外の施設の利用权者

(8) 国領機関に施設の所有权又は利用权を譲り渡した者であつて現に施設につ

いて所有权又は利用权を有する者

(9) 公团私員でない者で(1)及び(2)に掲げる施設以外の施設の所有者

(10) 公团私員でない者で(1)及び(2)に掲げる施設以外の利用权者

(11) その他の者

3. 昭和二十五年六月三十日現在において公团の代位配給所となつてゐる施設については、その施設毎に現在の経営者をその希望に応じてそのまま公团委託小売業者とす。

4. 公团委託小売業者の数は原則として昭和二十五年六月三十日現在における公

三、買取制の実施

(1) 登録小売業者

公團給付所の数を基準とするが、次の事項を勘案して、公團が都道府県知事と協議してその増加を適当と認めた場合には、公團は右の基準を超えて委託契約を結ぶことができる。

5. 公團委託小売業者の選定は原則として一事業者につき一施設とする。

(2) 登録卸売業者

昭和二十六年一月一日に公團委託小売業者制を廃止して、都道府県知事は、十一月上旬に予め消費者の自由選択に基づいて小売業者の予備登録を行い、昭和二十六年一月一日に本登録を行うことによる登録小売業者制に切り換える。

(3) 登録卸売業者

從来公團の行つてきた卸売機能は、昭和二十六年一月一日に停止して、都道府県知事は、予め一日までに予備登録小売業者の自由選択に基づいて卸売業者の予備登録を行い、昭和二十六年一月一日に本登録を行うことによる買取制による登録卸売業者制に切り換える。

四、登録制の実施方法

登録小売業者及び登録卸売業者の予備登録は、それらの者から直接購入する者の自由選択によつて行うこととし、その実施方についとは、次の要領による。

- (一) 登録小売業者の登録は、農林大臣が別に定める主要食糧の種類別例えは米麦等
パン類及びめん類へ乾パン及び乾めんを除く)に行う。

登録卸売業者の登録は、主要食糧の各種類を通じて一本建とする。

- (二) 登録小売業者及び登録卸売業者の登録資格要件は左に掲げる通りとする。

人一 定数(種類別)以上の受配希望者数へ卸売業者にあつては、小売業者を経由して集められた後受配希望者数)

2. 配給に必要な施設

3. 暫時物資需給調整法、食糧管理法、物価統制令との他經濟統制に関する諸法令違反の行為により禁固以上の刑に処せられたことがないこと。

登録卸売業者の過度による不当な競争制限を防止するため各都道府県毎に少くとも五以上の取扱業者が登録されるようの一最低受配希望者数を設定するも

のとする。

(三) 登録販売業者の事業区域

登録小売業者の事業区域は、原則として市町村に限定するが、大都市等の区その他別段の措置を講ずる必要があると認められる地区については農林大臣又は都道府県知事が別に定める。

登録卸売業者の事業区域は、原則として都道府県とする。

- (四) 消費者又は小売業者が選ばれた業者か、予備登録を受けることがござなかつた場合には、農林大臣の定める一定期日内に予備登録を受けた小売業者又は卸売業者を再選択させる。

- (五) 登録小売業者及び登録卸売業者の登録は一年毎に更新する。

- (六) 登録小売業者及び登録卸売業者に對して都道府県知事は、登録票を交付する。

五、配給東路

- (一) 登録小売業者は次の業務を行う。

人一般登録小売業者

一般登録小売業者は、予め農林大臣の登録する業勢用購入通帳（甲）に所定事項の記入を受けて登録の際自己の選択して登録卸業者から米麦等を購入し、消費者へ業勢上消費するものを含む）の糧禾ちる購入通帳に所定事項を記入し又は購入切符（以下小麦粉券といふ）と引換えに登録の際自己を選択した消費者に兌渡すものとする。

一般消費者は、登録後一年間は登録の際自己の選択した登録小売業者から購入しなければならないものとする。

小麦粉券の取扱いには2に準ずる。

2. ベニ又はめん類登録小売業者

ベニ又はめん類登録小売業者は、予め農林大臣の登録の際選択して登録小売業者ベニ又はめん類を消費者に兌り渡すものとする。

ベニ又はめん類の購入に当つては、消費者は登録の際選択して登録小売業者のみに限らざりの登録小売業者からも購入しができる。

ベニ又はめん類登録小売業者は登録の際自己の選択して登録卸業者から原

外
内

料小麦粉の購入するに当つては、消費者から受け取つた小麦粉券と引き換えに行う。

（二）登録卸業者は、予め農林大臣の登録する業勢用購入通帳（乙）に所定事項の記入を受けて、政府から主要食糧を購入し、（一）により登録小売業者に兌り渡すものとする。但し、農林大臣の定める一定数量以上の主要食糧を消費する者へ大口需要者）に対する兌渡については、別に定める様式の購入切符と引き換えに行う。

（三）登録小売業者及び登録卸業者は、農林大臣又は都道府県知事の指示に従つて主要食糧を販売する義務を有するものとし、配給品目についての実施を認めない。

（四）市町村長は、都道府県知事の指示する細則別配給実施計画に従い、次の業勢を行う。

人 自己の生活上又は業勢上消費する者に対して主要食糧の配給割当を証明する購入通帳（購入切符を含む）及び小麦粉券を交付すること。

3. 登録小売業者及び登録卸売業者に対する業務用購入通帳(甲及び乙)に割当
数量を記入交付すること。

右の割当は、登録小売業者又は登録卸売業者に対する受配希望者数及び、回
收されに小麦粉券から算出じて行う。

六、例外措置

農林大臣は、特に必要があると認める場合に限り、登録販売業者以外の者をじて消
費者に販売せしめ、又は自ら直接消費者に売り渡すことがある。

七、登録販売業者の搾搾業勢

米の搾搾業勢は、その希望するところに従い、登録販売業者が自ら行い又は他に委
託して行うこととし、現在開設機関が所有じこいる施設につりては、できるだけそ
の活用を図るよう努力する。

八、登録販売業者に対する金融的措置

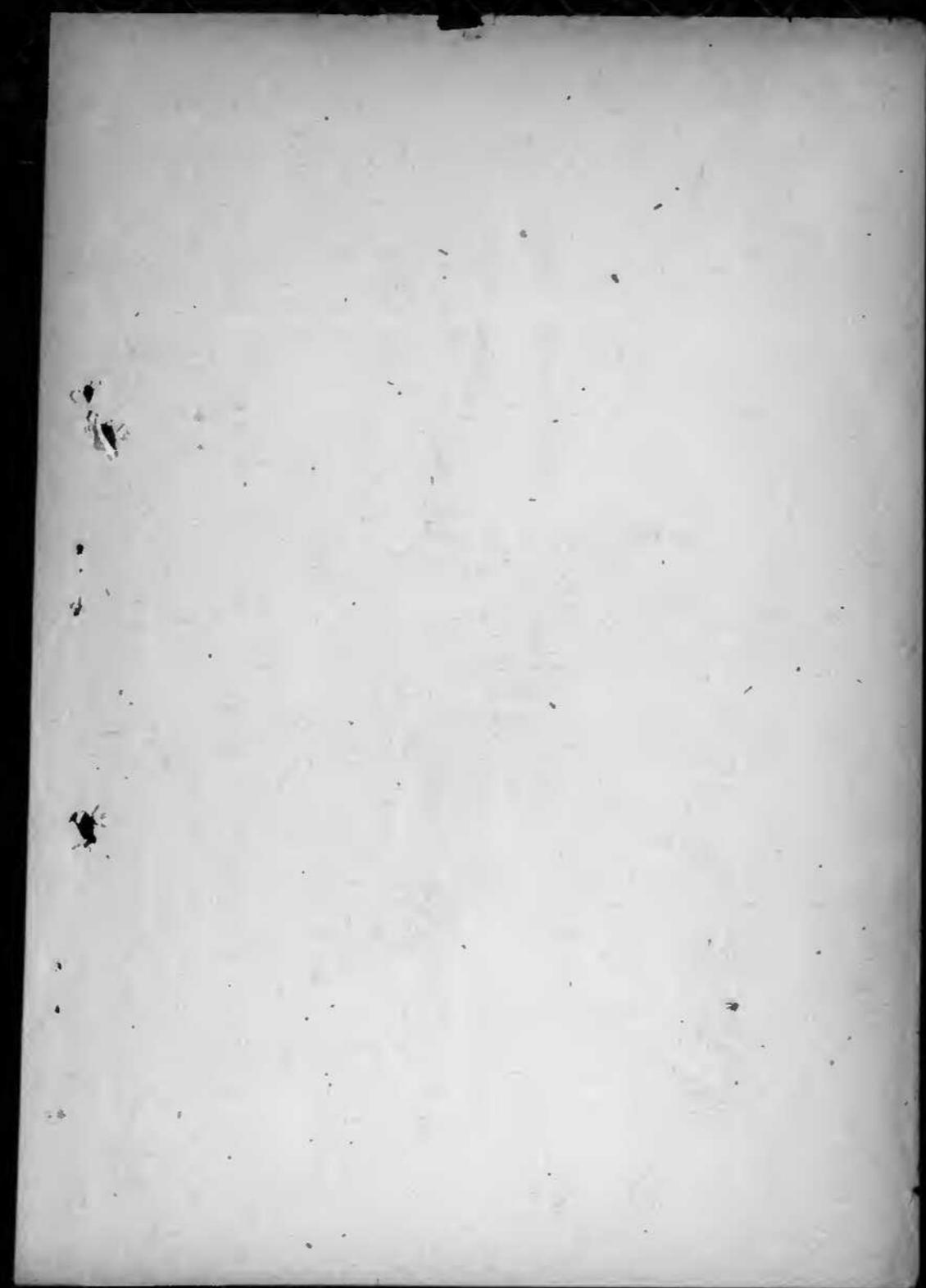
買取制による登録販売業者制の実施に伴い、必要な設備資金及び運転資金を確保す
るため新たに食糧手形制度を設け、同手形による資金の融通は金融機関資金融通率

則上申職位どし、日本銀行は、その再割引又は担保貸出をする際優遇するものとす
る。

なお、登録販売業者の主要食糧購入代金の支拂につき、食糧管理特別会計との連
絡は認めない。

九、価格

政府元渡価格及び小売価格(消費者価格)は、全國一本に定めることとするが、卸
売業者及び小売業者の取扱子数料は立地條件、取扱範囲によつて異なるのと、卸売業
者販賣価格は設定せず、政府元渡価格と消費者価格との範囲内ご登録卸売業者及び
登録小売業者の間におりて個々に決定せざる。



25
3.15
10nK

39

⑥ 飼料配給公団廃止後にあけたふすま取扱要綱 (三五年三月高農局)

飼料統制の全面的撤廃に伴、一時的で混乱を避けるための臨時措置として飼料高給調整規則第1條の規定に基き、本要綱によりふすまの指図統制を行ふ。

一、配給対象

配給の対象は左の名号に掲げるものとする。

(1) 犬 牛

(2) 摘乳牛

(3) 家 牛

二、統制・対象

統制の対象となるふすまは農林大臣の指定する大製粉工場分の生産される月平均 五千頭のふすまとす。

三、配給割合要領

1) 指定工場は毎月生産見込数量(前月十五日までに農林

大臣より報告しよべればよい)。

農林大臣は、指定工場からの生産報告に基き、都道府県にはすず消費部門別配給割合及ぶ指定工場による
都道府県別当荷割合を決定し、都道府県知事に配

給割者及び支荷割者を通知し、指定二場に付し、支荷を命する。但し農林大臣は消費者別割者を決定し、割者通知書と發給することがある。

(3) 都道府県知事は、農林大臣の定めた配給割者の範囲内に於て消費者(又はその委託を受けたもの、以下同。)別割者数量から購入先工場を決定し、消費者に付し割者通知書を全給する。

(4) 消費者は、割者通知書の記載あるとおり従つて、生産工場と、発送の條件と協議決定し、小口まと購入する。

(5) 消費者は、割者通知書と引換り、代金を支拂之(昭三月の十五日三十)に小口まと購入し受け取る所す。

(6) 指定二場は、消費者が付し、(通)割者化代金を拝受して、購入の申込を受けたときは直ちに小口まと販賣し受け取る所とする。

四、価格

価格は、生産業者販賣価格及び販賣業者の利潤の統制額と並行
1 生産業者販賣価格は生産三环节(原料、半成、成)の統制額
2 販賣業者販賣価格は、生産業者販賣価格に利潤の統制額及
運送費その他諸掛を加算したものとする。

輸入肥料買入要領

肥昭和二十五年三月十五日
料配給公團

25
3-X2
4XC
41

輸入肥料買入要領

昭和二十五年三月十五日
肥料配給公团

「輸入貿易及び对外支払管理令」に基き、輸入される肥料（以下肥料といふ。）を肥料配給公团（以下公团といふ。）が買入れるとときは、本要領によるものとする。

一、肥料の種類

肥料配給規則に定める肥料

二、買入事項の掲示

肥料の買入に必要な事項については、その都度通産省並びに公团に掲示するものとする。

三、外貨資金割当申請

肥料を輸入しようとする者は、本要領及び別紙（一）の契約書に掲げる諸条項を承知の上、外貨資金割当申請書（以下申請書といふ。）三通に左の書類を添附して通産省通商局長に提出するものとする。

1. 外国人からの確定賣渡申込書（略）

2. 会社内容明細書、様式は別紙（二）による。（この会社内容明細書は、申請書に先立つて提出

して差交えない。既に提出した者は、内容に変更のない限り再提出する必要はない。）

四、資金の割当

通産省は審査委員会（假称）において、申請書を審査し、適当と認めるものに対して、資金の割当を行う。

五、費買契約

肥料を輸入する者が、外貨資金割当證明書を公团に提出した場合は、公团は、可及的速かに別紙（一）による費買契約を締結するものとする。費渡人が費買契約を履行しなかつたときは、原則として爾後の申請を受けない。

六、契約保証金

費買契約の契約保証金は、これを免除する。

七、受渡の時期及び場所

肥料の受渡時期は、原則として本船入港後錨時とする。

受渡場所は、原則として輸入港本船乗渡とする。但し、特別の場合に限り輸入港本船々側渡とすることがある。

八(受渡条件)

1、数量については、原則としてB/S又は送状記載の数量による。

2、成分の決定は、原則として場地決定とし、農林省肥料検査所の分析鑑定によるも、特別の場合に限り国際的商慣習に従うことかざきるものとする。

一船毎平均兌本の分析の結果、契約の際予め保証された成分を下回った場合は、不足成分の一(一)未満は一と見做す。(一)に対する倍の $100\% + 5\%$ の値引きを行ふものとする。

3、輸入港本船乗渡の場合、滞納料若しくは早送料は公團に帰属するものとする。

九(賣買価格)

2022年1月1日以後の輸入業者の手数料及び諸掛を含まないものとする。

十(手数料)

輸入手数料は、内建で支払い。この際通信費、人件費等の一般管理費的経費はこれに含まれるものとする。

十一(代金の支払)

代金の支払時期は、賣渡人が賣買契約に基き代金請求書を公團に提出した日から十五日目とする。

る。

十二(求償)

積期、数量、品位等について、著しい差異を生じた場合は、公團の求償に応しなければならぬ。

十三(棄則)

1、信用狀、買取授權書又は外國為替銀行に対する輸入申請の際の担保については、公團は、資金の貸付、融資の斡旋等援助は与えない。但し、銀行に対し買入れの保証はするものとする。
2、不可抗力による未着又は延着に対する損害は、公團の承認した場合に限り免責とする。
3、船内以降の荷扱いは代行商社に下請せらる事ができるものとする。
但し、当該輸入業者の荷扱いについては、考慮を払うものとする。
4、船内以降の荷扱については別に手数料を支払う。

十四(其の他)

其の他、上述の項に定めない事項は、その都度協議の上、決定するものとする。

別紙(一)

契約書

肥料配給公团(以下甲といふ。)は、輸入肥料(以下肥料といふ。)の販賣に関する

(以下乙といふ。)と左の通り契約する。

第一条 甲との間ににおける肥料・売買契約は、乙に計し当該肥料の外貨資金の割当があつたときに成立するものとする。

第二条 乙は、貿易肥料に関する必要事項並に肥料積装船の動態につき密接な連絡を甲にするものとする。

第三条 受渡の時期は、肥料積装船が到着したまゝに依頼したときとする。

第四条 受渡場所及び方法は、輸入港本船装揚とする。

第五条 受渡数量は、原則として船荷証券又は通常に記載された数量とする。

第六条 乙は、現品引渡書を提出し、甲は、現品受領書を發行するものとする。

第七条 受渡現品に対する危険は、甲が前条の現品受領書を提出したとき以降甲の負担とする。

第八条 肥料の成分については場所決定し、農林省肥料検査所の分析鑑定によるものとする。

第九条 分析鑑定の試料は、本船上において、甲、乙立合の上第三者が採取し封印したものとする。

前項の試料は、一船につき三点以上とする。

第十条 売買価格は、農業保険料込価格とし物価庁の定めたところ大よろものとする。

第十一條 代金の支払時期は、乙が船積書類並びに現品受領書を添附した代金請求書を甲に提出した日から十三日目とする。

前項の支払が遅延した場合には、甲は、日歩二錢七厘の延滞利息を乙に支払うものとする。甲が第一項の支払時期到来前に代金を支払つた場合には、乙は、その支払を受けた日の翌日から第一項の支払時期到来の日までの期間に応じて、前項に定める率と同じ率もつて計算した金額を、甲に返済するものとする。

第十二条 輸入王数料は、物価庁の定める範囲内において、甲は、これを乙に支払うものとする。

第十三条 農林省肥料検査所の分析鑑定による保証成分量が、契約時ににおける保証成分量以下の場合は、不足成分の一ひと未満は一と見做す。(にかけて二倍の値引きを行うものとする。

第十四条 積承本船の滞船料、早送料は甲に帰属するものとする。

第十五条 積期又は数量、品位等につき著しい差異を生じた場合は、乙は、甲の求償に応じるものとする。

第十六条 甲及び乙は、相互にその受渡時期を励行するものとする。

第十七条 乙は、この契約に基く一切の権利義務を他人に譲渡し又は他人に代行せることはできないものとする。

第十八条 甲及び乙は、相互にその受渡時期を励行するものとする。
乙は、この契約に基く一切の権利義務を他人に譲渡し又は他人に代行せることはできないものとする。

第十九条

この契約の履行にあたつて、不可抗力、その他乙の責に帰することができない事由による履行遅延、履行不能、その他一切の甲の損害については甲の承認を得なければその責を免れることはできない。

乙が甲の各号の一に該当する場合甲に損害を与えたときには、甲の算定した賠償額により賠償の責を負うものとし、且つ甲はこの契約を解除することができるものとする。

一、乙がこの契約の履行にあたつて、乙の故意又は過失があつたときは若しくは虚偽の申立、其の他不正行為をしたとき

二、乙がこの契約を履行しなかつたとき

第二十条

この契約条項は、甲、乙協議の上これを変更することができるものとする。

第二十一条

この契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上処理するものとする。

第二十二条

この契約の有効期間は、昭和二十五年 月 日から昭和二十五年 月 日までとする。但し、乙の解散、破産、営業停止命令等のあつたときは、そのときまでとす

前項の期間内に清算が完了しなかつたときは、これの完了の日までこれに関する条項は有効とする。

右契約の證として本書二通を作成し各自その一通を保有するものとする。

昭和二十五年 月 日

附
錄

一 品
二 產 地 名
三 檉類及品質
四 數 量
五 荷 量
六 交渡時期
七 檉

輸入港本船系渡	項 目	值	格
	單		
	檣		
	總		
	類		

別紙

(二)

会社内 容 明 細 書

- 一 会社名（邦名及び英名）
- 二 代表者氏名
- 三 設立年月日
- 四 資本金
- 五 取引外國為替銀行
- 六 社會及事業概要
- 七 仕入地域の取引先との從來の具体的取引状況
- 八 監査の対象となる店舗並びにその構成人員について



公団業務並に経理の合理化対策について

(一)

公団取扱物資の貿易方式の合理化

(二)

通商産業省通商企画局

産復公団も物資の取引はこの精神に則つて販売予定のつかないものは引取らないようにして居る。

尚二十五年度からは引取物資を着しく減少する。

(二) 自家保険制の施行

産復公団の保険の実績は他の公団の求償率が一一一五%であるのに比較して九六%である。掛け率が低いことは別として反面損害率が高い事になつて居る。その理由としては保険料付するのが 金物資とせず、特に危険度の高いものに限られ居る事と、天災地変等の影響が大きかつた事を示している。

産業復興公団の場合に於ては從來の実績から見て自家保険制などとは適当でない。

(三) 現金預金の効率的運用

(4) 支払利息対受取利息の比率は鹿嶋公團が他の公園に比し最も好成績である。(二、
六月三十日)

(5) 九月末現在十四億の預現金が三月末には六一七億円に減少の見込みで整理を促進
している。

(四) 賃料金及び延滞利息。

鹿嶋公園は賃料金は少い。(一四年前期三九% 対売上高比率) 延滞利息は
今后微収せしめることとする。

(五) 営業費諸費用支出の節減。

(1) 輸送・保管費の節減。

(2) 輸送料。

④ 大口にまとまつたものの引取輸送は入札によることとする。
⑤ 小口のものは基準単価を表更し時価で押さることとする。

内の一

理由 物資の引取・輸送までの都度入札にすることは、入札のための経費
と経過日時のロスに比して業者も好まないし、信用のある業者を必要とするか
う誰でもと太うわけには行かない。

大口には同一面積五〇㍍程度以上のものについては入札をやることとする。

(3) 保管。

(A) 新規引取と輸送と保管とをまとめて信用ある業者にやらせたがよく
はなしに入札とするに適しない。

(B) 公園としてはむしろ今后集中保管の方に向く移行せしめたい。

(C) 販売上その他の都合で置場は地の利を必要とする。好ましくない場所に入
札の結果保管せしめることは適當でない。

(D) 長期契約として、保管料を値引せしめ信用もあり地の理もよい業者(二、三
口見積照会の上決定することとする)

通り抜け料取機関

現在は此のようないふるのは存続しない。又今后も存在させないよう督励する。

過去にあつた特異の例が指摘されたものである。

食糧配給公団の廃止及び主要食糧の新配給制度に関する指置要綱案

(一) 二五、三、ニ、五)

一方針

食糧配給公団（以下公団という。）の廃止及び二五に伴う主要食糧新配給制度の実施は、最近における食糧及び経済事情の推移に鑑み、主なる目的を民間事業の自主性の恢復、公正な競争及び消費者の利便の増進に置き、機構の切換に当つてはその円滑な実施と配給上の混亂の防止に意を注ぎ左の方針に基いて指置するものとする。

（一）公団は、二十六年四月一日より廃止するものとする。

廃止前といえどもその機構は主要食糧の配給に支障がない限り極力簡素化を図るものとする。

（二）公団の末端配給機関は一定の資格條件を充すもの就中二十六年一月一日又は事業開始後大ヶ月の何れか早いときに買取制によつて業務を行ふことを志望する申請者は優先的に小賣業者を移管するものとする。

4.5
10~4

50

(三) 公團の卸売機能は一定の資格條件を充すもの就中二十六年一月一日又は事業開始大ヶ月の何れか早いときは買取制によつて業務を行ふことを希望する申請者であつて登録制により資格を得たものには優先的と卸売業務を移管するものとする。

(四) (二)及び(三)による小売業者及び卸売業者の選定は農林大臣の定めるところに従つて都道府縣知事が行うものとする。

小売業者及び卸売業者については、総合配給口支障がない限り主要食糧の適當品種別にエリヌは特定の配給部門別より業種を分け分けることができるものとする。

(五) 卸売業者、小売業者、消費者の間の各段階における主要食糧の配給においては購入券制度を実施する。

(六) 米穀の搗精施設は速かに民間事業の經營に移ることともに獨創業務は

月 日を以て新に発足する登録卸売業者をして行わせる建前をとるものとする。

(七) 二次加工品の配給については総合配給に支障がない限り持て消費者の希望に応じて行わるようナフリーウ！ポン制の拡大を実施することとしニシガタの特別の配給機構、購入券制度等を改善を加える。

(八) 公團のいも類、やん坊及び包装食料を取り扱う機構、人員等については、その業務縮少の実態に即しつつ中央及び地方を通じて簡素化を図る。

(九) 右配給制度の改革は伴う価格の調整及び民間事業者の資金の確保を図る。

(十) 右配給機構の改革は伴い主要食糧の配給に伴う附隨的事務の整理を努める。

(十一) 前各項を通じ公團に關してはその二十五年度予算の範圍内十二社を調整して行う。

二 指置

(一) 小売業務の民間業者との移管

直営配給所及び代伍配給所は各都道府縣の実情に応じ、なるべく速かに民間に移管し遅くとも九月三十日は完了するものとする。

(二) 小売業者の選定方法

1. 公團委託小売業者は、公團直営配給所である固定配給施設(以下施設といふ)

毎口半の理所所有權者又は新利用權者であつて、小賣業を営もうとする者の中から選定する。

2

開鐵機關所有施設についてはその所有施設につき特典譲渡を受けた者は開鐵機關の所有施設につき落札した者と小賣業者とする。但し、特典譲渡を受けたもの及び落札した者のない場合は3を準用する。

3. 宗鐵機關所有施設以外の施設につきの小賣業者の選定は左の優先順位により食糧配給公团總裁が農林大臣（その委任のある場合には都道府縣知事）の推薦を受けたものとする。

(1) 公團職員である所有者

(2) 公團職員である新利用權者

(3) 公團職員以外の所管官吏（農林大臣の定める期間に亘つて主要食糧販売業務の経験を有するもの）

(4) 公團職員以外の新利用權者や農林大臣の定める期間に亘つて主要食糧販売業務の経験を有するものの

(5) その他の方

（但し、(1)～(4)に該当しない者は公團職員を多く従業せしめる者を優先する。）

4. 公團の代位配給所とまつての施設についてはその施設毎に現在の經營者をそのまま公團委託小賣業者とする。

5. 公團の直営販賣所、代位配給所及び公團委託配給所の施設は、九月末までは(3)の場合及び農林大臣が特別の必要を認めて指示する場合の外原則としてその分割増設を認めないものとする。

6. 公團委託小賣業者の選定はあらつては、一事業者につき一施設を原則とする。

(3) 公團委託小賣業者の増設

二十五年十月一日から公團委託小賣業者の増設を行う必要がある場合にはあらめ農林大臣の定めるところに従つて都道府縣知事が二十五年九月上旬に消費者の自由選択による仮登録を行つておき二度に亘りて新たに増設する小賣業者を選定する。

右による仮登録を受けることができる者は、次にかかるもののうち通常主要

食糧の配給は必要と認められる場合は施設の所有権又は利用権を有する者とする。

(1) 公田職員であるもの

(2) 食糧當局設立以前において主要食糧販賣業を営んでいたもの

(3) 主要食糧を購買する者が組織する法律の規定に基づく組合（農業協同組合及び生活協同組合）

(4) 小売業者における買取剤の実態

(1) の(2)、(3)、及(4)の場合何れも業務開始後六ヶ月又は二十六年一月一日の何れか早い時に販賣免許証を手ることを條件とする。

(5) 登録制による卸売業者別

公田の卸売業者へ各都道府県支局及び交付機関へは、各都道府県毎に都道府県知事が二十五年十二月末までに都道府県軍事部小売業者の自由選択による登録制に基づいて卸売業者の登録を行つて、その販賣事業の經營に移管し、二十六年三月三十日までは公田から四月一日以降は政府から販賣の上販売せざる。

(6) 自由選択による登録制の実施方法

小売業者及び卸売業者の登録は自由選択の者から直接購入しようとする者の自由選択による登録制を採用するが、その実態に当つては左の各項の措置を講ずる。但し、二次加工品やフリーカーボン制により配給されるものについては別に定める。

人 小売業者及び卸売業者の登録は、都道府県知事が通常主要食糧の配給が必要と認める固定施設及び從業員数を有するものについてはその者から直接購入しようとする者の登録（依然大臣の指示による登録）は都道府県知事の定める配給担当人口（12基）で行うものとする。

2. 亂其による不当競争を防止し併せて計画配給の円滑な実施を図るため小売業者の登録を受けた條件としてその配給施設毎に登録保有数の最低限の配給担当人口（12基）を定める。

3. 卸売業者の事業区域は都道府県単位とし、その登録保有数の最低限（配給担当人口）を定める場合は、状況による不当競争の制限を防止する二点を併

此秀文將は各都道府縣毎に原則として五以上の業者が認定する所とする。

小売業者の事業区域は、原則として都道府縣知事のための配給実施上の最小區劃に限るるものとし、都道府縣知事は食率及び一月配給日における配給品目の統一等の關係を考慮して実情に即して定めるものとする。

5. 消費者又は小売業者は登録の有効期間中はその登録した小売業者又は卸売業者が、主要食糧を購入するものとする。

6. 消費者又は小売業者は登録した業者が小売業者又は卸売業者として登録を受けたかつての場合には、之に該消費者又は小売業者として登録を受けた小売業者又は卸売業者は登録を失う。

7. 小売業者及び卸売業者の登録は昭和二十六年四月一日以降において毎年少なくとも一回これを行うものとする。

8. 前各項の消費者又は小売業者の小売業者又は卸売業者に対する登録については農林大臣のための主要食糧の品目別に行わしめることがあるものとする。この場合においても小売業者又は卸売業者の数品目にわたる業者は算上しないものとする。

(c) 報告業務

9. 卸売業者及び小売業者は、自己に登録したことの付し農林大臣又は都道府縣知事の指示は從つて主要食糧を販売する義務を負う。

10. 農林大臣は、特に必要があると認める場合には限り、販売業者以外の者として消費者に販売せしめ又自ら直接消費者に販売する二とがあるものとある。

11. ニの(三)はふつて増設するに公团委託小売業者については、1. 2. 4. 5. 7. 及び 10. を準用する。

(d) 報告業務

1. 公團の獨賣業務の民營切替の円滑を実施し、開闢機關所有精米施設の適正化を大分を期し、切替後はありても現在の獨賣担当段階は該当する獨賣段階に於いて獨賣せしめることを達成するが、卸売業者はありて必要がある場合は小売業者に委託する二とは妨げないものとする。
2. 獨賣業務の民營切換は、卸売業者の設置後速かにこれを実施し、公團廢止前までに完了することとする。

(八) 公因業務の整理とその人員及び機構の縮少

1. 総合貿易部門の民間事業との切替の進捗と歩を合せて、その人員と機構を逐次縮少し、空缺削減せしめるの発生を踏として支局及び支所の人員及び機構を逐次縮少する。

2. 政府のいも類賣入数量の減少に伴い二十五年四月一日を以ていも類局は廃止するがその販売機構として中央、地方を通じ公団内に必要と判断を置き、買賣代理させることとする。

3. 包装資材についでは、原綿、麻袋及び粉用錦袋のみりついて從前通りの取扱を継続し放棄品及び粉用の麻袋、紙袋及び又力袋については二十五年四月一日以降回収統制を行わまいこととし包装資材局は廃止して、中央、地方を通じ必要な罰課を置くが残品処理と併行してその人員及び機構を逐次縮少する。

4. ト人粉局は二十五年四月一日に廃止するが二十四年五月ト人粉于政府買入するもの等手替ト人粉の処理の適正を期すため中央、地方を通じ必要な罰課を設け上の業務の縮少とともに人員及び機構を縮少し、二十六年九月末に生れらの罰

課を廃止する。

5. トも類、ト人粉及び包装資材の三局の廃止に伴い此等三局の罰課を統轄する一局を置く。

6. 前各項は公因の二十五年度予算の範囲内において二項を行ふ。

(九) 価格調整

登録初売業者割の実施に伴い政府壳渡価格の調整を必要とするがニ川を最少量にとどめるため卸売業者が卸道府県別又はブロック別に設立する事業協同組合はその連合会の活用を留意する。

(十) 所要資金の確保

買取割による登録販賣業者別の実施に伴う必要を資金を確保するため其の措置をとる。

1. 設備資金及び運転資金につき金融機関の融資率割上最優先の順位とする。
2. 新たに食糧手形へ便換ノ制度を設け、同手形による資金の融通は、最優先取扱をとするとともに日仏銀行等の再割引は担保貸出を行ふことにより優遇する。

ものとする。

3. 公園の廢止後においても予金納付金と主要食糧の配給を活用する途等を確保する。

4. ちかく登録販売業者の主要食糧購入代金の支払については食糧管理特別会計への返納は送金日数に該当する返納の外二日を認めたい。

（四）配給機構の改変に伴う配給管理事務の整備

1. 現在公園未端配給機構において担当している配給管理事務については左の指

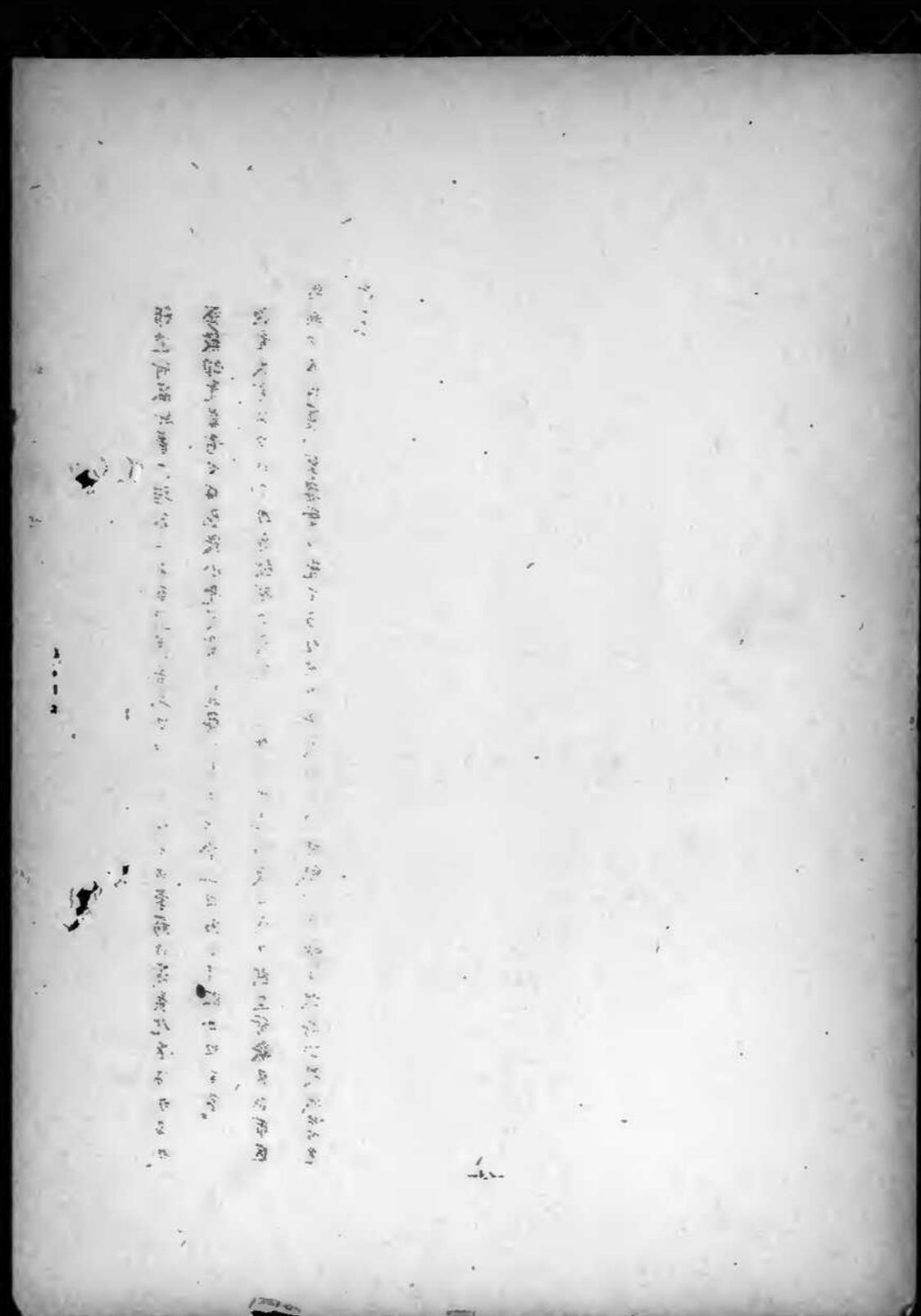
置をとる。

(1) 外食券(甲)及び(乙)、めん類購入切符並びにパン類購入切符について
は登録小売業者別の実施り毛立ち、主要食糧購入通帳からの切取切符又は市
区町村長の交付する保証の購入券によらうの太友等の配給否は差引数量の記
入のみを行なうことにして現在の交付回数が分等の事務を簡素化する。

(2) 配給担当人口につきの調査及び報告、購出證明書の最終消費月日の記
載及びその台帳の整備、保育農家の轉出及び押収権限に伴う主要食糧の買入
行う。

都道府縣知事の指示による諸報告等についてはその事務の簡素化をはかるが、
登録販売業者又は登録小売業者の義務として法令上にありて明かにする。

2. 販売業者はついての登録別の実施の他既設制度は併々割道所蔵及び市區
町村の人件費、事務費に充ててあるの半額大体の配賦、登録手数料の徵収等を
行う。



19

1.

一 配給公団取扱物資買取方式の合理化

(農林省案)

(1) でん粉

でん粉の政府手持は現在北海道産のもの約一二〇。万貫、内地産のもの約一〇〇。万貫、計二二〇。万貫あるに對し公団手持は北海道約四〇。万貫、内地約二〇。万貫、計六〇。万貫で、食糧庁としては公団の資金繰及びでん粉の売行状況を勘査し努力で公団に欠損を生じしめまいよう考慮していき。

でん粉は腐敗或は欠戻の度が少しく、且つ明年度以降は概ね工業用に振り向か予定であるから、廩別とは比較的容易で、本計画の変更又は終着事情の急変すべき限り政府及び公団ともに欠損を生じしめず処理できる見通しだ。

すず、小豆でん粉については、客年十二月一日因原法令の改正の結果、仕掛中のものを除き公団の買取引を廢することとした。

(2) 露根

政府としては昭和二十五年度においては、甘堵二處七千万貫以内、馬鈴薯一處三千貫以内、計四處以内を予算の範囲内にありて食管特別会計がこれを買入れ

3.25
10~1

综合利用として配給することを決定していき。この販賣方法については、目下述べ中であるが、從前通り産地果樹場所にありて公団は競却する外ほかのものと考える。この取扱に對し公団の赤字防止の見地から一部に異論があるが、一応平穡され、赤字の主なる原因す配給計画の不確定に基く配給率による用途変更、自由出荷品の貯安等に伴う採算割れであり、このことは竟却制たると政府の委託制たると同様で、食糧庁としては適正厚当なる売買価格の策定、嚴格なる買入検査の執行及び精密なる配給操作により赤字を防止することに努力する外はない。

(八) 油 樫

内地産油脂原料は季節的生産の關係と配給操作の關係より売渡買取方法えの切替は困難である。

尚有効需要の減つた油脂原料並に全般につけては逐次統制が廢せらるるので問題は冰解するものと思われる。

(九) 茶 糖

國內産ビートは季節的生産であり、統制上の必要から売渡買取方法は通常ど

りいと認められ、現状の方式による。

右の如く卸指通の点は極めて變更することは困難な良狀で、状勢の變化に適応して出を得る限り貢意にそよう努力する。

二、自家保険積立金制度の移行

この制度については既に研究してきたが

(1) 公團は毎期剰余金を全般國庫へ納付しなければならぬこと。

(2) インフレーションの結果物価が易騰し金額が巨額へのぼり僅かの積立金では貯えづること。

(3) 公園存続期間が短期で、ブーム期間が短いこと。

(4) 製造工場ストックポイント等業者は保管を委託する機会が多く事故発生の場合被害品には業者手持品との区別が困難であり、從つて損害の起つた場合公團が不

當に損失をかうむる可能性があること。

(5) 大被害を受けた場合直轄公團の赤字となり國庫補償が必要となること。

(6) 獲立金計算事務を遂行するため人手を要すること。

(1) 自家保険の対象を座上がかかに限らなければ、その数量金額において必ずかばものとす。

等の事由もあり御消滅の時は以上の諸條件を考えると必ずしも公团の利益とはならずと思料される。

三、各公团手許現金預金の効率的運用

(1) 収取・支払金利のアンバランス

食糧庁が食糧配給公團等に対し日歩一歩三厘の証券割引率を上廻る市中金利二五厘で延納利息を取つてゐるのは、延々する政府売掛金の回収をはかるためで公團は其の他運転資金の大部分は借入金によつていたため、支払金利が相当額発生する。

一方収取金利は各公團とも操作資金には相当苦勞をしてゐる。即ち回収金は直ちに支払に充当せねばならぬ關係、引出に制限のある普通預金又は通知預金とす余地なく無利息の当座預金としているものである。

次は売掛金に対する金利關係は食糧配給公團、第類局の如く呂屬局等の關係、ア

ルコール工場等を一方的に購入するものや、油糧配給公團の如く特種な取扱方法をとつてゐるため、帳簿上名目の売掛金勘定が生ずるもの等の關係、支払金利は見合う収取金利と云うことは考えられず、公團が収取金利の少ないのは並に公團が如何に資金を銀行に寝かさず効率的に運用している証と思料される。

食糧品配給公團及油糧配給公團については昭和二十四年十月以降は預金節資金によること、すり回収金は日常の小払資金を除いてはその返済のため日銀を経ることにはつてゐる。

(2) 期末における預金の現金

一部には御指摘の如き事実もあるかと思われるが

食糧配給公團、の二十三年度末の手持資金四十二億円の内訳は現金六億円、預金七億円、送金途中の資金二十九億円となつてあり、現金六億の内四億円は年度最終日に政府支払金が銀行に振込まれたものである。送金中の資金二十九億円は配給代金の約三・四分に相当するもので四十六都道府県の支局六十二個所事務所八十八個所、支所一二〇八個所、配給所三万三千余、精米所其の他加工々

場二万余箇所を有する當公團としては右資金の平時は當を得ないものとは思料ど
めす。

食 品配給公團の二十三年後期決算に於ける平時現金は十七億二千万円で
その内訳は剰余金八億千萬円、価額差益一億三千万円、ナシ価額差金二億七千万
円、運賃資金四億三千万円並に基本金三百万円とすつてゐるもので、國庫納付の
ものを除けば差程問題はない。

油糧配給公團の二十三年後期決算における平時現金現金は四億八千八
百萬円でその内訳は現金四千八百万円地は運賃資金用の預金である。

四 売掛金の回収促進と正徴利息の統一的徵收の実施

期末二十九億円の売掛金の内訳は総合配給三億円、いち十六億円、てん粉三億円
包装容器七億円である。

総合配給團保の分は主として炭礦團保及び民生委員證明の食肉商等で、いも類團
保の分は農商、てん粉業者、酒類製造業者等である。いも類は一時大量の出荷が行
われ、腐敗等の關係から半ば強制的に配給し左傾向もあり、これが売掛金増加の主

たる理由とばつてゐる。公團の解散を一年後に控え、食糧序としても公團に屬力売
掛金の回収に努力を払つており、売掛金は漸減しつゝある。

五 事業費諸負担支出の節減

御指摘の各項については善処せしめていた
組しこれによつて現行マージンを減じ得るや否やは精細なる検討をするものも
ある。

貿易公團の業務經理合理化対策

(昭二五·三·三一振經)

- (4) 自家保険積立制度については、新会計年度より、可及的と之を実施する。

(4) 四月以降の輸入物資に附し公團が実務を行ふ経過措置を要する場合も、原則として本邦港湾入港後の危険について保険契約を締結しない。

(4) 本邦内における危険に附する保険既契約については、四月六日以降一ヶ月以内に保険期日を終了するものは、契約を更新せしめないこと、し契約期間が五月以降に至るものについては極力四月一日を以つて打ち切らしめる。

(4) 宮業倉庫保管中の物資についての倉庫料率に含まれてゐる火災保険料率については別途核算する。

(4) 物資起渡の際にかゝっては自家保険の際にかゝっても宮業保険料率を基準とした保険料を免渡価格に含ましむる如く措置する。

（4） 公團所持物資については自家保険積立金の繰越蓄積を可能ならしめる方針を講ずる。

-/-

3.30
10~1

61

二 手許現金予金の効率的運用

（期末は公團における現金受払は多額に昇り次算面数字がそのまま遊資を断する
ことば承認し難い手続期間已もぞ得す滞留するものがある。）

貿易公團の政府未納付金については送金ルートの單純化明確化を図り滞留を極力
防止する。

- (1) 地方送金の業務部経由を廃止する。
- (2) 送金の性質の明確化を図る。
- (3) 積算納入を強化する。
- (4) 差押強制執行等法律的強制手段の活用
- (5) 予金部資金百五十億の活用

内の一

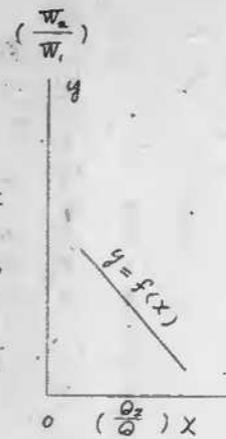
第四 各消費財の代賃因保

類似又は全く同一の用途に用いられる各消費財の代賃因保と、購買力の相場の比
較における相場の堅持とす。今ニテの商品Aの数量を $\frac{Q_1}{P_1}$ 、相場を P_1 、購入費のウ
エイトを w_1 、需要の緊要度を α_1 、單位相場を P_2 とし、他の商品Bのそれ等を $\frac{Q_2}{P_2}$
 w_2 、 α_2 とす。

この場合限界所得 I に対する、限界購買力はAについては $\frac{w_1}{P_1} \cdot I$ 、Bについては
は $\frac{w_2}{P_2} \cdot I$ であるが、ABが代賃因保にゐるため、必ずしも $\frac{w_1}{P_1} \cdot I > \frac{w_2}{P_2} \cdot I$ がAの購入に
向ひ、 $\frac{w_1}{P_1} \cdot I$ がBの購入に向うとは限らぬのである。もし $\frac{w_1}{P_1} \cdot I < \frac{w_2}{P_2} \cdot I$ がAの
相場より得るAの総相場が P_2 する相場に於て得るBの総相場よりも小であるなら
ば、 $\frac{w_1}{P_1} \cdot I$ はBを選ぶであろう。而して $\frac{w_1}{P_1} \cdot I$ で獲得する総相場 $\frac{w_1}{P_1} \cdot I + \frac{w_2}{P_2} \cdot I$ で得
る相場 $\frac{w_1}{P_1} \cdot I + \frac{w_2}{P_2} \cdot I$ とが等しくなった場合にはありて、すなはち $\frac{w_1}{P_1} \cdot I = \frac{w_2}{P_2} \cdot I$ にありて
代替の關係は安定するであろう。また、 $\frac{w_1}{P_1} \cdot I$ についても全様である。但し以上の
因保はかりて第三の代替商品の影響は一応ざらのととする。

従つて先ず商品間の相場の系列が如何であるかが問題となるのであるが、ある商

品の価値がその限界効用によつて決定されるものとする時、限界効用は需要と供給とによつて左右されるので、価値も又右二者によつて動かさることになる。今二つの商品、例えば米へAとする（と反へBとする）につき考えて見ると、米に対する反の価値の比 $\frac{W_2}{W_1}$ は所得を一定とする時、米の供給量 Q_1 の相対的増加によつて大となり、又反の供給量 Q_2 の相対的増加によつて小となる。更に両者の供給量を一定とする時、所得の増加につれて $\frac{W_2}{W_1}$ は少となりへんの Q_2 は反の Q_1 より大となるため、所得の減少につれて大となる。而して $\frac{W_2}{W_1}$ を所得が種々に変化した時の平均の場合であり、己に $\frac{W_2}{W_1}$ が各所得に於ける両者の価値の比を平均的に表していふものとし $\frac{W_2}{W_1}$ に対する $\frac{W_2}{W_1}$ の關係を価格の媒介を通じて次の如く表現するものとする。



但し x は反の供給数量に対する反の供給数量の比の值、 y は全く価値の比の値とす。

然る時は代替關係を考慮しての不反間の需要及価格等の關係は

$$y = f(x) \quad (1)$$

$$x = \frac{Q_2}{Q_1} \quad (2)$$

$$w_1 q_1 + p_1 Q_1 + w_2 q_2 + p_2 Q_2 = Q_1 P_1 + Q_2 P_2 \quad (3)$$

$$P_2 = \frac{P_1}{Q_2} \quad (4)$$

に於て定まるであろう。但し P_1 は米の新価格、 P_2 は反の新価格すすめ方反の供給数量が夫 Q_2 及び Q_1 である時の両者の価値の比の値 y が P_1 に対する P_2 の比を決定し、需要額と供給数量が P_1 の値、従つて P_2 の値とも決定するのである。

然し右の所得増加の場合に於ける代替關係は己に x の算出過程において見られてゐるので、価格や数量の変化した場合における代替關係につき、より意義があるであろう。たとえば反の数量 Q_2 が Q_1 に同じ左場合にあたる価格の動きは、 Q_2 及

びのが完全に需要に結合するものとすれば

$$y = f(x)$$

$$x = \frac{y}{\alpha}$$

$$\begin{aligned} \text{左の } D &= f(S) \text{ なら } O_1 P_1 + W_1 Y_1, O_2 (P_2 - \frac{P_2 O_2}{O_1}) + \frac{P_2 O_2}{O_1} O_2 + W_2 Y_2, O_3 (P_3 - \frac{P_3 O_3}{O_2}) \\ &= O_1 P_1' + O_2 P_2', \text{ or } \left\{ \frac{O_1 W_1 Y_1, P_2 O_2}{O_1 - O_2 + W_2 Y_2, O_2} + P_2 O_2 + W_2 Y_2, (P_3 - \frac{P_3 O_3}{O_2}) \right\} \end{aligned}$$

$$\frac{P_2}{P_1} = y$$

P₁' P₂' を夫々米及び英の新価格とする。

(1) 貿易特別会計との間に借入金と米受領金の相殺勘定換算を図る。

(2) 又、貿易特別会計の資本換算円滑にするため滞貨品の急遽なる処分に努力す

(3) 政府未納付金勘定については、貿易特別会計面との帳簿の責任明確化により急速なる納付を促進せしめる。

(4) 売掛金の回収促進と延滞利息の統一的徵收の実施について

(1) 大蔵省預金部資金による特別融資の運用に当つては、売掛金回収のためにも相当な改訂を実行する。

(2) 公團機械上売掛金回収に最重点をおくよう整備改善する。

(3) 延滞利息については、大蔵省を中心とした一ある利率の確立を期す。

(1) 市場相場が大幅に値下りとなつてゐるものについて寄託価格引下げのための契約更改を行わしめる。

(2) 寄託価格の適正化を期すため、通産省の指導監督を強化する。

貿易公団の業務及び経理の合理化についての意見

(安本貿易局)

一 取扱物資取扱方式の合理化について

- (1) 貿易公団實上による新規の政府輸出は、船舶、生糸等既契約による分以外は原則として取扱わせず、貿易特別会計の直扱とする。
- (2) 輸入業務については、四月以降輸入される既契約物資の取扱及び引渡業務は公團に取扱わせず、通商業務局の取扱いとする。

二 自家保険積立金制への移行について

- 貿易公団は、末年度において新規の輸入業務は殆んど取扱わないもので、新しい自家保険積立金制への移行は実質的な意義がなく、これを採用せず、従来の財保制の適正を期せしめる。

三 手荷現金・預金の効率的運用について

- (1) 貿易公団の短期負債は、即ち貿易資金からの借入金であるが、貿易特別会計からの未支領金の増加により返済難となつてある。これに対しても

四 事業費請負面支出削減

- (1) 施設面額の減額
- (2) 輸入品については早期完済
- (3) 延滞利子については調査の資料は不正確である。

裏面白紙

文5
10~
- 66 -

公園の業務及び経理の合理化に関する具体策について

(6)

三月三日閣議決定した「各公園の業務及び経理の合理化について」に基き、関係各省庁と協議検討した結果、各公園の業務及び経理の合理化につき別紙の通り具体策を樹て、実施に移すこととしたのでここに報告する。

昭和二十五年三月三十一日

経済安定本部

指 定 公 團 名	販 賣 方 式 の 令 總 化	自 家 保 険 の 確 立 制 度	現 金 手 取 り 及 用 物 金	回 收 成 本 と 延 滞 の 統 約 收 入 池 地 の 利 進 の 一 別 度	第 東 京 支 出 指 定 公 團 名	
食糧配給公團	政府及び公團手 にてん給は主と して工業用に限り 向け、公團に欠員 を生ぜしめ本いと う居置する。	(2) 買取行 き下げる。 (1) 買取庫 上に在庫中である。 貯蔵庫へ保管 してあるものにつ いて料金中に採 用合む場合に現金 支拂ふが、 強制的強制的 に支拂ふが、 金の回収を依頼す る。料金は納入告 白。・	(2) 現金支 渡し及 用物 金	現金支 渡し及 用物 金	(1) 公團は 公團は運賃、保 証金を支拂ふこと とし、その利率は 大藏省においては 一般的に次定す る。(2) 延滞利 息はこれと並 べて、(1)の利 率より高いと 思ふ。(3) 延 滞料の支拂ふ る。(4) 延滞料 の支拂ふる。	(1) 公團は運 賃、保証金を支 拂ふこととし、 その利率は大藏 省においては一 般的に次定す る。(2) 延滞利 息はこれと並 べて、(1)の利 率より高いと 思ふ。(3) 延 滞料の支拂ふ る。(4) 延滞料 の支拂ふる。
油糧配給公團	の国内産、輸入と も基本的なもの 以外のものは可 能性ありとす る。油糧を供給す る公團販賣 の買取方式は現 在廃止する。	(2) 買取行 き下げる。 (1) 買取庫 上に在庫中である。 貯蔵庫へ保管 してあるものにつ いて料金中に採 用合む場合に現金 支拂ふが、 強制的強制的 に支拂ふが、 金の回収を依頼す る。料金は納入告 白。・	(2) 全上	(2) 全上	(1) 公團は運 賃、保証金を支 拂ふこととし、 その利率は大藏 省においては一 般的に次定す る。(2) 延滞利 息はこれと並 べて、(1)の利 率より高いと 思ふ。(3) 延 滞料の支拂ふ る。(4) 延滞料 の支拂ふる。	
肥料配給公團	農業者に対する取 扱いと並んで、 金融措置を確立 する。肥料の販賣 方式としては現行 方式を廃止し、新規 方式にては肥料の 貯蔵と供給を確立 する。	(2) 買取行 き下げる。 (1) 買取庫 上に在庫中である。 貯蔵庫へ保管 してあるものにつ いて料金中に採 用合む場合に現金 支拂ふが、 強制的強制的 に支拂ふが、 金の回収を依頼す る。料金は納入告 白。・	(2) 全上	(2) 全上	(1) 公團は運 賃、保証金を支 拂ふこととし、 その利率は大藏 省においては一 般的に次定す る。(2) 延滞利 息はこれと並 べて、(1)の利 率より高いと 思ふ。(3) 延 滞料の支拂ふ る。(4) 延滞料 の支拂ふる。	
貿易公團	輸出入品との 競争を行わなくな る。	(2) 買取行 き下げる。 (1) 買取庫 上に在庫中である。 貯蔵庫へ保管 してあるものにつ いて料金中に採 用合む場合に現金 支拂ふが、 強制的強制的 に支拂ふが、 金の回収を依頼す る。料金は納入告 白。・	(2) 全上	(2) 全上	(1) 公團は運 賃、保証金を支 拂ふこととし、 その利率は大藏 省においては一 般的に次定す る。(2) 延滞利 息はこれと並 べて、(1)の利 率より高いと 思ふ。(3) 延 滞料の支拂ふ る。(4) 延滞料 の支拂ふる。	
農業振興公團	配給公團と並 び、販賣方式を確 立する。公團は運 賃、保証金を支 拂ふこととし、 その利率は大藏 省においては一 般的に次定す る。	(2) 買取行 き下げる。 (1) 買取庫 上に在庫中である。 貯蔵庫へ保管 してあるものにつ いて料金中に採 用合む場合に現金 支拂ふが、 強制的強制的 に支拂ふが、 金の回収を依頼す る。料金は納入告 白。・	(2) 全上	(2) 全上	(1) 公團は運 賃、保証金を支 拂ふこととし、 その利率は大藏 省においては一 般的に次定す る。(2) 延滞利 息はこれと並 べて、(1)の利 率より高いと 思ふ。(3) 延 滞料の支拂ふ る。(4) 延滞料 の支拂ふる。	
食料品配給公團	三月末公團を廃 止するので問題 はない。	(2) 買取行 き下げる。 (1) 買取庫 上に在庫中である。 貯蔵庫へ保管 してあるものにつ いて料金中に採 用合む場合に現金 支拂ふが、 強制的強制的 に支拂ふが、 金の回収を依頼す る。料金は納入告 白。・	(2) 全上	(2) 全上	(1) 公團は運 賃、保証金を支 拂ふこととし、 その利率は大藏 省においては一 般的に次定す る。(2) 延滞利 息はこれと並 べて、(1)の利 率より高いと 思ふ。(3) 延 滞料の支拂ふ る。(4) 延滞料 の支拂ふる。	

延滞利息はこれと徴収することと、その利率徴収方策については別途、該省において統的に決定すると、うによう。

(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) つけても袋の中の肉の排除に接する	(2) 全上	(1) つけても袋の中の肉の排除に接する	(2) 全上	(1) 原則を更に徹底する
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 保管等の請負契約面に通じて、公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 保管等の請負契約面に通じて、公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 現金収支の原則と更に徹底する
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 現金収支の原則と更に徹底する
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 保管等の請負契約面に通じて、公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 保管等の請負契約面に通じて、公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 現金収支の原則と更に徹底する
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 保管等の請負契約面に通じて、公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 保管等の請負契約面に通じて、公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 現金収支の原則と更に徹底する
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 除け中間通りの外に接する	(2) 全上	(1) 除け中間通りの外に接する	(2) 全上	(1) 原則と共に徹底する
(5) 全右	(4) 全右	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 原則と共に徹底する
(5) 全右	(4) 全右	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 公団は運賃を支拂う。	(2) 全上	(1) 原則と共に徹底する
(5) 全右	(4) 全右	(3) 全上	(2) 全上	(1) 除け中間通りの外に接する	(2) 全上	(1) 除け中間通りの外に接する	(2) 全上	(1) 原則と共に徹底する

價格調整公園定款

(五、四、一現主)

第一章 總則

第一條（名稱）この公園は、價格調整公園法によつて設立せられたもので、價格調整公園と稱する。

第二條（目的）この公園は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計畫に従い物價廳長官の定める價格等（以下指定價格等といふ）の適正な調整に關する業務を行うことを目的とする。

前項の價格等とは、價格、運送費その他給付の割價である財產的給付をいう。

第三條（事務所）この公園は、主たる事務所を東京都に置く。

この公園は、物價廳長官の認可を受けて、價格等の調整に關する業務を行うため必要の地に従たる事務所を設けることができる。

この公園は、業務の都合により便宜の地に出張所を設けることが出来る。

第四條（公告方法）この公園の公告は、官報、又は日本經濟新聞及び産業經濟新聞に掲載してこれを行ふ。

第二章 基本金及び運營資金

第五條（基本金、運營資金）この公園の基本金は、三千萬圓とし全額政府の出資による。

この公園の運營資金は、必要があるときは、復興金融金庫から借り入れるものとする。

第三章 役員

第六條（役員の構成）この公園に役員として理事長、副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第七條（役員の職務権限）理事長は本公司を代表し、その業務を總理する。

副理事長は、理事長の定めるところによりこの公園を代表し、理事長を補佐してこの公園の業務を掌理し、理事長に事故あるときにはその業務を代理し、理事長が缺員のときにはその職務を行う。

68
25
4.1
10~1

理事は理事長の定めるところによりこの公園を代表し、理事長及び副理事長を補佐してこの公園の業務を掌理する。

理事は理事長の認め定める順位により、理事長及び副理事長に事故のあるときには、その職務を代理し、理事長及副理事長が缺員のときはにはその職務を行う。

監事はこの公園の業務を監査する。

第八條（役員の任命）理事長、副理事長、副理事長、理事及び監事は、物價廳長官がこれを任命する。

第九條（代理人）理事長、副理事長及び理事は理事長の定めるところにより、この公園の職員のうちから主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十條（特別利害關係の禁止）この公園の役員及び職員は、指定價格等に對する給付の目的である物資の生産、精製、加工、保管、販賣若しくは輸送を業とする會社の株式を所有し、又はこれらの會社その他の企業の業務に從事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十一條（身分）この公園の役員及び職員は、價格調査公園法第十四條の規定に基き官吏その他の政府職員とする。

第十二條（特別報酬規程）この公園は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與る必要があるときには、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第十三條（組織）理事會は、理事長、副理事長及び理事の全員を以てこれを組織する。監事は、理事會に出席して、意見を述べることができるもの。

第十四條（付議事項）この公園の業務に關する重要事項は、理事會の議決を経て、これを行う。

第十五條（開會、招集、議決方法）定期理事會は、毎月一回、臨時理事會は、必要ある毎に、これを開く。理事會は、理事長がこれを招集し、

その監査となる。

理事会の議事は、理事長、副理事長及び理事全員の過半数でこれを決し、可否同數のときには、理事長の決するところによる。

第十六條～議事録～理事會の議事については、議事録を作成し、理事長、副理事長及び理事の全員が、これに署名捺印しなければならない。

前項の議事録は、これを保存し、經濟安定本部、主務官廳又は審計検査院の要求があるときは、これを提出するものとする。

第五章 乗務及びその執行

第十七條～乗務内容～この公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計畫に基いて、物價廳長官のなす指導及び監督に従い左の乗務を行う。

一、經濟安定本部總務長官の定める方策に基く價格等の調整のための資金の受入又は交付。

二、經濟安定本部總務長官の定める方策に基く價格等の調整のための買取及び賣戻。

三、前各號の乗務に附帶する乗務。

第十八條～乗務の制限～この公團は、如何なる性質又は形式においても、融資、前賣又は投資をすることができないものとする。

第十九條～乗務方法～この公團は、乗務開始の際乗務の方法を定めて、經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも同様である。

第二十條～事業計劃～この公團は、毎事業年度の前期及び後期の初めにおいて六箇月毎の事業計劃を作成し、理事長、副理事長及び理事の全員がこれに署名捺印して、これを經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。

これを變更しようとするときも同様である。

前項の認可があつたときには、理事長、副理事長及び理事の全員は、これに署名捺印するものとする。

第二十一條～乗務規定～乗務の執行に關する諸規程は、理事長が、これを定める。

第六章 計

計

第二十二条（事業年度）この公團の事業年度は、年一回とし、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二十三条（豫算の作成及び提出）この公團の豫算は、大藏大臣の定める作成及び提出の手續により、この公團において作成し、これに當該年度の事業計費書、前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借対照表を添え、物價廳長官を經由して大藏大臣に提出するものとする。

第二十四条（豫算の形式及び内容）この公團の豫算は、これを款及び項に區分する。

前項に規定するものの外、この公團の豫算の形式及び内容については、大藏大臣の定めるところによる。

この公團は、豫算が國會の議決を経たときは、國會が議決したところに従い、項を目及び節に區分し、その豫算を物價廳長官を經由しての承認を受けるものとする。

大藏大臣に提出し、その區分の承認を経るものとする。

第二十五条（財産目録、貸借対照表、損益計算書）この公團は、第二十二條の各事業年度毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、翌年度七月三十一日までにこれを經濟安定本部總務長官に提出し、その承認を受けるものとする。

この公團は、前項の規定による經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財產目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し且つこれを定期とともに各事務所に備えて置くものとする。

第二十六条（決算報告書の作成及び提出）この公團は、豫算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、これに當該年度の損益計算書、貸借対照表及び財產目録を添え、翌年度八月三十一日までにこれを物價廳長官を經由して大藏大臣に提出するものとする。

第二十七条（剩余金の繰留付）この公團の剩余金は、物價廳長官が定める期日までに國庫に繰留するものとする。

前項において剩余金と做す當該事業年度の損益計算書において収入と支出との差引勘定上生じた剩余金額をいう。

（二）（一）（該點に執行）この公團は、豫算について、各項に定める目的の外に使用してはならない。

この公團は、豫算に定める各項の経費の金額を彼此移用することが出来ない。但し、豫算の執行上の必要に基き、あらかじめ豫算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大藏大臣の承認を経て移用することが出来る。

この公團は、大藏大臣の指定する各目又は節の經費の金額について、大藏大臣の承認を経なければ目の間又は節の間に於いて彼此流用することが出来ない。

この公團は、前二項の規定により移用又は流用の承認を経ようとするときには、物價廳長官を經由するものとする。

この公團は、第三項の規定により大藏大臣の指定する目又は節以外の目又は節の經費の金額については、この公團限り、當該目又は節相互の間に於いて彼此流用することが出来る。

この公團は、各四半期毎に毎四半期開始の一ヶ月前までに収入見込、支出負擔行為及び支拂の計量を作成して、物價廳長官を經由して大藏

大臣の承認を求めるものとする。

この公團が、この豫算を執行するに當つては、前項に掲げる承認があつた後、その承認を受けたところに従い支出負擔行為及び支拂を實行するものとする。

第二十九條（豫算執行報告）この公團は、大藏大臣から豫算の執行に關して報告を求められたときは、別に定めのない限り、十五日以内に報告するものとする。

第三十條（不動産及び固定資産の取得制限）この公團は、經濟安定本部、總務長官の承認を受けた場合の外不動産及び固定資産を取得しないものとする。

この公團は、前項に規定する承認を受けて不動産及び固定資産を取得する場合においても、この公團が所有する不動産及び固定資産の総合計額が基本金の額を超えないものとする。

第三十一條（この章規定外の豫算及び決算）この章に規定するもの以外の公團の豫算及び決算に關しては、國の豫算及び決算の作成、提出に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

第三十二條（この章規定外の經理手續）この章に規定するものの外、この公團の會計上の重要な經理手續に關しては、この公團が大藏大臣の承認を経て定めるところによるものとする。

第三十三條（記録の記載及び整備）この公團は、財產目錄、貸借對照表、損益計算書その他一切の會計上の記録を整然且つ明確に記載し會計検査院の検査及び承認を受けるものとする。

第七章 定款の變更

第三十四條（定款の變更）この定款を變更しようとするときには、物價廳長官及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

裏面白紙

勅二第一六四號

昭和二十五年四月一日

勅　内　度　第二　部

昭和十五年五月壹日一

25
5.1
10~4

25.1.6
受 419 内

74

經濟安定本部

供覽　生産局長

農業課

課長

生産局長

天津産骨粉（脱脂）の販賣規約の統制額指定について

今般別紙寫しの通り天津産骨粉（脱脂）肥料の販賣規約の統制額が

33

◎物價序告示第三百七十二号

物價統制令第四條の規定によつて、肥料用天津産輸入骨粉の販賣
價格の統制價を次のように指定する。

昭和二十五年四月一日

物價序長官　齊　木　幸　義

肥料配給公團が指定肥料取扱業者に販賣する場合の統制價

穀　目	保　證　成　分　量	單　位	履　更　價　格　の　範　圍
天津産輸入骨粉	鈣素全量 二八・〇%以上	正味三七・五磅 紙袋入一袋につき	九〇五・九七

(H)　この表の統制價は、指定肥料取扱業者の蒙氷所掌しのものと
する。

二、(一) この表の算出と異なる内等のもののものの統制額は、この表の統制額を基準として内容量の比例により算出した額とし、算出の結果生じた銭未満は、四捨五入するものとする。

(二) 指定肥料取扱業者が顧賣する場合及び肥料配給公園が指定肥料取扱業者以外のものに顧賣する場合の統制額

一、(一) この統制額に二千圓〇三銭を加算したものとする。

(二) この統制額は指定肥料取扱業者の蔵置所又は肥料配給公園の指定する販賣所兼しのものとする。

物二第一六四號

昭和二十五年四月一日

物價局長官 脊木孝義

通商産業大臣 田中

天津産骨粉（脱脂）のドル並輸入價格及び
輸入諸税の統制額指定について

昭和二十四年四月物價局告示第二百十一號（輸入品の通商産業省錦下
便俗の統制額指定の件）の規定によつて、天津産骨粉（脱脂）のドル
並輸入價格及び輸入諸税を次のように指定し、物價統制令施行規則第
四條の規定により告示にかえて通知する。

一、統制額表

種目	保證成分	単位	第	税率	三六〇圓レート	輸入税捐	下通商産業省 の統制
天津藍骨粉	藍素 0.7% 以上	一箱に	一箱に	一箱に	一箱に	一箱に	一箱に
脱墨一 磷酸二八·〇	全磷 % 以上	つき	五〇,〇〇	一八〇〇〇,〇〇	四〇,〇〇	一八〇四〇,〇〇	一八〇四〇,〇〇
	全磷 % 以上						

二、この表の記載額は、輸入港到着本船を便換しの麻袋入りのものとす。

大蔵省令

大蔵省令第
号

昭和二十四年法律第二十七号

公團等の予算及び決算の勘定措置に關する法律第十条の二及び第十条の三の規定に基き、公團等予算の執行規則を次のように定める。

昭和二十五年四月一日

大蔵大臣 池田勇人

公團等予算の執行規則

（支出負担行為計画表及び支払計画表の作製及び送付）

第一条 公團等は、別紙第一号書式による支出負担行為計画表及び別紙第二号書式による支払計画表を四半期ごとに作製し、主務大臣を経由して大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の大蔵大臣への送付の期限は、別に定める場合の外、当該四半期の開始前三十日までとする。

（収入予定表の作製及び送付）

第二条 前条の支出負担行為計画表及び支払計画表を大蔵大臣に送付するときは、その審査の資料として、別紙第三号書式による収入予定表を作製し、これらに添附しなければならない。

（支出負担行為計画の変更）

第三条 第六条第一項の規定により承認をうけた支出負担行為計画の変更について大蔵大臣の承認を求めようとするときは、別紙第四号書式による支出負担行為計画変更表により、支出負担行為計画について変更を要する部分と、他の部分とに区分し、変更を要する部分については、その計画済額・変更計画額及び計画済額と変更計画額との比較増減額並びに変更を要する事由その他変更の適否を審査するに必要な事項を明らかにし、すみやかに主務大臣を經由して大蔵大臣に送付しなければならない。

（支払計画の変更）

第四条 第六条第一項の規定により承認を受けた支払計画の変更について大蔵大臣の承認を求めるときは、別紙第五号様式による支払計画変更表により、変更を要する額、公債計画額及び計画済額との比較増減額並びに当該を要する事由の他変更の適否を審査するに必要な事項を明らかにし、すみやかに主務大臣を経由して大蔵大臣に送付しなければならない。

(収入予定表の変更)

第五条 第二条の規定により大蔵大臣に送付した収入予定表に著しい変更を要するときは、別紙第三号書式による収入予定表により、あらたな収入予定額、もとの収入予定額とあらたな収入予定額との比較増減額及び変更を要する事由を明らかにし、その都度すみやかに主務大臣を経由して大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の規定による収入予定表には、「変更の分」である旨の表示を朱書するものとする。

(支出負担行為計画及び支払計画の承認)

第六条 大蔵大臣は、第一項の規定により公團等から支出負担行為計画表及び支払計画表の送付をうけたときは、その支出負担行為計画及び支払計画が、法令又は予算に違反することがないか等計画の適否につき審査した上、承認するものとする。

2 大蔵大臣は前項の規定により支出負担行為計画及び支払計画を承認したときは、すみやかに公團等及び会計検査院に通知するものとする。

3 本項の支出負担行為計画及び支払計画の承認の通知は、それぞれ公團等から送付をうけた支出負担行為計画表及び支払計画表のうちに所要の補正又は所要の事項を記入し、記名して印をおして行うものとする。^{を加え}

4 三項の規定は、支出負担行為計画及び支払計画の承認の承認及び変更の承認の通知について準用する。

(支出負担行為計画及び支払計画の承認の取消)

第七条 大蔵大臣は、第十二条第一項の規定により支出負担行為計画及び支払計劃の承認又はこれらの計画の変更の承認をする場合に、当該計画が実情に沿わないことが明らかになつた場合等、その承認を取り消す必要が生じたときは、これを取り消すことができる旨の条件を附した場合において、その附した条件に基いて承認を取り消したときは、すみやかに公団等及び会計検査院に通知するものとする。

2 前項の承認の取消の通知には、当該支出負担行為計画及び支払計劃又はこれらの方の承認月日・承認番号並びに取消の理由を明示するものとする。

(支出負担行為計画及び支払計劃の実績の繰越)
 第八条 支出負担行為計画及び支払計劃は、当該四半期の期間へ各事業年次の最終の四半期の期間を除く。一内に負担行為支払済とならなかつた部分は、それぞれ次の四半期の期間について大蔵大臣の承認のあつた支出負担行為計画及び支払計劃の一部分となるものとする。

る。

(支出負担行為及び支払の整理)

第九条 公団等は支出負担行為及び支払をなしたときは、その金額及び基準を明らかにしておかなければならぬ。

第十条 各支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期については別表に定める区分によるものとする。

(支出負担行為届出報告書及び支払済額報告書の作製及び提出)

第十一條 公団等は別紙第六号書式及び別紙第七号書式による支出負担行為告白書及び支払済額報告書を四半期ごとに作製し、当該四半期終過後一月以内に、大蔵大臣を経由して、大蔵大臣に提出しなければならない。

第十二条 第一条の規定による支出負担行為届出報告書及び支払済額報告書を大蔵大臣に提出するときは、別紙第八号書式による当該四半期の収入済額報告書を添附しなければならない。但し、別に定めるものについては、この限りでない。

裏面白紙

80

この省令は公布の日から施行し、昭和二十五年度分の予算から適用する。

附則

別表 公園等の支出負担行為の整理区分表

10. 保運 管機 料	9. 光熱及水 電話及水 料	8. 印刷費 通事務の 本費	7. 貨 金	6. 物品の類	5. 旅 費	4. 給 金	3. 賞賛金の類	2. 公務災害補 償費の類	1. 給与手当の 類	甲 号	区 分	支 出 決 定 の と き	支 出 決 定 の と き	支 出 負 担 行 為 と し て 整 理 す る 時 期	
のたは管到先を契 約着付と請求は荷の但 結たへの通物分しと請 あめの知の又運の き求つ又保は質と	と通承のと請求の とき知加のす入申び電 話の申込電話を話た	つき契約締結のと きへ請求のあと	雇入のとき	購入契約締結 のとき	発令のときへ 請求のあつた とき	交付決定のと き	交付決定のと き	交付決定のと き	交付決定のと き						
20. 利子及割引 料	19. 保 証 金	18. 賠 払 戻 金 及 の及 費	17. 交 際 費	16. 换 補 交 替 負 担 給 付 助 金 金 金	15. 固定 資 産 購 入	14. 委 託 費	13. 食 糧 費	12. 保 險 料	11. 借料及損料		区 分	支 出 負 担 行 為 と し て 整 理 す る 時 期	支 出 負 担 行 為 と し て 整 理 す る 時 期	支 出 負 担 行 為 と し て 整 理 す る 時 期	
支 付 決 定 の と き	納 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	交 付 決 定 の と き	区 分	支 出 負 担 行 為 と し て 整 理 す る 時 期	支 出 負 担 行 為 と し て 整 理 す る 時 期	支 出 負 担 行 為 と し て 整 理 す る 時 期	
23. 繰 越	24. 払出 込資 金	23. 貸 付 金	22. 繰 納返 入付納 金金	21. 價格差益							区 分				
3. 繰 越	2. 定額戻入	1. 資金前渡	号	号											
あわせた後、 當該支拂額の 支拂額の負担行 為を含む	現金の戻入のあ つたとき	送金をするとき	出資決定のとき 又は払込決定の とき	貸付決定のとき	申告のとき と申告のとき						期 して整 理する時 期				

備考

一、経費区分の内訳は左のとおりとする。

△

分

1 給与手当の類 役員給与、譽賛給与、兼務者給与、委員報酬、勤務地手当、扶養手当、公庫特別手当、非常勤手当、被服手当、休職者給、傭外匡人給与、交通費へ手当としてのものとする。一、特殊勤務手当、石炭手当、寒冷地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、未就寝者給与、退職手当、死亡賜金、政府職員等失業者退職手当、未復員者等給与

2 公務災害補償費の類

公務災害に基く療養補償の診察料、同治療代、入院料、食料、看護料、輸送費、傷害手当子後手当、傷病手当、遺族手当、葬祭料、傷害殉職遺族一時金、同年金、給

助糾、救助料、收容者死傷手当、船員救助費

3 諸謝金の類 誓謝金、賛意金、役務費、物品購入費の場合を除く。一、

調査報酬（委託契約による場合を除く。）

4 物品費の類

公用器具、事業用器具、自動車、船舶用器品、文房具、燃料、消耗器材、被服、飼料、藥餌及激安品、酒品、原材料、切手、印紙等の購入費

5 貸金

賃金、寄賣、檢査費、荷役費、積包費、運賃、電話、諸掛料費、祥支出等で支払われる分銀

6 印刷製本費、通信費、修繕費、印刷製本費、通信費、修繕費、修理費、船舶修繕料、広告料、賦

手数料その他
輸送移動

券処理手数料、送金手数料、代理手数料、貸付奨励金
一手数料とみなされるものに限る。一、回収奨励金(手
数料とみなされるものに限る)、其の他の手数料、鑑
料、耕作料、印紙費(印紙を購入する場合を除く)、
船舶料、入港料、取引高料、物品税その他の公租公課、
検査費、荷扱費、運賃詰括、輸入詰括、施設費、等
による諸負担

15 固定資産購入費の類

土地購入費、建物購入費、機械購入費、車輛購入費、
船舶購入費、無価財産購入費

18 賠償償還及び
払戻金の類

賠償金、弁償金、租税外払戻金、小切手支払未済金償
還金、債務償還金、忘失金補てん金等欠損補てん金、
債券償還、借入金返済、土地復土補償金、懲災補償金

20 利子利息及び
利子利息及
び割引料

証券利子、借入金利、証券割引率額、寄託金利、
等補償金

- 二、別表甲号又は乙号に記載されていない経費については、その経
費の性質上最も類似する経費の例により整理するものとする。
- 三、別表甲号中「支出決定のとき」又は「請求のあつたとき」を以
て支出負担行為の整理時期と規定されている経費について当該の
最終を負担しようとするときは、あらかじめ定められた手続によ
り支出負担行為計画の範囲内であることを確認して、行わなければ
はならない。

第一号式

支出負担行為計画表

某年度第何期分

科 目	予算額	予算繰越額	余用及び流用増減額	予算現額	支 出 負 担 行 为 事 画				予算残額	備 考
					第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期		
(類) 何々	10,000	500		10,500	2,600	2,850	2,550	2,450	10,500	0
(類) 何々	8,000	500		8,500	2,150	2,350	2,050	1,950	8,500	0
(目) 何々	5,000	500	△ 100	5,400	1,450	1,550	1,250	1,150	5,400	0
(細) 何々	500	200	△ 100	600	160	200	200	100	600	0
つ何々	2,000			2,000	50	50	50	50	2,000	0
其の他。(附)	4,300	300		4,600	1,300	1,300	1,000	1,000	4,600	0
(目) 何々	2,500			2,500	700	700	800	800	2,500	0
(細) 何々	3,000			3,000	700	800	1,100	3,600	3,600	0
(類) 何々	2,000			2,000	500	500	500	500	2,900	0
合 計	10,000	700	0	10,500	2,600	2,850	2,550	2,450	10,500	0

上記第何期分計画を承認したから通知す。

公園等の長 営計検査院長 て

昭和六年五月 日

大蔵大臣 て

昭和年月日 調査

公園等の長 て

大蔵大臣 て

備考 (1) 本表は、日本標準会計法第4条(1)、下字に約5cmの余白を設け、二頁以上に亘るときは右上方に頁数を附すこと。

(2) 節の記載は、大類(目)、指定下3節のみとし、其の他の節で記載が必要がある節は〇印を附けて記入し、他の節は横の他の節として一括計算すること。

(3) 2欄は、予算予算、本予算、追加予算及び修正予算の合計額、3欄は、予算額と当該科目に使用した分の累計額に繰越分を含算した額、4欄は、移用及び流用の金額、合計額をそれぞれ計算することとする。

(4) 最終欄に合計を附すものとする。

(5) 記載例は第一四半期において500円の予算繰越と100円の目向流用があった後、第二四半期分の支出負担行為計画表を示す。

裏面白紙

第二号書式

公団等の名称	支払予算現額	支 払 計 画 表					第 号
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	
(1) 何々	10,500	2,200	2,600	2,800	2,900	10,500	0
(2) 何々	3,500	1,800	2,200	2,200	2,300	8,500	0
(3) 何々	2,000	400	400	600	600	2,600	0
合計	16,000	22,000	26,000	28,000	2,900	16,500	0

第二号書式何期分計画を承認して下う通知す。

公団等の長　会計検査院長より
昭和年月日

大蔵大臣印

昭和年月日調査
公団等の長印

大蔵大臣印

- 備考 (1) 用紙寸法は日本標準規格B3判4とし、下方に約5cm余白を設け、二葉以上に亘るときは右上方に頁数を附すこと。
 (2) 最終頁に合計を附すこと。
 (3) 公団については、目次で計上すること。
 (4) 記載例は第二、四半期分の支払計画表を示す。

裏面白紙

第三号書式

收入予定表

某年度某四半期分

公園等の名稱

科 目	1. 收入予算額	2. 收入期別予定額				7. 計	8. 收入予算現額計	9. 収入額比較増減	摘要
		第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期				
(款) 何 何	10,000.00	2,000.00	2,500.00	3,200.00	3,300.00	11,000.00			
(項) 何 何	10,000.00	2,000.00	2,500.00	3,200.00	3,300.00	11,000.00		△ 1,000.00	
(目) 何 何	7,000.00	1,500.00	2,000.00	2,500.00	2,500.00	8,500.00		△ 1,500.00	
(日) 何 何	3,000.00	500.00	500.00	700.00	800.00	2,500.00		△ 500.00	
(変更の場合)									
(款) 何 何	10,000.00	(500.00)	(700.00)	(800.00)	(500.00)	(2,500.00)			
(項) 何 何	10,000.00	2,500.00	3,200.00	4,000.00	3,800.00	13,500.00		3,500.00	
(目) 何 何	10,000.00	2,500.00	3,200.00	4,000.00	3,800.00	13,500.00		3,500.00	
(日) 何 何	7,000.00	2,000.00	2,700.00	3,300.00	3,000.00	11,000.00		4,000.00	価格改定のため

昭和 年月 日調
公 园 等 の 長 印

大蔵大臣印

備考(1) 用紙寸法は、日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設け、二頁以上に亘るときは、右上方に頁数を附すこと。

(2) 最終頁に合計を附すること。

(3) 収入予算額を変更する場合は、変更に関する科目を1欄に記載し、2以下欄に亘るあらたな収入予算額を計上し、その上の()内

に△による増加額又は△減少額を計上し、9欄に変更を要する事由を記載すること。

(4) 収入予算額を変更した場合には、標題の右側に(変更の分)と朱書すること。

(5) 記載例は、第一、四半期分の収入予定表を示し、変更の場合は、その後にかけ著しい収入増の場合を示す。

裏面白紙

第四号書式

支出負担行為計画変更表

公団等の名称

某年度第何期分

第号

科 目	2 予算額	3 予備費及び 繰越額	4 移用及流用 増△減額	5 予算現額	支 出 負 担 行 为 計 画				11 予算残額	12 摘要
					第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期		
(文)何々	10,000.00	500.00		10,500.00	2,650.00	2,800.00	2,600.00	2,450.00	10,500.00	0
(原)何々	8,000.00	500.00		8,500.00	2,150.00	2,300.00	2,100.00	1,950.00	8,500.00	0
(目)何々	5,000.00	500.00	△ 150.00	5,350.00	1,450.00	1,300.00	1,150.00	5,350.00	0	
(節)何々										
計画清算額	5,100.00	200.00	△ 100.00	600.00	1,100.00	200.00	250.00	100.00	600.00	0
変更計画額	5,500.00	200.00	△ 150.00	550.00	1,000.00	100.00	250.00	100.00	550.00	△ 50.00 流用
比較増減額			△ 50.00	50.00	△ 100.00	50.00	△ 50.00	△ 50.00	0	△ 50.00 流用
他の(節)	4,500.00	300.00		4,800.00	1,350.00	1,350.00	1,050.00	1,050.00	4,800.00	0
(目)何々	3,000.00			3,150.00	700.00	850.00	800.00	800.00	3,150.00	0
(節)何々	3,000.00			3,100.00	700.00	800.00	800.00	800.00	3,100.00	0
計画清算額				150.00	3,150.00	700.00	850.00	800.00	3,150.00	0
変更計画額				50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00 流用
比較増減額				2,000.00	500.00	500.00	500.00	500.00	2,000.00	0
その他の(原)	2,000.00									
合 計	10,000.00	500.00	0	10,500.00	2,650.00	2,800.00	2,600.00	2,450.00	10,500.00	0

第号 上記第何期分計画の変更を承認された通知付。

公団等の長 会計検査院長あて

昭和 年月日

大蔵大臣印

昭和年月日調製

公団等の長印

大蔵大臣あて

備考 (1) 用紙寸法は日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設け、二頁以上に亘るときは右上方に頁数を附すこと。

(2) 変更の計画に關係のある科目については、1欄に計画清算額変更計画額及び比較増減額の区分を記載して、2以下の欄において計画清算額と変更計画額との比較増減を明瞭にし、変更に關係のない科目については、1欄にその他と記載して2以下の欄において変更を要しない計画清算額を一括計上すること。

(3) 最終頁に合計を附すこと。

(4) 記載例は第二、四半期において50円の流用をなし、第二、四半期から50円減額にて第三、四半期に50円増額する場合の計画の変更を示す。

裏面白紙

第五号書式

支払計画変更表

某年度 才何期分

第 号

科 目	2 支出予算額	3 第一四半期			4 第二四半期			5 第三四半期			6 第四四半期			7 計		8 支出予算残額	9 摘 要
		月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
(款) 何々	10,500.00	2,650.00	3,150.00	1950.00	2,400.00	2,450.00	10,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(項) 何々	8,500.00	2,150.00	2,560.00	1,500.00	1,900.00	1,450.00	8,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(その他(項))	2,000.00	500.00	510.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	
合 計	10,500.00	2,650.00	3,000.00	2,450.00	2,450.00	12,450.00	10,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

第 号 上記才何期分計画の変更を承認した旨を通知する。
公 団 等 の 長 会 計 檢 查 室 長 おて
昭 和 年 月 日 大蔵大臣印

昭 和 年 月 日 大蔵大臣印

備考 1. 用紙寸法は、日本標準規格B3判4ヒリ、下部に約5mm余白を設け、二葉以上は直角には右上方に頁数を附すこと。
2. 計画変額の上段()内に変更による増加額又は減少額を計上し、9欄に既に承認済となつた計画表の番号、計画表、変更の適合を審査するに必要な事項を記載すること。
3. 変更に關係のない科目については、1欄に基他と記載して2以下の欄において変更を要しない計画済額を一括計上すること。
4. 最終欄に合計を附すこと。
5. 公 団 に あ つ て は、目次で ~~支 払~~ と い ふ こと。
6. 記載例は、第二四半期において150円を増加し、第三四半期において150円を減額する場合の計画の変更を示す。

裏面白紙

第六号書式

支出負担行残額報告書

公園等の名称

某年度第何期分

科 目	支出負担行残額			支出負担行残額			摘要
	本期分	前期引き累計	計	本期分	前期引き累計	計	
(款) 何 何	3,000.00	2,700.00	5,700.00	2,500.00	2,000.00	4,500.00	
(項) 何 何	3,000.00	2,700.00	5,700.00	2,500.00	2,000.00	4,500.00	
(目) 何 何	2,500.00	2,200.00	4,700.00	2,100.00	1,700.00	3,800.00	
(節) 何 何	500.00	400.00	800.00	500.00	400.00	900.00	
その他(節)	2,000.00	1,800.00	3,800.00	1,600.00	1,300.00	2,900.00	
(目) 何 何	500.00	500.00	1,000.00	400.00	300.00	700.00	
(節) 何 何	500.00	500.00	1,000.00	400.00	300.00	700.00	
合 計	3,000.00	2,700.00	5,700.00	2,000.00	2,000.00	4,500.00	

昭和 年月日 調査
公園等の長印

大蔵大臣 あて

- 備考(1) 用紙は和紙或葉紙で、日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設け、二頁以上に亘ると差し、右上方に頁数を附すこと。
- (2) 最終頁に合計を附すること。
- (3) 節の記載は、大蔵大臣の指定する節のみとし、他の節はその他として一括記入すること。
- (4) 記載例は第二、四半期の支出負担行残額報告書を示す。

第七号書式

支払済額報告書
某年度第何期分

科 目	支払計画及記済額			支 払 額			摘要
	1 本期分	2 前期までの累計	3 計	5 本期分	6 前期までの累計	7 計	
(款) 何 何	2,700 00	2,300 00	5,000 00	2,500 00	2,200 00	4,700 00	
(項) 何 何	2,700 00	2,300 00	5,000 00	2,500 00	2,200 00	4,700 00	
(目) 何 何	2,300 00	1,900 00	4,200 00	2,300 00	1,800 00	4,000 00	
(節) 何 何	500 00	400 00	900 00	500 00	400 00	900 00	
その他(節)	1,800 00	1,500 00	3,300 00	1,700 00	1,400 00	3,100 00	
(目) 何 何	400 00	400 00	800 00	300 00	400 00	700 00	
(節) 何 何	400 00	400 00	800 00	300 00	400 00	700 00	
合 計	2,700 00	2,300 00	5,000 00	2,500 00	2,200 00	4,700 00	

昭和 年月日調査
公園等の長印

大蔵大臣あて

- 備考(1) 用紙は和紙を用い、寸法は日本標準規格B列4とし下方に約5cmの余白を設け、二頁以上に亘るときは、右上方に頁数を附すこと。
 (2) 最終頁に合計を附すること。
 (3) 大蔵大臣の指定する節の外とし、他の節はその他として一括記入すること。
 (4) 記載例は第一四半期の支払済額報告書を示す。

第八号書式

收入清算額報告書

公団等の名称

1 科 目	2 收入予算現額	3 本期收入額	某年度何期分			7 摘要
			4 本期分	5 前期比累計	6 合 計	
(款) 何 何	10,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	4,200.00	
(項) 何 何	10,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	4,200.00	
(目) 何 何	10,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	4,200.00	
(節) 何 何	5,000.00	1,000.00	1,200.00	1,100.00	2,300.00	
(節) 何 何	5,000.00	1,000.00	1,000.00	900.00	1,900.00	
合 計	10,000.00	2,000.00	2,200	2,000.00	4,200.00	

昭和 年 月 日 調整表

公団等の長 印

太蔵大臣

備考 (1) 用紙は、日本標準規格B4判4とし、下方に約5cmの余白を設け、二頁以上に亘るとときは右上方に頁数を附すること。
方法

(2) 最終頁に合計を附すこと。

~~(3) 記載例は、第三四半期の收入清算額報告書である。~~

(3) 節の記載については、別に定めるもの外は、省略することができる。

(4) 記載例は、第二四半期の收入清算額報告書を示す。

裏面白紙

昭和25年6.7.8各月末公團手持肥料の推定

肥種別	6月			7月			8月		
	収量(屯)	単価(円)	金額(百万円)	収量(屯)	単価(円)	金額(百万円)	収量(屯)	単価(円)	金額(百万円)
硫酸安	161.953	19.662	3.184	190.664	19.662	3.749	320.664	19.662	6.305
外炭安	129.217	11.903	1.538	167.217	11.903	1.990	205.217	11.903	2.443
尿素	(3.343) 6.686	44.000	147	(4.219) 8.438	44.000	186	(5.654) 11.308	44.000	249
石膏靈	55.827	20.500	1.103	67.089	20.500	1.375	107.089	20.500	2.195
磷酸安	(23.084) 36.935	20.028	462	(21.127) 33.800	20.028	423	(21.127) 33.800	20.028	423
鷄糞安	980	24.500	24	24.470	24.500	61	3.970	24.500	97
N計	389.598		6.458	469.678		7.784	681.778		11.712
過石	215.707	9.625	2.076	221.237	9.625	2.129	346.237	9.625	3.333
4.5重過石	(215) 548	26.540	6	(259) 648	26.540	7	(459) 1.148	26.540	12
トーマス磷肥	5.408	10.450	57	6.006	10.450	63	8.706	10.450	91
燐成磷肥	647	11.010	9	5.827	11.010	64	11.827	11.010	130
骨粉	3.854	18.040	70	3.702	18.040	67	3.702	18.040	67
P計	226.364		2.218	237.420		2.330	371.620		3.633
加里	(76.775) 95.969	13.207	1.014	(100.683) 125.854	13.207	1.350	(121.863) 152.354	13.207	1.609
千代田化成	921	26.600	24	1.881	26.600	50	2.881	26.600	77
同形肥料	1.758	10.000	18	1.738	10.000	17	3.738	10.000	37
燐硝安	220	25.000	6	470	25.000	12	720	25.000	18
其他計	2.899		48	4.089		79	7.339		132
(3)合計	(678.109) 714.850		9.738	(794.589) 837.041			(1.163.854) 11.523	1.213.091	17.086

(註) 1. 単価は現行の買入価格
2. 収量の()内は実数

祕

肥料配給公団と肥料需給公団に改正する件

昭和二五年四月八日
肥料課

- 一、肥料需給調整公団は、經省安本部總務長官の走める需給調整計画に従ひ、命令を走める肥料の需給に際する業務を行ふことを目的とする。
- 二、安本長官は肥料の需給調整上、公団が買上やるべき数量を決定する。
- 三、農林大臣は公団に対する、安本長官が走める肥料の一定数量につき公団が買上や及び賣渡しをするに必要な命令を發すことができる。
- 前項の買上や及び賣渡しは入れ割とする。

備考

右の方針に従ひ肥料配給公団令の一部改正法律を提案する。
右の法的措置と別に現行物資需給調整法を根據法として認めた
の場合の出荷命令を規定する。

25
4.90
10~44
93

寫

寫「經濟安定本部農產課、通商省通商局長、大藏省主計局長、
大藏省管財局長、審核局副科課長、審核局有審管參照長」

一五個清發第五八號

昭和二十五年五月二日

飼料配給公團清算人

大藏事務官 島 村

律

鐵工品貿易公團

總裁 鹿 澤 次 郎 殿

輸入牧草種子に關する件

昭和二十四年十月九日横濱入港のジエームス・マツケイ號從來チモシ一
種子一一碼一五六十月二十六日シイティアルマ號積來分チモシ一種子一
三碼六三一及び十一月二十六日ホーレスルウチエンバアロ號積來分グラ
スシード二四碼六五九の通商省よりの拂下代金一〇、三四三、六〇九圓五三
錢也の廿五年三月三十一日附第一〇〇四號を以て御請求を受けましたが
當公團は三月三十一日を以て解散され目下清算中であり新規購入代余の

支出は認められないので貴方にて處分され度く請求書御返却旁々御通知
申上けます。

尙本件處理については農林省畜產課資料課が通商省と協議される筈であ
りますから爲念申添えます。

25
5.4
10~4
94

肥料配給公團の廢止及びこれに伴う措置に関する件（案）

25
6.15
10.~4
95

- 一、肥料配給公團は昭和二十五年九月一日に廢止する
- 二、昭和二十五年八月一日において肥料の生産者價格を改訂する
但し消費者價格は現行据置とする
- 三、公團廢止後は肥料の配給及び價格の統制を撤廃する
但し磷酸質肥料等については補給金の支出が必要と認められるので
價格統制を存置する
- 四、公團廢止の際におけるその手持肥料は、原則として明年春肥（一月一
六月一）の期間に賣り出す迄とし、公團の清算の結了は明年七月末とす
る
- 五、公團廢止に伴う製造業者及び販賣業者の所要資金調達を圓滑ならしめ
るため政府資金の預託又は商業手形の優遇等の措置を強力に講ずる
- 六、農業者の肥料購入資金を確保するため農林中金の貸出を圓滑ならしめ
るよう措置する
- 七、肥料の輸出許可制は存置するも國內の需給事情を勘案し、豫め定める
數量の範囲内で民間輸出を認める
- 八、磷酸石等輸入原料の有利な買付を圖るため外貨資金の割當について特
別の考慮を拂う等肥料の生産原價の引下を期する

肥料公園廃止に伴う金融対策要項（案一）

一方對

肥料の流通は從來肥料配給公園が一手に之を行ひ、その所要資金は政府からの借入金によつて賄れて來たが公園廃止に伴い一切市中金融に切り換えられるはかりでなく肥料本來の季節的需要に即應するためのストック資金が必要となるからその額は必然的に増大する、而るに現下の金融事情に於ては肥料についてこれがため別途の強力な金融措置が講じられなければ肥料生産を危殆に陥れ惹いては農業生産に重大な支障を來すおそれがある、よつてこの際政府資金の金融機関に對する預託制度を中心とする諸措置を講じ肥料流通の圓滑を圖るものとする

二、指監

政府資金の融通

公園廃止後の肥料年間流通高は七〇〇億に達し、ピーク時の資金需要は約四〇〇億、最低でさえ約九〇億に達する見込であり特に公園機構の廃止當座の荷締資金の急増等が考えられるから現状の金融情勢に於てはこれら甚大な肥料資金需要が市中金融を甚だしく壓迫するか若しくは肥料の生産流通消費に重大な支障を來たすこと必至である。よつてこの際大藏省預金部資金等政府資金を年間月平均億を金融機關に紐付預託するものとする

三、倉庫金融

製造業者又は販賣業者が需要期に備えて準備貯蔵する肥料については倉庫證券金融によることゝし、之に對し日銀が特別の優遇措置を講ずることゝするこの場合

四、日銀の指定倉庫を追加指定すること

五、農業倉庫證券を倉庫證券に準じて取扱うこと

(3) 工場附屬倉庫その他製造業者又は販賣業者の所有する倉庫の在庫について主務官廳の在庫證明書を倉庫證券に準するよう取扱うこと

六、商業手形の割引の優遇

肥料の資質に當つては大部分手形取引によるものと考へられるが業者は新たにその業務を開始する關係上未だ受信力に乏しいからこれらの信用を保證する爲信用保證協會の保證を受けさせるよう指導すると同時に山肥料に關する商業手形を日銀の優遇手形とし、割引銀行はこれを
碎外で日銀から再割を受け得るようすること

裏面白紙

97

(四) 荷爲替制度を復活すること

前項の商業手形の決済を確實にするためこの商業手形と農業手形とのかみ合せを密接ならしめ、農業手形融資代り金へ農業手形割引付り金を含む一については金融機関において確實に把握し、前項の確

25-2 T-(13)→(2)

(秘)

参考文献の記述と

産業技術開発金融公庫案との相違点

(一) 法人の目的 技術助成に重点を置くこと

(二) 法人の名称 技術助成機関たることを明確にした名称とすること。

(三) 法人の審査組織 公庫案のごとく主として公務員以外の者から成る審査委員会を設けてこの委員会の運用により審査を行う方法によることを避けて、法人自体が技術陣によつて審査を行うことを建前とし、この場合は、法人の職員を増加する方法によつて整備するよりもむしろ総裁の若干人の技術顧問を助言と各省所属の官立試験研究機関の研究員の広汎な協力とによつて補完するものとすること。

(四) 法人の監督

(1) 政府資金の運用であるから、法人の自主性を活かしつつも、監督に遺漏無きを期すること。

(2) 工業化試験は、企業化の問題を切り离して考たられないので、監督官庁を定めることに当つて、生産行政を所管する各省の立場を重視する必要があること。

(3) 従つて、監督は現在技術行政を所管している各省と大蔵省とが共管とし、その各省間の連絡調整にはスクワードが当ること。

25
5.2
10.4
98

各種公同措置一覽表

5-24
10m

公团名		取扱物質買賣		取扱方式の台帳化	
食糧配給公団		自家庭院		自家保険	
項目	事実費請求 貢回支出し 節減	手許現金 預金の動 率的運用	手許現金 預立割へ の移行	手許現金 預立割へ の移行	手許現金 預立割へ の移行
(2) 全上	(1) 公團は運賃とその利潤を徴収する。これにより、料金の回収が確実に行われる。(2) 管理部門は、この回収面において、機械の排除を抜き、他の方法で、別途大蔵省にて統一的に決定する。	(1) 現金支度制の原則を更に徹底すると共に、調査廳の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。業用料金の回収を強力に実施する。(2) 食糧廳は、業用料金の範率的発行を図る。	(1) 短期貿易の早期償還賞金貸付制度の適用を図る。(2) 食糧廳は、納入告行を図る。	(1) 現金支度制の原則を更に徹底すると共に、調査廳の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。業用料金の範率的発行を図る。	(1) 政府は、公團手帳にて、公團の営業用に振り向け、公團に回済を措置する。生ぜしめ方よりうづける。
(2) 全上	(1) 同上。(2) 全上	(1) 現金支度制の原則を更に徹底すると共に、調査廳の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。業用料金の範率的発行を図る。	(1) 全上	(1) 海上保険を除く他の期間中のものも、契約は打はず。(2) 全上	(1) 国内販路、輸入と海上保険を除く他の期間中のものも、契約は打はず。(2) 油脂類及び砂糖等の通航区域は、現行の所と同様とする。
(2) 全上	(1) 公團は運賃とその利潤を徴収する。これにより、料金の回収が確実に行われる。(2) 管理部門は、この回収面において、機械の排除を抜き、他の方法で、別途大蔵省にて統一的に決定する。	(1) 現金支度制の原則を更に徹底すると共に、調査廳の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。業用料金の範率的発行を図る。	(1) 全上	(1) 全上	(1) 販売業者に対する取扱措置を確立し、海上運輸が出来ないものには、海上運輸を禁止する。また、海上運輸が出来ないものには、海上運輸を禁止する。
(2) 全上	(1) 公團は運賃とその利潤を徴収する。これにより、料金の回収が確実に行われる。(2) 管理部門は、この回収面において、機械の排除を抜き、他の方法で、別途大蔵省にて統一的に決定する。	(1) 現金支度制の原則を更に徹底すると共に、調査廳の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。業用料金の範率的発行を図る。	(1) 全上	(1) 全上	(1) 販売業者に対する取扱措置を確立し、海上運輸が出来ないものには、海上運輸を禁止する。
(2) 全上	(1) 同上。(2) 全上	(1) 現金支度制の原則を更に徹底すると共に、調査廳の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。業用料金の範率的発行を図る。	(1) 全上	(1) 現在契約ものは、契約は打切られず。(2) 全上	(1) 輸出入品とも新規に買取を行わない問題はない。(2) 貿易公団と貿易公団との間で問題はない。
(2) 全上	(1) 同上。(2) 全上	(1) 現金支度制の原則を更に徹底すると共に、調査廳の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。業用料金の範率的発行を図る。	(1) 全上	(1) 海上保険を除く他の期間中のものも、契約は打切られず。(2) 全上	(1) 貿易公団と貿易公団との間で問題はない。
(2) 全上	(1) 同上。(2) 全上	(1) 現金支度制の原則を更に徹底すると共に、調査廳の示唆に従い、売掛金の回収を促進する。業用料金の範率的発行を図る。	(1) 同上	(1) 同上	(1) 三日目までの支拂いが予定の場合は、引取らざる。

預金の動

率的運用

(2) 行き団の能率的入告

に送付の通

機運営部費付

実施の近取保金
の一利連の(1) 行方の示唆に従い、調査を徹底する。
(2) 業用取扱料の強力な促進を行う。

行方の示唆に従い、調査を徹底する。

事本費請求
賃金支出

筋成

(1) 現金差渡制の原則を更に徹底する。
(2) 業用取扱料の強力な促進を行う。

行方の示唆に従い、調査を徹底する。

行方の示唆に従い、調査を徹底する。

(1) 現金差渡制の原則を更に徹底する。
(2) 利率の統一を図り、競争力を強化する。

行方の示唆に従い、調査を徹底する。

行方の示唆に従い、調査を徹底する。

(5) 改訂を実行する。(4) 改訂を実行する。(3) 改訂を実行する。(2) 改訂を実行する。(1) 改訂を実行する。

(5) 改訂を実行する。(4) 改訂を実行する。(3) 改訂を実行する。(2) 改訂を実行する。(1) 改訂を実行する。

(5) 全上 (4) 全上 (3) 全上 (2) 全上 (1) 全上

(5) 全上 (4) 全上 (3) 全上 (2) 全上 (1) 全上

(5) 全上 (4) 全上 (3) 全上 (2) 全上 (1) 全上

(5) 全上 (4) 全上 (3) 全上 (2) 全上 (1) 全上

(5) 全上 (4) 全上 (3) 全上 (2) 全上 (1) 全上

(5) 全上 (4) 全上 (3) 全上 (2) 全上 (1) 全上

惜置一覽表

(5) 料率に付する 実状に即する う改訂を行ふ う、よは送	(4) 全般の 実状につい て、より詳 細なる上記 を留保認出す るよう箇意す る、よは送	(3) 市場運営上の 構造費を節約す るため二十五年 度予算より支 出する、よは送	(2) 市場運営の 構造費を運賃 の一部に充て て、よは送	(1) 公團は運賃 の一部に充て て、よは送	(2) 並納利息はこれ と徵收するこれ としその利率は 改定して、別途大 きな料率を規定す る。	(1) 現金流通促進の ため、公團は運 賃の一部に充て て、よは送	(2) 並納利息はこれ と徵收するこれ としその利率は 改定して、別途大 きな料率を規定す る。
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 同上の外、 と機内中間通 り、排除され て抜けて袋 つける。	(2) 全上	(1) 現金流通促進の ため、公團は運 賃の一部に充て て、よは送	(2) 全上
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公團は運賃 の一部に充て て、よは送	(2) 全上	(1) 現金流通促進の ため、公團は運 賃の一部に充て て、よは送	(2) 全上
(5) 全上	(4) 全上	(3) 公上	(2) 公上	(1) 公上	(2) 全上	(1) 現金流通促進の ため、公團は運 賃の一部に充て て、よは送	(2) 全上
(5) 全上	(4) 全上	(3) 全上	(2) 全上	(1) 公上	(2) 全上	(1) 現金流通促進の ため、公團は運 賃の一部に充て て、よは送	(2) 全上
(5) 全右	(4) 全右	(3) 公上	(2) 公上	(1) 改料即場の板中に販管運 賃に率応実排け向み契等貨公 努のし勢除減通り約の、同 め更たに市内りて面請保は	(2) 全上	(1) 調査のため現 金流通促進の ため、公團は運 賃の一部に充て て、よは送	(2) 全上
(5) 全右	(4) 全右	(3) 公上	(2) 公上	(1) の除機通と面請 るに内もつての ・つの板中のと ・と排け向い收外	(2) 公上	(1) 調査のため現 金流通促進の ため、公團は運 賃の一部に充て て、よは送	(2) 全上

貿易公團に対する所管官廳の権限一覧表

100

事項	権限	文書	監督官廳	備考
1. 輸出入は因する政策及公計画	第一條、第二十一条	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	又は第一條、第二十一条
2. 輸出入計画及外輸出入手鏡	第二條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
3. 定額及びその変更の認可	第三條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
4. 係石川事務所設置の認可	第四條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
5. 請款	第五條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
6. 役員の任命	第六條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
7. 従職員定更の決定	第七條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
8. 給与の他必要支費は開する特別	第八條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
9. 通産官の次のもの特別の承認	第九條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
10. 美蘇方法及生の変更の認可	第十條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
11. 事業計画及貿易金計画の認可	第十一條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
12. 業務の監督	第十二條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第十三條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第十四條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第十五條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第十六條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第十七條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第十八條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第十九條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第二十條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第二十一條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第二十二條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第二十三條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	
	第二十四條	通商産業大臣	經濟委員會及通產大臣	

(經濟委員會の取扱)

13. 計算書類、貸借対照表及び 監査報告書の提出	第二十條	經濟委員會及通產大臣	經濟委員會及通產大臣
14. 財産目録、賃借料、賃料及公債 益計算書等の提出	第二十一條	經濟委員會及通產大臣	經濟委員會及通產大臣
15. 剰余金納付の承認	第二十二條	經濟委員會及通產大臣	經濟委員會及通產大臣
16. 債務、収入の他一切の記録の検査	第二十三條	經濟委員會及通產大臣	經濟委員會及通產大臣
17. 監査、今令	第二十四條	經濟委員會及通產大臣	經濟委員會及通產大臣
18. 報告機関、監査、検査			
19. 特別報酬規程及公との其更認可			
20. 役員の解任権			
21. 施設の強制借上			
22. 施設使用料の決定			
23. 施設賃借承認			
24. 資材の強制買上			
25. の承認			

(經濟委員會の取扱)

經濟委員會及通產大臣

27 貸借施設の管理	第二十四條	通産大臣
28 予算の検討、調整	第三條	
29 予算の作成及公報出の手続決定		
30 予算の形成及内容	第四條	
31 予算の区分(目別)の承認		
32 各項の経費の彼此移用の承認	第五條	
33 各目別の経費の彼此移用の承認		
34 会計検査院	第十一條	大藏大臣
35 支出執行行為又は支拂計画承認	第十條の二	國議院に通す
36 予算の執行の停止を除く旨の附帯意見	第十條の三	通産大臣口録の上
37 理事会議事録提出の要求		
38 収入更正、支出負担行為及公報出の承認	会計検査院	会計検査院に通知
39 予算執行報告微収	大藏大臣	3 通産大臣に由
	会計検査院	1. 国会の議決を経て 2. 会計検査院に通知 3. 通産大臣に由
	大藏大臣	会計検査院に通知
	通産大臣	通産大臣口録の上
	通産大臣	

資業第四号一ノ六

昭和二十五年六月二日

同文送付先

会計課
検査院
第一局長
第六課
（第五課）
本省生産局長
通商省企画局長
農業政策課
企画課
（企画課）
中通本省生産局長
通商省企画局長
農業政策課
企画課
（企画課）

資業復興公團木材局長

董事 富永

達



絆半參本部
生産局長

殿

販売關係等入札實施準則制定の件

標題の件從來販賣に関する入札手續は各種資材別販賣要價等で個々に定めて居りましたが今般これらを統一して別冊の通り各種資材共通の入札實施準則を定め度いと思ひますから御諒承願います。

尙ほ貿易契約、寄託契約等に關する入札手續については本準則に準じ追つて別に定めます。

深謝恭報 一、販賣關係等入札實施準則 附 資材販賣入札心得

以

部

上



販売関係競争入札実施準則

第一条 (起案文書に関する事項)

(1) 一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、起案文書には第二条へ公告又は通知すべき事項の外、左の事項を記載して決裁を受けるものとする。

一、販売予定価格及びその算出基礎

二、公告又は通知の方法

三、指名競争入札の場合は

イ、指名競争入札とする事由

ロ、被指名者の名前及びその選定の事由(註)

(2) 前項第一号の販売予定価格及びその算出基礎は、機密を保つため、別紙に記載して封筒に入れ、「販売予定価格調査」と標記し、販売担当課長が開封すべき決裁者及び最少限度の複合機者の職名を記載し、自分の

- (2) 入札者の資格
下見期間とその方法
入札及び開札の場所及び日時
落札者決定の場所及び日時、要すれば通告の方法
入札心得を示す場所及び日時
入金期限迄
引渡期限迄
引渡条件等
入札保証金額及びその取扱に因する事項
契約保証金額及びその取扱に関する事項
- 新規公告の場合は、経費の都合によつて、単に物件の概要、下見期間、
入札日時、入札保証金に因する事項等特に必要な事項のみを掲載するに
止めてもよいか、その場合には、公団事務所入口の掲示又は入札物件用
細表の販賣若しくは配布によつて詳細を公告しなければならぬ。(註四)

印鑑(自印又は自署)で附箋をもつて封印して、起案文書の末尾に添附
するものとする。(註三)

(3) 前項の場合において、封筒表記の次裁者又は被合議者は起案文書に捺
印後、前項の準領により、封筒に計印しなければならぬ。

(4) 第一項の起案文書は、持越しを原則とする。

(註一) 横石敷布入札のときは、各もしくは以上の入札者を指名するものとする(元算定料金額を算定する場合)

(註二) 対印の仕方



封印

第二条へ公告又は通知すべき事項

- (1) 一般競争入札の場合において公告すべき事項又は指名競争入札の場合
において被指名者に通知すべき事項は左の通りとする。
一、競争入札に付する物件の明細、所在地及び入札単位等
二、懸念入札、單価入札の別

(3)

第一項第一号の物件の所在地を示すと盜難の虞あるものについては、所在地を示さず、また下見をさせなくともよい。(註五)

(註二) 入札業者は、一口(一括)の定の方をさう。一口即ち一戸数戸に一處競争を行ける(前へ系参照)。

(註三) 製約代金の入金期限及び製約の引取期限については、昭和二十五年四月二十二日附第第一四号の三四、^一発上代金の入金期限は、契約引取期限の定めどもつて、月以外の物件については、原則として入金期限は毎月廿五日由、引取期限については、代金十五日間と定められたり、競争契約へ一般及び専らどもの場合には、公告で入金期限、引取期限については別段の定めをなし得ることとしている。競争契約の場合においては、入金期限については公報(そのもの)のとくに定めども五日以内とすることが空ましく、十五日以上とすることは、月既、その過多費、多量のもの、遠隔地にあるもの等、眞に特別の事由ある場合に限るべきである。引取期限については、入金後十五日以内にさるべく早く引取らせるものとする。

(註四) 引取条件は競争手続に於て明確に示さなければならぬ。

(註五) 新聞公告する場合は、尽く公告者について同時に次回を除くより留置すること。

(註六) このような物件は、不特定多数人を相手方とする一般競争入札には適しないから、監査官など出張の上——なるべく下見をさせ——管轄ある業者を限定して競争競争入札とすべきである。

第三条 (公告の方法)

(1) 一般競争入札による競争の目的は、広く需要者を求めて最も有利な条件で競争すること及び需要者の購入申込を平等ならしめて公正に競争することにあり、公告方法は新聞公告及び掲示板の掲示を併用するのを原

則とするが、独立採算の建前から経費の關係を考慮して、新聞公告については庄の基準によるものとする。但し、庄の基準によるとしができない特別の場合には、それぞれ確実競争の定めるところに依つて決議を受けるものとする。(註一) (註三)

一、新聞公告の費用は入札に付さうとする全物件の競争予定価格の百分の一以下を原則とする。

二、需要が少く売却難いもの及び早急に売らなければならぬものについては、広く且つ早く需要者を求めるために公告費用が多少分かくも割りに競争することを主眼とし、新聞公告の費用は入札に付さうとする全物件の競争予定価格の百分の二までとすることができる。

入札は、ふろべく各種資料を取まとめ、毎月定期的に行うこととし、一回に新聞公告する物件の競争予定価格を多額からしめるよう考慮するものとする。

公告を掲載すべき新聞は、需要者の便宜と公告の効果を考え、少くも

一連は本邦各支那毎に指定し、その把は入札に付すべき物件の種類及び所在場所等に応じ、その効果の大なる有力新聞数種をその都度選定するものとする。(註三)

(4) 鉄鋼新聞、鐵経新聞などの業界新聞には、公團の販売に因する記事と紙料で掲載してくれるものがあるから、進んでこれを活用し公告の徹底を計るよう考慮するものとする。

(註二) 官報、税關、ラジオ、車内公告等によつて公告する場合も、本条の趣旨に従つて處理するものとする。

(註三) 本局においては競争入札可否を審査する場合のみ該用する。

第四条へ入札の入札者の資格

① 審査局長又は支那長は左の各号の一に該当すると認められる行為を行した者五、その後二年間一般競争入札及び指名競争入札に参加せしめられないことができる。他人の代理人、支配人その他の使用人として同様の行為を為した者についても亦同じ。

一、競争に際し、不当に価格を引下げる目的をもつて談合を示した者

- 二、競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者
- 三、入札の執行に際し係員の職務執行を妨げ反者
- 四、正当の理由がなくて契約を履行しむかつた者及び契約履行の着手を遅延し反者
- 五、前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約に際し、代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- 六、前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者は、入札の際に委任状、本人の印鑑証明書を提出せしめなければならぬ。(註三)
- 七、指名競争入札の場合において代理人が入札するときは、入札の際に委任状、本人の印鑑証明書を提出せしめなければならない。

しめなければならない。但し、資材局長又は支那長においてその必要を
認めた者はついてはこの限りでない。(註)

(4) 一般競争入札及び指名競争入札の場合において、資材局長は、「資材
別販売要領」に定められたところに従い、第一項、第二項の外、更に資
格を制限することができる。

(註) 一般競争入札の加入者の資格につき、公团の会計監査官規則第大十二条は、「予算審議及会計令」の規定により入札大臣
の実力による審査するに留めて居り、同令第七八条では、別に大臣が――命令と見て――定めることになつて居る。
その命令へ依て――即ち、大臣命令第三十三号、予算次算及び会計監査官第七十八条の規定により一般の競争手取わうとする者
に於ては審査する件によれば、工事・製造又は物品供給の一競争手に与わろうとする旨についての資格についての規定についても、年
々、能力審査の一競争手に如わろうとする旨の規定については何等の制限を設けていない。従つて本条にあつては、年
々、能力審査による制限を設けぬけり。

(註) 本社及び同社並用書の日付日三ヶ月以内のものとする。印鑑用書は市町村長の捺印することとする。
(註) 資材局長は会計官(同法事務官)の発行するもので、日付は三ヶ月以内のものとする。本社及び同社並用書については前
項のまゝ同じ。

第五条へ公告又は通知の期日

(1) 一般競争入札の場合は、入札期日の前日から起算して少くとも十日以
前下公告する。但し、急を要する場合には、總裁の承認を得て五日まで

カ外

へ延續することができる。

(2) 指名競争入札の場合の通知については、前項に準ずるものとする。

第六条へ販売予定価格の決定

(1) 販売予定価格は販売担当課長が保管担当課長の意見を徵してこれを起
案し、権限規程の定める處に従つて決裁を受けるものとする。

(2) 前項の場合において、販売予定価格の単価が「貿易別販売要領」に定
められた基準価格以上のときは、資材局長又は支那長においてこれを決
裁することができる。

(3) 第一項、前項の場合において、物価統制令に規定する統制額のあるも
のについては、当該統制額を超えてはならない。(註)

第七条へ入札心得

入札心得は、入札公告の掲示と共に掲示するか又は縦覧に供するか若
しくは入札加入希望者の求めに応じて配布するものとする。(註)

註) 「競争入札に得たは別第の通りとする。」

第八条へ入札単位

入札に付す物件については、入札単位を定め、一単位毎に記号又は番号を付し、入札の対象となる目的物を明確にしておくものとする。(註)

(註) 入札単位とは一口のもの(即ち)のため方を立つのであつて、一口開ち一単位毎にイ・ロ・ハ・成はA・B・C・半の記号又は人

2・3・の一種類等(二種類等)にて目次物を附すに表示してくものとする。

第九条へ單価入札又は競闘入札の予告

落札を定めるに付いて、入札の單価をもつてするか又は競闘をもつてするかは、公告又は通知もつて示さなければならぬが、入札者へ競り易いから、更に入札前に入札者に予告するものとする。(註)

(註) 競闘入札の場合は第十八条の二で、競闘入札が原則となつており、一定期間競争して落す競争の契約の場合はおいては、

単価について、そのやや大額を定めることがえらうことになつてゐる。

第十条へ入札保証金

① 一般又は指名競争入札に加めろうとする者から、入札前に、競争予定

価格の百分の五以上の入札保証金を徴収し、これと引き分えに別に定める入札保証金板預託金交付するものとする。入札保証金は銀行自己宛小切手、銀行支払保証付小切手又は現金に限るものとする。(註)

② 入札保証金の取扱及び保管は、本部においては出納課、支那にあつては經理課とする。

③ 落札者が契約をしないときは、第一項の入札保証金を徴収するものとし、これを元の通り返還するものとする。

一、(註) 運特、(註) 等独立会計に属する本社物件の場合には、それぞれの独立会計の収益勘定に繰入れる。

二、公団所有資材で一般会計に属する一般物件の場合には、一般会計の収益勘定に繰入れる。

落札しない者の入札保証金は、入札保証金板預託と引きかえに、直ちにこれを返還する。落札者の入札保証金は、そのまま、販売代金の一部又は契約保証金の全部若しくは一部にこれを充当するものとする。(註)

⑤ 第一項の入札保証金は販売予定価格を察

第一項の入札保証金は競争予定価格を察知せられないよう、適宜端表を切上げた金額を微するものとする。(註三)
競争予定価格が一口につき十万円を超える場合は、第一項の規定にかかるで特にその幾枚の必要をみとめない場合には、第一項の規定にかかるてこれを免除することができる。(註四)

(註四) 公團の公債取扱を行ふ細則には、一度競争入札については入札保証金を徴収の義務があり、そ
れらす——発送し得ることになつて居り(第大十三条)。当名競争入札の場合については入札保証金につけては入札保証
金にかゝるは、一般競争入札の場合も指名競争入札の場合も原則として保証金を徴収すること
としも免除できることなし。更に指名競争入札の場合には一度競争実績が十万円を超える
ないとそれはこれを免除し得ることとした。

わらず——完済し得ることになつて居り(第大十三条)。当名業等入札については入札保証金の戻附の規定がない。然しこの準則においては、一般業者入札の場合も当名業等入札の場合も原則として保証金を戻附することなし、十万円以下のところに、兩者の場合とも落札できることなし、更に専名業等入札の場合には一戻すを定め、落札が十万円を超える場合でも一戻すに戻附の必要を止めることとされた。

さか、「専名業等及び会計令」では、一般業者入札の場合には入札保証金免除の規定があり、当名業等入札の場合には約附の必要がないと認りられる場合は免除することができるとしている(第八十一条及び第八十二条第二項)。

(2) 入札の手続は本部へ資料局及び本部直轄各出張所及び支部へ各出張所を含む。とあるが、(支部長又は支那書類局長名す)課長以上の者少くも一名へ出張所の場合は出張所長)を含め合計三人以上の職員をもつて入札執行職員としてその執行に当らなければならぬ。その職員中最上級者を入札場長とし、入札場長は入札執行に関する業務を主裁する。

(3) 第一項の職員のほか、入札事務に因縁のない職員を入札立会職員として立会べく立会わしめるものとする。入札立会職員は入札場長に対し意見を述べることができる。

第十二条（入札）

14

- ① 入札は公告に添し入札場所及び日時に、入札官に公開してこれを行わなければならない。（註）
- ② 入札書の様式及び入札箱の規格は別にこれを定める。（註）
- ③ 同時に複数の入札を行う場合は、数個の入札箱に同時に入札せしめることができる。但し、入札単位毎に附した記号又は番号を、入札箱ごとに明確に表示して誤って投入せしめまいように留意するものとする。
- ④ 前項の場合においては、左の各号について予告しなければならない。
一、記号又は番号順に一箱ずつ開札して順次に結果を発表するか、全部箱を同時に開札して取まとめて結果を発表するか
- 二、入札箱を誤って投入された入札書を有効とするか、無効とするか
- ⑤ 入札後一定の時間を置いて開札する場合には、入札場長、入札立会員の内一名及び入札者の内一名の三者の印鑑をもって、開札の時まで入札箱に封印を施し、開札の際それらの者に封印の異状ないことを確認させることとする。

（四）の内

せるものとする。

（註）一箇所入札、括名競争入札とも、入札書を、入札場で、入札箱に投入せしめることとし、入札書を錯送せしめないこととした。

（註）入札書の様式は別紙第三、入札箱の型式は別紙第四の通りとする。

第十三条（開札）

- ① 開札は公告に示した場所及び日時に入札者に公開してこれを行ななければならない。
- ② 入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消を行うことができない。
- ③ 入札場長において、左の各号の一に該当すると認められた入札はこれを棄却とする。
一、第四条に定める入札加入資格のない者のなし入札
二、前条の日時までに所定の入札保証金を納入しない者のなし入札
三、入札書に記名捺印のない入札
- 四、入札書中の入札の要素に関する文字、数字又は枚取の要領が知得で

支那へ入札

五、入札事項を表示せ又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札
六、単価入札の場合に単価を記入しない入札又は総額入札の場合に總額
を記入しない入札

七、第十五条第一項の再度の入札の場合に初回の入札加入者以外の者の
入札

八、その他第七条に定める「入札心得」その他の入札に関する条件又は
入札前時に入札場長から予告した事項に違反して入札

入札に際しては、全入札者の入札金額を発表するものとする。但し、
入札者が互に競合する度ある場合及び全部の発表が事務上困難な場合
等においてはこの限りではない。(註)

開札の際、第一条第三項に定める「競売予定価格調査」至開札場所に
封書にして備えて置かなければならぬ。(註)

(註) 本文の方書き、口頭で読み上くるが、易承するものとする。

第十四条 (落札者の決定)

(註) 必ずしも公表する必要はない。

(1) 一般競争入札、指名競争入札の場合とも、一以上の有効入札のうちで
競売予定価格以上であつて、最高価格の入札をした者を落札者とする。
但し、物価統制令に規定する統制額のある場合は、当該統制額をもつて
最高価格とする。

(2) 落札者の決定は、開札の場所において、開札の直後に又は予め示した
時刻に入札者に公開してこれを行うものとする。落札者に対する文書通知
は譲渡代金請求書をもつて行うものとする。

(3) 前項の譲渡代金請求書は納入期限を明記しなければならぬ。この期
限を超過したときは契約不履行とみなし、入札保証金はこれを没収する。
(註)

(4) 第一項本文の場合において、同一価格の最高入札者が二人以上あると
きは、直ちにそれらの入札者のみについて、公團側の選択により、再度、

の入札又は抽せんにより落札者を決定するものとし、再度の入札で瓦す同一価格の繰り返し入札者が二人以上あるときは同じ。但し、第一項但書の場合において、競制額を超える入札者が二人以上あるとき、その入札額の高底にかかわらず、これらの入札者全員について、直ちに抽せんにより落札者を決定するものとする。^(註)

⑤ 前項の場合において、これらの最高入札者全員が希望するときはその全員を落札者とし、それらの旨に分割して販売することができます。分割は年分するものとする。但し、これらの最高入札者間の協議が整つた場合はこの限りでない。^(註)

⑥ 第四項の抽せんの場合において、当該入札者のうち出席しない者はくじを引かない者があるとき、入札事務に因るのない職員が代りくじ引きことができる。

金二・二の場合については、公園の運営規則には規定を欠くが、予算審査及び会計令第八条第一項に該当する場合に於ける場合に於ける場合は、必ず大め採ればならないとする。然し、この準則では、より有利な条件で競争する所を除く、公園の開設に由る所の入札又は出せんの二種類一主義をとった。

第十五条（再度の入札）

（注）（1）同様の場合において、前条第一項の落札者がない場合は、直ちに再度も入札資格がないとき、西夏への入札に付しても落札者がないときは落札者が契約を結ばないときには随意契約によることがであります。その場合に於ける落札者は落札金額を合意新規し得る場合に限り、当該落札者は金額の範囲内で、数人に分割して契約をしてしません。ただし、随意契約の場合について定めてある。この精神に従つたりである。

（2）左の各号の一に該当する場合には、随意契約によることができる。但し、価格についでは、第一号及び第二号の場合は販売予定価格以上、第三号の場合は落札金額以上でなければならぬし、その他の条件下つてもこれを変更してはならない。^(註)

言葉が、些的を能ばない場合

本系により貿易をすすめる場合には、高級物件についてのみ入札者と、入札金額の高いものの間に、交渉するのを原則とするが、入札者以外の方と、後は競争入札者以外の入れ者と競争を許さない。

七
士
が
に
ま
り
意
思
不
明
を
す
る
物
で
は
、
入
れ
得
る
金
額
を
訂
正
す
こ
と
なく
、
別
だ
、
購
入
申
込
書
に
改
定
会
議
を
起
て
入
手
を
し
り
る
もの
と
す
る
。
購
入
申
込
書
の
用
紙
を
使
用
し
、
「
入
れ
」
の
文
字
を
消
し
、
購
入
申
込
と
改
め
る。

卷之三

- 該当するときは、前条第二項の但書に、分からず、販売予定価格の百分の九十を超える最も有利な価格で随意契約によることができる。但し、価格以外の条件についてはこれを変更することができる。
一、販売予定価格が高きに過ぎると認められること
二、販売予定価格が十万円未満であつて、早急に売却する必要あるとき

14

○ 割損の場合には、速かに第一条第三項の次裁者及び被合議者に報告するものとする。

五、本会の二重の会員権により、別は「新入会員」に決定会員を新入会員せしめるものとする。

卷之三

系（著者春次定後の手稿）

丸者が決定した。之を改めて直方不二で金精六骨三十六十。

精考が決定したときは直ちに代金請求書を交付するものとする。

評議會施行細則第五十六條の契約保証金へ契約金額の百分の十以上

次すべき場合には、入札保証金との差額を直ちに内へ戻す。大半の

らない。契約保証金の取扱については第十条の「上記正会員の取扱い

現金を徴収しなかつた場合は代金全額を、保証金を徵収した場合は

感頗々、公告に示した入会期限内に、落札者をして、それぞれ契約

めなければならぬ。

品の引渡しは代金全額完納後これを行う。

第十八条へ再入札及び販売予定価格の変更)

(1) 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合には、更に改めて再入札に付することができる。

(2) 前項の再入札の場合には、更に公告又は通知じなければならぬ。公告又は通知すべき事項、公告の方法及び公告又は通知の期日についでは、第二条、第三条及び第五条の制によるが、公告手段又は指名先については更に検討を加え、一層有効な需要を喚起するよう留意するものとする。

(3) 第一項の再入札を行う場合におひく在の各号の一に該当するときは改めて次戻手續とるものとする。

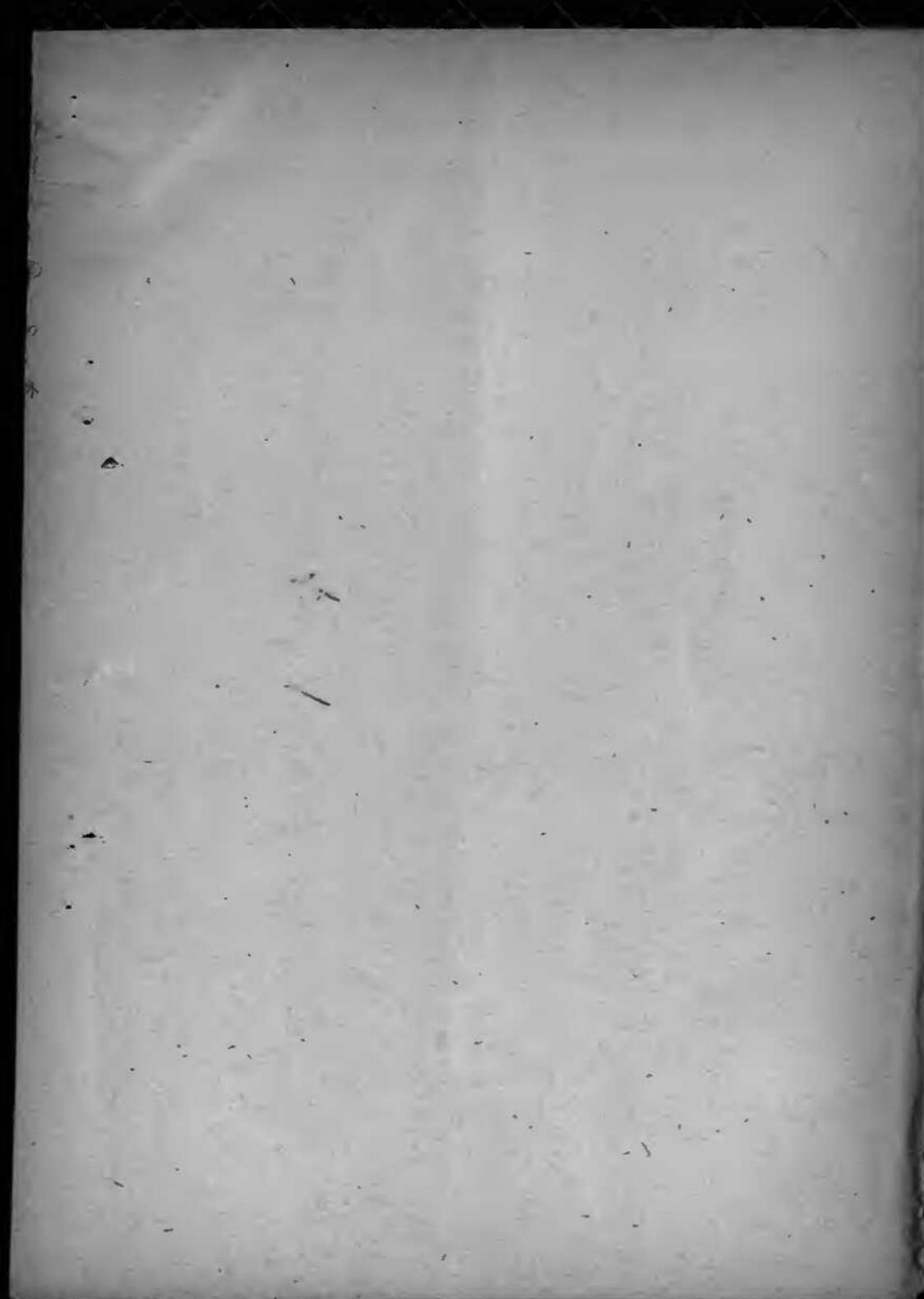
- 一、初回の入札日より一ヶ月以上過ぎて再入札を行う場合
- 二、競争予定価格その他の競争条件を変更した場合
- 三、入札に關する方法又は手続について重大な変更をした場合

第十九条へ附則

(1)既定の資材別競争要領その他の処理要領に定める入札手続に關する各項の全部又は一部が本準則と競合する場合には、その部分については本条により効力を失う。

(2) 本準則は昭和二十五年六月一日よりこれを実施する。

(以 上)



昭和三十五年六月
産業復興公團

資材販売入札心得

115

一、入札加入者の資格

丘の方は資材販売の一競争入札に加入することができません。又、入札しても無効となります。

- (一) 競争入札に際して、不当に値段を下げるために談合した者
 - (二) 競争入札加入を妨げたり又は落札者が契約を結んだり履行したりするのを妨げた者
 - (三) 入札に際し採用の職務執行を妨げた者
 - (四) 正当の理由がないのに契約を履行しない者及び契約履行の着手を遅延した者
- (五) (一)乃至(四)の外、契約の締結又は履行に関して不正その他不都合の行為があつた者

- (六) 他人の代理人又は使用人として(一)乃至(四)のいずれかの行為のあつた者として使用する者
(七) (一)乃至(四)のいずれかの行為のあつた者を入札に藤と代理人又は使用人として使用する者
右の外、資材の種類によつて、入札加入者の資格を別に制限する場合
がありますから、掲示の公告をよくせよ下さい。
- 六、下見
- 下見の期間とその方法はその額度公告しますから、入札された方は必ず下見をして下さい。
- 三、入札
- 入札は当公団所定の入札書に記入し、所定時刻までに、所定の入札箱に投入して下さい。
- (一) 入札は無効とします。
- (二) 入札資格のない者の不正した入れ
- (三) 入札書に記名捺印のない入札
(四) 入札書中の入札の要素に関する文字、数字又は位取の要領が知得で
きない入札
(五) 入札事項を表記せず又は一定の金額をもつて価格を表記しない入札
(六) 単価入札の場合に単価を記入しない入札又は総額入札の場合に総額
を記入しない入札
(七) 不調の場合に行う再度の入札の際に、初回の入札加入者以外の者の
を記入した入札
(八) その他入札に附する条件又は入札前特に入札場長から予告した事項
を記入した入札
入札書の記入及び投入については次の事項に注意してください。
(一) 入札単位毎に付けてある入札番号は整理上必要につき必ず記入する
こと。

- (六) 他人の代理人又は使用人として(一)乃至(四)のいずれかの行為のあつた者として使用する者
(七) (一)乃至(四)のいずれかの行為のあつた者を入札に藤と代理人又は使用人として使用する者
右の外、資材の種類によつて、入札加入者の資格を別に制限する場合
がありますから、掲示の公告をよくせよ下さい。
- 六、下見
- 下見の期間とその方法はその額度公告しますから、入札された方は必ず下見をして下さい。
- 三、入札
- 入札は当公団所定の入札書に記入し、所定時刻までに、所定の入札箱に投入して下さい。
- (一) 入札は無効とします。
- (二) 入札資格のない者の不正した入れ
- (三) 入札書に記名捺印のない入札
(四) 入札書中の入札の要素に関する文字、数字又は位取の要領が知得で
きない入札
(五) 入札事項を表記せず又は一定の金額をもつて価格を表記しない入札
(六) 単価入札の場合に単価を記入しない入札又は総額入札の場合に総額
を記入した入札
(七) 不調の場合に行う再度の入札の際に、初回の入札加入者以外の者の
を記入した入札
入札書の記入及び投入については次の事項に注意してください。
(一) 入札単位毎に付けてある入札番号は整理上必要につき必ず記入する
こと。

- (2) 単価を入れするか總額で入れする今は乍り公告してありませぬ
連わないこと。
- (3) 同時に數件の入札を行う場合は、入札箱の番号を誤つて投入しない
よりに注意する二点。
- (4) 入札は一件につき一人一枚に限ります。

四

入札保証金

公告に示した所定の金額を銀行自己宛小切手、銀行保証付小切手又は
現金で納入して下さい。一万円以上の場合はなるべく上記小切手で、一
万円以下の場合はなるべく千円札でお願いします。小切手の場合は入札
物件一口ごとに別に切つて下さい。

納入のときは、保証金預り証をお渡し致します。落札に当らなかつた
ときは、預り証と引き換えに直ちにお返し致します。落札になつたとき
は、そのまま売買代金の一節又は契約保証金の全部若しくは一部に充当
します。

五、落札の決定

当公団の定める販売予定価格以上で、最高価格の入札者を落札者とします。落札となるべき同一価格の最高入札者が二人以上あるときは、これらの方だけについて、公団の入札場長の選択により、直ちに、抽せんによつて落札者を決定するか又は再度の入札を行います。

右の抽せんの場合に、その入札者が開札場に居ないときは、入札に因るのない当公団職員が代つてくじを引きます。

同一価格の最高入札者が二人以上あるときは、その全員が希望すれば、分割して販売することもできます。

六、落札の通告

落札者に対する文書による通告は代金請求書をもつて行います。但し、競りの種類により、別に、落札決定通告書又は制當指示書を出す場合もあります。

公告に契約保証金の納入を定めた場合は直ちにこれを納めて下さる。

六、代金の納入

落札者は方の請求を受けたときは、公告に示した入金期限以内に代金全額を納入しなければなりません。この期限内に代金を納入しないときは、契約不履行と見做して、保証金を没収いたします。

八、現品の引渡

現品の引渡は代金全額納入後に行ないます。

引渡の手續は、当公団から「出荷指図書」を発しますから、有効期限内にこれを当公団保管代行店又は保管者に提出して引渡し受けて下さい。
「出荷指図書」の有効期限を過ぎた場合は、必ず当公団に申出て下さい。

有効期限以後の保管料は、落札者の負担となります。

現品の引取を完了したときは、「出庫報告書」へ出荷指図書に添附してあります。(記名捺印の上、保管代行店又は保管者に渡して下さい。

現品引渡後は、現品の変質、瑕疵、数量の異動その他のについて異議の申立てはできません。

九、その地詳細の点につきましては、資材局販売部に御照会下さい。

八以 上

回 放 請

保証金領收書

入札保証金領收書

年

相 入札番号 第 頁の分
 (現金、銀行自己支票小切手)
 (銀行支払保証小切手)

上記金額正にお預り致します

昭和 年 月 日

産業復興公團
 出納課長(本部)
 経理課長(支局)

般

○ 権利決定のときは、この保証金を売買契約保証金の全部又は一部に充当
 致しますから、正預証とお引換下さい。
 ○ 勝札しなかつたときは、この保証金をこの証券引換にも返し致しますか
 ら、必ずその日のうちに出納課においてお受け下さい。
 ○ この取扱いによる商賈の損害についての責任は一切負いません。

備考 1. 大きさはB4判6号とする。
 2. 二片複写式とする。

別紙第二、入札保証金領收書の様式

別紙第3 入札書の様式

入札書

産業振興公団
高利貸出司段

住所

昭和25年 月 日

商号

下記の通り入札致します

資格及び
氏名

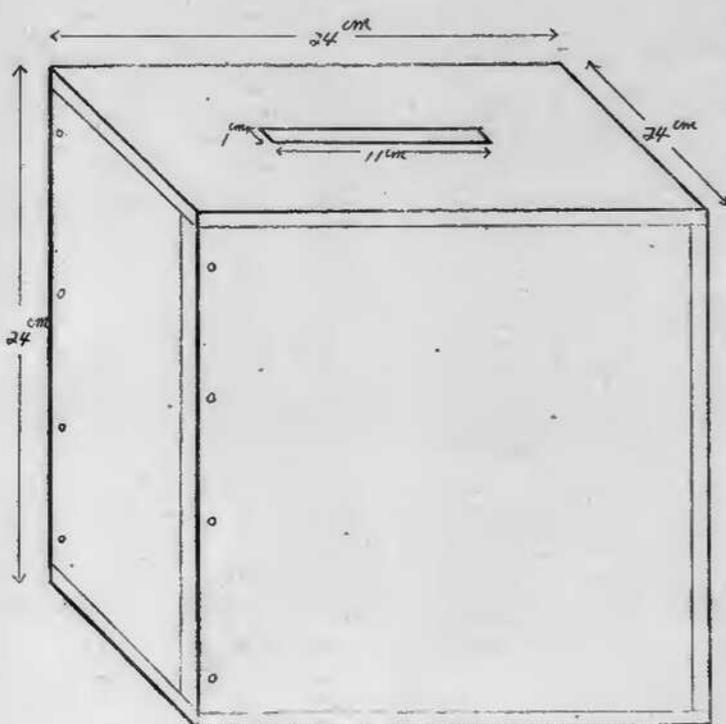
團

入札 番号	保管場所	品 名	枚 数	入札金額
				四十萬円十千百十円 株

- (1) この入札に当つては貴公団の重切腹達入札心得に記載する事項を遵守致します。
 (2) 代金預入方法 貴公団御指示の代金預入用紙(貴公団御印日より一ヶ月)内に代金全額を預入致します。
 万一預入しない場合は契約不履行と見做され、保証金を没収せらるるに異議ありません。
 (3) 営業引渡条件 貴公団御指示の引渡条件に従つて引渡しを受けます。引渡後は現面の交換、販売、改質の要請
 その他について異議は申立てません。

備考 大きさは略6号とする。

別紙第四、入札箱の規格



板の厚さは 1 cm とす。

保管契約事務処理要領

(三五・六・一二)

産業復興公団

一般方針

從來かう堅持して來た左の方針を再確認し更に徹底的に実施うこととする

自由競争の広範囲の採用

販売の計画的促進により保管期間の可及的短縮を計る。
可及的少敷の倉庫に集中保管を計り事務均に可能範囲で保管業務
を直営し現物犯難の確保と保管事務の向上を期す。

保管料、荷役料の可及的切下げと支払基準方法の簡素合理化を計り
経費の節減と事務の能率化をはかる

実施の方針

現在保管中の物件の保管料、入出庫料、積込料、仕訳、非賄、看守
料を含むべつりて

(一) 金属類へ鉄鋼、扁鐵、非鉄金属をいう)

金属類の保管料、入出庫料、積込料、仕訳、荷卸、着荷料三合計で現在稼用中の料率を廃し、品種別、地区別の区分及び現場保管へ旧所有者七保管セイリのものか否か、区分外貯庫の設置の程度、火災保険付保の有無により更に段階を設けるもとをし、要すれば各倉庫より発送書又は票面計算書を提出せり。保管料予定額の範囲内において大きな倉庫ノ属する料率の段階を定めらるゝとする。

保管料予定額は本部において決定配布するものとする。又販売保管、理・荷役、実務はなるべく商社に担当せしりず、公團が担当し同手取料、節減を図りかうむととする。

(二) 材料、職能

可及的に保管料荷役料を切下げる事とし、功下り金額の標準は保管料において從来の三割五分荷役料において約一割とする。

こう反比例寄託金額を一齊に現状に即した販売予想価格に訂正すると

共に保管費率へ從來の契約による料率にて割引せしむるものとする。割引率は倉庫の良否及び倉庫の地域を勘案し決定するものとする。

但し、(一) 雜品については寄託金額も保管料率も從来通りとする。

(三) 新規入庫又は移動物件について

溶解用屑灰及び新兵雜品の如く運賃、梱包上、運場保管又は製鉄所に直送するものを除いて、原則として各地域へ存続別に資材別に一又は数ヶ所の集中倉庫を設け今后、新規入庫又は倉移し物件を格納する。

但し、(一) ある存続において、ある資材の今后の受入見込数量が該量の場合には、そぞ縣において、そぞ資材の販売見込の少し場合には、支部所在地倉庫に直接送付するもととし、そぞ縣においては前記の集中倉庫を設けねば要ほなし。

(2) 織維材料等の他、資材の受入数量が微量であり、受入後速に販売可能もつては、必ずしも原則によることなく從来通り最寄島庫に寄託することが出来る。

(二) 集中倉庫の運営、選定、契約及び料率について

(1) 集中倉庫の運営は出来るだけ自家直営方式によるものとし、自己を得意とする場合に限り從来通り運営を行うものとする。

(備考) 自家直営方式としては庫に公團で倉庫を借り入れ、それを入出庫の荷役及び受取事務を他の商社に委託する程度のものとし、公團で倉庫と付隨業務を借り入れ之等を公團で駆馳使用、受給も一切公團で行うものとし、その段階は種々あるが、人員の許す範囲内で可及的後盾に近い運営を行うものとする。

(2) 集中倉庫の選定は現在使用中の倉庫以外、広く一般からそろ建物、土地、施設の借入費用又は保管料の見積りにより、そろ倉庫の立地条件機械設備の有無、程度、広狭、顕著の便不便等

を勘察し、社員数及び保管料予算との競合せ決定するものとし、そつ決定は契約料率とともに總裁の承認を要するものとする。

3. 火災保険の取扱

火災保険については、産業復興公團自家保険運営要領によるものとし。

(1) 産業倉庫格納物件及び倉庫自体において附保しする非産業倉庫格納物件については自家保険に付さる。

(2) 倉庫自体において付保を行つていまい非産業倉庫格納物件で付保を要する非鉄金属類一切、材料及び織維については、現在の付保期限満過後は前記「運営要領」により自家保険に付するものとする。

(備考) 現在の付保期限満過前とへども、當庫に伴の減量の都度有保金額の過減の手続を行うものとする。

三 保管契約締結方針

從來保管契約については官業倉庫寄託申込の形式によるもの、委過物資等に適用している現場保管契約書によるもの及び保管代行契約書によるもの三本立てであるが、四月一日以降は左の四本立てし、物資の保管と保管に附隨する物資の受松報告、格付その他整理事務（以下管理業務といふ）を明確に区別し、管理業務については人員の許す範囲において可能な公團が担当し、経費の節減をはかるもととする。

(1) 官業倉庫寄託申込の形式によるもの（官業倉庫に寄託し、公團において管理する全資材に適用する）

(2) 保管契約（非官業倉庫格納及び現場保管物件で、公團自ら寄託し、

管理する資材について適用する）

(3) 材料（該種類管理委託契約へ材料、識別で公團が直接管理し得ない

場合にのみ締結する）

(4) 保管及び管理委託契約へ金属類でなく、及びロ、以外に適用する）

(一) 保管及び管理委託契約

金属類（鉄鋼、青銅及び非鉄金属をいう）の契約締結様式は左の通りとする。

(二) 保管及び管理委託契約

金属類の保管業務と管理業務を保管店が担当する場合に本契約を締結するもかくし、管理事務に関する業務の範囲は同契約第二條に規定する。とともに、保管店の取扱う業務の詳細については、別に、保管物件管理業務取扱要領として保管店に明示することに充てて、かかる別添の同要領を保管者に送付し、そり受領書を本契約書に添付するもととする。

(三) 保管契約

金属類の保管者（官業倉庫を除く）にして保管業務のみを担当し、管理事務を公團が担当する場合に本契約を締結するもととする。

官業倉庫寄託申込形式によるもの。

金属類にして官業倉庫に寄託し、管理事務を公團が担当している場合

(八) 倉庫に対する寄託申込を行う外保管料率及び入出庫料率(營業倉庫料率)によらず前(一)同様の特別料率による)について左の様式による
覚書を取次すものとする。

覚書

産業復興公団へ以下甲という(一)が
に寄託の貨物に対する保管料(貯蔵料)につき甲乙互記の通り協定する。

記

2. 材料・鐵道類の契約様式は互り通りとする。
(一) 官業倉庫寄託申込形式によるも

從来官業倉庫に寄託し今後も官業倉庫に寄託するものは、官業倉庫

寄託申込形式によるものとする。

保管料(及び入出庫料)につき料率を採用する場合においては、前記

ノ(三)の覚書様式により協定するものとする。

保管契約

官業倉庫以外に保管するものについては本契約を締結するものとする。

、(二) へ従来の売場保管契約と類似する。

材料・鐵道管理委託契約

前記(一)又(二)において保管した物資にして、転賣致うサハニヒスは、
物質の性質上へ例え、材料においては化学薬品(危険品等)乃至
は保管箇所が多いこと等により、或ひ鐵道の如く管理事務の複雑な
場合において、管理事務を公団へ負担することとなり場合に限
り本契約を締結するものとする。

自家直営保管倉庫について。

3.

倉庫の借地、借家、評借り及び役務については、当該倉庫と同間に通
接契約を行ふ。

培英約言

(一) 前記ノヨリ及びスラニにおいて締結する契約は四月以降十二月まで
の保管料及び、入出庫料ヲ支払予定額が四十五万円以下ノモヲヒ
ツリテは支部長において九十万円以下ノモヲヒツリテは、貢材局長
において、九十万円を超過するモナツリテは總務会議締結するモヲト
する。

前記ノ件ノ内ニ、之ヲ一、スの三及ひヌラ四の場合の契約は
すべて總裁が締結するものとする。
從フマ貞洋局長及び總裁の締結するもトドリにてはすべて本部に申
請手続をとるものとする。

卷之三

用一時以降改訂実施すべき保管料及び倉庫荷役料は次第通りであるが

う、前記ニテ人により各倉庫に付し各等級別ラ格付を行い、当該等級に
する保管料率及び倉庫荷役料率をもつて当該保管店ヒ契約するもヒす

保管科

一
鐵
銅
類

詩經卷之二

金剛の胸に氣附かし一息一ヶ用の君幸は压り通りとする。

(二二)

註イ 特殊品種とは磁板、サツシユバー、リムリングバー、外輪、仕上鋼板、高級仕上鋼板、鐵力板、硅素鋼板、帶鋼及び銅管をいう。

口 一般品種とは石記特殊品種以外の品種をいう。

ハ (兵) 物件の料率は二級を最高とするもととする。
管理者業務を公團が担当する場合には当該倉庫が属する等級より一下級の料率を適用するもととし、四級倉庫にありては四級料率で計算した保管料率の10%引とする。

(2) 特殊鋼の保管料

倉庫が属する等級に応じ一ヶ月一ヶ月の料率を圧り通りとする。

品種別 上記以外 品種	一般倉庫	二級倉庫		三級倉庫		四級倉庫		備考
		鋼 瓦 及 び 銅 片	三〇円	二七円	二五円	二二円		
	四〇円	三〇円	二七円	二五円	二二円			

野種の場合不料率による

全 次 次 製 品	六〇円	五四円	五四円	四五円
金 次 次 製 品	六〇円	五四円	五四円	四五円
金 次 次 製 品	六〇円	五四円	五四円	四五円

鋼瓦・銅片・瓦起停鋼
の料率を適用する。

註イ 特殊品種とは高密度鋼、一八一八不鏽鋼、鋼板及び鋼管を

ロ (兵) 物件の料率は二級を最高とするもととする。

ハ 管理業務を公團が担当する場合には当該倉庫が属する等級より一下級の料率を適用するもととし、四級倉庫にありては、四級料率で計算した保管料率の10%引とする。

(3) 現場保管の保管料

元所有者の置場に保管する場合の保管料は置場が属する等級に応じ一ヶ月の料率を左の通りとする。

半 製 品	銑 鉄	品種別 危 害 別	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫	備 考
半 製 品	一八円		一六円	一四円	一三円	一二円	
	二二円		二〇円	一八円	一六円	一五円	

(一三)

一般 品種	三二 円	二九 円	一六 冖	一一 冮
特殊 品種 (即ニ次表)	四〇 冮	四〇 冮	三五 冮	二一 冮

註イ 特殊品種とは薄板、サフュニア、リングバー、外輪、仕上鋼板、高級仕上鋼板、ブリキ、硅素鋼板、帶鋼及び鋼管をいう。

ロ、一般品種とは、上記特殊品種以外の品種をいう。
ハ、管理業務を公團が担当する場合に付、当該倉庫が属する等級より一下級の料率を適用するもとし、四級倉庫にありては、四級料率で計算した保管料の一〇%引とする。

(4) 仓库の保管料

倉庫に属する等級に応じ一月一ヶ月料率は左通りとする。

品種別 倉庫級別	一般倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫	備考
A類	二一〇 円	二八〇 円	三五〇 円	四二〇 円	
B類	一七〇 円	一五〇 円	一三〇 円	一一〇 円	
C類	六〇 円	五〇 円	四八円	四二円	
D類	二四円	二二円	一九円	一七円	

被貨物、剝離はしないものとする。

品種別 倉庫級別	一般倉庫	二級倉庫	三級倉庫	四級倉庫	備考
A類	二一〇 円	二八〇 円	三五〇 円	四二〇 円	
B類	一七〇 円	一五〇 円	一三〇 円	一一〇 円	
C類	六〇 円	五〇 円	四八円	四二円	
D類	二四円	二二円	一九円	一七円	

註イ A類とはフロタシングスチール、フェロウアテンジウム

ロ、C類とは金屬シリコン、金屬マンガン、フェロモリブデン、

及び低炭素クローム

ハ、C類とは高炭素クローム、堆積シリコン及び鉬マンガン

ニ、D類とはシリコンクローム、AST合金

ホ、本物件の料率は二級を最高とするもととする。

ヘ、管理業務を公團が担当する場合に付該倉庫が属する等級より一下級の料率を適用するもとし、四級倉庫にありては四級料率で計算した保管料の一〇%引とする。

周 鉄 類

倉庫若しくは通場に属する等級に応じ、一月一ヶ月料率は左の

(二十六) 通りとする。

一級倉庫(又は置場) 一四円

二級 一一円

三級 九円

四級 七円

五級 五円

六級 三円

但し、一ヶ月二期札ヒシ、曆日により月始りから五月までと、
十六日から月末までをそれぞれ一期として計算する。

(二) 旧所有者の置場に保管する場合には五級以下料率を適用する
もうとする。

非鉄金属類

倉庫に属する等級に応じて託金額十円につき一ヶ月の料率は左の通りとする。

(二) 非鉄金属へ肩類及び故電線を含む

基率 奇銭全額 十円につき一ヶ月	一級倉庫			二級倉庫			三級倉庫			四級倉庫		
	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫									
三錢四厘	三錢二厘	二錢九厘	一錢八厘	三錢四厘	三錢二厘	二錢九厘	三錢四厘	三錢二厘	二錢九厘	三錢四厘	三錢二厘	二錢九厘

註 非鉄金属とは非鉄分類表(ニ五・六・七・八・九・三)ノ一によ

る。中三・三六A及び三三六Bを除く全物件をいう。

(二) 電線類

基率 奇銭全額 十円につき一ヶ月	一級倉庫			二級倉庫			三級倉庫			四級倉庫		
	一級倉庫	二級倉庫	三級倉庫									
三錢四厘	三錢二厘	二錢九厘	一錢八厘	三錢四厘	三錢二厘	二錢九厘	三錢四厘	三錢二厘	二錢九厘	三錢四厘	三錢二厘	二錢九厘

註 電線類とは非鉄分類表(ニ五・六・七・八・九・三)ノ一による。

甲三・三六A電線小及び三三六B電線は不限る。

但し、前記(一)及び(二)の場合、尤所有者の置場に保管する場合には別途協定するも可い。

材料及び識盤類

前記(二)～(ス)より各保管店と接觸する上決定するも可い。

(二八)

この場合非常蓄倉庫にして倉庫自体に付保を行つてゐるものは、官業倉庫と同様に見做して差支ない。

倉庫荷役料

一 鉄鋼類

(1) 鉄鋼類の合計金額を除く)の入庫及び出庫料は、倉庫の属する等級に応じ、一基につきその料率は左通りとする。

品種別	級別	一 級	二 級	三 級	四 級	備考
そり他製品		一三〇円	一一五円	一〇〇円	九〇円	
合 金 鉄	一五六円	一四〇円	一二四円	一一〇円	一四五円	

(2) 但し、現場保管の入出庫料は、そり都度実費を支払う。
合金鉄の入庫及び出庫料は、倉庫の属する等級に応じ、一基につきそり料率は左通りとする。

品種別	級別	一 級	二 級	三 級	四 級	備考
合 金 鉄	一五六円	一四〇円	一二四円	一一〇円	一四五円	

(3) 冬期割増

1. 冬期割増は次の通りとする。

割 増 率	地 方 名
一割五分割増	福島縣 宮城縣 岩手縣
二割五分割増	青森縣 秋田縣 山形縣 新潟縣 富山縣 石川縣
三割五分割増	福井縣 長野縣 東京都・神奈川縣 岐阜縣 岐阜縣
北海道	

ロ 期向け次々通りとする。

北海道は十一月一日から四月三十日まで

そり他は十一月一日から三月三十一日まで

屑 鉄 類

甲 地	乙 地	丙 地
一基につき	一基につき	一基につき
一三〇円	一三〇円	一二〇円

(1) 入庫料は倉庫告しくは置場の等級別に拘らず左通りとする。

甲 地	乙 地	丙 地
一基につき	一基につき	一基につき
一三〇円	一三〇円	一二〇円

(2) 入庫料は倉庫告しくは置場の等級別に拘らず左通りとする。

(1)

但し、右の地区別は物価庁告示保管庫料率表による。

（2）後記（2）及び（3）も同様とする。

（3）保管及び管理代行店が荷役作業を行つた場合に限り支払うものとする。

（2）出庫料へ積込費を含む

1. 保管及び管理代行店が在庫に際し、自ら出庫荷役作業及び積込を行ふ場合には左の料率による。

甲地	一担	二つき	一七五円
乙地	一担	二つき	一五〇円
丙地	一担	二つき	一四〇円

2. 保管及び管理代行店が在庫に際し需要者が出庫荷役作業及び積込を行ふ場合には左の料率による。

甲地	一担	二つき	五五円
乙地	一担	二つき	四五円
丙地	一担	二つき	四〇円

但し、前号の場合需要者に対する販売金額より、左の料率により計算した金額を控除するものとする。

（4）管理業務を公團が担当していける場合に於いても販売金額より控除する金額は本項に準ずるものとする。

甲地	一担	二つき	一一〇円
乙地	一担	二つき	一〇五円
丙地	一担	二つき	九〇円

（3）看護料

甲地	一担	二つき	五〇円
乙地	一担	二つき	四五円
丙地	一担	二つき	四〇円

（4）看護料

その他石に定められた料率に於り難い場合には別途定めるものとする。

(三)

非鉄金属類

(1) 非鉄金属類の入庫料(看護仕訳さう他入庫に伴う諸費用を含む)

非鉄金属類の入庫料は、倉庫に属する等級に応じ各一起につき左

品種別 倉庫別 区分	金額				備考
	一級	二級	三級	四級	
非 鉄 金 屬	一一〇円	一六〇円	一五〇円	一四〇円	
電 線 類		二〇〇円	一八〇円	一七〇円	

註イ 非鉄金属と非鉄分類表(一五・六・七貢率四・三・一による)中三三六A及び三三六Bを除く全物件をいう。

ロ 電線類とは非鉄分類表(一五・六・七貢率四・三・一による)中三三六A電線A及び三三六B電線Bに限る。

ハ 電線類中、不建つもの又は既に換算するものとする。

(2) 非鉄金属類(非鉄金属及び電線類)の出庫料(看護、積込さう他の諸費用を含む)

(3)

イ 七月一日以降入札販売りより需要者負担とする。

ロ 四月一日以降六月末日までに入札販売したもつて出庫料は、前記入庫料の八〇%とする。

ハ 入庫料の八〇%とする。

(4)

イ 庫中保管その他事由により倉移しする場合の入出庫料は左によるとする。

但し、六月末までに倉移したもつて日本物価庁告示の料率の二〇%引とする。

イ 当該保管店が自己の所有に属するも、異なる倉庫に倉移しする場合の入庫料及び出庫料は、倉庫に属する等級に応じ前記入庫料の各五〇%引とする。

ロ 当該保管店と異なる保管店に倉移しする場合の入庫料及び出庫料は、倉庫の等級に応じ前記入庫料の各四〇%引とする。

ハ 冬期割増(割増率、地方名及び適用期向)の通り通ります。

割増率		地 方 名			期 同
一割 増	二割 増	福島縣	宮城縣	岩手縣	
	新潟縣	秋田縣	山形縣		自十一月一日
	福井縣	富山縣	石川縣		至三月不日

(三四)

(四) 材料・織維類

出入庫料は可及的切下げるもととし、その標準は物価局不營業會入出庫料に規定する荷役料の一割引とする。

五 管理代行手料

管理代行手料は從來の保管・理及び荷渡手料に該当するもとで、今次制定の保管並びに管理委託契約(第2條に規定する管理業務に対する手料)により、そり料率は次通りである。

六 鉄、鋼類

(三五)

当該手料なし。

ス 肩款類

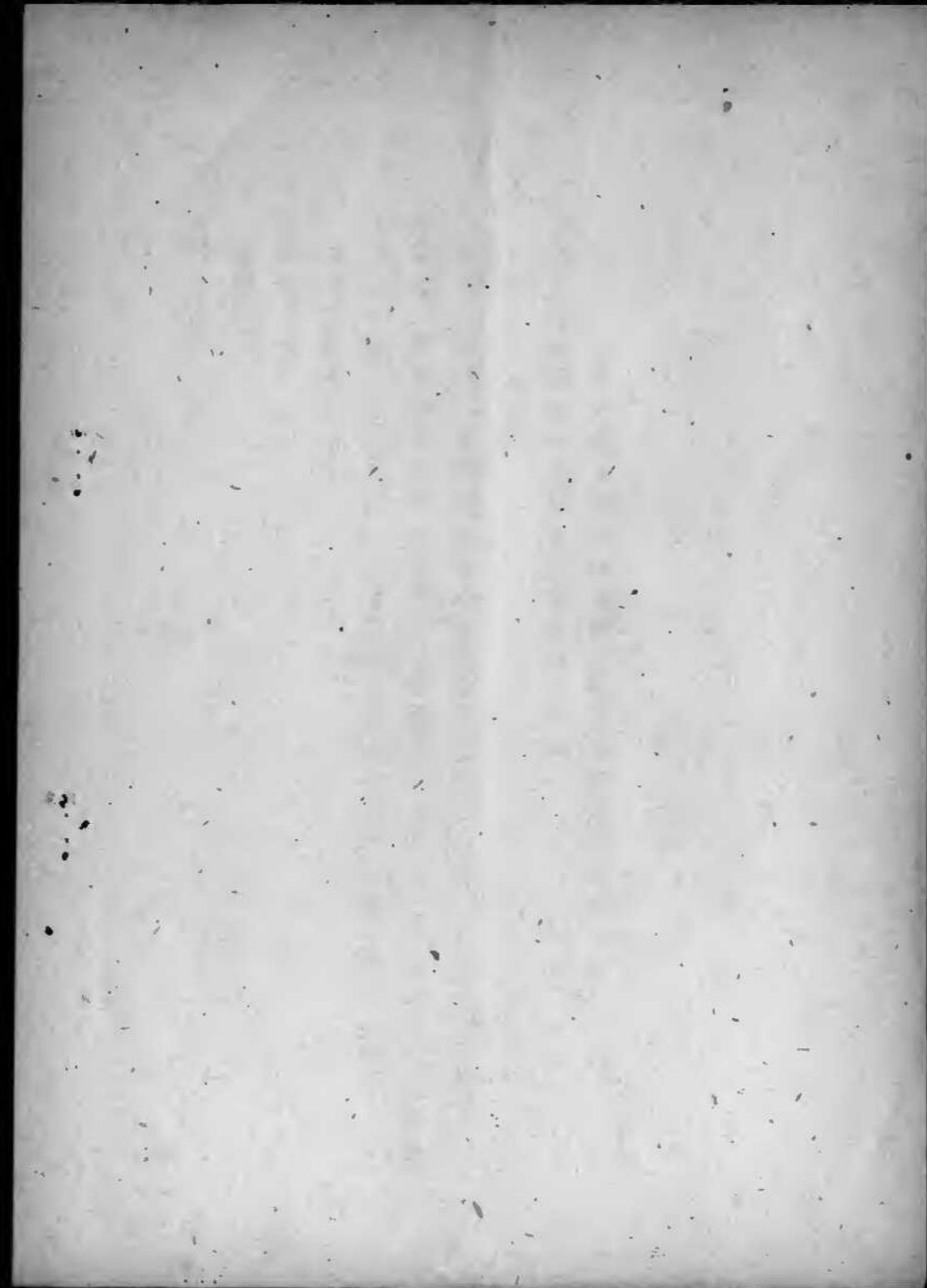
当該手料なし。

ス 非鉄金属類

從来口座あり六〇〇円/日金及び回非物件については販売金額の一・五%であつたが、今回の改訂には寄託金額の一・八%とする。

ム 材料及び織維類

材料及び織維類に關し管理委託契約を締結している場合にのみ支払うもととし、手料は從來の保管・理及び荷渡手料と同様とする。



肥料配給公団廃止に伴う金融措置案

二五、六、一四
支清安定本部

肥料公団の廃止に伴い、從來政府資金によつて賄はれてきた肥料流通資金は一切民間金融に切り換えられるので左の措置を講ずるものとする。

措置

- (一) 生産者に対する不需要期在庫資金の融資については、主として日銀の商品（倉庫証券）見返貸付制度、拡張を行ひ、市中融資に乗せ得るよう措置する旨をめどする。
- (二) 卸賣業者の新規設備資金及び固定運轉資金については、勧銀の長期金融債發行による資金をこれに組びつけるなどの措置と譲ると共に、卸賣業者の引き取りたる在庫に対する資金についても前号と同様の措置を適用出来るよう措置するものとする。
- (三) 肥料の取引に伴う決済に~~ては~~荷~~ては~~荷~~ては~~替~~ては~~その他の商業手形取引によらしめ、これに関する日銀の優遇手形制度を活用するものとする。
なお肥料の引取に対する農業協同組合様構の円滑な運用をはかるため、全購連又は県購連の肥料購入資金に対する農林中金の金融措置について、特段の措置を講ずるものとする。
- (四) 前各項措置に廻連して日銀融資斡旋を活用し、必要に応じ日銀において資金的援助をなすと共に、必要な場合には、政府資金の金融機関、予託金などの措置を別途考慮するものとする。

(備考)

公団廃止時の手持肥料は原則として明年的春肥需要期まで持ち越すものとする。

以上

25
6/16
10-4



14

肥料配給公團の存續に関する覺書に対する意見

經濟安定本部

一、肥料配給公團は昭和二十五年七月末日迄現状通り繼續するものとし
同年八月一日に廢止する。たゞ、肥料の配給及^レ価格の統制は繼續
する。

二、公團を廢止した場合の措置は次の通りとする。

- (1) 配給機關として、従来の小賣商、他、卸商及^レ元賣を設けた。
- (2) 豊林省は、従来通りの縣別割當を行う他、月別、工場別、縣別の出荷
割當を行う。二の為に肥料配給審議會を設けて、二つの議を経て決定
する二点とする。
前項の出荷割當を行つに必要な人員及経費
に付けては予算措置その他所要の措置を講ずる。
- (3) 価格は、生産者価格、元賣価格、卸賣価格及^レ小賣価格とする。
価格調整金は、之を繼續するものとする。
- (4) 公團廢止後の肥料の配給の円滑を期す為に必要な金融的措置を

考慮する

備考

總司令部の覺書に対する正式回答案については、一月十七日の
閣議に提出するものとする。

25
6.15
10~4

肥料の配給統制廃止に伴ふ措置に関する件

一五六、一九
經濟安定本部

終戦以来政府は化学肥料の生産及び之が適正なる配給に付格段の措置を講じて來たが最近に於ける輸給状況の好轉に鑑み今般化学肥料の統制に關し左記の如く措置することとする。

尚政府は今后に於いても農業生産の確保のためその基礎資材である肥料の供給の円滑化を図ると共に貿易の状勢をも考慮し化学肥料工業の改善発達を期するものとする。

記

- 一、肥料配給公團は昭和二十五年八月一日に廃止する。
- 二、公團廃止後は肥料の配給及び価格の統制を撤廃する。但し磷酸肥料については補給金の交付と關聯して価格に関する^(具体的)措置を速に決定する。
- 三、公團解散に至る迄は公團は従前通り肥料の買入及び配給を行う。
- 四、公團廃止の際ににおけるその手持肥料は、原則として明年春肥(一月一六日)の期間に売出することとする。
- 五、公團廃止に伴ふ製造業者及び販賣業者の所要資金調達不^レ能業者の肥料購入資金の確保を圓滑ならしめるため別紙要領による金融措置を強力に講ずる。
- 六、肥料の輸出許可制は存置するも国内の需給事情を勘案し、予め定める数量の範囲内で民間輸出を認める。

肥料
統制
尙ほ

別紙

肥料配給公団廃止に伴う金銭措置要領(案)

肥料配給公団の廃止に伴い、從來政府資金によって賄はれていた肥料流
通資金は一切民間金融に切り換えられるので、措置を講ずる玉々とする。

肥料配給公団廃止に伴う金融措置要領(案)

肥料配給公団の廃止に伴ひ從来政府資金による賄はれで長肥料流通資金は一切民間金融により供えられるのでたゞ措置を講ずるものとする。

措置

△生産者に対する不需定期在庫資金の融資については商品担保金融制度の活用などにより市中融資に乗せるよう措置するものとする。

(一)新たに整備すべき、卸賣業者の新規設備資金及び固定運転資金につけては、金融機関の長期金銭債券発行により資金を極力活用する措置をとる。措置を講ずる次に、卸賣業者の引き取りたる在庫に対する資金

△つとも、前号と同様、措置を適用するものとする。

(二)肥料の取引に伴う決済については原則として商業手形取引によつてこれに因る日々銀の優遇手形制度を適用するものとする。なち肥料の

引取に対する農業協同組合機構の日清台通用をばがるため金融連

次に保険連の経営体制を整備する次に肥料購入資金に対する農林

中金の金融措置に於て特段の措置を講ずるものとする。

(三)前各号の措置と同連して日銀融資斡旋を活用し、必要に応じ日銀に於いて資金的援助をなすと共に必要な場合には政府資金の金融機

関へ、並流去内済を認めよう老慮あるとある。

受入關係指名競争入札實施準則

第一條（總則）

受入關係業務處理内規に規定する指名競争入札（以下單に入札といふ）は本準則により處理するものとする。

第二條（起案文書に關する事項）

（1）入札に關する起案文書には第三條（被指名者に通知すべき事項）の外、左の事項を記載して決裁をうけるものとする。

一、被指名者の名稱及び選定の理由

二、最高豫定金額及びその算定基礎

2. 前項第二號の最高豫定額は機密を要するものであるから「販賣關係競争入札實施準則」第一條第二項に準じ取扱うものとする。

第三條（被指名者に通知すべき事項）

被指名者に通知すべき事項は左の通りとする。

（1）引取實務補助機關の場合

（2）引取物件の品種、數量、所在地

(二) 総額入札、単價入札の別

(三) 下見期間とその方法

(四) 入札及び開札の場所及び日時

(五) 落札者決定の場所及び日時、要すれば通知の方法

(六) 入札心得を示す場所及び日時

(七) 引取業務開始及び完了の時期

(八) 入札保證金に関する事項

2. 輸送業者の場合

(一) 輸送物件の品種、數量、所在地、荷姿、輸送先區間距離

(二) 総額入札、単價入札の別

(三) 下見期間とその方法

(四) 入札及び開札の場所及び日時

(五) 落札者決定の場所及び日時、要すれば通知の方法

(六) 入札心得を示す場所及び日時

(七) 輸送作業開始及び完了の時期

④ 入札保證金に関する事項

第四條 (一) 被指名者及び入札資格

1. 資材局長又は支部長は「受入業務處理内規」の定める處により被指名者を選定するものとする。

2. 資材局長又は支部長は左の各號の一に該當すると認められる行爲をなした者についてその後二年間入札に参加せしめない措置及び總裁の決裁を得て「受入代行契約」の解除をすることが出来る。他人の代理人、支那人その他一使用人として同様の行為を爲した者についても同様とする。

3. 入札に際し、不當に入札金額を引上げる目的をもつて談合した者

4. 入札加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは、履行することを防害した者

5. 入札執行に際し、係員の職務執行を妨げた者

6. 正當の理由がなくして、契約を履行しなかつた者及び契約履行

の着手を遷延した者

五、前各號の一に該當する事實があつた後、二年を経過しない者を契約に際し、代理人、支配人その他の使用者として使用する者3.代理人が入札するときは、入札の際に委任状、本人の印鑑證明書を提出せしめなければならぬ。

法人の代表者、支配人その他の使用者が入札するときは入札の際に代表者はその資格の證明書に、支配人その他の使用者は委任状にそれぞれ法人の印鑑證明書を添えて提出せしめなければならぬ。

但し、資材局長又は支部長において、その必要を認めない者についてはこの限りでない。

第五條（通知の期日）

入札の通知は入札日の前日から起算して十日以前に行うものとする
但し急を要する場合には、五日までに短縮できる。

第六條（最高豫定金額の決定）

1. 資務補助機関手数料額又は輸送費の豫定最高金額は受入擔當課長において立案し、職務權限委任規程の定めるところに従い第二條の要領により決裁をうけるものとする。
2. 前項資務補助機関手数料の最高豫定金額は現行「受入代行契約」に定める料率を超えて定めることはできない。
3. 前(1)項輸送費の最高豫定金額は受入業務處理内規第七條による一般市場における輸送料金により算定するものとする。

第七條（入札心得）

1. 入札前に最高豫定金額の百分の五以上の入札保證金を徴し、之と引換へに別に定める入札保證金假預證を交付するものとする。入札保證金は銀行支票保證付小切手、銀行振出小切手又は現金に限

第八條（入札保證金）

るものとする。

2. 入札保證金の取扱及び保管は本部においては出納課、支部においては運理課とする。

3. 落札者が契約をしないとき又は第七條の「入札心得」の通り、契約を履行しないと認められるときは、第一項の入札保證金を沒收し之に左の各款により處遇するものとする。

4. 等獨立會計に属する資材の場合には夫々の獨立會計の雜益勘定に繰入る。

5. 公團所有資材の場合には一般會計の雜益勘定に繰入れる。

6. 落札しない者の入札保證金は入札保證金假預證と引換えに直ちに之を返還する。落札者の保證金は、之を貢務又は輸送作業完了迄、預りおも、完了と同時に返却するものとする。

7. 第一項の入札保證金は最高認定金額を察知せられないよう適宜端數を切上げた金額を徵收するものとする。

8. 最高認定金額が一件十万圓を超える場合、又は資材局長へ支部

長にておいて、特にその徵收の必要をみとめない場合には第一項の規定にかかるずこれを免することができる。

第九條（入札の立會）

1. 入札に際しては資材局又は支部長の指名する課長へ出張所の場合は出張所長以上を含め合計三人以上の職員を入札執行職員とななければならぬ。その職員中、最上級者を入札場長とし、入札場長は入札執行に關する業務を主宰する。

2. 前項の外入札事務に關係のない職員を入札立會職員としてなるべく立會せしめるものとする。入札立會職員は入札場長に對し意見を述べることができる。

第十條（入札）

1. 入札は豫め通知した日時及び場所において入札者に公開して行わなければならぬ。

2. 入札書の様式は別添の通りとし入札箱の價格は「販賣關係競争入札實施準則」に定める通りとする。

3. 入札後一定の時間をおいて開札する場合には入札場長、入札立會、職員の内一名及び入札者の内一名の三名の印鑑をもつて開札の時まで入札箱に封印を施し、開札の際それらの者に封印は異状のないことを確認せしめるものとする。

4. 入札者は一旦入れした入札書の變更、引換又は取消は行う事が出来ない。

第十一條 一 開 札 一

1. 全開札は第五條に依り通知場所及び日時に入札者に公開してそれを行わなければならぬ。

2. 入札場長において、左の各號の一に該當するとみとめる入札はこれを無効とする。

1. 第四條に定める八札加八資格のきい者のなした入札

2. 所定の日時までに所定の入札保證金を納入しない者のなした入札

3. 入札書に封印がなされ

4. 入札書中の入札の要素に關する文字、數字又は位取の要領が知り得きない入札
5. 入札事項を表示せず又は一定の金額をもつて價格を表示しない入札
6. 單價入札の場合に單價を記入しない入札又は總額入札の場合に總額を記入しない入札
7. 第十三條第一項の再度の入札の場合に初回の入札加入者以外の者の入札
8. その他第七条に定める「入札心得」その他の入札に關する条件又は入札前特に入札場長から預告した事項に違反した入札
9. 開札に際しては、全入札者の入札金額を発表するものとする。但し、入札者が互に談合する虞のある場合及び全部の発表が事務上困難な場合等においてはこの限りでない。
10. 開札の際第二条に定める「最高應定金額」を開札場所に封書にして備へておかねばならない。

第十二条（落札者の決定）

1. 最高豫定金額以下の有效入札中、最低價格の入札をなしたものをお落札者とする。

2. 落札者の決定は、開札の場合において開札の直後に、又は豫め示した時刻に入札者に公開して行はねばならない。

3. 第一項において、同一金額の最低入札者が二人以上あるときは、直ちに抽籤により落札者を決定することが出来る。但し最低入札者全部が等分々割を希望し、しかして作業の性質がこれを許すときは分割することができる。

4. 前項の抽籤は第十三条の再度の入札でなお同一金額の最低入札者が二名以上あるときについても適用する。

5. 第三項の抽籤の場合において當該入札者のうち出席しない者のあるときは入札事務に關係のない職員が代つて引くことができる。

第十三条（再度の入札）

全部の入札が「最高豫定金額」を超える場合で、直ちに再度の入札

を行へば最高豫定價格以下になる事と豫想せられるときには、再度の入札を行はしめることが出来る。この場合入札資格者は前回の入札資格者に限るものとする。

第十四条（再入札又は隨意契約）

1. 左の各号の一に該當する場合には再入札によるか隨意契約により契約者を決定する。但し隨意契約の場合價格については、第一号及び第二号の場合最最初の最高豫定金額以下第三号の場合落札金額以下でなければならぬ。

2. 入札者がない場合

3. 再度の入札に付しても落札者がない場合

4. 落札者が契約をむすばない場合

5. 再入札の場合は改めて被指名者を選定し通知しなければならない。

6. 再入札を行う場合において最高豫定金額の變更その他重大な變更をしたときは改めて決裁手續をとるものとする。

「再入札に付しても尙落札者のない場合には「最高豫定金額」の一割増の範圍内において随意契約をなすことが出来る。」

第十五條（落札者決定の通知）

落札者の決定は開札の場所において開札の直後又は諭め示した時刻に入札者に公開してこれを行うものとする。

附 則

本規則は昭和二十五年六月二十日より實施する。

入札書

件名	住 所
監査課 航空機器公司	商号
昭和25年 月 日	資格及 び氏名

仕様書記載の諸条件を満足して下記の通り入札致します。

入札番号	入札額	金額
無	千百拾万千百拾円銭	
単価入札 ② (②才)		

注意 1. 入札に當つては当公函配布の受入係係員指名競争入札と記載する事項をよくお読み下さい。

2. 開札の結果落札者となつた方は下部の「落札」に記名捺印の上直ちに御提出願います。

落札書

上記落札決定にかかる()業種正に御請致します。

入紙	昭和25年 月 日
取印	監査課 航空機器公司
	住所
	商号
	資格及 び氏名

落札書

受入関係業務指名競争入札心得

一、入札資格及び業務仕様書

公団より文書を以て通知します。

二、下見

下見の期日と方法はその都度通知します。

三、入札

入札は公団所定の入札書に記入し、所定時刻までに所定の入札箱に投入して下さい。

左の入札は無効です。

ノ、入札資格のない者をした入札

ム、入札書に記名捺印のない入札

3、入札書中の入札の要素に関する文字、数字又は位取の要領が知得できない入札

4、入札事項を表示せず又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

5 単価入札の場合に単価を記入しない入札又は総額入札の場合に総額を記入しない入札

6 その他入札に関する条件又は入札開始前特に豫告した事項に違反した入札

四、入札保証金

保証金を徵収する場合は所定の金額を銀行支払保証付小切手、銀行振出小切手、又は現金で申受けます。一万円以上の場合はなるべく上記小切手で一万円以下の場合はなるべく千円札でお願します、小切手の場合は入札物件一口ごとに別に切つて下さい。申受けと同時に保証金預り証をお渡し致します。落札にならなかつたときは右の預り証と引換えに直ちにお返しします。落札になつたときはそのまま實務又は輸送作業完了までお預かりし完了と同時にお返し致します。

五、落札者の決定

公団の定める「予定金額」以下で、最低價格の入札者を落札者と

します。

落札となるべき同一價格の最低入札者が二人以上あるときは、抽籤により落札者を決定します。

右の抽籤の場合に、その入札者が開札場に居ないときは、入札に關係のない當公團職員が代つてくじ引きます。
第一回の入札が全部「予定金額」を超えてゐるときは、直ちに再度の入札をするか又は改めて再入札を行います。

六、落札の通知

開札の結果又は予め示した時刻に公開して行います。

7 落札者は決定の直後に、入札書下部の請書に記名捺印の上御提出願います。
8 右の落札者が契約不履行の事實ありと認められるときは保証金は没収します。

9 その他詳細につきましては資材局又は入札部に御相会下さい。

以上

受入業務処理内規

二五六二〇

産業復興公團資材局

第一條

1 資材局、支部、出張所に於て資材を受入れようとする場合には、別紙引取調査により文書を起案し「驗證権限委任契約」の定める處により決裁を経なければならない。

2 新規取扱及び④任意貸出物件について、金額の如何にかかわらず總裁の決裁を経なければならぬ。

第二條

受入業務は、公團職員が之れに當るものとする。但し已むを得ない場合には左の各号により実務補助機關を使用することができる。
1 現行代行契約に定める料率により算定した豫算代行手数料額が、五万円以下の場合は受入代行契約すみの補助機關全部に対する指名競争入札又は隨意契約によるものとし、指名競争入札の場合の最高豫定金額及び隨意契約の金額は前記の代行契約料率に

より算定した金額以下とする。

二、前号の金額を超えるもの、又は異例に據するものについては、原則として受入代行契約締結すみの補助機関全部に対する指名競争入札によるものとし、その最高競定額は代行契約料率により算定した金額以下とする。

三、運合軍命令その他の事由により前号の原則により難い場合を除き、受入代行契約締結すみ商社を随意契約により使用することが出来るが、随意契約に付さねばならない事由及び契約手数料金額並びにその算定方法を詳細に記し、総裁の決裁をうけねばならぬ。

その場合の手数料は受入代行契約に定める税率の範囲で可及的低額に算定するものとする。

第三條

受入業者担当課は補助機関決定基準（別紙様式一）を備へ、実務補助機関を使用するときにはこれに必ず所要事項を記入しておかた

ければならぬ。

第四條

鉄道輸送を伴う輸送業務は日本通運株式会社との間に締結されてゐる元請契約により処理するものとする。

第五條

ノ地場輸送のうち、一件五〇屯以上、又は容積一〇車輛分（四屯積）自動貨車一以上の物件については指名競争入札により輸送業者を決定するものとする。

二、前項の指名競争入札には現地事情、資材の種類等を勘案し、なるべく五社以上を選定参加せしめるものとする。

第六條

ノ地場輸送のうち第五條の収量に満たない物件については、地区別に輸送業者数社との間に五ヶ月間を限る基本契約を締結しおを個々の輸送については右の基本契約に基いて指名競争入札若しくは随意契約により処理するものとする。

備考

日本通運株式会社との間には、元請契約が存在するから別に基本契約を結ぶことはない。

第七條。

2) 前項の基本契約を結ぶ場合には總裁の決裁を経なければならぬ。
輸送担当課においては常に市場の輸送料金を調査し第五條及び第六條の指名競争入札の最高豫定金額又は随意契約決定の資料とじなければならない。

(註) 本訓書作成部は本部においては正副二部、文部は三部(内二部は本部提出用)出表所は四部(内三部は文部提出用)とする

裏面白紙

別紙

補助機關決定控簿

指令書又は 指示書番号	受付月日	主要品目	数量	代行商社名	選定理由	課長	部長	局長

備考 支部及び出張所にては課長、部長、局長の欄は可然決定するものとする

裏面白紙

肥料配給公团廃止に伴う金融措置に関する資料

(昭和 25. 6. 22)

(1) 摂 資 標

(単位：100万円)

区分	硫酸	石灰窒素	過磷酸石灰	計
固定資産	8.790	2.698	1.518	12.996
流动資産(預金)	4.318	3.343	3.673	11.334
計	13.108	6.034	5.191	24.333

註 1. この表の金額は各社提出の最近決算期における帳簿余额に依るものである。

且該表評価前の資料に基いたものである。

又、二肥料兼営の会社については下記の比率により割分した。

日東化学 硫酸 過磷酸石灰 = 8 : 2
 日産化学 , , = 5 : 5
 日新化学 , , = 8 : 2
 稲加電工 石灰窒素 = 6 : 4

(2) 資本金 借入金 赤字金 社債

(単位：100万円)

区分	資本金		借入金			赤字金	社債
	公款	払込	譲融資金	運送資金	計		
硫酸	4.062	4.062	5.298	7.083	12.381	2.805	3.128
石灰窒素	1.193	1.193	1.390	1.305	2.695	1.403	4.42
過磷酸石灰	1.214	1.214	1.165	1.166	1.931	2.201	27
計	6.469	6.469	7.153	9.854	17.007	6.409	3.597

註 (1) の説明

(3) 所要運転資金

一、計算基礎

- (1) 公司は二十五年七月末迄販賣の生産量取りを続行するものとした。
 (2) 生産量は通産省の資料により消費量は森林省等の調査数量に基き在庫生産の各数量を勘案して算定した。
 (3) 入金のスレによる所要資金は流通機關の計算は推算額につき一括生産者のみに賦与せして計算した。
 (4) 入金スレによる所要運転資金は別表の通りだ。

スレを 四ヶ月 として算出した (第一試算)

三ヶ月 " (第二)

二ヶ月 " (第三)

尚上記試算表は二十五年八月の月初在庫なきものを (1) 在庫のあるものを (2) とした。

- (5) 計算基準は各肥料下記の通りである。

(2) 在庫所要資金計算基準は現行生産者價格とした。

硫酸 19.662 円

石灰窒素 20.500

過磷酸石灰 9.625

加里 21.838

(6) 入金スレによる所要資金計算基準は現行消費者價格に補給金を加算した金額とした。

	消費者價格	補給金
硫酸	22.910 円	(1クスクヌ円 + 5.638 円)
石灰窒素	23.198	(17.272 + 5.926)
過磷酸石灰	12.253	(7.360 + 5.393)
加里	27.144	

二、要望事項

- (1) 別紙試算表の公司手持数値は毎年春肥期間(26年1月～7月)に亘てのみ売出すものとし、その売出の時期及び数量については予の生産者と協議し 生産者の出荷を取扱しないものとする。
 (2) 別紙試算表は融資金貸出のために作成したものであるが、表中に示す如き算大なる工場在庫を持つことは金融機関並に保管能力にも堪え得ないので、過期の回向精神性に支障なき限り、相当数量の輸出を即時実施せしむる旨提出なる相手を繰るること。

(2)

第一試算表 (1)

(単位 敷量 1,000 吋
金額 100 万円)

月別	硫安				石灰窒素				過磷酸鉄石炭				加里				合計						
	在庫資金		入金ズレ		在庫資金		入金ズレ		在庫資金		入金ズレ		在庫資金		入金ズレ		在庫資金		入金ズレ				
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
25.8	0	0	100	2291	2291	0	0	22	510	510	0	0	42	536	536	0	0	16	434	434	0	3.771	3.771
9	14	275	210	4.811	5.086	5	102	53	1.229	1.291	84	809	165	2.104	2.918	9	197	59	1.439	1.636	1.383	9.583	10.966
10	17	334	291	6.667	7.001	4	82	73	1.693	1.775	91	876	293	3.737	4.613	13	284	87	2.362	2.646	1.576	14.457	16.095
11	69	1.357	363	8.816	9.673	22	451	77	1.786	2.237	88	847	419	5.344	6.191	4	87	98	2.660	2.747	2.742	18.106	20.848
12	122	2.399	330	7.560	9.959	60	1.230	69	1.461	2.691	88	847	443	5.650	6.497	16	250	89	2.416	2.766	4.826	17.087	21.913
26.1	170	3.343	316	7.240	10.583	82	1.681	56	1.299	2.980	147	1415	357	4.453	5.968	32	699	60	1.629	2.328	7.198	14.721	21.859
2	179	3.519	445	10.195	13.714	83	1.702	113	2.621	4.923	240	2.310	334	4.260	6.570	47	1.026	49	1.330	2.356	8.557	18.406	26.963
3	224	4.404	644	14.754	19.158	75	1.538	218	5.057	6.595	370	3.561	421	5.369	8.930	47	1.026	85	2.307	3.338	10.529	27.487	38.016
4	268	5.269	797	18.257	23.528	36	738	297	6.890	7.628	394	7.792	622	7.932	11.724	38	721	140	3.800	4.521	10.520	36.881	47.401
5	289	5.564	824	18.878	28.442	1	21	297	6.890	6.911	317	3.051	853	10.898	13.929	1	22	203	5.511	5.533	8.658	42.157	50.815
6	295	5.800	674	15.441	21.241	25	513	228	5.289	5.802	179	11.223	829	10.572	12.295	2	44	202	5.484	5.528	8.080	36.786	44.866
7	370	7.275	48.7	11.157	18.432	57	1.169	140	3.248	4.417	228	2.195	654	8.360	10.535	10	218	167	4.533	4.751	10.857	27.078	38.135
月平均	168	3.295	456	10.464	13.759	37	769	136	3.165	3.939	1.055	1.785	453	5.773	7.558	18	389	104	2.825	3.215	6.239	22.227	28.466

註. (1) この表は入金ズレを四ヶ月とした。

(2) この表の二十五年八月の月初の在庫は各肥料共なきこととした。

(3)

第一試算表 (a)

(単位 敷量 1,000t
金額 1,000万円)

目別	硫安				石灰壁灰				通焼酸石灰				加里				合計						
	在庫資金		入金ズレ		在庫資金		入金ズレ		在庫資金		入金ズレ		在庫資金		入金ズレ		合計						
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額					
25.8	29	570	100	2291	2861	6	123	22	510	633	82	789	79	1,007	1,796	-	-	16	434	434	1,482	4,242	5,724
9	43	845	246	5,636	6,481	11	226	53	1,227	1,455	129	1,242	237	3,022	4,264	9	197	53	1,489	1,636	2,510	11,326	13,836
10	10	197	315	7,217	7,414	10	205	73	1,693	1,898	101	972	390	5,012	5,984	13	284	87	2,362	2,646	1,658	16,284	17,942
11	74	1,455	375	8,591	10,046	28	574	77	1,786	2,360	70	674	453	5,777	6,451	4	87	98	2,860	2,747	2,790	18,814	21,604
12	139	2,733	330	9,560	10,293	66	1,353	63	1,461	2,814	136	1,307	406	5,178	6,487	16	350	89	2,416	2,766	5,745	16,615	22,360
26.1	199	3,919	280	6,415	10,328	88	1,804	56	1,299	3,103	229	2,204	285	3,635	5,839	32	699	60	1,629	2,328	8,620	12,978	21,598
2	208	4,090	421	9,645	13,735	89	1,825	113	2,621	4,446	322	3,099	234	2,984	6,083	47	1,026	49	1,330	2,356	10,040	16,580	26,620
3	233	4,581	632	14,479	19,060	75	1,538	218	3,057	6,595	420	4,043	387	4,935	8,978	47	1,026	85	2,307	3,333	11,188	26,778	37,966
4	277	5,446	797	18,259	23,705	96	798	297	6,890	7,628	394	3,792	622	7,932	11,724	33	721	140	3,800	4,521	10,697	36,881	47,578
5	283	5,564	824	18,878	24,442	1	21	297	6,890	6,911	317	3,051	853	10,878	13,929	1	22	209	5,511	5,533	8,658	42,157	50,815
6	295	5,800	674	15,441	21,241	25	513	228	5,289	5,802	179	1,723	829	10,570	12,295	2	44	202	5,484	5,528	8,080	36,786	44,866
7	370	7,275	487	11,157	18,432	57	1,169	140	3,248	4,417	228	2,195	654	8,340	10,535	10	218	187	4,533	4,751	10,857	27,278	38,195
平均	180	3,539	457	10,464	14,003	41	841	136	3,165	4,006	217	2,091	453	5,773	7,864	18	389	104	2,825	3,214	6,860	22,227	29,087

註、(1) この表の入金ズレは四ヶ月とした。
(2) この表の二十五年八月の月別在庫は

硫
石
灰
安
在
庫
金
額
29,000
6,000
82,000
合
計
29,000
6,000
82,000
合
計

(4)

裏面白紙

第二試算表(1)

(単位 数量 1,000担)
金額 100万円

月別	硫 安			石炭空素			褐 煤 蘭 石炭			加 里			合 計				
	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	合計	
	数量	金額	数量		数量	金額	数量		数量	金額	数量		数量	金額	数量		
25.8	0	0	100 2291	2291	-	-	22 510	510	0	0	42 536	536	-	-	16 434	434	- 3.771 3.771
9	14 275	210 4.811	5.086	5	102 53	1.229	1.331	84 809	165 2.104	2.913	9 197 53	1.439 1.636	1.383	9.583	10.966		
10	17 834	291 6.667	7.001	4 82 73	1.693 1.775	91 876	293 3.737	4.613 13	284 87 2.362	2.646 1.576	14.459	16.095					
11	69 1.357	263 6.025	7.282	22 451 55	1.276 1.727	88 847	377 4.808	5.655 4	87 82 2.226	2.312 2.742	14.395	17.077					
12	122 2.399	220 5.040	7.439	60 1.030	32 742	1.972 88	847 320 4.081	4.928 16 250	52 1.412	1.762 4.826	11.275	16.101					
26.1	170 3.343	235 5.382	8.707	82 1.681	36 835	2.516 147	1.415 229 2.920	4.825 32	699 26 706	1.405 7.138	9.845	16.983					
2	179 3.519	370 8.545	12.064	83 1.702	109 2.529	4.231 240	2.310 208 2.653	4.963 47 1.026	38 1.032	2.658 8.557	14.759	23.016					
3	224 4.404	577 13.219	17.623	75 1.538	210 4.872	6.410 370	3.561 355 4.527	8.088 47 1.026	78 2.117	3.143 10.529	24.735	35.264					
4	268 5.269	701 16.060	21.329	36 738	270 6.333	7.071 394	3.792 585 7.461	11.253 33 721	132 3.583	4.304 10.520	33.497	43.957					
5	283 5.564	614 14.067	19.631	1 21 220	5.104 5.125	317 3.051	748 9.539	12.590 1 22 180	4.886 4.908	8.658 33.596	42.254						
6	295 5.800	403 9.239	15.033	25 519	119 2.761	3.274 179	1.723 616 7.856	9.579 2 44 155	4.208 4.252	8.080 24.058	32.138						
7	370 7.275	267 6.117	12.392	57 1.169	53 1.029	2.398 228	2.195 387 4.995	7.130 10 218 105	2.850 3.068	10.857 15.131	25.988						
月平均	168 3.295	354 8.122	11.417	37 769	105 2.426	3.195 1.855	1.785 360 4.596	6.381 18 389 84	2.271 2.660	6.239 17.415	23.654						

(1) この表の入金ズレは三ヶ月とした。

(2) この表の二十五年八月の月初在庫は各肥料共なきこととした。

(5)

第二試算表(四)

(単位 故量 金額
1,000噸 100万円)

目別	硫 安			石灰空氣			過磷酸 硫石灰			加 重			合 計										
	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	計							
	数量	金額	数量		数量	金額	数量		数量	金額	数量		数量	金額	数量								
25.8	29	570	100	2291	2,861	6	123	22	510	693	82	789	79	1,007	1,796	-	-	16	1134	434	1,182	4242	5,724
9	43	845	246	5,636	6,481	11	226	53	1,229	1,455	129	1,242	237	3,022	4,264	9	197	53	1,439	1,636	2,510	11,326	13,836
10	10	197	315	7,217	7,414	10	205	73	1,693	1,898	101	972	393	5,012	5,984	13	284	87	2,362	2,646	1,658	16,284	17,942
11	74	1,455	275	6,300	7,755	28	574	55	1,276	1,850	70	674	374	4,770	5,444	4	87	82	2,226	2,313	2,790	14,572	17,062
12	139	2,733	184	4,215	6,948	66	1,350	32	742	2,095	136	1,309	248	3,163	4,472	16	350	52	1,412	1,762	5,745	9,532	15,277
26.1	199	3,913	211	4,834	8,747	88	1,804	36	858	2,662	229	2,204	129	1,645	3,849	32	599	26	706	1,005	8,620	8,043	16,663
2	208	4,090	361	8,271	12,361	89	1,825	109	2,529	4,364	322	3,099	174	2,219	5,318	47	1,026	38	1,032	2,058	10,040	14,051	24,091
3	293	4,581	577	13,219	10,800	75	1,528	210	4,072	6,410	420	4,042	355	4,527	8,570	49	1,026	78	2,117	3,103	11,188	24,735	35,923
4	277	5,446	701	16,060	21,506	36	738	273	6,333	7,071	394	3,782	585	7,461	11,253	33	721	132	3,583	4,304	10,697	33,437	44,134
5	283	5,564	614	14,067	19,631	1	21	220	5,104	5,125	317	3,051	748	9,539	12,590	1	22	180	4,886	4,908	8,658	33,596	42,254
6	295	5,800	403	9,233	15,033	25	513	119	2,761	3,274	179	1,723	616	7,856	9,579	2	44	155	4,208	4,252	8,080	24,058	32,138
7	370	7,275	267	6,117	13,392	57	1,169	53	1,229	2,398	228	2,195	387	4,935	7,130	10	218	105	2,850	3,068	10,857	15,131	25,988
月平均	180	3,539	954	8,122	14,661	41	841	105	2,426	3,267	217	2,091	360	4,596	6,687	18	389	83	2,271	2,660	6,860	17,415	24,275

註 (1) この表の入金ズレは三ヶ月とした。

(2) この表の二十五年八月の月初在庫は 硫安 29,000噸 石灰 6,000噸 過磷酸 82,000噸 加重なし

(6)

第三試算表(1)

単位(数量 1000 吨
金額 100 万円)

月別	施 安				石炭整葉				過塩酸石炭				加 里				合 計						
	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金		入金ズレ		計	在庫資金	入金ズレ	合 計					
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額									
25.8	0	0	100	2,291	2,291	-	-	22	510	510	0	0	42	536	536	-	-	16	434	434	-	3,771	3,771
9	14	275	210	4,811	5,086	5	102	53	1,229	1,331	84	809	165	2,100	2,913	9	197	53	1,439	1,636	1,383	9,583	10,966
10	17	334	191	6,376	4,710	4	82	51	1,183	1,265	91	876	251	3,201	4,077	13	284	71	1,927	2,211	1,576	10,687	12,263
11	69	1,357	153	3,505	4,862	22	451	24	557	1,008	88	847	250	3,239	4,086	4	87	45	1,222	1,309	2,742	8,523	11,265
12	122	2,399	139	3,184	5,593	60	1,230	12	278	1,508	88	847	192	2,469	3,296	16	350	18	489	839	4,826	6,400	11,226
26.1	170	3,343	163	3,734	7,077	82	1,681	32	742	2,423	197	1,415	103	1,314	2,729	32	699	15	407	1,106	7,138	6,197	13,335
2	179	3,519	306	7,010	10,529	83	1,702	101	2,343	4,045	240	2,310	142	1,811	4,121	47	1,026	31	842	1,868	8,557	12,006	20,563
3	224	0,404	481	11,020	15,424	75	1,538	186	4,315	5,853	370	3,561	318	4,055	7,616	47	1,026	70	1,900	2,926	10,529	21,290	31,819
4	268	5,269	491	11,249	16,518	36	738	196	4,547	5,285	394	3,792	480	6,121	9,913	23	721	109	2,959	3,680	10,520	24,876	35,396
5	283	5,564	343	7,858	13,422	1	21	111	2,575	2,596	317	3,051	525	6,823	9,874	1	22	133	3,610	3,632	8,658	20,866	29,524
6	295	5,800	183	4,193	9,993	25	513	32	742	1,255	179	1,723	349	4,451	6,174	2	44	93	2,325	2,569	8,080	11,911	19,991
7	370	7,275	104	3,299	10,574	57	1,169	29	673	1,842	228	2,195	119	1,518	3,713	10	218	34	923	1,141	10,857	6,413	17,270
月平均	1,600	3,295	242	5,544	8,839	37	769	71	1,641	2,410	1,855	1,785	-246	3,135	4,920	18	389	57	1,556	1,945	6,239	11,877	18,116

註 (1) この表の入金ズレは二ヶ月とした。

(2) この表の二十五年八月の月初在庫は各肥料なきこととした。

(7)

第三試算表 (口)

単位(数量 1000 吨
金額 100 万円)

月別	硫安			石灰窒素			過塩酸石炭			加里			合計			
	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	計	在庫資金		入金ズレ	合計
	数量	金額	数量		数量	金額	数量		数量	金額	数量		数量	金額	数量	
25.8	29	570	100	2,291	2,861	6	123	22	510	633	82	789	79	1,007	1,796	- - 16 434 434 1,482 4,242 5,724
9	43	845	246	5,636	6,481	11	226	53	1,229	1,455	129	1,242	237	3,022	4,264	9 197 53 1,439 1,636 2,510 11,326 13,836
10	10	197	215	4,926	5,123	10	205	51	1,183	1,388	101	972	314	4,004	4,976	13 284 71 1,927 2,211 1,658 12,040 13,698
11	74	1,455	129	2,955	4,410	28	574	24	557	1,131	70	674	216	2,755	3,429	4 87 45 1,222 1,309 2,790 7,489 10,279
12	139	2,733	115	2,635	5,368	66	1,353	12	273	1,626	136	1,309	92	1,173	2,482	16 350 18 489 839 5,745 4,570 10,315
26.1	199	3,913	151	3,459	7,372	88	1,804	32	742	2,506	229	2,204	69	880	3,084	32 699 15 607 1,106 8,620 5,488 14,108
2	208	4,090	306	7,010	11,100	89	1,825	101	2,343	4,168	322	3,099	162	1,811	4,910	47 1,026 31 842 1,868 10,040 12,006 22,046
3	233	4,581	481	11,020	15,601	75	1,538	186	4,315	5,853	420	4,043	318	1,055	8,098	47 1,026 70 1,900 2,926 11,188 21,290 32,078
4	277	5,446	491	11,249	16,695	36	738	196	4,547	5,285	390	3,792	280	6,121	9,913	33 721 109 2,959 3,680 10,697 24,876 35,573
5	283	5,564	343	7,858	13,422	1	21	111	2,575	2,596	317	3,051	535	6,823	9,874	1 22 133 3,610 3,632 8,658 20,866 29,524
6	295	5,800	183	41,93	9,993	25	513	32	742	1,255	179	1,723	349	4,451	6,174	2 44 93 2,525 2,569 8,080 11,911 19,991
7	370	7,275	144	3,299	10,574	57	1,169	29	673	1,842	228	2,195	119	1,518	3,713	10 218 34 923 1,144 10,857 6,413 17,270
月平均	120	3,539	242	5,544	9,083	41	841	71	1,641	2,482	217	2,091	246	3,135	5,226	18 389 57 1,556 1,945 6,860 11,877 18,737

註 (1) この表の入金ズレは2ヶ月とした。

(2) この表の二十五年八月の年初在庫は

硫安	29,000 吨
石灰窒素	6,000 "
過塩酸	8,200 "
加里	ナシ

(8)

(各部算数の箇所)

肥料需給表(1)

(昭和8年8月～8月7日)

月別	月	初	中	末	生産量	消費量	公園平持分比率
石	8	—	14	14	1144	100	
9	9	14	17	17	113	110	
10	10	17	69	69	133	81	
11	11	69	122	122	125	72	
12	12	122	170	170	15	67	
1	1	170	179	179	105	96	
2	2	179	224	224	95	60	
3	3	224	218	218	115	271	
4	4	218	268	268	130	220	
5	5	268	295	295	135	105	
6	6	295	370	370	135	123	
7	7	370	406	406	120	84	
計入出平均					1435	1494	465

月別	月	初	中	末	生産量	消費量	公園平持分比率
石	8	—	—	5	27	22	
9	9	5	4	30	31		
10	10	4	58	58	30		
灰	11	22	60	42	4		
12	12	60	82	30	8		
1	1	82	93	26	24		
2	2	93	75	25	77	44	
3	3	75	36	30	109	40	
4	4	36	1	52	87		
5	5	1	26	48	24		
6	6	26	52	40	8		
7	7	52	69	33	21		
計入出平均				4220	235	84	

月別	月	初	中	末	生産量	消費量	公園平持分比率
石	8	—	84	84	26	14	
9	9	84	91	30	25	128	
10	10	91	88	125	126	126	
11	11	88	88	126	126	126	
12	12	88	127	125	66	66	
1	1	127	240	30	37		
2	2	240	370	25	105	100	
3	3	370	394	137	23	100	
4	4	394	312	40	267	50	
5	5	312	179	30	268		
6	6	179	268	30	81		
7	7	268	320	30	38		
計入出平均				1564	1494	250	

月別 加	在庫		生産量	消耗量	公園手持分残高
	月初	月末			
8	—	9	25.5	16	16
9	9	13	26	37	16
10	13	4	25	34	11
11	4	16	23	11	7
12	16	32	23	7	0
1	32	47	23	8	0
2	47	47	23	3	0
3	47	33	23	2	0
4	33	1	30	6	0
5	1	5	30	7	2
6	5	10	30	22	0
7	10	18	20	13	0
8	18	19	31.0	35.0	5.8
合計					

説 (1) 生産量は過渡省の標準に基づき、消耗量は被鉄鋼部監査課中の鐵新開河款書(12年3月)、同別端数量は輸送期間を考慮し、ため一ヶ月間上げ、更に在庫生産の各数量を勘定して算定した。

(2) この期は三十五年七月まで公園が從業者よりの生産請取りをするものとしてハリ一回の生産和係在庫数量は無視した。

(3) 公園の手持分数量及支出時期並にセの数量は一応下記の通り仮定した。

硫安 安平持数量 265,000 吨 二月乃至四月間に支出したものとする。

石灰 磷酸 84,000 吨 二月乃至四月間に支出するものとする。

通水 油酸 250,000 吨 二月乃至四月間に支出するものとする。

(所要運送資金 三二の前提條件 (1) に依る)

満口圖標

(各款算数(0)の附添)

肥料需給表(四)

(昭和五年八月～五年七月)

(累計～1,000石)

月別	在庫	月初	貯蔵	生産量	消耗量	公園手替余施出
8	29	43	45	114	100	
9	43	10	10	113	126	
10	10	74	74	139	69	
11	74	139	139	125	60	
12	139	199	199	115	55	
1	199	208	208	105	96	
2	208	233	233	95	10	1440
3	233	277	277	115	71	300
4	277	283	283	30	20	26
5	283	295	295	35	23	
6	295	370	370	35	60	
7	370	406	406	20	14	
新入荷平均	180			1436	94	456

月別	在庫	月初	貯蔵	生産量	消耗量	公園手替余施出
石	8	6	11	27	28	
9	11	10	10	30	31	
10	10	28	28	38	20	
11	28	6	6	26	4	
12	6	8	8	30	8	
1	8	89	89	25	24	
2	89	75	75	25	77	38
3	75	36	36	30	109	40
4	36	1	1	58	87	
5	1	25	25	48	24	
6	25	57	57	40	8	
7	57	69	69	33	21	
新入荷平均	41			420	95	78

月別	在庫	月初	貯蔵	生産量	消耗量	公園手替余施出
通	8	82	128	126	79	
排	9	129	101	30	158	
機	10	101	70	125	156	
11	70	136	136	126	60	
12	136	229	229	125	32	
石	1	229	322	150	37	
2	322	420	420	135	105	68
3	420	394	394	137	13	50
4	394	312	312	140	267	50
5	312	179	179	130	268	
6	179	228	228	130	81	
7	228	320	320	130	38	
新入荷平均	217			1564	94	168

月別	生産量	貯蔵量	在庫量	出荷量	在庫残高	公函平博会社出
加 8	-	9	25	16		
9	9	13	25	37	1	16
10	13	44	25	34		
11	4	16	23	11		
12	16	32	23	7		
1	32	47	23	8		
2	47	47	23	23		
3	47	33	33	47		
4	33	1	30	62		
5	1	2	30	113		
6	2	10	30	32		
7	10	18	20	12		
計	19	10	350	350	58	

(1) 生産量は造鐵省の資料に依り、貯蔵量は森林省荷物監査課中の横野兩教官に
藉り、可利用数量は輸送期間を考慮して一ヶ月算上げ、更に在庫在庫の各數
量を加算して算定した。

(2) この数は二十三年七月まで公函が從前通りの生産量取りをすらるゝことして
八月一日の生産量繰越在庫数量は下記の通りとした。

硫 硫 安 八九.〇〇〇 吨

石灰空氣 6.600

通爐礦石灰 82.000

(3) 公函の平均数量及產出時刻並に其の数量は一応下記の通り仮定した。

硫 硫 安 平均数量 从36.000 吨 = 月乃至四月に產出するものとする

石灰空氣 " 78.000 = 月乃至三月に

通爐礦石灰 168.000 = 月乃至四月に

(所要運搬費含、既にの前提條件 (1) 12 倍)

(4) 年間原料代金

(単位～100万円)

原 料 別	硫 安	石灰窒素	過磷酸石灰	合 計
電 力	3,460	1,120	110	4,690
コ ー フス	2,552	1,398		3,950
石 構	4,463	1,099	66	5,618
硫 化 鉛	3,907		2,095	6,002
磷 磁 石			6,977	6,977
包 裝 費	1,452	~559	1,583	3,594
そ の 他	1,309	1,417	584	3,324
計	17,113	6,587	11,405	34,105

註 (1) 二の表に於ける年間生産量は下記の通りである。

硫 安 1,435千t

石灰窒素 4,20

過磷酸石灰 1,564

註 (2) 計算単価は現行生産単価格中に織込まれた單価による。

(5) 銀山の年間売上高

肥 料 别	売上数量	単 価	売 上 額
硫 安	1,494 ⁴⁸	235.97 ⁴⁸ 円	35,254 ⁴⁸ 円
石灰窒素	435	23.894	10,394
過磷酸石灰	1,494	19.136	29,625
計			65,273

註 (1) 売上数量は積出し荷の標準量調査数量に依る。

註 (2) 売上単価は現行補給金が企画された場合の培養施肥
格12ヶ月の金利(日歩 25厘)を加算した。硫 安 $229.0 + 687 = 235.97$ 円石灰窒素 $23.98 + 696 = 23.894$ 過磷酸石灰 $19.753 + 383 = 19.136$

(6) 従業員数及年間出荷量

肥料別	硫酸	石灰空素	過磷酸石灰	合計
従業員数	40,600人	20,000人	13,900人	74,500人
出荷量	5,386 百トン	2,040 百トン	1,318 百トン	8,664 百トン

(註) 基本ベースは各肥料の実績によった。

(7) 貝島の倉庫収容能力と月平均在庫実績

肥料別	硫酸	石灰空素	過磷酸石灰	合計
貝島収容能力	127,000 吨	40,000 吨	256,000 吨	423,000 吨
月平均在庫	43,000 吨	10,000 吨	80,000 吨	133,000 吨

(8) 月平均生産量

硫酸 120,000吨

石灰空素 35,000

過磷酸石灰 130,000+

(9) 昭和二十五会計年度三肥料価格差額給金所要額

肥料別	25年度予算に 組まれた 生産数量	24年12月末 前取扱価格 (単位) (A)	現行消費税価格超過の場合 (A)に対し3ヶ月より35% up)			消費者価格8月より(A)に替わ (50% upの場合)			消費者価格8月より(A)に替わ (70% upの場合)		
			消費者価格	補助金②	年間所要額	消費者価格	補助金②	年間所要額	消費者価格	補助金②	年間所要額
硫酸	1360,000 吨	12.794 円	17,272 円	5,638 円	7,668 百	19,191 円	3,719 円	5,928 百	21,750 円	1,160 円	3,608 百
石灰空素	385,000 吨	12.794 円	17,272 円	5,926 円	2,281 百	19,191 円	3,917 円	1,801 百	21,750 円	1,448 円	1,211 百
過磷酸石灰	1350,000 吨	5.452 円	7,360 円	5,393 円	7,031 百	8,178 円	4,575 円	6,536 百	9,268 円	3,485 円	5,544 百
合計					17,230 百			14,265 百			10,363 百

(註) 生産者価格及配給量は現行通りとした。

(4)

25
6.24
11C

肥料配給公團廝止後残於ける所要資金

25. 6. 25
単位
100M.T
圓 万 円

2 在庫資金

	蜜 葉 肥 料	海 蒜 肥 料	加 里 肥 料	金額計(A)	(A)' A-1758
	数量 公 金	数量 公 金	数量 金	額	
肥 25	7 35	1108 90	690 0	0 0	1798 0
8	145	2922 136	1043 9	163 0	4128 2930
9	125	2519 102	982 4	73 0	3374 1520
10	68	1169 69	529 4	73 0	1771 0
11	111	2358 134	1028 7	107 0	3513 1715
12	179	3607 327	1241 15	292 2920	5620 3822
FB 26	1 138	4796 315	2416 30	544 544	7756 5958
2	217	4373 335	2569 31	544 544	7466 5688
3	167	3365 247	1894 46	834 834	6093 4295
4	185	3228 185	1419 54	979 979	6126 4328
5	217	4191 160	1207 69	1251 1251	6649 4851
6	229	4615 224	1718 77	1397 1397	7730 6932
7	323	6509 310	2978 86	1560 1560	10447 8649

備考
蜜葉肥料 20,152
海蒜 " 9,670
加里 " 18,137

支 指 領 金

(単位 百万円)

	穀類肥料	糖類肥料	細量肥料	合算計	支拂資金の 支拂額と之 の合計	支拂額と之 の合計
	米穀公團	戦費公團	鐵道費	合算金額	(B)	$(A) + (B)$
昭25 7					0	1798
8	60	1209	09	806	16	290
						2105
						6233
						4635
9	230	4635	258	1939	46	824
						2218
						10597
						8794
10	352	2900	317	29431	55	998
						11329
						13100
						11302
11	318	4409	218	1672	45	816
						8596
						12409
						10616
12	164	2305	92	706	35	635
						4645
						10266
						8468
昭26 1	134	2200	65	529	23	417
						2646
						11402
						9604
2	210	4030	142	1009	31	562
						6681
						12167
						11369
3	404	1544	318	2439	70	1270
						102253
						18346
						16548
4	612	1324	180	3602	109	1977
						18000
						25126
						23328
5	671	12502	387	4119	133	2412
						20433
						26682
						24884
6	446	8988	351	2692	93	1687
						12367
						21087
						18299
7	224	1514	120	920	33	599
						6033
						16480
						14682

(備考)

(1) □内は7月末在庫分に相当する金額を各月所要より控除せるもの。

(2) 商品回転は2ヶ月

肥料肥料需給表 (硝安換算 1000M.T.)

月次在庫	供給量						消費 量
	硝安	白鹽	小糞	公团取出	供給計		
BB25 7	55						205
8	145	120	20	150	205	60	
9	125	120	30	150	295	170	
10	58	120	35	155	280	222	
11	117	120	35	155	213	96	
12	179	100	30	130	247	68	
BB26 1	228	100	25	105	214	68	
2	219	90	25	115	353	134	
3	167	110	30	140	457	290	
4	185	130	40	170	220	557	372
5	207	130	40	170	150	505	298
6	229	130	40	170	277	148	
7	323	130	40	170	399	76	
	1400	490	1,600	470	2010		

磷酸肥料需給表 (16% 過磷酸鉄 1000M.T.)

月次在庫	供給量				消費 量
	生 產	公團放送	供給計	消 費	
BB25 7	50	125	215	79	
8	136	125	261	159	
9	162	125	227	158	
10	69	125	194	60	
11	134	125	259	32	
BB26 1	227	125	352	37	
2	315	125	440	105	
3	335	125	460	213	
4	247	125	452	267	
5	160	125	430	270	
6	224	125	305	81	
7	310	125	369	29	
	1400	220	1500		

加里肥料需給表

(4041核算 1010 M.T.)

月次在庫	販入	公園放出	給付	消費量
昭25. 7	0	25	25	16
8	9	25	25	54
9	4	25	25	30
10	4	25	29	25
11	9	23	23	20
12	15	23	30	15
昭26. 1	2	30	30	8
2	23	23	38	53
3	3	23	23	47
4	5	23	43	62
5	7	20	116	71
6	21	20	140	22
7	20	20	29	11
8	21	21	21	11

(保存期間 年)

經店 第

140

昭和

25年 1月 30日決済

昭和廿五年六月卅日行

(販號決算用紙)

昭和二十五年六月三日起案

部主 課務

産業政策室

主任官

沙田甲辰

產業局

次長

產業政策室

経理

子

寧

経済安定本部 産業局

年

月

日

産業政策室

次長

經濟安定本部

昭和廿四年度非常災害用備蓄材料品
(次二次官)の提出販売に因る件

昭和廿五年六月三十日付貸借契約五号の二五〇
以二申請にかかる標題の件(以下之は差支
てから 通商産業大臣の指揮の下に主な販売
の措置を講ぜられ候ふ)

672 10.78

168

資機械第五号ノ二五

昭和二十五年六月二十日

産業復興公団

總裁 高 楽



經濟安定本部

産業局長 稲

昭和二十四年度非常災害用備蓄衣料品（第二次分）の
放出版充許可申請に関する件

標記備蓄衣料品は既に五月中旬をもつて備蓄期間が満了となりましたから第一次分の放出版充許可に則り処分したいので御許可願います。

なお該品は夏物でありますので今季を外すことにより当公団の収支に不測の損失が発生する虞れがありますので至急御許可願います。

第一次備蓄衣料品（閉鎖機関交易當面より譲受一一〇万箱口）

品名	数量	備蓄地区
一、作業シャツ	七八二〇三枚	東京三九五三二枚
二、婦人襦袢	六七一五六枚	大阪三八六一一枚
三、綿 烹 着	四四三四枚	東京四一五二九一枚
四、大人シャツ（前開）	四四四五八枚	大阪二五六二七一枚
五、袴 下	四二三八二枚	東京二二六〇一一枚
六、子供シミーズ	九六五四七枚	大阪一七三六九一枚
七、子供ズロース	六五七二〇枚	東京二八六四二一枚
		大阪三七〇七八一枚

八子供ランバン	九四一一六枚	東京五七一七枚
九婦人用スリップ	五五三枚	大阪八八三九九
一〇スクールコート	一七六枚	東京七七七
一一子供開襟	四五二枚	大阪四七七
一二子供バジヤマ	八〇八枚	東京一七六
一三大人バジヤマ	一六五六枚	大阪八〇八
一四幼兒肌着	二三六〇六枚	大阪一、六五六
一五子供ズボン(長)	三一九本	東京二三六〇六
一六男子ズボン(短)	三八九本	東京三一九本

(註)右表の外に未加工分約二〇万碼余があり当該原反に連する
加工品種を研究中であります。

本文送付先

経済安定本部 民生局長 産業局長
通商産業省 通商機縦局長 通商企業局長
厚生省 社会局長

肥料配給公團申請第 六六一號

昭和二十五年度第二、四半期(七月)事業計画及び資金計画認可申請書
肥料配給公團令第十七条の規定により別紙の通り事業計画及び資金計
画書を作成致しましたから、御認可願いたく申請いたします。

昭和二十五年六月三十日

滋賀安定本部総務長官 繩

肥料配給公團
總務 館 長 和三郎



25
6.30
410
111

肥料配給公團令第十七条の規定に依り昭和二十五年度第一・四半期
事業計画及び資金計画を作成する。

昭和二十五年六月三十日

總務課
事務課
人事課
財務課
運送課

大字赤山古館

風田坂本江原

忠新岩保雄

七夫夫信喜



112

昭和二十五年第ニ・四学期

事業計画書並びに資金計画書

肥料製造公司

昭和二十五年夏第二・四半期(七月)事業計画概要

前期末における肥料の配給状況は次の通りで、各肥料当量に対し、窒素八ニ%，燐酸七ニ%，カリ六〇%の配給率を示してゐるものと推定した。

品名	割	当	配給累計
窒素質肥料	一四二八〇〇	飼	一一七一〇〇
燐酸質肥料	八六九〇〦	飼	六六九二〇
カリ質肥料	一一四〇〦	飼	一一八四〇

次に第二・四半期(七月)における需給をみると、先づ供給については七月生産見込数量並びに、輸入見込数量に鑑き、別紙の如く買入れることとして、この買入数量に前期末の公團手荷予想数量を加えた供給量は、窒素六九万飼、燐酸三八万飼、カリ一八・七万飼である。これに対し配給は、春肥料当量に対し七月末において窒素九ニ%，燐酸九ニ%，カリ七五%の配給率を示すものとし、残余の窒素一一・五六・飼(割当の八%)、燐酸六九五・〇飼(割当の八%)、カリ五三五・〇飼(割当のニ五%)は配給辞退数量とみた。

これにより、本期末(七月末)の公團手荷数量は、窒素五四五千飼、燐酸二五〇千飼、カリ一五五千飼となる。

監査室本部

日本銀行總理

昭和24年上半期損益計算書

損失科目	金額	利益科目
事業費	2878,457,532 ²⁸	運管收入 365,514,895 ⁴⁹
取引高級	559,053 ¹²	支払利息引当 196,058,530 ²¹
支払利息	232,938,857 ⁵⁵	受入利息 5,961,548 ¹²
雜損	128,389,663 ⁴⁴	雜益 68,795,072 ⁰⁸
債権消滅	255,871,599 ⁷⁰	価格調整金 21,509,540 ⁵⁰
旅費経費	20,787,316 ⁵⁵	受入年改料 439,591,735 ²⁹ (1596,051)
諸経費	92,416,950 ⁵⁴	
(剰余)	628,376,299 ⁶¹	
合計	4,367,797,325 ⁶⁴	4,367,797,325 ⁶⁴

昭和二十五年度第二・四半期(七月)事業計画

一、前開本公团手持数量

单位(換算数量)

硫	硝	炭	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	三三五七〇
磷	酸	钾	肥	料	安	安	安	安	安	安	安	六三六〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						四六八〇
加	成	磷	肥	料	計							七三〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							四五四三〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	二三九六〇
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					一七〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		四五八〇〇
十	代	田	化	里	氮	磷	钾	肥	料	計		二四六四〇
千	代	田	化	成	氮	磷	钾	肥	料	計		九四二〇〇
一	一	マス	磷	肥	料	計						一〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							三〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							四五八〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	三三五七〇
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					六三六〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		四六八〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						七三〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九〇〇〇

二、買入

硫	磷	钾	肥	料	計							
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一四五、四六六(四差)
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					四五〇、〇〇(輸入)
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		四〇、一〇〇(実数二〇〇)
十	一	マス	磷	肥	料	計						四〇、〇〇〇(実数一五〇)
加	成	磷	肥	料	計							一二五〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							一二五〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							一三六、三六六
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	九三〇〇〇
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					一三四、二〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							一三六、三六六
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	九三〇〇〇
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					一三六、三六六
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一三六、三六六
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					九三〇〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一三六、三六六
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					九三〇〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一三六、三六六
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					九三〇〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一三六、三六六
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					九三〇〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一三六、三六六
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					九三〇〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一三六、三六六
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					九三〇〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一三六、三六六
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					九三〇〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇
十	一	マス	磷	肥	料	計						九三〇〇〇
加	成	磷	肥	料	計							九三〇〇〇
磷	酸	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
硫	磷	钾	肥	料	計							九三〇〇〇
石	灰	室	素	安	安	安	安	安	安	安	安	一三六、三六六
过	消	酸	石	灰	肥	料	計					九三〇〇〇
四	五	重	過	消	酸	石	灰	肥	料	計		九三〇〇〇

配 固 燐 千
合 形 代
肥 肥 硝 田
料 料 安 化

七 五
○ ○
○ ○
○ ○
四
○ ○
○ ○
○ ○
五
○ ○
○ ○
○ ○
二
○ ○
○ ○
○ ○

裏面白紙

昭和二十一年度第二・四半期(七月)資金計画

1. 買入代金
肥料

一四二、四七八毛

二八〇、一四〇二千円

石天皇素
安

四四、三〇〇

九〇八、一五〇

シ
塩
安

一八〇〇

七九、二〇〇

過磷酸石灰
反

一一八〇〇

二七、九三〇

重過磷酸
酸

三四〇

一三三五、八五〇

トトマ久崎肥

三五〇〇

九〇、二四〇

熔成磷肥

六六〇〇

三六、五七五

千代田化成
硝
安

九〇〇

七〇、四六四

國營肥料
合肥料

一七〇

二三、九四〇

配合肥料

五〇〇〇

四、二五〇

國營肥料
合肥料

三四〇〇

三四、〇〇〇

輸入硫酸
安

三二、五〇七

三九九、四四六

計
加里

七二、八九三

一〇、八三、四〇九

硫安

一四二、四七八毛

六、七九、八、四九五千円

石灰
素
安

四四、三〇〇

一五〇、九二〇千円

尿素
安

一七八〇〇

三二、一九六

過磷酸石灰
反

一二八、四〇〇

一五五、三五一

重過磷酸
酸

一、一四〇

一、二〇七

トトマス磷肥

三五〇〇

四一、一

千代田化成
磷
安

六六〇〇

七、九八八

熔成磷肥

九〇〇〇

九五四

千代田化成
磷
安

一七〇

一八一

同底肥料
磷
安

三四〇〇

三四五六

國立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

八、一般至費	庫給及諸給與	四九.〇二八千円
二、支拂利息	未還還保証金	七八.七七
八、包裝紙袋代	九八〇〇〇〇枚	二一.三九五
九、收金合計		七八.三〇〇
十、肥料販売代金		四〇.〇〇〇千円
十一、收金合計		三一.五〇〇〇千円
十二、償還費		二六九.〇千円
十三、加堅費		七八〇.七九二〇千円
十四、計		
十五、室帳費	一七九.四四〇屯	
十六、燒燙費	一三九.五〇〇	
十七、計算金	三三.〇〇〇	
十八、六月余		
十九、口佔格差補給金	九〇.一〇〇九千円	
二十、核算金	二五一.八七四	
廿一、三月余	三五三.二一一	
廿二、計	一五〇.九〇九四千円	
廿三、加里	六〇二九.九六一千円	
廿四、入稿安	七二.八九三	
廿五、總合肥料	五四九.一七五千円	
廿六、計	三二.五〇七	
廿七、加里	五二.三四四	
廿八、加里	一三一.八四九	
廿九、加里	六一七五千円	

昭和二十五年度第二・四半期(七月)資金計画算出基礎

一、肥料代金支拂対象数量

品名	六月下旬出荷見込	七月出荷見込	七月支拂対象数量
硫安	四五、五〇〇	一四五、四六六	一四二、四七八
石灰窒素	一七、五〇〇	四〇、一〇〇	四四、三〇〇
尿素	四〇〇	二〇〇	一、八〇〇
過磷酸石灰	四五、〇〦〦	一二五、〇〦〦	一一四〇
重過磷酸	二〇〇	二〇〇	三五〇〇
トーマス磷肥	一、七〇〇	二七〇〇	三四〇〇
塔成磷肥	一六〇〇	六〇〇〇	六六〇〇
千代田化成硝	二〇〇	一〇〇〇	九〇〇
磷酸肥料	一一〇〇〇	二五〇	一七〇
配合肥料	一一五〇七	七五〇〇	三四〇〇
輸入硫酸	一一〇〇〇	四五、〇〦〦	五〇〇〇
" 加里	一〇、八九三	九三、〇〦〦	七二、八九三
計	一一八、六四〇	四七一、七一六	四四三、四二八

註 1. 敷量の単位は屯

2. 七月支拂対象数量の算出方法

(\times 四一四五部額) + (\times 四五部額)。 \times

二、肥料代金回収対象敷量

品別	割当	五月配給実績		六月配給		七月配給		耕種面積
		累計	%	累計	%	累計	%	
N	一四二、〇〦〦	七〇、〇〇〇	六二	二四九、三〇〇	一七〇、〇〇〇	一三三、四〇〇	九二	一一二、五〇〇
P	八六九、〇〦〦	三二、七〇〇	六二	一五七、九〇〇	六六、三〇〇	一三〇、三〇〇	七九九、五〇〇	九二
K	二一四、〇〦〦	九三、七〇〇	四六	三四、七〇〇	二八、四〇〇	一六〇、五〇〇	七五	五五、五〇〇
				三一、一〇〇	一六〇、五〇〇	八	一三九、五〇〇	三五
				三三、〇〇〇		八	一七九、四〇〇	

註 1. 敷量の単位は屯

肥料公團廢止に伴う金融措置に関する申入れ

(昭二五、七、三 自由党)

肥料公團の廢止に伴い肥料に關する金融が民間の手に委ねられる
については、肥料の生産及び引取を圓滑にするため一般金融情勢
の窮屈を考慮し、左の措置を至急講ぜられたい。

生産者に対する金融としては、

- (一)スタンプ制度による特殊の肥料手形制度等を創設すること。
- (二)右手形の割引に要する資金は、預金部資金の民間預託又は日本銀行の再割引によること。この所要資金は、秋肥のビック一三〇億圓、春肥のビック二六〇億圓と想定する。
- (三)前述の肥料購入資金は農林中央金庫をして融資せしめることとし、専肥料商の金融につても特に配意すること。
- (四)農民の肥料買入のためには從來の農業手形の一層圓滑なる活用を圖ること。

(備考) 肥料手形制度等の實行方式については、關係機關の間において至る具体的細目を樹立すること。

極秘

輸出金融公庫法案要綱

(昭、二五、ニ、一〇、一)

(目的)

第一 輸出金融公庫は、金融上の援助を与えることにより本邦の輸出貿易を促進するため、一般の金融機關が行う輸出金融を補完し、又は獎勵することを目的とする。

(法人格)

第二 輸出金融公庫（以下「公庫」という。）は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公庫は、大臣の認可を受けて、必要な處に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四 公庫の資本金は、政府がその全額を出資する。

2 政府は、前項に規定する公庫の資本金に充てるため、予算に定める金額の範囲内で、米国対日援助見返資本特別会計から公庫に対し、米国対日援助見返資本を交付することができる。この場合において、その交付した金額は、一括会計からの出資とする。

3 政府は、前項に掲げるものの外、第一項に規定する公庫の資本金に充てるため、予算に定める金額の範囲内で、外國為替特別会計から公庫に対し、必要な金額を出すものとする。

(登記)

第五 公庫は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(名称の使用制限)

第六 公庫でない者は、輸出金融公庫といふ名稱又はこれに類する名稱を用いてはならない。

25
7.10
10.4
(8)

めぐれず

(役員)

第七 公庫に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の業務及び権限)

- 第八 理事長は、公庫を代表し、その業務を管理する。
- 2 理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事会を輔佐して公庫の業務を管理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。
- 3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の任命)

- 第九 理事長は、大蔵事務次官をもつてこれに充てる。
- 2 理事は、理事長が大蔵省の職員のうちから兼ねて任命する。
- 3 監事は、大蔵大臣が大蔵省の職員のうちから兼ねて任命する。

(職員)

第十 公庫の職員は、理事長が、大蔵省の職員のうちから兼ねて任命する。

(役員及び職員の地位)

第十一 公庫の役員及び職員は、國家公務員とする。

2 公庫の理事長たる大蔵事務次官及び公庫の役員又は職員を兼ねる大蔵省の職員は、公庫から公庫の役員又は職員としての報酬を受けない。

(業務の範囲)

第十二 公庫は、第一に掲げる目的を達成するため、大蔵大臣の定める計画及び指示に従い、左の業務を行う。

1 本邦で牛畜又は輸出された穀物又は原材料の本邦からの輸入及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の受入を促進する目的をもつて、外務政府、外國の政府機関、外國

の地方公共団体、外國銀行又は外國商社に対してなす資金の融通又は債務の引受け若しくは保証

二 前号に附帶する業務

2 公庫は、大蔵大臣の承認を受けて、前項の業務の外、公庫の目的達成上必要な業務を行うことができる。

3 第一項第一号の資金の融通又は債務の引受け若しくは保証は、本邦通貨又は政令で定める外國通貨をもつて表示されるものでなければならない。

(債務の引受け及び保証の限度)

第十三 公庫が引受け、又は保証した債務の現在額の合計額は、公庫の資本金の額から公庫が融通した資金の現在額を差引いた額をこえることができない。

(業務の委託)

第十四 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行に対しその

業務の一部を委託することができる。

(業務方法書)

第十五 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の融通又は債務の引受け若しくは保証の方法、利率及び期限並びに元利金の回収の方法等を記載しなければならない。

(資金の借入)

第十六 公庫は、業務を行うため必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、外國政府又は外國の銀行その他之の金融機關から外貨資金の借入をすることができる。

(予算及び決算)

第十七 公庫の予算及び決算に關しては、公庫等の予算及び決算

の暫定措置に関する法律の定めあるところによる。

第十
（利益金の処分）

第十八 公庫は、毎事業年度の決算上利益金を出したときは、これを国庫に納付しなければならぬ。

（余裕金の預託）

第十九 公庫は、業務上の余裕金を国庫に預託しなければならぬ。

（会計帳簿）

第二十 公庫は、大蔵省令で定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならぬ。

（監督）

第二十一 公庫は、大蔵大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務省が監督する。

（罰則）

第二十二 公庫の役員又は職員、日本銀行の役員又は職員及び出金融公庫といふ名前又はこれに類する名称を用いた者に對して、所定の罰則を加える。

（附則）

第一

この法律は、公布の日から施行する。

第二 大蔵大臣は、大蔵省職員のうちから設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

第三 公庫は、設立の登記をすることに因り成立する。

第四 公庫には、所得税、法人税、登録税、印紙税及び地方税、組合事業税及び附加箇道税のみを課さない。

肥料配給公団解散令

内閣は、肥料配給公団令（昭和二十二年勅令第百七十一号）第七条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（通則）

第一条 肥料配給公団の解散及び清算に關しては、この政令の定めるところによる。

（解散の登記）

第二条 大蔵大臣は、肥料配給公団の主たる事務所及び從たる事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。

2 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。

（肥料配給公団の存続）

第三条 肥料配給公団は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了まで、なお存続するものとみなす。

（清算結了の時期）

第四条 肥料配給公団の清算は、遅くとも昭和二十六年九月三十日までに終了しなければならない。

（清算人の任命）

第五条 清算人は、大蔵大臣が部内の職員のうちから任命する。

（清算人の代表権）

第六条 清算人は、肥料配給公団を代表する。

（清算人の登記）

第七条 清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

25
7.15
10~4

187

2 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(清算人の職務権限)

第八条 清算人は、左の職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

(清算事務の監督)

第九条 清算人は、就任の後直ちに肥料配給公團の財産の現況を

調査して、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

3 清算人は、大蔵大臣の定めた清算計画に従つて、清算を行わなければならぬ。

4 大蔵大臣は、前項の清算計画を定めるときは、農林大臣に意見を求めるものとする。

5 大蔵大臣は、必要があると認めたときは、清算人に対し、清算に關して必要な事項を命令することができる。
(債権者に対する催告)

第十条 清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三回の公告をもつて、債権者に対し、二月以内にその債権を申し出

るべき旨を催告しなければならない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を附記しなければならない。

3 清算人は、知りている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 清算人は、知りている債権者を清算から除斥することができない。

(除斥された債権者に対する弁済)

第十二条 清算から除斥された債権者は、肥料配給公団の債務完済後まだ国庫に引き渡さない財産に対してのみ請求することができ

できる。

(清算行為の特則)

第十二条 清算人が左の行為をするときは、大臣の認可を受

けなければならない。

一 訴の提起

二 和解及び仲裁契約の締結

三 権利又は利益の放棄

四 契約の更改

(残余財産の帰属)

第十三条 残余財産は、国庫に帰属する。

(決算書類提出の義務)

第十四条 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに決算報告書を作り、大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、肥料配給公団の帳簿及びその事業に関する重要な書類を添附しなければ

ならない。

3 第一項の決算報告書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

(清算結了の登記)

第十五条 清算人は、前条第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならぬ。

(登記手続)

第十六条 解散の登記を除いて、肥料配給公團の登記は、清算人の申請によつてする。

第十七条 第七条第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

2 第七条第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変

更を証する書面を添附しなければならない。

第十八条 清算結了の登記の申請書には、第十四条第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(清算人の復職)

第十九条 清算人が清算結了の登記を終えたときは、大蔵大臣は、清算人をその就任直前における官職又はこれと同一条件の官職に復するものとする。但し、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の適用を妨げない。

附 則

この政令は、昭和二十五年八月一日から施行する。

理由

肥料製造公司は、昭和二十五年七月三十一日限り經濟安定本部
總務長官の命令に因り解散するため、解散及び清算に關して必要
な事項を定める必要があるからである

販業第四号一ノ三六 同文送付先

中央經濟局長
大藏省主計局長
会計検査院第一局長

昭和二十五年七月二十九日

産業復興公團

資材局長事務取扱 高橋明達

經濟安定本部

産業局長

(産業政策課)

指名競争入札又は隨意契約により販賣する場合の承認に關する件

當公團保有資材の販賣処理については二五企第五三三号「産業復興公團保有資材の販賣処理要領」に準據して行うべきことが指示せられて居りますが、その中会計規程の許容する範囲内である標記の件に関しては別添文書の通り一括して御承認を得ましたから御諒承願います

添付書類

別添第一 二五企第一三七二号 二五、七、十九付 指名競争入札又は隨意契約により販賣する場合の承認に關する件



別添第二（右解説文書）

以上

二企第一三七二号

昭和二十五年七月十九日

通商産業省通商企業局長 石原武夫

寫 産業復興公團總裁 高梨博司 殿

指名競争入札又は随意契約により販売する場合の承認に関する件
昭和二十五年七月十日附資業第四号一ノ二八により申請のあつた標
記の件に関しては、公團会計規程第二十七条の「特別の事由ある場
合」の運用に属するものであり、また豫算決算及び会計令その他政
府会計諸規定を参照し且つ公團物資の特殊な性質と事情とを勘案し
たものとして已むを得ないものと考えられるから、申越の通り処理
してさしつかえない。

記

六 指名競争入札に付し得る場合

(一) 公團会計規程施行細則第六十四条第一項第一号、第五号又は第六号に該当する場合

(二) 急迫の際で一般競争入札に付する余裕のないとき

(三) 隨意契約によることの出来る場合

二、隨意契約により得る場合

(一) 公團会計規程施行細則第六十六条第一、二、四、八、又は九号に該当する場合

(二) 国政府機関又は地方自治団体（都道府県市町村）に販売する場合

(三) 販賣業者のあつた場合、所轄地方公共団体の指示に基き、備蓄資材を完渡す場合

（四）随意契約によるときは時価に比し著しく有利な価格をもつて契

約することができる見込のある場合

（五）急速に契約をなすのでなければ契約をなす機會を失うおそれのある場合又は著しく不利な価格をもつて契約せねばならぬおそれのある場合

（六）競争入札に付しても入札者がない場合、又は再度の入札に付しても落札者がない場合

（七）但し右の場合の価格は入札の際の販売予定価格以上とする。

（八）内落札者が契約を結ばない場合、但しこの場合の販売価格は落札金額以上とする。

（九）前二項による随意契約が認められない場合に左の各号の一に該当するときは、前二項の但し書きにかゝはらず販売予定価格の九〇%以上であれば価格の変更は妨げない。

（十）販売予定価格が高きに過ぎると認められる場合

（十一）販売予定価格が十万円未満であつて、早急に売却する必要の

ある場合

内バザー及びその他の委託販売

④第九項により販売した残品を、その価格以上で販売する場合

〔5000
4000〕
1
食糧配給公団の廃止及び主要食糧の新配給
制度に関する措置要綱(案)

食 粧 厅 二五、七、二七

25
7.29
10~4

195

一、目的

食糧配給公団（以下「公団」という）の廃止及びこれに伴う主要食糧の新配給制度の実施は、最近に於ける食糧及び経済事情の推移に鑑み、主な目的を民間事業の自主性の恢復、公正なる競争及び消費者の利便の増進に置き、機構の切換に当ってはその円滑な実施と配給上の混亂の防止に意を注ぎ措置するものとする。

二、定義及び分類

(一) 主要食糧の分類

2. 小売販売業者乙
（主要食糧乙の小売販売業者）
 1. めん小売販売業者
 2. パン小売販売業者
3. 小売販売業者丙
（主要食糧甲の特殊な小売販売業者）
 1. 旅行者用主要食糧
 2. 船員用主要食糧
4. 個人用労務加配主要食糧
ニ、リンク制労務加配主要食糧
- 木、漁船乗組員用加配主要食糧
- ヘ、漁業労務者用労務加配主要食糧

- (二) 主要食糧の取扱別分類
1. 消費者撰次購入切符ヘフリークーポン制を採用するもの
パン、生めん、ゆでめん、乾めん、及びゆでめん
 2. 購入通帳制によるもの
- (三) 主要食糧の小売販売業者の種類
1. 小売販売業者甲
（主要食糧甲の小売販売業者）
 1. 消費世帯用主要食糧
 2. 生産世帯用主要食糧
 - 八 工場事業場用労務加配主要食糧

1袋
2.5-3.0g
固形物
不
多
30
300
10
10
10
10
10

- 5 -

- (二) 公團の主要食糧甲についての末端小売施設及び小売機能は遅くとも二十五年九月三十日迄に民營に切替えるものとし、公團職員、配給施設の旧提供者及び公團代位配給所の現運営者に優先的に移譲し、都道府県知事は小売販売業者甲として登録を行い、二十六年一月一日迄は公團委託制により営業せしめることとする。但し公團の代位配給所においては二五年十一月から國政制で営業をせらるるものとする。

(三) パン、ゆでめん、又は生めんの小売販売業者乙については、都道府県知事は、消費者の自由選択制により登録を行い、遅くとも昭和二十五年十月一日より買取制によつて営業せしめることとする。(三月三十日)

(四) 小売販売業者丙については、都道府県知事は、昭和二十五年九月中に業者の届出制により登録を行い、営業せしめることとする。

(五) 小売販売業者甲につき、都道府県知事が特に必要があると認めるに

素化を図るものとする

三十六

- (四) 主要食糧の製造販売者の種類

 1. パン製造販売業者
 2. (パンを製造しパン小売販売業者に売り渡すことを業とする者)
 3. めん製造販売業者
 4. (めんを製造しめん小売販売業者に売り渡すことを業とする者)
 5. とう精業者
 6. 販売業者自ら又は販売業者の委託を受けて米穀のとう精を業とする者

(五)

(六) 卸売販賣業者

主要食糧の卸売販賣とする者

（一）公國は昭和二十六年四月一日までに廢止するものとするが、廢止前にあいてもその機構は主要食糧の配給に支障を来さない限り極力簡

きは、農林大臣の承認を受け増設を行うことが出来るものとする。

(六) (一) 及び(四)による小売販売業者甲及び丙は、昭和二十六年一月一日までに買取制に切替えるものとする。

(七) パシ及びめんの製造販売業者については、都道府県知事は、夫々パン小売販売業者、及びめん小売販売業者の自由選択による登録を行い、二十五年十一月一日より業務を開始するものとする。但しめん製造販売業者については、都道府県知事が必要ありと認めた場合に限り登録を行うものとする。

(八) 公團の卸売機能については、二十六年一月一日より民營に切替える。ものとし、都道府県知事は、小売販売業者甲、めん小売販賣業者、めん製造販賣業者、及びパン製造販賣業者^者の自由選択による綜合卸売制を建前とする卸販賣業者を登録するものとする。此の場合卸販賣業者

者が業務を行うに当つては買取制によるものとする。

(九) 昭和二十六年三月一日以降速かな期日において全国一齊に消費者の自由選択制により小売販賣業者甲の登録を行い同時に小売販賣業者丙につき(四)に準じた方法により登録替を行う。小売販賣業者乙の登録替実施の時期は別に定める。

(十) (九)による小売販賣業者甲の機構が整備された後ににおいて適当な期日に小売販賣業者甲及び小売販賣業者乙の自由選択制による卸販賣業者の登録替を行うこととする。

(十一) 卸販賣業者、小売販賣業者、消費者の間の各段階における主要食糧の配給については農林大臣の発行する購入券制度を実施するものとする。

(十二) 米穀のとう精施設は、卸販賣業者ができる時期に都道府県知事に対する届出制による自由営業として民營に切り替えることとするが、

その業務は、建前としては、卸売業者をして行わせることとする。

(十三) 小麦粉関係農品の配給については、綜合配給に支障がない限り特に消費者の希望に応じて行われるよう、小麦粉販売業者乙の登録と同時に貿易制によるフリーライポン制を採用する。(別紙参照)

(十四) 公團のいも類、でん粉及び包装資材を取り扱う機構、人員等について、その業務縮少の実態に即しつつ中央及び地方を通じて簡素化を図る。

(十五) 右配給制度の改変に伴う価格の調整及び販売業者の資金の確保を図る。

(十六) 右配給機構の改変に伴い主要食糧の配給に伴う附属性事務の整理に努める。

(十七) 前各項を通じ公團に関してはその昭和二十五年度予算の範囲内でこれを調整して行う。

四、措置

(一) 小売業者の民営化の切替へ小売販売業者甲の登録

公團の直営配給所及び代位配給所については、昭和二十五年八月下旬から都道府県毎に民営化の切替を行い小売販売業者甲の登録を行い、遅くとも九月三十日までには、これを完了することとする。この場合に於ては、小売施設ばいかなる形においても統合してはならないものとし、小売販売業者甲の選定に当つては一事業者につき一施設を旨とする。

(二) 小売販売業者甲の選定方法

1. 都道府県知事は、農林大臣の指示に従い都道府県知事の定める地域において、現に設けられてゐる公團配給所の数を超えない範囲内で、今に掲げる事項に該当しない者が登録を申請した場合に公團から主要食糧を買い受けてその業務を行う日がより早い者を他の者に優先

して登録するものとする。

但し、公団職員、その他、これに準する從業員若しくは、地方食糧団の設立以前において、その所有する主要食糧の小売施設を地方食糧団又は米穀共同販売組合に譲り渡した者へその包括承継人を含む)であつて、それぞれ昭和二十六年一月一日までに公団又は卸売販売業者から主要食糧を買い受けた者の又は公団の委託を受け主要食糧甲の売り渡しの業務を営んでいる者へ公団代位配給所の運営者)であつて、昭和二十五年十月一日までに公団から主要食糧を買い受けた者の業務を行つた者を他の者に優先して登録するものとする。

2. 前項但書の場合に於て都道府県知事が登録する者の数が当該地域において現に設けられてゐる公団配給所の数を超える場合には、前項本文の規定にかかるずその数まで登録するものとする。

3. 前項の場合において食糧配給公団の委託を受け主要食糧の小売業者を行おうとする者は、昭和二十六年一月一日までに公団又は卸売販売業者から主要食糧を買い受けた者の業務を行うものでなければ業者登録を受けることはできない。

4. 欠格條件

(1) 食糧管理法、物価統制令その他割当及び配給に関する諸法令違反の行為により一年以上の懲役又は一万円以上の罰金に処せられた者

(2) 権限に基いて、通常主要食糧の売渡又は製造に必要と認められる固定施設を利用出来ることを証明できない者

(三) 小売販売業者甲の増設

都道府県知事は、主要食糧の円滑な配給にいちじるしく支障があるため主要食糧の売渡施設を増加する必要があると認めたときは、農林大

丘の承認を受け、区域を指定して小売販売業者を増加するための登録を行ふことができる。

この場合に於ては、消費者の自由選択制により都道府県知事が登録を行うこととする。

(四) 小売販売業者乙の登録

小売販売業者乙については、二五年九月中にパン小売販売業者及びみん小賣販売業者の各にについて消費者の自由選択制により都道府県知事が登録を行い十月一日から買取制により業務を行うものとする。

この場合の欠格条件は(二)の4と同様である。

(五) 小売販売業者丙の登録

小売販売業者丙については、その登録を受けようとする者が届け出れば都道府県知事は登録を行うこととする。実施の時期は小売販売業者甲と同時とする。

(六) ベン製造販売業者の登録

パン製造販売業者については二五年十月中にパン小売販売業者の自由選択制により都道府県知事が登録を行い、十一月一日から買取制により業務を行いうものとする。

この場合の欠格条件は(二)の4と同様である。

(七) めん製造販売業者の登録

めん製造販売業者については都道府県知事が必要ありと認めた場合に限り二十五年十月中旬にめん小売販売業者の自由選択制により登録を行うことが出来る。

めんについては都道府県知事が実情に則して左の何れかの方式をとるものとする。

① めん小売業者が直接公団又は面販売業者から小麦粉を買い受け

- (2) めん小売販売業者がめん製造、販売業者の製造しためんを買い受けて小売する場合

③ ①と②の場合の併合

但し③の場合にあつては同一のめん小売販売業者は卸販売業者及びめん製造販売業者の何れか一括登録するのであつて両方に登録することとは出来ないものとする。

(八) 卸売業務の民営えの切替えへ卸販売業者の登録

公園の卸売機能は二十六年一月一日までに民営に切替えるものとし、都道府県知事が都道府県単位に綜合卸売制を建前として、二十五年十二月末までに小売販売業者甲、めん小売販売業者めん製造販売業者及びパン製造販売業者の自由選択による。

登録を行い二十六年一月一日より買取制による販売の業を営ませるものとする。

(九) 登録制の実施方法

(1) 小売販売業者甲

（一）本措置は今年の民営えの切替に際しては適用しない。し

a. 都道府県知事が（二）の内の欠格条件のない者につきその者から直接購入しようとする消費者の登録数に基づいて行うものとする。

b. 過度の乱立による不当競争を防止し計画配給の円滑有実施を図るため都道府県知事は、農林大臣が定める基準に従い小売販売業者甲の登録を受ける條件として登録保有数の最低限を設定する。

c. 事業区域は、原則として市町村の区域とするが地勢上主要食糧の配給に支障があると認める場合においては農林大臣の承認を受けて市町村の区域を超えて定めることが出来る。

この事業区域の設定に当つて市町村の区域を分けて定める場合には当該事業区域内に五以上の小売販売業者甲が登録されるようすることを旨としなければならない。

d. 都道府県知事は、小売販売業者甲となろうとする者から申請書の提出を受けたときは、（二）の内の欠格条件に該当しない者を登録

(6) (5)

- a. 小売販売業者丙の登録は、申請者が(2)の(4)の欠格条件に該当しないときに、届出に応じ都道府県知事が小売販売業者丙登録票を交付することによつて行う。
- b. パン製造販売業者の登録は、小売販売業者用の登録に準ずる手続による。
- c. パン製造販売業者の登録は、申請を行つては申請者が都道府県知事の定めるパン小売販売業者の数の最低登録保有数を超えた者に付し行う。
- d. めん製造販売業者
- e. ハン製造販売業者の登録に準じて行う。
- f. 郡販売業者

(3)

小売販売業者丙

- 小売販売業者丙の登録は、申請者が(2)の(4)の欠格条件に該当しないときに、届出に応じ都道府県知事が小売販売業者丙登録票を交付することによつて行う。

(4) パン製造販売業者

- パン製造販売業者の登録は、小売販売業者用の登録に準ずる手続による。

(2)

小売販売業者乙

- A. 都道府県知事が(2)の(4)の欠格条件のない者につきその者が消費者から受けた小売販売業者乙選定票の数に基いてパン及びめん小売販売業者の各々につき行うものとする。
B. 小売販売業者乙の事業区域は都道府県とする。但し農林大臣の承認を受けた都道府県を越えて定めることとする。
C. 過度の乱立による不当な競争を防止し、配給操作の合理化を図るために都道府県知事は、集めるべき小売販売業者乙選定票の数の最低限を設定する。
D. 都道府県知事は、小売販売業者乙選定票の数がBにより定められた最低限と超えた者に対する小売販売業者乙登録票を交付することとする。

a. 卸売販売業者の登録は小売販売業者甲の登録に準する手続によるが、その申請に際しては、金融機関の信用を證明する文書、財産目録及び資金計画を提出するものとし、自己資金の額が最低登録保有数による業勢の運営を行うに必要な金額の三日分を超えない者は、欠格として登録台帳に登載しないものとする。

b. 都道府県知事は農林大臣の指示に従いその登録保有数の最低限を設定する。

c. 事業区域は、原則として都道府県の区域とする。但し、地勢上主要食糧の配給に支障があると認める場合にはおいては都道府県知事は農林大臣の承認を受け都道府県を超えて定めること出来る。

d. 卸売販売業者の業態は、綜合卸売制とする。

e. 予備登録の数が8により定められた最低限を超えた者に対し、都道府県知事は、卸売販売業者登録票を交付することとする。

- (7) 販売業者となろうとする者が都道府県知事の登録を受けなかつた場合において不服であるときは、經濟安定本部總裁に異議の申立を認めることとする。
- (8) 消費者又は販売業者は、その登録の有効期間中は、各々自己の登録した販売業者から主要食糧を買入れるものとする。
- (9) 消費者又は販売業者が予備登録した販売業者が都道府県知事の登録を受けなかつた場合には、当該消費者又は販売業者は他の販売業者に登録するものとする。
- (10) 販売業者の登録替えは毎年一回これを行ふこととする。
- (11) 販売業者が法令に違反し又は欠格条件に該当することになつた場合には、都道府県知事は、公開による聴聞を行つた後これを取り消すことができるものとし、取扱を受けた者は、更に經濟安定本部總裁に異議の申立をすることができるものとする。

(2) 登録を取り消された販売業者に登録していた消費者又は販売業者は、その者の住所又は営業所の所在地を事業区域とする他の販売業者に登録又は予備登録するものとする。

これは、駆出された場合及び販売業者が廃業した場合においても同様である。

(1)

どう精業勢

1. 公團のどう精業勢の民營への切替の円滑な実施と閉鎖機關所有精米施設の適正な処分を期することとし、民營への切替に当つては切替後においても現在のどう精担当段階に該当する卸売業者においてどう精業勢を行わさせることを旨とする。

2. 卸売業者であつて自ら米穀のどう精の業勢を営もうとするもの及び販売業者の委託を受けて米穀のどう精の業勢を営もうとする者であつて、欠格条件なき者は都道府県知事に申請して登録を受けるも

のとする。但し、どう精能力二馬力未満の場合は登録を受けることは出来ない。

3. 公團とう精業勢の民營への切替は、卸売業者の事業開始と同時に、これを実施し、出来るだけ速かに完了することとする。

公團業勢の整理とその人員及び機構の縮少

1. 公團の総合配給部門については、その小売業勢、卸売業勢、加工業勢及びどう精業勢の民營への切替の進捗歩を合せて、その人員と機構を逐次縮少することとし、卸売業者の事業開始以後においては、支局及び支所の人員及び機構を逐次縮少することとするが、残存業勢の円滑な処理に必要な人員及び機構は二十六年三月末まで確保する。

2. 公團いも類局については、政府のいも類買入数量の減少に伴い二十一年四月を以て廃止するかその取扱機構として中央、地方を通じ

人員機構の縮少を圖り必要な部課を整備し、買取充度をせるものとする。

3. 包装資材局については、その取扱う包装資材のうち東穀麻袋及び粉用錦袋のみについて従前通りの取扱を継続し、故業工局及び粉用の麻袋、紙袋及びスフ袋については二十五年四月以降回収修理を行わないこととし、包装資材局は廃止して、中央、地方を通じ必要な部課を置くかその人員及び機械を逐次縮少する。
4. でん粉局は二十五年四月に廃止するが、政府及び公團の手持でん粉の処理の迅速適正を期するため、中央、地方を通じ必要な部課を設けるか二十五年九月末を目途として、それらの部課をも廃止する。
5. いも類、でん粉及び包装資材の三局の廃止に伴い、此等三局の部課を統合して一局を置く。
6. 前各項は公團の二十五年度予算の範囲内においてこれを行う。

価格調整

新規開拓

公團業勢の民營への切替に伴い、価格の調整を必要とするが、これを最少限度にとどめる。これにため卸先業者が都道府県別又はアロッカ別に設立する事業共同組合又はその連合会の活用等に留意する。

価格調整については別に定める。

新規資金の確保

公團業勢の民營への切替に伴う販売業者の必要な資金を確保するため別途必要な措置を速かに行う。

処理

1. 現在公團末端配給機械において担当している配給管理事務については、左の措置をとる。
- (1) 外食券へ甲) 及び(乙)、めん類購入切符並びにパン類購入切符については適時、主要食糧購入通帳からの切取、切符又は市町村

長の交付する独立の購入券にあらため米麥等の小売業者は差引数
量の記入のみを行うことにして關係事務を簡素化する。

(2) 配給担当人口についての調査及び報告、輸出証明書への最終消
費月日の記載及びその台帳の整備、保有農家の転出及び押収、摘
発に伴う主要食糧の買入、都道府県知事の指示による諸報告につ
いてはその事務の簡素化をはかり卸売業者又は小売業者をして行
わしめる。

2. 販売業者についての登録制の実施その他新配給制度に伴う都道府
県及び市町村の人員費、事務費に充てるため平衡交付金の配付等
を行ふ。

(3) 本要綱を実施するに当り、その細目について地方事情により本要綱
によることか出来ないときは、都道府県知事は予め農林大臣の承認を
受けなければならぬこととする。

別表一

- (1) 小売販売業者申の予備登録期日
毎年三月一日から一週間
- (2) 卸売販売業者の予備登録期日
毎年五月一日から一週間
- (3) のん製造販売業者及びパン製造販売業者の予備登録期日
毎年十一月一日から一週間
- (4) 小売販売業者乙の登録申請期日
毎年九月一日から一週間
- 但し昭和二十七年四月三十日までの間に於ては販売業者の予備登録は、右
の表の期日にかかるわらず農林大臣の指示に従い都道府県知事の定める期日に行う。

—26—
別表三

(一) 小売販売業者甲の最低登録保有数の基準

一) 東京都区制地域、横浜市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市	五〇〇人以下
二) 以外の市	四〇〇人以下
(三) 町 村	三十〇人以下へ組し、販賣人口總數が三十〇人未満の町村にあつてはその三分の一以下

備考 事業区域が(一)及び(二)又は(三)の地域にまたがる場合は(一)、(二)及び(三)の地域にまたがる場合においては(二)による。

- (二) めん製造販売業者の最低登録保有数の基準
一〇以下
- (三) パン製造販売業者の最低登録保有数の基準
一〇以下

別表三

卸売販売業者の最低登録保有数の基準

当該都道府県内の小売販売業者乙の数の四分の一に相当する数及ぶ小売販業者甲の数の合計の二十分の一以下

別表四

小売販売業者乙の選定票最低保有数の基準

一、東京都区制地域、横浜市、名古屋市 大阪市、京都市、神戸市	五〇〇以下
二、(一)以外の市	四〇〇以下
三、町 村	四〇〇以下

備考 事業区域かつ及び(二)又は(三)の地域にまたかる場合においては(一)、(二)
及び(三)の地域にまたかる場合においては(二)による。

名管経調二第、七一號

昭和二十五年七月三一日

名古屋管区経済局調整部長

經濟安定本部

産業局長殿



産業復興公団保有石綿の販賣に関する件
標記の件ヒ内レ別紙字の如く産業復興公団資材局長
より七月十三日附資材販第三号の一ニを以て需要者割当
証明書記載事項と相違して販賣する様指示しある事
之は明うかに指定生産資材割当規則第八條違反と
思はれるから當局としては公団名古屋支部ヒ一應販賣
中止を命じあるから御調査の上何分の御指示を願ひたい

寫

資材取扱五号ノ一二

昭和二十五年七月十三日

資 材 局 長

名古屋支部長 殿

石綿 52 配給手続依頼の件

貴部 静岡本張所保管の石綿 52 吨 (名委過九九三) は別紙所要者割当證明書字により朝日石綿工業株式会社に配給するこ
ととなつたから記の諸美に留意の上配給手続方を依頼する。

記

- 一、割当證明書の石綿 5D 一三〇匁内一三〇疋は本部資材が既に配給済。
- 二、右の未配給残量については規格は 5D となつてゐるが 5D は在庫皆無につき貴部資材 52 吨代替として配給することに通産省と打合せ決定す。
- 三、配給数量一三〇疋に対する四年増量と左の表についても通産省とす

めぐれす

解消

四、有効期限が六月三十日は経過していながら本部ではどう以前に受付けて居り代替金の内候上遅延したりで問題はない。

五、右代金六六五六円(モ当三日八〇〇円)の請求書を

東京都中央区銀座七丁目 交番地 朝日ビル

朝日石綿工業株式会社

へ送附する。

六、入金後即ち発行については静岡支張所へ需要者が直接%を提示し現品を引取り得るように措置する。

添付書類

需要者割当證明書字 一部

以上

需要者割当證明書

收入印紙
印紙額
×42.02
×16.02

備考欄
建物 車庫

石綿

1. 物資の保管方法

運送車両用

横浜市港北区鶴見町

朝日石綿工業(株)

新規

新規

新規

新規

新規

※ 1. 朝日石綿工業(株)印

横浜市港北区鶴見町

朝日石綿工業(株)

新規

新規

新規

新規

新規

※ 2. 朝日石綿工業(株)印

横浜市港北区鶴見町

朝日石綿工業(株)

新規

新規

新規

新規

新規

※ 3. 朝日石綿工業(株)印

横浜市港北区鶴見町

朝日石綿工業(株)

新規

新規

新規

新規

新規

※ 4. 朝日石綿工業(株)印

横浜市港北区鶴見町

朝日石綿工業(株)

新規

新規

新規

新規

新規

4. 割当条件(割当證券の持主の使用料事務費)

後継製品製造用

※ 次年六月一日

昭和25年6月23日

※ 割当主たる商標の名称及び

通商産業省商務省 横田謙

※ 管理官署名

通商産業省通商維貨局

③ 受入印紙の返却請求書を提出せよ。



名管至調ニ第・七五號

昭和十五年八月一日

名古屋管区經濟局長

經濟安定本部

產業局長殿

產業復興公團保有絹短纖維還元配給に關する件

標記の件に關し別紙の通り産業復興公團名古屋支部長並びに同名古屋管区經濟調査庁長より申請ありたるも本物貨は非統制にして大量なるため隨意契約せしむることは六月十日附、産業復興公團保有資材の販賣処理要領に依觸すると考えられても元所有者石橋製糸所から再三再四陳情あり別紙公團名古屋支部長の申請書に記載の諸事情に當局でも已むを得ずと認み少くから隨意契約にて還元配給する様指示して宜しいか何分の御回答煩したい

添附書類

名復找第六一號 絹短纖維還元配給に關する件
名管經調第九九五號 還元配給申請について

名管監調第十九五号の五

昭和三年年十月四日

名古屋管区監査調査室長

名古屋地方経済安定局長

寫

還元配給申請について

名監調第十九五号により買取通知した石橋興業株式会社及
の不正保有物資(綿短織維)について会社より還元配給申請が
あつたので名古屋地方物資活用審議会に諮(たゞこころ)申請並
還元配給許可を適當と認めた決議あり当該としても全様
意見であるから本件物資につき還元配給の手續を御願ひ
したい。

記

一、還元配給申請者 横浜市中区有仲通五、六、

石橋興業株式会社

名監調第十九五号

二、買取通知番号

名古屋管区經濟局

二一七二三封度

綿短織維

四、物資所在地

沼津市上土字十六天

石橋沼津製糸所

裏面白紙

供覽

産業局長

次

産業政策課長

機械金属課長

二五鐵第九〇五号

昭和二十五年八月二日

通商産業省通商鐵鋼局長



經濟安定本部産業局長殿

産業復興公團保有特殊鋼の入札に対する指名について（通知）
前記の件について二五企第五三三号「産業復興公團保有資材の販売處理
について」に基づき指名競争入札参加特殊鋼会社の指名を行ひ別紙へ写
の通り産業復興公團總裁宛に通知したのでこの旨御了知下さい。



二五鐵第九〇五号

昭和二十五年八月一日

通商產業省通商鐵鋼局長

產業復興公團總裁殿

産業復興公團保有特殊鋼の入札に付する指名について（通知）

先に決定した二五企第五三三号「産業復興公團保有資材の販売成程について」に基き特殊鋼の入札に對して左記特殊鋼会社を指名する。

尙爾今の入札に際しては左記特殊鋼会社の参加を認めることとする。

記

東北特殊鋼株 昭和特殊鋼株 特殊製鋼園
日本自動車㈱ 日本金属工業㈱ 日本冶金㈱
日本特殊鋼㈱ 日本金属事業㈱ 東京鋼材㈱
新潟研工業㈱ 理研製鋼㈱ 日本ステンレス㈱
日立製作所㈱ 大同製鋼㈱ 鎌倉製鋼㈱
日本高岡波鋼業㈱ 不二越鋼材㈱ 大阪特殊製鋼㈱
山陽製鋼㈱

以上廿社

2/5

公 告・監 止 結 果 一 覧 表

通・総・25.8.3

	公 告 溝 算 の 結 果				公 告 の 溝 算 溝 余 金 の 引 揚 先				
	計	対民間 引 揚	本年度中(引 揚不能 ストック)	評価損	計	一般会計	特別会計	預金部	備 考
鉄工品貿易公園	340 (275)	51	14	340	1	339			
				(275)		(275)			
鐵道品貿易公園	624 (475)	49		524	21	503			
				(475)		(475)			
食料品配給公園	30 (26)		4	30	7		25		
				(26)	(3)		(23)		
飼料配給公園	12 (-12)			12	2	1	9		
				(-12)	(-2)	(-1)	(-9)		
肥料正給公園	62 (-12)	50		62	38		24		
				(-12)			(-12)		
食糧配給公園	212 (212)			212	12	150	50		
				(212)	(-12)	(150)	(50)		
油 煙 砂 糊 配 給 公 園	150 (-34)	116		150	30	24	96		
				(-34)			(-34)		
計	1,330 (1046)	266	18	1,330	111	1,017	202		
				(1046)	(17)	(901)	(128)		

説明 上の表は、公園を清算すると、対民間引揚資金、処分不能ストック、評価損を生じ、その合計が、一般会計、特別会計、預金部に引揚られるべき資金の合計に見合うことになる。然し、ストック、評価損に相当するものは現金化しないから、現実に引揚げにはならない。従つて、現実の対民間引揚資金は996億円で、それは、右欄の()内の額に政府各機關に引揚されることになる。

特別会計の引揚先別内訳單

単位 億円

公 国 别 項 目 别	額	金額	額	金額	額	金額
未 債 公 金	4 40	0 40				
代 理 承 立	4 24					
金 位 工	0 27					
保 借 品 滞 渡	0 27					
商 品(輸出品)	4 91	4 91				
貯 藏 物 小 計	4 152	0 131				
借 入 金	1 53	1 53				
未 繰 付 金	95	54				
保 借 物 見 追	1 12	1 10				
儀 器 品 周 渡	27	62				
代 理 承 立 退	94	73				
貯 倉 物 店 小 計	5 21	3 90				
老 51、計	3 39	2 59	1 31	0 27	0 24	
未 債 金	0 115	0 115				
加 工 便 諸 費	4 68	4 68				
留 住 貨 运 小 計	4 183	0 183				
借 入 金	1 92	1 12				
未 繰 付 金	30	30				
本 交 協 助 金	16	16				
保 借 物 貨 通	3 25	2 45	30			
代 理 承 立 退	1 23	1 25	48			
貯 倉 物 店 小 計	6 86	6 08	1 08			
老 51、計	5 03	4 25	1 78			
飼 料 販 售 公 金	實 付 金	1				
食 糜 販 售 公 金	實 付 金	1 50				
油 檸 販 售 公 金	實 付 金	24				
合 計		1 017	684	209	104	0

註 ▲ FP12 各公團の資産動態を表すし、公團の収入と公團の動態である。

公園の預金部資金借入残高の増減見込

理・経 45.8.3

	25年3月末残高	25年中増減△	26年3月末残高	
	経済課 預金部 資金課	予算書	経済課 預金部 資金課	予算書
食 穀	50	48	50 △ 50	△ 13 △ 15
食 品	72	71	62 △ 49 △ 72	△ 71 △ 62
油 脂	47	49	36 △ 34 △ 15	40 53
肥 料	24	28	50 △ 12	22 △ 1
飼 料	9	9	10 △ 9	△ 9 △ 10
計	203	206	208 △ 128 △ 32	△ 35 74
				174 173

註 各公園の存続・廃止に関する前提は次の如く考えられている。

	経 済 課	預金部資金課	予 算 書
	臨 止	存 続	存 続
食 穀	·	臨 止	臨 止
油 脂	·	存 続	存 続
肥 料	·	存 続	存 続
飼 料	·	臨 止	臨 止

1. 鉱工品貿易公団(昭和25年9月末以降決算上入る予定)								単位 億円
	種類	財政局			財政局			備考
		計	本年度中支 取引可能額	本年度中支 取引公債額	評価換算	計	一般会計	
資産	現金及預金	85	85	85				市半預金
	危機金	11	11	11				
	未収賃金	40			40		40	貿易よりの未収賃金
	代理取立	(22) 94	(9) 69	(9) 69		(13) 25	(13) 24	貿易特別会計からの保管品(輸入品)の划分金を貿易特別会計へ代 て取立てる権限
	保管品荷扱	27			27		27	保管専任公社への保管すべき 貨物勘定である。
	商品(輸出用)	(85) 109	18	11	7	(85) 91	(85) 91	91億円は輸出可能品以外貿易特別会計へ領券特別会計へ 支払う金額
	保管品(輸入品)	(62) 172	(62) 172	(44) 114	(4) 44	(14) 14		輸入品は貿易特別会計の所有に属す。
	その他の	2	2	2				
	計	(169) 540	(71) 357	(53) 292	(4) 51	(14) 14	(98) 183	
	借入金	153			153		153	輸出品賣上代金支取のため、貿易特別会計から前借金
負債	買掛金	18	8	8				
	未収件金	75			75		75	輸出品処分代金の貿易特別会計に対する未納残分
	未払諸掛	8	8	8				
	保管品見返	172			172		172	資産勘定の保管品(輸入品)の見合勘定
	保管品荷扱見返	27			27		27	資産勘定の保管品荷扱の見合勘定
	代理取立見返	94			94		94	資産勘定の代理取立の見合勘定
	その他の	3	1	1		2	2	財政局又債券の半に当基本金0.15億円が含まれる。
	計	540	17	17	523	2	521	
	差引計	340	295	51	14	290	1	289

I 24年度末の貸借対照表を分析すると上記の通りである。

II 従つて公團廃止の結果本年度中に民間から引揚げた金額 225億円、本年度内処分不能ストック51億円、評価換算14億円、計290億円が財政局引揚總額である。

III 公團廃止に伴つて政府に引揚げられた金額は、一般会計1億円、特別会計289億円、計290億円となるが、本年度中財政局引揚資金225億円を以て特別会計に引揚
げられるべき資金289の一部に充当することになる。

(註) () 内は過年度に引継いた分。

2. 議 鮎 總 統 務 公 國 (昭和25年12月末以降清算に入る予定) 営業總額									
科 目	總額	外 民 用			外 政 府			備	考
		販賣額	年度中販賣額	販賣額	計	一般公計	特別公計		
現金及預金	36	36	36						市中預金
支 手 金	11	11	11						
代 理 取 上	123	123	123						貿易特別公計からの保管品の処分代金及貿易特別会計に代つて販賣額 輸出用商品であるが、凡て国内に工賃金を立見立
商 品(輸出用)	59	59	44	15					保管物資として国内にて処分する見立
保管物資(輸入品輸出用)	325	(149)	125	124					貿易特別会計より未受領金
未 受 領 金	115				115		115		
加 工 貨 物 附	69				68		68		輸入した政府保管物資を加工して輸出用とする為の諸掛合貿易特別会計のための上管支給
其 の 他	4				4		4		
計	741	554	505	49	187	4	188		
借 入 金	192				192		192		輸出用商品及加工費支取等のため貿易特別会計からの借入金
支 手 金	4	4	4						
未 受 諸 附	30				30		30		輸出品処分代金の貿易特別会計に対する未納金
未 受 加 工 貨	12	12	12						
未 受 保 養 金	9	9	9						
未 受 加 工 貨	3	3	3						
預り保証金	2	2	2						
座支部勘定	16				16		16		
保管物資差込	325				325		325		資産勘定の保管物資の見合勘定
代理取立見込	123				123		123		資産勘定の代理取立の見合勘定
未確定金	20				20		20		
利 余 金	1				1		1		
其 の 他	4				4		4		片政府4億円の際には基本金0.2億円を含む
計	741	30	30		911	21	903		
差 引 計		524	475	49	524	21	503		

I. 24年度末の貸借対照表を作成する上記の通りである。

II. 従つて公團廢止の結果、本年度中に民間から引揚げた金額、499億円、本年度内処分不能又は7.49億円、計524億円が片民財引揚總額である。

III. 公團廢止に伴つて引揚げた私有心を含め、一般会計21億円、特別会計503億円計524億円となるが、本年度中片民財引揚資金475億円を以て、特別会計に引揚げられるべき資金503億の一部に当たることである。

(註) () 内は道産業に引揚げた分。

3. 食料品・配給公團(昭和25年3月末以降積算中)

科 目	総額	財 民 団			財 政 府			備	考	
		計	特種中銀 可能額	特種中銀外 で支拂資産	特種損	計	一般公算	特別公算	予金部	
現金及予金	6	6	6							現中予金
危機金	17	17	17							
未収金	2	2	2							客暮保証金等である。
商 品	7	7	3		4					4億の特種損は並結である。
そ の 他	1	1	1							
計	33	33	29		4					
借 入 金	23				23					23並駆資金として予全部よりの借入金である。
買 掛 金	1	1	1							
基本金及剰余金	7				7	2				
そ の 他	2	2	2							
計	33	3	3		30		23			
差 引 計		30	26		4	30	7	23		

I. 24年度末の貸借対照表を合算すると上記の通りである。

II. つて公團廃止の結果本年度中に民間から引揚げる金額26億円、特種損4億円、計30億円が民間引揚総額である。

III. 公團廃止に伴つて政府に引揚られるべき金額は一般公算7億円、予全部23億円となるが、本年度中民間引揚資金26億円を以て、予全部23億円及び一般公算7億円の引揚やうれるべき金額の一部に當ることになる。

IV. 本公司は上記の資産負債の外に、資産勘定として砂糖50億円と之に見合ひ資本勘定として預全額借入金49億円、債務調整1億円を有するが、これらを一括して消去、砂糖配給公團に引揚りたまう。これらを除外して計算した。

3. 食料品取引公団(昭和25年3月末以降積算中)

科 目	総額	財 良 国			財 政 有			備	考	
		計	料費中水 料費中水 可能度	料費中水 料費中水 可能度	評価損	計	一般会計	特別会計	予金部	
現金及預金	6 6 6									預中予金
売掛金	17 17 17									
未収金	2 2 2									容器保証金等である。
商晶	7 7 3				4					4億の評価損は既結である。
その他の	1 1 1									
計	33 33 29				4					
借入金	23					23				23は運転資金として予金部よりの借入金である。
買掛金	1 1 1									
基本金及剰余金	7					7	7			
支の借	2 2 2									
計	33 3 3					30		23		
差引計	30 26				4	30	7	23		

I. 24年度末の貸借対照表を合併すると下記の通りである。

II. 従つて公団鹿山の結果本年度中に民間から引揚げた金額26億円、評価損4億円、計30億円が対民間引揚総額である。

III. 公團鹿山に伴つて政府に引揚げられるべき金額は一般会計7億円、予金部22億円、計30億円となるが、本年度中対民間引揚資金26億円を以て、予金部23億円及び一般会計4億円の引揚げらるべき金額の一部に当ることになる。

IV. 本公司は上記の資産負債の外に、資産勘定として砂糖50億円と之に見合る買損勘定として預金部借入金49億円、価格調整1億円を有するが、これらを一括して清算、砂糖配給公団に引継ぎながら、これらを除外して計算した。

4. 預料配給公團(25年3月度以降清算中)					単位億円
料目	純渡	計	貯金部	預	所
現金及預金	4	4			預貸資金
券外金	8	8			
預	4	4			預料・資本金
資本	1	1			
計	17	17			
借入金	9		9		預貸入取のため預金部より前借金
預掛金	2	1	1		預料よりの借入額は預入預料・預金である。
預保証金	2	2			
基本金及利余金	2		2		
その他	2	2			
計	17	5	12	2	9
差	31	12	12	1	9

I. 24年度末の貸借状態を分析すると上記の通りである。

Ⅰ 従つて公團廃止。結果民間から引揚げられる金額は12億円を見て本年度中に引揚げられる。

Ⅱ 公團廃止に伴つて改済に引揚げられるべき金額は一般会計2億円、特別会計ノ億円予金部9億円、計12億円となり、本年度貸戻済引拂資金12億円を以て之に当てるこことになる。

5. 能登配給公司(25年2月末日以降決算に入る) 單位億円

科 目	勘定	内			資 本	資 本	保 有
		純資本	純資本	純資本			
現金及預金	4	4	4	4			
預 手 金	10	10	10	10			
未收賃貸金	19				19	19	
團体海上賃金	1	1	1	1			
販 售	73	73	23	50			
客	1	1	1	1			
其 の 他	1	1	1	1			
計	109	90	40	50	19	19	
買 入 金	20	20	20	20			
未收賃貸金	5	5	5	5			
積り保証金	3	3	3	3			
借 入 金	24				24	24	
同 零 納 付 賃 備 金	12				12	12	
基 本 金	33				33	33	
其 の 他	12				12	12	
計	109	28	28	28	81	57	24
差 引 計		62	12	50	62	38	24

I. 24年終末の賃貸並取扱合計より上記の通りである。

II. 従つて公团廃止の結果、本年度中に民間から引揚げられたる金額12億円、本年度内処分不能ストック50億円、

計62億円が片民間引揚供給である。

III. 公团廃止に伴つて改済に引揚げられるべき金額は一般合計38億円、予金部24億円計62億円となるが、本年度中片民間引揚資金12億円を以て予金部に引揚げられたるべき資金24億円の一部に当てるこことになる。

6. 食糧配給公團(23年10月~12月 小糸部門民營化時の予定)

首位 德川

科	月	總額	計		支		備
			新規	計	一般	特別	
職金及手金	32	32	32	32	32	0	手中手金
販賣	手金	20	20	20	0	0	
受取維持費	4	4	4	4	0	0	
商品	181	181	181	181	181	0	21日分の配給手入金積
什	2	2	2	2	2	0	
產	0	0	0	0	0	0	
薪	240	240	240	240	240	0	
借入金	50	50	50	50	50	0	退職賃金として予金部:100 借入金
貰取額並支當	21	21	21	21	21	0	
貰取難除	5	5	5	5	5	0	
賃料	金 150	150	150	150	150	0	食管特別会計511の差殺の賃料金
扶助金	150	150	150	150	150	0	
扶助金	150	150	150	150	150	0	
本	金 2	2	2	2	2	0	
利	余 金 2	2	2	2	2	0	
利	益 の 他 1	1	1	1	1	0	
計	240	26	26	212	12	150	120
差引	新 212	212	212	12	12	150	50

I 24年度末の販賣手頭未分派手入金の盛りである。(既に手算上、販賣手頭未分派手入金)

II 従つて公團廃止の結果、民間から引揚げられる金額、212億円で、見て本年度中に引揚げられる。

III 公團廃止に伴つて、政府に引揚げられるべき金額は一報会計12億円、特別会計150億円、予金部 50億円、計2/2億円となり本年度決算開引稿資金212億を以て之に替ることになる。

7. 油 糖、砂糖配給公團（^{25年9月末以降農業部内清算（以入出予受處）}）

科 目	現金及預金	片 民 間		片 政 府		備 考
		純額	計	純額	計	
毛 金	11	11	11	11	11	
父 取 待 品	1	1	1			
商 品	94	94	32	62		44億円は使用料、工具費40億円他14億円。
生 態 費 用	4	4	4			
小 計	115	115	49	66		
被 債	(50)		(50)			
計	165	165	49	116		
借 入 金	47		47			商品貿易代金のうち75%が 47.41%の借入金である。
貿 易 贏 利	36	12	12	24	24	貿易特別会計より輸入油料 貯留金で5%。
前 受 金	1	1				
断路網整定	4					
基 本 金	25		25	25		
其 他	2	2	2			
小 計	115	115	115	120	29	砂糖は食糧局公庫より買つ
④ 債 債 公 庫 諸 資	(49)		(49)	(49)	(49)	
計	165	115	116	150	30	96
基 本 計	115	115	116	150	30	96
34	116					
150						
20						
24						
06						
三 三 九						

（註）本公司は斯前に於ては砂糖 50 億円及び 116 億円計 166 億円にて公債発行の結果、本年度中に民衆から引揚げられる金額 15 億円を度外視不能とし、又 116 億円計 116 億円 150 億円が一時民衆引揚げ不能とせらる。

上公債発行に伴つて政府に引揚げられたるべき金額は一般会計 30 億円、特別会計 24 億円、金融部 96 億円及び年金部門 4 億円を以て、予金部に引揚げられたるべき資金 94 億円の一額に告ぐるに付す。

赤つていい所についたが、二五年四月廿六日、食料、貯金、公債、ソリ文書等、一括り洗いだのて、立替せで計算した。()内は影響及ぼすとは言ふ事と云ふ。

昭和二十五年度社内留保額の算定

理、会

25. 7. 10

単位 億円

	= + 四年度実績見込			= + 五年度			備 考
	企 全 業	金融機 関	一般産業	企 全 業	金融機 関	一般産業	
利益合社の所得	1,002 ⁽⁷⁾	1,313		1,055 ⁽⁷⁾	1,056		1,541
欠損合社の欠損額	4,180 ⁽⁸⁾	3,305		4,180 ⁽⁸⁾	3,305		4,308
元 法 人 税	51	822	1065	525	743		1,233
資産再評価税				386 ⁽⁹⁾			
税引所得	210	141	196 ⁽¹⁰⁾	159 ⁽³⁾	125	93	
常 設 販 賣 主 配 當	150	2	202	330	13	99	
差引社外積立金	109 ⁽¹¹⁾	4	48	70	3	61	
減価償却額	.80 ⁽¹²⁾	14 ⁽¹³⁾	105 ⁽¹⁴⁾	141	4	115	
(特別の修繕費)	(250)	(22)	(222)	(384) ⁽¹⁵⁾	350	200	
社内留保額計	184 ⁽¹⁶⁾	11 ⁽¹⁷⁾	178 ⁽¹⁸⁾	525	40	485	719(-) 697-650
(437)	(33)	(406)					

説 1. (國は國税大調査による3年4年度、實績見込。(支)は安本「民所得の推計」(予)15
主税局予算概要書に支を依ったことである。

2. 常設販賣税引所得1,313万円は割合: $\frac{1}{4}$ 、而も(23年度会社表: 53)は24、25年度に於ける
毛利-212、24、25年度の常設販賣税は算定万3

(3) 両引金の算定は別紙。

(4) 税引所得、減価償却額、金融機関と一般産業との取引の割合 4: 96 5: 4: 91 6

23年度会社表: 53

(5) 25年度の減価償却は予算通り用賃価額822(6,184×0.06(倍率))=493億円
の内本年度形勢分(予算)86%の384億2算元33。

(6) 特別の修繕費は減価償却すべき之を費と修繕費として計上してあるとの推計
227

配 当 金 の 算 定

理、經、25.5.9. 國立德國

總會社 佛道社	上場 金社 (東京市場)	非上場 金社
佛道社	佛道社	佛道社
有配公	有配公	有配公
當配當	當配當	當配當
A + S = E		
配 當		

配 当 金 の 算 定

理 極 2.5. 6. 9.

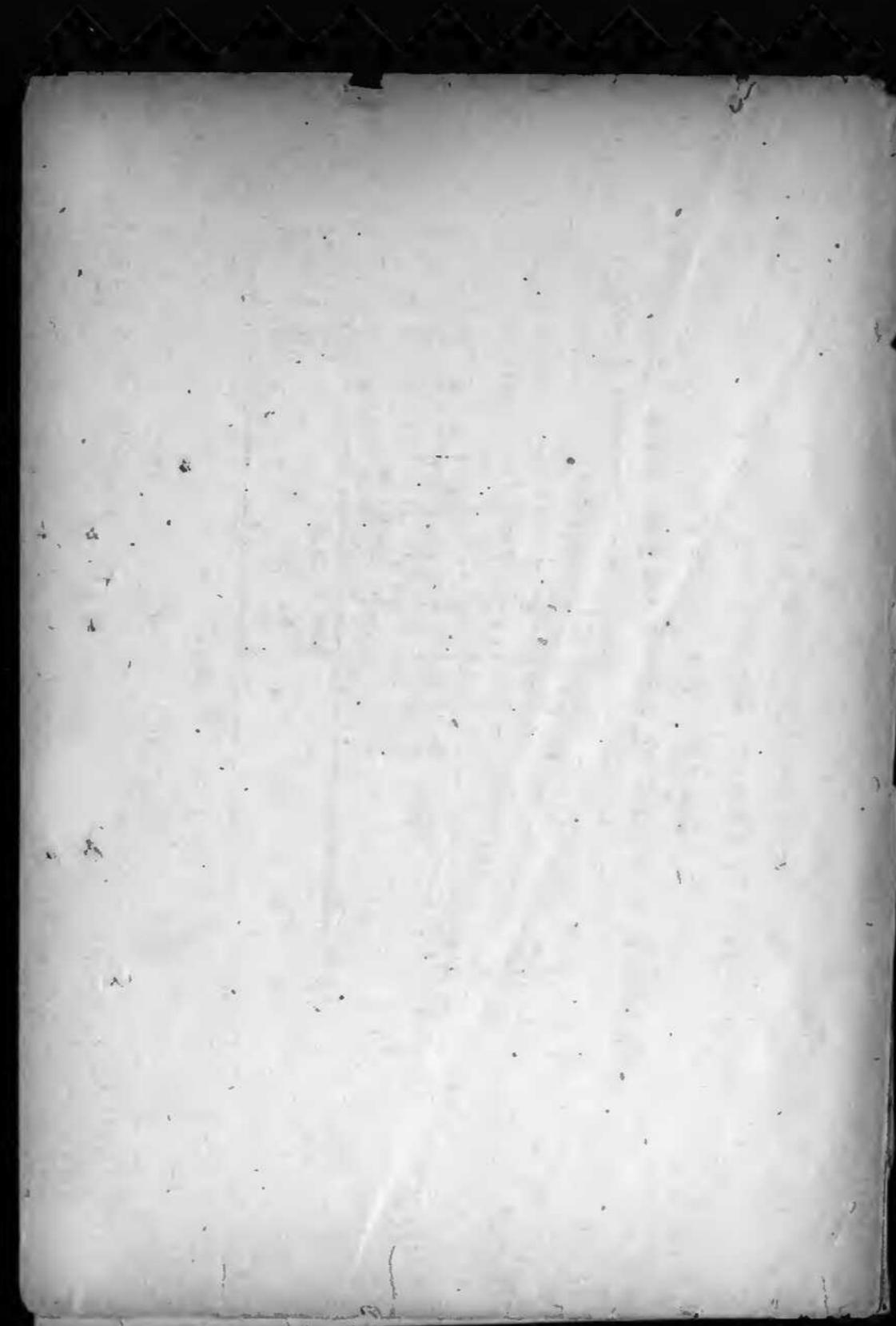
置 位 億 円

總 會 社 團 年 度	上 場 会 社 (東 京 市 場)	非 上 場 会 社	配 當 金 額	
			配 當 金 額 算 定 式	配 當 金 額 算 定 式
拂 通 資 本 金	拂 通 資 本 金	拂 通 資 本 金	$A \times \frac{6}{2} = E$	拂 通 資 本 金
24 年度	1510 695 522	1903 364 1261 %	31 87.5 $\frac{364 \times 12.61}{2} = \frac{457}{2}$ %	26 51
25 年度	2077 1642	510 308 55 %	77 163.5 $\frac{55 \times 15.83}{2} = \frac{27}{2}$ %	44 117

(註)1. 非上場会社の配当金の資本金に対する割合は、(非上場会社の推定

配当率)は上場会社に於ける割合の $\frac{1}{2}$ と推定した。

1. 推定資本金、会社数、折配会社数 平均配当率は、24年度については、
2. 年度内平均を、25年度についても、25年6月末の会社数を基礎として
算出した。



寫

二五福通楚第八ニ三九號

昭和十五年八月十日

寫

経済委員会

付

通商企業局長 殿

福岡通商産業局長

付

産業復興公團保有資材販賣處理要領について

産業復興公團保有資材については六月十日附ニ企画五三三年通商
産業事務次官並ニ經濟企画本部副長官連名通牒の販賣處理要領
によつて実施中であるが、配給及價格の統制が廢止せられた資材についての
處理を全面的に自由競争へ任とすることは最近の事情から不合理な点
が考えられるので全品類販賣處理の特例を更に拡げ次の通り今後の處理に
つけて考慮願いたい。

一 理由

記

1. 配給及び價格の統制を廢止せしものに資材中には最近の經濟界の変動により価格高騰し、仲介業者の跋扈、物資偏在等のことより著しく需給状況逼迫し、殊に中小生産業者の生産活動が阻害され、ある状況である。

2. 右の状況下に於て公団が、自由競争入札するときは、國立機関と一の公団が、益々市價に高騰せしめることとなる。

二 措置

1. 公團保有資材の處理促進に支障のない需給逼迫にて資材をつりて公団本部は適正な建値を設定する。
2. 中央修理物資と地方修理物資にわけて、夫々協意契約する。
3. 地方修理物資は普及經濟局に於て配分計画を立て、主務官庁が先に於て貿易出荷指示を左レ公団との間に陸意契約をなさめる。

4. 中央修理物資にて僅少な数量にては前項の取扱に準ずる。

5. 建築設定期間等と同様に全生産業者のみの指名競争入札とする。

三 適用範囲

専給逼迫している資材のみについて、期間を定めて実施する。
生ゴム、亜鉛、錫。

この格の絶対的魔力せられたるに次ぐに、其の難度は、
何より価値高騰し、中華書籍の誤訛、物資偏在等のこと、否しく
かくも況遇宣し、幸に中一小生産者等の二、三の生産活動が開始され、
これが、其の転換である。

本邦が下に於て公團が自由競争入札するとは國家機関といふ公同の益、市價に高騰せらるること在り

(保存期間 年)

266 號 昭和二十五年八月三十一日決済

主任官 9月9日 戊號決済用紙

經產第
昭和十五年八月十日起案

主辦課務
農業政策第

9月9日 9月9日

改6

產業局長

產業政策第

九

四

九

大正函

經產第
案 9 一

年

月

日

經濟安定本部

經濟安定本部農業局

農業復興公團保有資本の取扱い

羽勢郡不動

署理正候指向

署理正候指向

昭和十五年七月三十日付知照書経済第9号にて
照会いかゞ標題の件に關すを經義・莫化記の海

回答す。

記

六、經不加四三号ヒニ企不五三三号ヒニ關係

原本不加四三号ヒニ當財物資統制の実狀を備考シト

主として配於統制物資の取扱方法について規定したものである。
非統制物資の处理については豫算と觸れる所がなかつた。

然るに今年度に入つて配於統制並に価格統制が次々と徹底され
に及ぶ、産業復興公团（以下單に公团と云う）保有の在庫もその

大部分が非統制物資と見られたため、非統制物資の販売方法に重視
を置き定められ要が生じたこと、更に該般の情勢から

公團保有在庫の急速減少が要請されこと、相俟つて、公團保有
資材の販売方法の正確化と需給の一掃を目的として、今回の

二五企元五三三号に下りる通産省内通牒と見て在庫をさへ

二水件経不才九四三号）を排除するものではなく上單3.九四三号

經濟安定本部

二、非統制物資の販売處理につき

非統制物資につきは、既に物資の計画的、重視的配分という根據が
なくなつたのであるから、二水が販売處理に當つては、専ら國有

財産の公團保有資材を出来たが公平且つ國庫に有利に
販売するという觀点から處理する必要がある。

二水意味から契約どもは、会計法第十九條並びに会法に基か
予算決算及公会計法（以下單に令と云う）第七章に於ては

競争入札を原則として、採用の場合は附意契約を認めて得るの

であるが、公團、会計組合（内裡）も勿論前記会計法並に之に令に準據して、制定並て廃り、公團が隨意契約又は指名競争入れにより販売處理しうるの事、特定の場合に限り限定され、而も主務大臣の承認を必要とする事に拘つてゐる。而し乍ら個々の場合につて主務大臣が承認を与へる事は、年務争奪工賃率の計算の成程及公團附りて處理出来た事は、昭和二十九年七月十九日付「二五企大、三七ニ号」「指名競争入札又は隨意契約により販売する場合の承認に關する件」（別紙宣）を以て包括的承認を生むへるのである。

經濟安定本部

規定期

指名競争入札にうち販売しようとすり場合は、すべく主務大臣の承認を個別にうけなければならぬ。

又会計法並に令に基づき、物資の生産上、或は需給上の必要から隨意契約又は指名競争入札にうち販売せしめる場合にあらか、二小ほ、二五企大五三号中の二、金属類販売處理要領に規定する通りである。

以上の外経不長若の定めの方第ロ基づく場合に、隨意契約又は指名競争入札にうち販売しうる事とはいうまでもない。

三、経義の各項目の質と回答。

(一) 非統制物資であるも五企六五三号による金屬類販売處理要領に掲げた物資は、経本丸四三号中の六六項一四項至るを需用統制物資として地方處理に該当し、從て当然隨意契約による着支を除く。

(二) 前項の地方處理に該當する物資以外の場合につき、すべて玄蕃大臣の承認を個別に受けなければならぬ。

(三) 着支立替し。理論的随意契約が難免不能の物資は、統制物資としての借用価値と実質的比較の上非統制物資としての處理に従う様である。

(四) 着支立替し。但し期限を除く外最初競争に付することを定めた條件を変更することは出来ない。

經濟安定本部

(附) ニッケルは理屈で統制物資ではあるが、価格統制がないため、クーポン持者等における制限競争入札制をとることにした。尚非銅、金屬中需用銅、需用鉛水銀及びニッケルの販売方法は、五企六五三号に定められた結果産業局の通牒に基き直産省から指示するところである。

（稿）

別紙六二 指名立替の私文書隨意契約は下り販売する場合の
取扱い用件

葉の二

経産省

年 月 日

経済安定本部産業局

(名古屋支局) 各支局經情局

調整部長

安治道

主事

主事

主事

主事

件

70

標題の件に關し、別紙の通り、名古屋支局已經協商入

回合したから、今後参考の上より送付可矣。

(附力行文)

案内(件) 諸君名古屋經調部主事等集会會議の用意

二 経済安定本部

名管底記二號第六之四
昭和五年七月十九日

名古屋管区經有局

調整部長

經銷安定期本部
產業局長殿

産業復興公團保有資材の販賣処理要領にて
去了六月十日附ニ企算第五三三号として通牒があつた標
記の件につき文記の要證義あるにつき至急仰回答
煩しき。

記

一、非統制物質は總て競争入札を原則としないも通商産
業局、主務官廳社に於て需給上又は生産
上の他の理由により必要と認められ、経常等第九四三号

名古屋管区經有局

による地方公團が各當と認められる場合に競争入札
に適し得る特別の理由あるものとして地方処理し、販賣
価格は時価より算定せざる場合価格にて隨意契約をして
よ」と解されたが如何。

二、一般競争入札となりする物質を留給とさむの理由で通
商産業局と協議の上指名競争入札に変更して差支
え余るや。

△三、隨意契約又は指名競争入札で販賣不能のものは一般競

争入札にして差支え余りと認めたが如何。

△四、一般競争入札に二回以上かけたるモ販賣不能のものは當局

及通商産業局に於て承認した場合は隨意契約にて
販賣して差支え余りか。

△五、ニッケルの販賣は通商産業局に於て販賣許可の場合
に於ては指名競争入札となりがゆも、通商産業局

は需要者當該証書所持者の手指名籠拿入私す
引相指示ありたる由來するもニツケルに付す。需要者
當該証書所持者は非常に少く（現在當地で
被認されおるもの一人）通商産業者又は通商產
業局の需要証書所持者を入札令加出来
得る極度更私ひ在り。

在中物なし

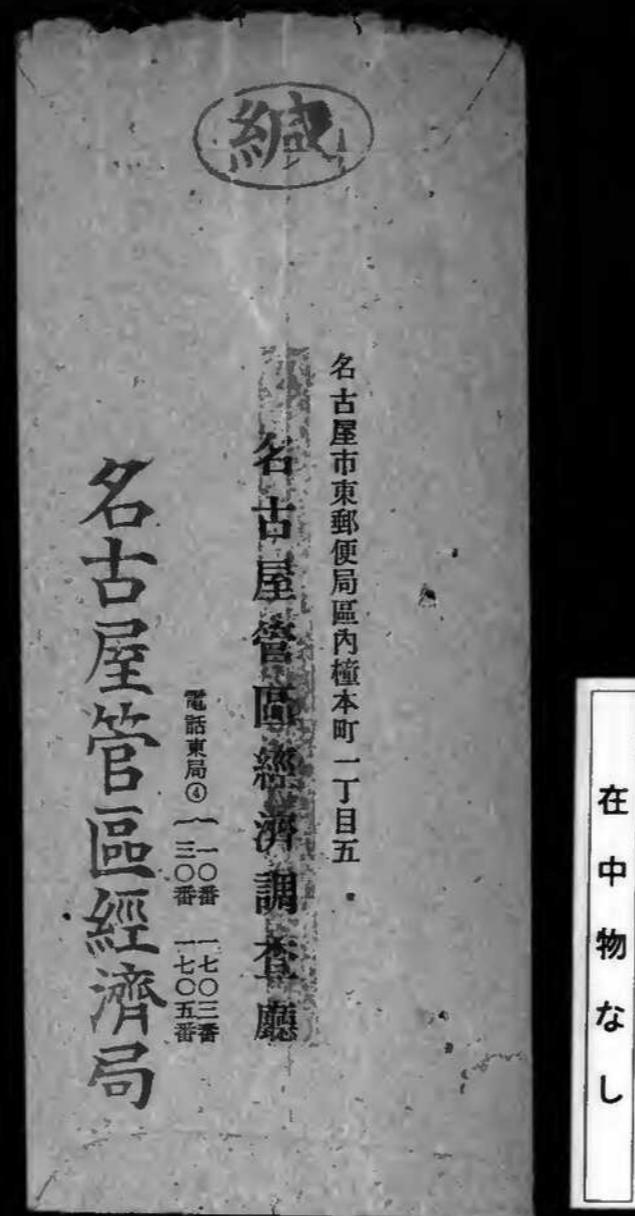
京都千代田區霞ヶ關一の二

經濟安定本部

立川支所



官房庶務課 地方係関係



販業第四号一ノ三六 文

自

寫送付先

局内販賣部長・各課長・總務局長

主計課長・精査課長

239

昭和二十五年七月

文

資材局長

主計課長・精査課長

主計課長・精査課長

239



殿

資材局長

指名競争入札又は隨意契約により販賣する場合の承認に關する件

公團保有資材の販賣要領に關する經本通產共同通牒二五企第五三三号によれば販賣の基本方針として「会計規程の許容する範圍において指名競争入札又は隨意契約による場合は通商產業省（局）の承認を得るものとする」と云う一項が謳われてゐるが個々の場合について右の承認を得ることは煩瑣に堪えないので今般本部において別添第一の通り通產省との間に「指名競争入札」又は「隨意契約」に付すべき事例につき包括的承認を得たから命により通知する。

なお「支部長職務權限委任規程」の定めるところにより本部經伺を

必要とするものについては從來通りの手續によるのであるから念のため申添える。
（参考迄に別添第二の通り右の各項について解説を付しておいたから参照せられたい）

添附書類

別添第一 二五企第一三七二号、昭和二十五年七月十九日付

指名競争入札又は隨意契約により販賣する場合の承認に關する件

別添第二（右解説文書）

二五企第一三七二号

昭和二十五年七月十九日

通商産業省通商企業局長 石原武夫



産業復興公団總裁 高梨博司 殿

指名競争入札又は隨意契約により販売する場合の承認に關する件

昭和二十五年七月十日附資業第四号一ノ二八により申請のあつた標記の件に関しては、公母会計規程第二十七条の一特別の事由ある場合の運用に關するものであり、また豫算決算及び会計令その他政府会計諸規定を參照し且つ公國物資の特殊な性質と事情とを勘案したものとして已むを得ないものと考えられるから、申越の通り処理してさしつかえない。

一、指名競争入札に付し得る場合

（一）公團会计規程施行細則第六十四条第一項第一号、第五号又は第六号に該當する場合

（二）急迫の際で一般競争入札に付する余裕のないとき

（三）随意契約に依ることの出来る場合

（四）随意契約により得る場合

（五）公團会计規程施行細則第六十六条第一、二、四、八、又は九号に該當する場合

（六）國政府機関又は地方自治団体（都道府県市町村）に販売する場合

（七）非常災害のあつた場合、所轄地方公共団体の指示に基き、備蓄資材を売渡す場合

（八）随意契約によるときは時価に比し著しく有利な価格をもつて契

約することができる見込のある場合

（九）急速に契約をなすのでなければ契約をなす機会を失うおそれのある場合又は著しく不利な価格をもつて契約せねばならぬおそれのある場合

（十）競争入札に付しても入札者がない場合、又は再度の入札に付しても落札者がない場合

（十一）但し右の場合の価格は入札の際の販売予定価格以上とする。内落札者が契約を結ばない場合、但しこの場合の販売価格は落札金額以上とする。

（十二）前二項による随意契約が認わない場合に左の各号の一に該当するときは、前二項の但し書にかゝはらず販売予定価格の九〇%以上であれば価格の変更は妨げない。

（十三）販売予定価格が高きに過ぎると認められる場合

（十四）販売予定価格が十万円未満であつて、早急に売却する必要の

ある場合

④ バザー及びその他の委託販売

⑤ 第九項により競売した残品を、その価格以上で販売する場合

販業第三號九ノ八

昭和二十五年九月 七 番

寫送付先

經濟調查監督査局長

同文送付先

經濟安定本部販業局長

經濟調查廳物資調査部長

通商產業省通商企業局長

通商產業大臣官房會計課長

經濟安定本部
産業局長

産業復興公團

資材局長事務取扱 高 樹 明 健



當公團保有資材集中保管實施に關する件
標題の件に關しましては、過日御説明し、御打合せ致しましたが、
左記方針により別冊の通り實施致すこととなりましたので御報告申
上げます。

記

一、基本方針

1. 集中倉庫は各縣毎に一ヶ所を選定し、之に集中保管する。

但し都市によつては資材別に一ヶ所宛選定する。

一集中倉庫選定に當つては、見積合せにより廣く一般から之を
求める。

2. 要集中量の算定は販賣條件の向上を考慮し、資材別に左により
實施する。

(1) 鐵 鋼

(1) 現場保管中のものは、原則として集荷する。

(2) 現場保管でないものは、保管數量百屯未滿のものを集荷する。

但し、百屯以上であつても、その物件が當分販賣見込のない
場合、著しく邊鄙な場所及び現保管者にして善管義務に缺け
るものありと認められる場合は集荷する。

(3) 前項に該當するものであつても、現置場のまゝ早急に處
理の豫想のつくものについては集荷する。

(2) 鋼 鋼

(1) 微量物件又は管理の困難な置場の物件で販賣上不利益となる
もの又は、賣残つたものについては集荷する。

(回) 右の場合の集中箇所は、保管料、入出庫料の高低、膺化現地との輸送距離、需要地との便、不便、倉庫施設、販賣経験の有無等を勘案し、見積合せにより決定する。

(3) 非鐵、材料、織維についても右の需領に準じ、販賣を考慮して集荷する。

「添附書類」集中保管全國資材別計畫表……一部

以上

費用流用
支局内港
利息より流用
差入保証金

変更
支局内港
利息より流用

主計局は物、金の取扱いを許すに
主計局は内港

昭和25年度支局予算運用風潮要成書

價格調整公團

取項目、目的細分	予算額	予算決定後増加額	承認済実用予算額	予算現額	今回予算流用等額	予算現額	備考
(Ⅰ)價格調整公團支局	78,797,228,000	0	78,797,228,000	78,797,228,000	0	78,797,228,000	
(Ⅱ)價格調整公團支局	78,166,591,000	0	78,166,591,000	78,166,591,000	0	78,166,591,000	
(Ⅲ)支払利息	163,800,000	0	163,800,000	163,800,000	△ 14124,000	149676,000	
(Ⅳ)諸経費	0	0	0	0	4,000,000	4,000,000	(別紙請額参照)
(Ⅴ)差入保証金	0	0	0	0	10,124,000	10,124,000	
(Ⅵ)積費及金儲費	5,766,000	0	5,766,000	282,814	6,048,814	6,048,814	
(Ⅶ)諸経費	16599,000	0	16599,000	282,814	16316,186	16316,186	
(Ⅷ)其の他の旨	77,980,426,000	0	77,980,426,000	0	77,980,426,000	77,980,426,000	
(Ⅸ)其の他の項	630,637,000	0	630,637,000	0	630,637,000	630,637,000	

昭和25年9月28日

價格調整公團理事長

大蔵大臣殿

裏面白紙

25
9.28
10m1
244

昭和25年度支出予算概用済経費説明書

(4) 計 算 費
作業工手料（印紙税及登記料貢用）
新設会額 166,964,000 円 $\times \frac{2\%}{100\%}$ = 3,332,800 円 漢字、公園税
の 差 入 保 銀 10,124,000 円 $\times \frac{2\%}{100\%}$ = 202,800 円 逆算い率を定む。
破損航行による後差押保金
破損航行会額 30,378,000 円 $\times \frac{1}{3}$ = 10,126,000 円

計 14,144,000 円 支仮利原より施用

(5) 流 費 及 會 資 費

貯蓄金の回収整理並見通せしゆるための貯員並假借勘の公事に対する
支那、四半期支払員銀行馬料等において旅費足額の半額 60,756 円を
購経費の節約により旅費又公務費中の旅費を増額したがヨリ、四半期計
額においても同方法により 306,620 円を償額するの必要がある。二九
に伴いガヨミ、四半期計額について下記計算の通りスルス、ヨリノレ開不足する
ことなるから同額を諸経費から流用し度い次第である。

流用額 5,012,600 円 - 4,593,220 円 + 1,613,782 円 + 1,297,804 円 = 1,282,810 円

上記不足額を溝経費より流用したものである。

裏面白紙

247

食糧配給公團廩止に伴う飯塗業者の
業者登録予想数

(三五一〇一九)

推定実数

業者登録予想数

小売飯塗業者甲	三五〇〇六
乙	三三七九二
製造飯塗業者	一一六七二
卸売飯塗業者	一二二八一

昭和二十六年度総合用資本額

生産高額五、六月の算定

	米外小精	(元四%)
米	三〇〇〇億円	一〇%
米外小精	三九〇〦億円	一一・六%
合計	三〇〇〇億円	一一・〇〇%

食糧配給公團マージン中卸賣部門の占める金額

最高	北海道	六七円
最低	群馬	五一円
平均	全般平均	一四一円

60K31

食糧配給分、同マーケットに於ける小賣部門別

金額

小賣政階へ二五、九、末まで

人件費

厚生

文通

七

水道

卷之三

體也法

三

三、事業

塊六

減恤

卷之三

却敗

人
人
事
事

人事部員

卷之二

4
徐
宣
科

五
その他の

三

100

国立公文書館
National Archives of Japan

公食費記給公團處の民當切替先に伴う

(二五一〇一一知定)

委託配給手料の基準額を左の通りとする。

一般地	精米六斗貯当	一一三円
二級地	"	一〇四円
三級地	"	九五円
四級地	"	八八円

(備考) 地域の区分は左による。

一般地 疎時勤務地手當支給額の範囲

二級地 同農圃の甲地及び乙地

三級地 一級地及び二級地を除く地域で市又は町の地域

二、特別の事情があると認めらる小賣店については各級地共々五円の範囲

内において増減することができる。但し各級地の平均は夫々その基準

額を超えることはできない。

三、工場、事業場關係の勞務加配米、特需米等の大口取扱については、

基準料額に於し三〇%相当額を減額する。

四、本委託手料は十月分へ現行代配所は十月作業分より実施するも

のとする。

食糧配給公団における販賣資金見込

25. 10. 17

I) 運轉資金

(A) 商品買入資金

1日の買入数量

371,370箱

1日の買入金額

950,106千円

手持日数平均>1日とての所要額 19,952,226千円

(2518.38 × 371,370箱)
(950,106千円 > 1日)

(B) 経費

(a) 卸の経費

1日の所要額

37,137千円

所要額

594,192千円

(100日 × 37,137千円) -- 依当り100日
(37,137千円 × 6日) と推定する

(b) 小売の経費

1日の所要額

38,867千円

所要額

38,867千円

(110日 × 38,867千円) -- 依当り110日
(38,867千円 × 1日) と推定する

(c) 合計 (a)+(b)

633,059千円

(C) 合計 (A)+(B)

20,585,215千円

II) 設備資金

III) 所要資金合計 (I)+(II)

1,317,104千円

21,902,389千円

IV) 資金調達区分

(A) 自己資金

2,006,449千円

(B) 借入金

19,895,940千円

所要資金見込算式基礎

1. 卸売販売業者は、政府より主要食糧を現金にて買ひ受け、これを小売販売業者に掛賣するものとて計算した。

2. 商品買入資金について

(1) 買入単価の $\times 1.10$ は現行価格 $\times 325.7$ の割増を採った。

(2) 1日の買入数量は、昭和25年秋の公團買入枠 $\times 133,500$ 玄米から算出した。

(3) 手持日数は1日の内訳は次の通りである。

買入手続から倉庫迄の期間5日、輸送期間5日、掲載及び卸の手持期間1日、配給及び送金期間7日

3. 経費について

(1) 卸の経費所要日数を16日と1日のは、経費の支払負担日数 $\times 1$ 日(=商品の手持日数)に対して支払のされを1日と見込んだのである。

(2) 小売の経費について1日の取扱数量353,333俵は昭和25年秋の売上計画 $7,735,000$ 玄米から算出したのである。

又、小売の経費所要日数の1日は、小売の経費支払負担日数5日(配給及び送金期間の7日から送金日数の2日を差引く)に対して支払のされを4日と見込んだのである。

4. 設備資金の1,317,100千円は現在迄の資料から推定したものであつて、その内訳は次の通りである。

	卸売販売業者	小売販売業者	合計
店舗	212,354千円	168,686千円	381,040千円
運搬具	87,630	93,194	180,824
什器備品	124,162	143,390	267,552
通帳	79,596	82,490	162,086
精米所	141,200	114,602	255,602
合計	714,942	602,162	1,317,104

5. 資金調達区分についても、現在迄の資料から自己資金を2,006,449千円と推定して残余の19,815,140千円を借入額とし、その内訳は大凡次のようになされた。

・職員退職資金によるもの 1,403,546千円

・其の他 602,903

合計 2,006,449

延納竟却代金納入状況調

月別	区分	前月末未納入額	本日納入告知書 受入高	計	本日中支拂高	差引残	一日平均持下 金額	$\frac{A}{B}$	備考
25	4	16,104,873,406.55	26,269,154.87	41,35,127,281,878.61	55,18,784,444.14	16,741,437,728.61	875,438	11.1	
5		16,104,873,728.44	23,867,671,232.01	40,617,128,460.78	35,12,255,554.20	16,104,873,406.55	715,587	20.2	
6		16,104,873,406.55	21,461,908,040.56	37,547,581,400.11	24,20,10,121.10	13,552,511,327.01	715,657	11.0	

日別	統合配給交易平均同様日数表				自 24年9月 1日 ～ 19				至 25年6月 1日 ～ 19			
	販賣 手荷 金額 (千円)	手荷 金額 (千円)	手荷 金額 (千円)	手荷 金額 (千円)	販賣 金額 (千円)							
24	9	11	16	11	2172	377677	4110	204	27	6.3	11.5	11.0
10	10	12	16	10	2050	31621	4044	0.6	44	0.2	15.4	20.6
11	11	13	17	11	2122	36349	4020	0.6	42	0.3	14.2	20.3
12	12	14	18	12	2055	31426	4014	0.2	38	0.2	12.1	20.8
25	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.5	10	0.4	20.7	26.6
26	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
27	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
28	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
29	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
30	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
1	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
2	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
3	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
4	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
5	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
6	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
7	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
8	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
9	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
10	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
11	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
12	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
13	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
14	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
15	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
16	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
17	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
18	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
19	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
20	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
21	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
22	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
23	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
24	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
25	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
26	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
27	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
28	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
29	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
30	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
1	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
2	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
3	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
4	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
5	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
6	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
7	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
8	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
9	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
10	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
11	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
12	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
13	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
14	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
15	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
16	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
17	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
18	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
19	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
20	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
21	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
22	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
23	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
24	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
25	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
26	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
27	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
28	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
29	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
30	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7	26.6
1	1	1	1	1	2111	35151	3912	0.4	10	0.4	20.7</td	

食

糧

序

食糧配給公團の廃止及び主要食糧の
新配給制度に関する措置要綱

昭和二十五年十月

25
10.15
0~4

食糧配給公団の廃止及び主要食糧の 新配給制度に関する措置要綱

一、目的

食糧配給公団（公團といふ。）の廃止及びこれに伴う主要食糧の新配給制度の実施は、最近における食糧及び経済事情の推移に鑑み、主な目的を民間事業の自主性の恢復、公正な競争及び消費者の利便の増進に置き、機構の切換に当つてはその円滑な実施と配給上の混乱の防止に意を注ぎ措置するものとする。

二、定義及び分類

（一）主要食糧の分類

1 主要食糧甲（パン、生めん及びゆでめんを除く主要食糧）

2 主要食糧乙（パン、生めん及びゆでめん）

（二）フリークーポン方式を採用する主要食糧

主要食糧選択購入切符（フリークーポン）制を採用するものはパン、生めん、ゆでめん、乾めん及び小麦粉とする

（三）新たに制定される主要食糧の購入券の種類

1 小売販売業者用主要食糧購入通帳

2 卸売販売業者用主要食糧購入切符

3 主要食糧の小売販売業者の種類

（四）主要食糧の小売販売業者甲（主要食糧甲の小売販売業者）

- イ、消費世帯用主要食糧の販売を行う者
ロ、生産世帯用主要食糧の販売を行う者
ハ、工場事業場用労務加配主要食糧の販売を行う者
2 小売販売業者乙（主要食糧乙の小売販売業者）
イ、めん小売販売業者
ロ、パン小売販売業者
3 小売販売業者内（主要食糧甲の特殊な小売販売業者）
イ、小売販売業者内（主要食糧甲の特殊な小売販売業者）
ロ、船員用主要食糧の販売を行う者
ハ、個人用労務加配主要食糧の販売を行う者
シ、リンク制労務加配主要食糧の販売を行う者
オ、漁船乗組員用主要食糧の販売を行う者
ヘ、漁業労務者用労務加配主要食糧の販売を行う者
（五）主要食糧の製造販売業者の種類
1 パン製造販売業者（パンを製造し、パン小売販売業者に売り渡すことを業とする者）
2 めん製造販売業者（めんを製造し、めん小売販売業者に売り渡すことを業とする者）
（六）とう精業者
販売業者が売り渡す米穀のとう精を業とする者
（七）卸売販売業者
主要食糧の卸売を業とする者

三、方針

- （一）公團は、二十六年四月一日までに廃止するものとするが、廃止前においてもその機構は、主要食糧の配給に支障を來さない限り極力簡素化し併せて逐次民營に移譲するものとする。
（二）公團の直営配給所及び代位配給所については、本年十月三十一日までには民營との切替えを完了するものとする。
この切替えは、公團職員その他これに準ずる従業員、代位配給を行つてゐる者及び主要食糧の小売施設を地方食糧團設立の際又はその以前において地方食糧團若しくは米穀共同販売組合に譲り渡した者を他の者に優先して都道府県知事は業者登録し（小売販売業者甲といふ）。二十六年二月末日まではその業務は公團の委託を受けて行い、二十六年一月消費者の自由選択制による業者登録を行い、二十六年三月一日から買取制により業務を開始するものとする。
（三）パン、ゆでめん及び生めんについては、フリーケーポン制を採用することとし、パン類及びめん類の小売販売業者（小売販売業者乙といふ）をして販売の業を行わせるが、これは二十六年一月消費者の自由選択制による業者登録を行うが、それまでの間は各都道府県知事は業者登録を行ふものとする。
（四）旅行者用、船員用、個人用、リンク制労務加配用、魚船乗組員用、漁業労務者用労務加配の各主要食糧購入通帳により主要食糧を販売する者についてはその特殊性に鑑み、別個の業態（小売販売業者丙といふ。）において取扱せるものとし、その業者登録を受けようとする者が届け出でれば都道府県知事は業者登録を行うこととする。これは、二十六年三月一日より業務を開始するものとする。
（五）パン及びめんの製造販売業者（パン又はめん製造販売業者といふ。）については、（三）の小売販売業者乙と同様の措置をとる。
（六）公團の卸売機能については、二十六年一月一日より、都道府県知事は小売販売業者甲、めん小売販売業者

(めん製造販売業者につながらず直接公團から原料を買取る業者)、パン製造販売業者、めん製造販売業者の自由選択制により卸販売業者として業者登録し、二十六年三月一日に買取制により業務を開始せしめる。卸販売業者は総合卸売制を建前とする。

(七) 鈴兎販売業者、パン及びめん製造販売業者、小売販売業者、消費者の間の各段階における主要食糧の充渡については農林大臣の充給する購入券によるものとする。

(八) 米穀のとう精業務も民営に移転することとし、二十六年二月に都道府県知事が届出制によるとう精業者登録を行い二十六年三月一日に業務を開始せしめる。

(九) 麦製品の配給については、消費者の希望に応じて行わるよう販売機構及び手続きの整備をまつてフリーカーポン制を採用する。

四、措置

(一) 小売業務の民営えの切替(小売販売業者甲の業者登録)

1 実施の時期及び業者登録
公團の小売業務の民営えの切替に際して、都道府県知事の行う小売販売業者甲の業者登録は遅くとも十月末までに都道府県単位に都道府県知事の定めるところにより 8 に掲げる欠格條件のない者が業者登録を申請した場合に 9 に示すところに従い、事業区域を定めてするものとする。

2 優先順位

都道府県知事は、1 による申請があつた場合には 9 に示すところに従い都道府県知事が定める地域において改正省令施行の際に設けられている主要食糧甲の公團配給所の数を超えない範囲内で申請者のうち買取制によつて業務を行う日が、より早い者から事業区域を定め順次小売販売業者甲の業者登録をするのを原則とするが、公團職員その他これに準する從業員、地方食糧當局の設立の際若しくはその以前において、その所有する主要食糧甲の小売施設を地方食糧當局若しくは米穀共同販売組合に譲り渡した者(その権利及び義務を包括して

- 1 承継した者を含む)又は主要食糧甲の代位配給所の經營者であつて、それぞれ二十六年三月一日までに買取制によつてその業務を行おうとする者(「優先順位者」と総称する)を他の者に優先して業者登録をするものとする。
- 2 業者登録の數
業者登録は、改正省令施行の際に設けられている主要食糧甲の公團配給所の数を限度とするが、優先順位者については、この数を超えることができる。
- 3 優先權を保有する者の解説
1 の規定によつて都道府県知事が、小売販売業者甲を優先して業者登録を行うに際して主として優先權を保有する者によつて構成される團体は優先權を保有する者と同様に取扱うものとする。
- 4 優先權を保有する者の解説
2 の規定によつて都道府県知事が、小売販売業者甲を優先して業者登録を行つた者は、当該店舗の家主を云うのである。
- 5 小売施設の解説
2 の「地方食糧當局の設立の際若しくはその以前においてその所有する主要食糧甲の小売施設を地方食糧當局若しくは米穀共同販賣組合に譲り渡した者」の場合の小売施設とは店舗の建築物を示すのであつて、什器備品等は含まれない。又譲り渡した者は当時の小売商を示すのではなく、当該店舗の家主を云うのである。
- 6 消費者名簿の作成
1 により業者登録を受け小売販売業者甲となつた者は、返済なくその者から主要食糧甲を買い受ける生活上ら主要食糧甲を買い受けるものとする。
- 7 消費者名簿の作成
1 により業者登録を受け小売販売業者甲となつた者は、その住所の所在地を事業区域とする小売販売業者甲か消費者の住所及び氏名を記入した名簿を作成してその營業所の所在する地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 8 欠格條件
1 、食糧管理法、物価統制令その他割当及び配給に関する諸法令違反の行為により一年以上の懲役又是一万円

以上の罰金に処せられた者

二、主要食糧の空渡又は製造に通常必要と認められる固定施設を権原に基いて利用できることを証明できない者

9 小売販売業者甲の事業区域の設定

業者登録を受ける者の数が当該地域において現在の公団配給所の数である場合は、現在の事業区域をもつて新に小売販売業者甲の事業区域とする。道府県知事はその定めるところにより公団配給所の事業区域内において現に設けられている配給所の数を超えて設ける必要がある場合には、都道府県知事はそれぞれその事業区域を定めるにあたって、その事業区域を含む公団都道府県支所配給担当区域を限度として都道府県知事の定める区域内の小売販売業者甲の数で当該区域の配給対象が生じた場合は、都道府県知事はそれぞれその事業区域を定めるにあたって、その事業区域を含む公団都道府県支所配給担当区域を限度として都道府県知事の定める区域内の小売販売業者甲の数で当該区域の配給対象を定める。

(二) 小売販売業者甲の増設

(一)の小売販売業者甲の業者登録が行われた後二十六年一月十五日より行う登録が行われるまでは、都道府県知事は、主要食糧の円滑な配給にいちじるしく支障があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、区域を指定して更に小売販売業者甲の業者登録を行うことができる。この場合には、消費者の自由選択制により都道府県知事が業者登録を行うものとする。

(三) 小売販売業者乙の業者登録

1 省令施行の日から二十六年一月十五日の本則に基く小売販売業者乙の業者登録の申請が行われるまでは、都道府県知事はその定めるところにより小売販売業者乙の業者登録を行う。

2 小売販売業者乙の業者登録を受けた者は、二十五年十月三十一日迄は公団委託制により業務を行ふこととし二十五年十一月一日以降は買取制により業務を行ふこととする。

3 欠格條件は(一)の8と同様である。

(四) めん製造販売業者及びパン製造販売業者の業者登録
1 省令施行の日から二十六年二月一日の本則に基くめん製造販売業者及びパン製造販売業者の登録が行われるまでは、都道府県知事はその定めるところによりめん製造販売業者及びパン製造販売業者の業者登録を行う。

2 めん製造販売業者及びパン製造販売業者の業者登録を受けた者は、二十五年十月三十一日迄は公団委託制により業務を行うこととし、二十五年十一月一日以降は買取制により業務を行うものとする。

3 欠格條件は(一)の8と同様である。

(五) 小売販売業者丙の業者登録

1 小売販売業者丙については、その業者登録を受けようとする者が届け出れば都道府県知事は業者登録を行うこととする。

2 業者登録の申請は、二十六年二月一日からとし、業務開始の時期は二十六年三月一日からとする。

3 欠格條件は(一)の8と同様である。

4 二十六年二月末までの間は、小売販売業者丙の行う業務を現に行つている公団配給所をして公団の委に託依り行わせるものとする。

(六) 卸売販売業者の業者登録

1 公団の卸売機能は二十六年三月一日に民營に切替えるものとし、綜合卸売制を建前として、都道府県知事は二十六年二月二十一日までに小売販売業者甲、めん小売販売業者、めん製造販売業者及びパン製造販売業者の自由選択により登録を行い、二十六年三月一日より買取制により業務を開始するものとする。

2 卸売販売業者の最低登録保有数の基準として、当該都道府県内の小売販売業者乙の数の四分の一に相当する数及び小売販売業者甲の数の合計の二十分の一以下で都道府県知事の定める数の登録を保有することが必要とされているが、特に六大都市所在の都道府県については、その特殊性に鑑みこの数が出来るだけ低い方が望ましい

(七) とう精業者の業者登録

八

1 販売業者であつて自ら米穀のとう精の業務を営もうとする者及び販売業者の委託を受けて米穀のとう精の業務を営もうとする者は、都道府県知事に申請してとう精業者登録を受けるものとする。

2 とう精業者登録は、卸売販売業者の業者登録と同時に行い二十六年三月一日から業務を開始するものとする。

3 欠格條件は（一）の8と同様であるが、更にとう精能力二馬力未満の場合を加える。

（八）民營切替後の業者登録の方法

1 民營切替後の販売業者及びとう精業者の業者登録はそれぞれ左の方法によつて行う。

1 小売販売業者甲については生活上消費者の登録

2 小売販売業者乙については生活上消費者の選定

3 めん製造販売業者及びパン製造販売業者については小売販売業者甲、めん製造販売業者、パン製造販売業者及びめん小売販売業者の登録

4 卸売販売業者については小売販売業者甲、めん製造販売業者、パン製造販売業者及びめん小売販売業者の登録

5 小売販売業者丙及びとう精業者については届出

（九）明年最初に行う業者登録の期日

民營切替以後最初に自由選択に基く業者登録を受け二十六年三月一日より買取制により業務を開始する業者の業者登録の期日は左の通りである。

1 業者登録申請

業者登録を受けようとする者はすべて業者登録申請書を次の期間にその者の営業所又は工場の所在する市町村長を経て都道府県知事に提出するものとする。

（イ）小売販売業者甲 二十五年十二月一日から十二月十五日まで

（ロ）小売販売業者乙 二十六年一月十五日から一月二十一日まで

（ハ）めん製造販売業者及びパン製造販売業者 二十九年十二月十八日から十二月三十一日まで

二十六年一月一日から一月十四日まで
業務開始前十五日まで

2 登録期間

（イ）小売販売業者甲

（ロ）めん製造販売業者及びパン製造販売業者

（ハ）卸賣販賣業者

業者登録

販賣業者の業者登録はそれぞれ次の期間に都道府県知事が登録票を交付することによつて行う。

（イ）小賣販賣業者甲 二十六年一月十五日から一月二十一日まで

（ロ）小賣販賣業者乙 二十六年二月一日から二月七日まで

（ハ）めん製造販賣業者及びパン製造販賣業者

業者登録

販賣業者の業者登録はそれぞれ次の期間に都道府県知事が登録票を交付することによつて行う。

（イ）小賣販賣業者甲 二十六年一月二十二日から一月二十四日まで

（ロ）小賣販賣業者乙 二十六年一月二十二日から一月十四日まで

（ハ）めん製造販賣業者及びパン製造販賣業者

業者登録の期日

右によつて業者登録を受けた小賣販賣業者甲及び乙、めん製造販賣業者、パン製造販賣業者及び卸賣販賣業者は二十六年三月一日から買取制によりその業務を開始するものとする。

（十）毎年行う業者登録の期日

業者登録申請

業者登録を受けようとする者はすべて業者登録申請書を次の期間に、その者の営業所又は工場の所在する市町村長を経て都道府県知事に提出するものとする。

（イ）小賣販賣業者甲 每年十二月十八日から十二月三十一日まで

（ロ）めん製造販賣業者及びパン製造販賣業者 每年一月一日から一月十四日まで

(八) 卸売販売業者

(九) 小売販売業者乙

(十) 小売販売業者丙及びとう精業者

(十一) 業者登録

(十二) 販売業者の業者登録は、それぞれ次の期日に都道府県知事が登録票を交付することによつて行う。

(十三) 毎年二月一日から二月七日まで

(十四) 每年業務開始前十五日まで

(十五) 販売業者の業者登録は、それぞれ次の期日に都道府県知事が登録票を交付することによつて行う。

(十六) 每年二月一日から二月末日まで

(十七) 每年二月十五日から三月十四日まで

(十八) 每年三月十五日から三月三十一日まで

(十九) 販売業者の業務開始時期

右によつて業者登録を受けた小売販売業者甲及び乙、めん製造販売業者、パン帶製造販売業者及び卸売販売業者は、四月一日からその業務を開始するものとす。

(二十) 販売業者の事業区域

1 めん製造販売業者、パン製造販売業者及び卸売販売業者の事業区域は都道府県の区域とするが、地勢上主要食糧の配給に支障があるときは、農林大臣の承認を受けて次の措置によりその事業区域を都道府県を超えて定めることができる。

(イ) 地勢上とは離島山間僻地並びに山、河川等の自然的條件による場合は勿論、其の他の事由により、その区域においてめん製造販売業者、パン製造販売業者及び卸売販売業者が業務を行わない場合をも含むものとする。

(ロ) 事業区域を隣接の都道府県を超えて定めるときは、当該関係都道府県知事が協議して定めるものとする。

(ハ) 業者登録はその者の営業所又は工場の所在する都道府県知事が行うものとする。

(ニ) 政府の卸売販売業者に対する主要食糧の売渡は業者登録をした都道府県において行うものとする。

(二十一) 販売業者の事業区域

2 小売販売業者甲の事業区域は市町村の区域とするが、地勢上主要食糧の配給に支障があるときは、農林大臣の承認を受けて(1)と同様その事業区域を都道府県を超えて定めることができる。

3 小売販売業者乙の事業区域は都道府県の区域とするが、地勢上主要食糧の配給に支障があるときは、農林大臣の承認を受けて(1)と同様その事業区域を都道府県を超えて定めることができる。

4 小売販売業者丙及びとう精業者については事業区域はない。小売販売業者丙については、その業者登録申請の際買入先として届け出た卸売販売業者から主要食糧を買ひ受けるものとする。

(二十二) 小売販売業者甲の処理事項

1 行政庁の指示に従つて配給台帳を管理し且つ主要食糧を販売するとともに、行政庁の要求に従つて必要な報告書を提出するものとする。

2 当該事業区域内の米麥等の生産者又はその同一世帯に属する者が外食券乙の交付を受ける場合にその保有する米麥等を買ひ受けること及びこれに伴う証明の事務を行うこと。

3 法令の規定に基く行政庁の要求により米麥等の所有者から米麥等を買ひ受けること。

(二十三) 公團業務の整理とその人員及び機構の縮少

災害等緊急の事態により当該地域に販売業者がなく、配給上支障がある場合には、都道府県知事は食糧事務所長及び公團支局長と協議の上最寄の販売業者をして販売せしめる。適当な販売業者がない場合は公團存続中は、食糧事務所長及び公團の支局長と協議の上、他の適当な者を指定し、その者が公團の委託を受け販売し、公團の廃止後は食糧事務所長と協議の上、適當な者を指定し、その者に政府の委託として販売せしむることにより応急の

措置を講ずるものとする。

(十五) 特例規定

離島山間へき地において特に本則により難い場合は、食糧管理法第三十條の八の規定により都道府県知事は農

林大臣の承認を受け特例を開くことができる。

別表一

(一) 小売販売業者甲の登録期間

毎年二月一日から一週間

(二) 小売販売業者乙の業者登録申請期間

毎年二月一日から一週間

(三) めん製造販売業者及びパン製造販売業者の登録期間

毎年二月十五日から一週間

(四) 卸売販賣業者登録期間

毎年三月十五日から一週間

別表二

(一) 小売販売業者甲の最低登録保有数の基準

(一) 東京都の区の存する地域、横浜市、名古屋市、京 都市、大阪市、神戸市	五〇〇人以下
(二) (一)以外の市	四〇〇人以下
(三) 町村	三〇〇人以下（但し受配人口总数が 三〇〇人未満の町村にあつてはその 三分の一以下）

(二) めん製造販売業者の最低登録保有数の基準

一〇以下

(三) パン製造販売業者の最低登録保有数の基準

一〇以下

別表三

卸売販賣業者の最低登録保有数の基準

当該都道府県の区域内の小売販賣業者乙の数の四分の一に相当する数及び小売販賣業者甲の数の合計の二十分の一以下

別表四

小売販賣業者乙の選定票の最低保有数の基準

(一) 東京都の区の存する地域、横浜市、名古屋市、京 都市、大阪市、神戸市	五〇〇以下
(二) (一)以外の市	四〇〇以下
(三) 町村	三〇〇以下（但し受配人口の总数が 三〇〇人未満の町村にあつてはその 三分の一以下）

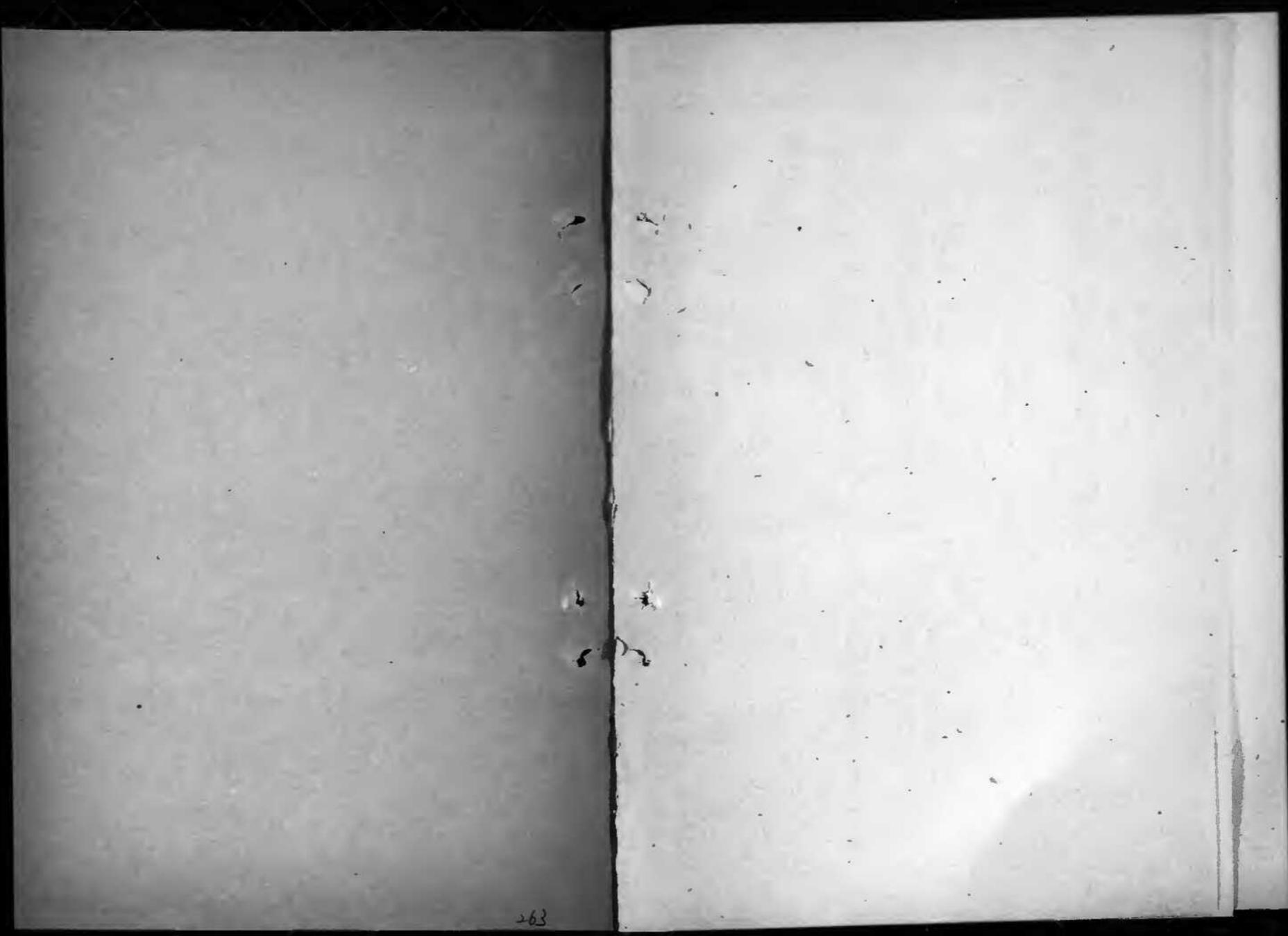
備考 事業区域が(一)及び(二)又は(三)の地域にまたがる場合に(一)により(一)及び(三)の地域にまたがる場合には(二)による。

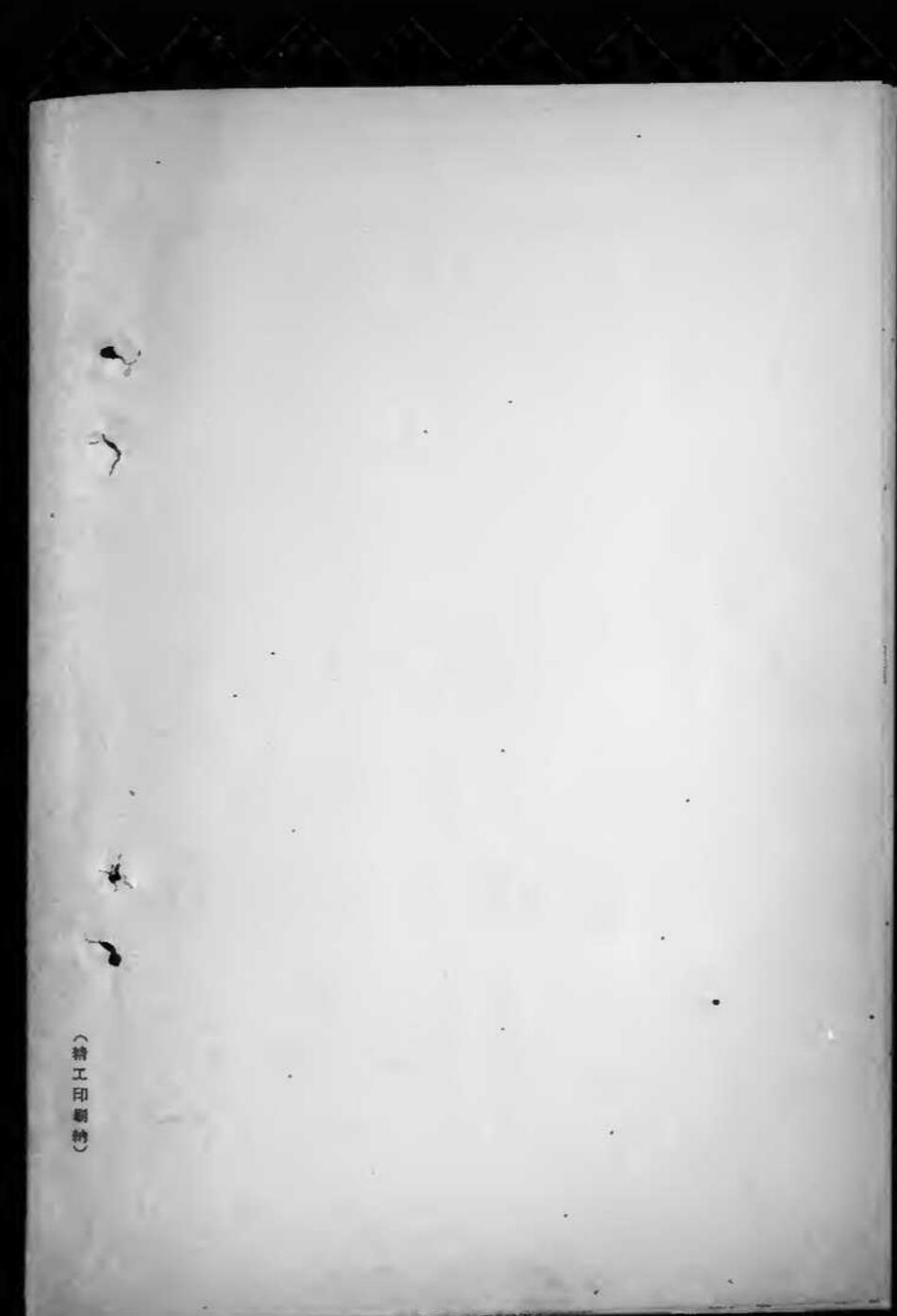
(一) めん製造販賣業者の最低登録保有数の基準

一〇以下

(二) パン製造販賣業者の最低登録保有数の基準

一〇以下





昭和二十五年十二月

食糧配給公団設立から解散に至るまでの
経過及び業務概況

25
12.15
10~1

264

目

次

- 一 設立経過
二 業務概況
(四) (三) (二) (一)
　　綜合配給事業
　　諸類配給事業
　　澱粉配給事業
三 解散の経緯
　　主要食糧包装用資材取扱事業

食糧配給公團設立から
解散に至るまでの経緯及業務概況

一 設立経過

終戦後、破局に頻した日本經濟の再建を図るため、國民生活上窮乏せる物資に對しては蒙
處の統制を必要と認め、昭和二十一年十月一日臨時物資需給調整法を制定公布した。次い
で同年十二月十一日憲司令部から「臨時物資需給調整法に基く統制方式に廻し、產業界か
り配給統制の權限を引上げ特定の民間会社又は團体による強占的買入底譲の方法による配
給を廢止すべし」旨の指令があり、引続翌二十二年三月二十九日臨時物資需給調整法の
改正が行われた。

同年四月十四日私的飲禁止法、十二月十八日過度經濟力集中排除法がそれぞれ公布される
に及んで、經濟民主化の線に沿ひ從來の統制方式を廢止し、政府は自らの責任に於て、國
民生活上必要な重要物資の配給を適正且つ公平な新統制方式たる公團制度によつて行うこ
ととなつた。

これに基いて國民生活の基盤である主要食糧の配給機構については、昭和二十二年十一月二十八日の閣議に於て「主要食糧の集荷及び配給制度要綱」を決定して、新に政府機関として食糧配給公團を設立することに決したのである。同要綱に示された目的は「主要食糧の集荷から配給に至るまでの全流通機構を改革、適確な集荷及び配給の実施により日本經濟の民主的再建を速に招来する」にあるのであって、從來主要食糧の配給機構は、昭和十七年食糧營團が設立されてから漸次整備され、まだ諸般並に穀粉の統例事業はそれぞれの統制会社（日本甘藷馬鈴薯株式会社、並に日本穀粉株式会社）により、集荷、配給の統制が行われて來たのであつたが、こゝに必然的にこれ等の民間統制機関は解散され、新たに政府機関として主要食糧包装用資材貯蔵事業をも併せ食糧配給公團が設けられることになったのである。

なお本公司の設立については、既設公團（食料品、油類、酒類等）がそれぞれ單独法によって設立されたのと異り、食糧管理法の一部を改正する方法によつて設立することとなり昭和二十二年十二月食糧配給公團設立を中心とする食糧管理法一部改正法案を第一回國會に提出し、同月九日可決され、同月三十日改正法律公布（即日施行）ここに食糧配給公團

設立の法的措置が完了した。

以上の如き経緯により本公司は設立されることとなり、設立委員会が二十二年十二月二十九日終了した。かくして昭和二十三年二月二十日本公團の設立を見た訳である。

諸精

をお本公司設立当初は二十四年三月末日限りをもつて、その存続期間としていたが、勢は公團の存続を必要とし、其の後三回に亘つて延期された。即ち

1. 昭和二十四年三月三十日 食糧法の改正により同年七月一日まで
2. 昭和二十四年五月三十一日 ノ 二十五年四月一日まで
3. 昭和二十五年三月三十一日 ノ 二十六年四月一日まで

以上の如き経緯により現在に至る迄公團はその業務を繼續して來をが、今回二十六年四月一日までに廃止されることに決定された。

この解散の経緯は後尾に記載することとする。

二、業務概況

本公司は經濟安定本部總務長官の定める食糧配給に関する基本計画並に農林大臣の定める実施計画に於て、農林大臣の監督の下に主要食糧の適正な配給を行うために、主要食糧の

貢入、港浦、機橋、深舊又は輸送に附する事業並にこれらの事業に附帶する業務を営むものである。

本公司の事業はこれを大別すると(1)主要食糧総合配給事業、(2)蕪類配給事業、(3)穀粉配給事業、(4)主要食糧包装用資材販賣事業の四部門に區分される。次に各事業別に悉足以來の業務概況を掲げることとする。

(一) 総合配給事業

(1) 昭和二十三年度

昭和二十三年二月二十日公團慈尾に蒙し、業務の転換については多少の混乱が予想されただが、營團時代の経験により、いさゝかの停滞もなく円滑にその功勞を了した。尚本年度の業務状況については、二十二会計年度は僅か四十日であり、業務上の業務第一年目は二十三会計年度による説があるので省略する。

(2) 昭和二十四年度

本年度における荒廃実績は、總数量七百五十九万俵であり、このうち輸入食糧は總荒廃数量の二五%に當つてはる。開保當局は米食率の月間の平均化について努力して

が、或る程度の「回復」をねがれなかつた。

なお配給基準量は十一月一日から三百八十五瓦に増量された。

持込配給の実施は公團設立以来特に強調されて來たが、その完全実施は現業職員の不足、甘藷の配給辞退、小刻配給、面積改訂による事務処理、週張功否事務等に因つて全くなづか困難を実感にあつた。

尚幽靈人口の一掃、不正受配防止対策として、二月以降は公團の最高配給限度が定められ計画配給がより徹底的に行われた。その他本年度中における主要事項について特記すべきことは、運配問題は前年度より引継いだ運配は四、五六月と漸次拡大し、六月現在に於て運配總生産額は十八地方に達したが、輸入食糧の放供増加、早班甘藷の放廻り等から、次第にその範囲を縮少、十月に入つては北海道他四地方となり、同月末には全く解消した。甘藷の配給辞退と甘藷の配給は八月末から開始したが、大豊作により供出が激増したことと、価格引上げ等により配給辞退が次第に増加し、或荷最盛期に入り消費地向輸送は混亂を呈し、配給操作は一段と困難に苛つた。

(八) 昭和二十四年度

本年度の産米貯穀高は六千百七十一万余石であり、平年作以上であつた。又輸入食糧の量
賃兩面に於ける潤沢を放出と相まって公團手荷高は新增し、需給バランスは全く安定し
各月共改村該處の配給限度を上回ることはなく、配給実績は常に限度を下回っていた。
米食率については多少上昇したに過ぎないが、月別の米食率は平均され、前年並に見られ
た漸増現象は解消するに至つた。

本年度に入つて特に顕著な様相を示したのは食糧事情の實化並に均衡取扱に甚く経済生活
の悪化による所調金詰り現象に起因する配給許退と之が誘因する配給不適格の崩壊現象
であつて、配給許退品を仕入価格を割つても総合用以外への用途で配給せざるを得ない事
態が殆んど全支局に亘り生じて甚しく経済面に影響を與えるに至つた。

消費券価格の改訂は四月十日及び二十五年一月一日の二回に亘つて行われた。四月には主
食の価格が一三・五%値上され、一月には再び米麥の価格が約一%値上げされると同時に
代替食糧の対本価比が一般的に引下げられた。

尙刀口リード取量及び栄養の吸收量等から歩留の検討が行われ、米穀については十二月一
日から九四%換算となつた。

更に開鎖機開設率を目標として全国で百ヶ所の配給所がテスト、ケースとして選ばれ
九月上旬より大々急足しだのであつたが、次第に未滿事業所切替えのためのテストの如き
様相に変貌して來た。二月中旬食糧厅と協力して実施された經營実態調査の結果は、各代
配所共に經營は独創性に欠け、又副業を持たなければ採算がとれず、經營が極めて困難で
あることが認められ、今後の方向に幾多の示唆を與えた。

(二)昭和二十五年度上半期

上半年における食糧厅配給割当四、〇三九、二ニマ迄に對し、総合配給されたもの三、五八五、六
一一屯であつて、約四十五万屯の割当差があるが、過去に於て、斯かる事は全く奇く本期
の特異現象であつて、これが原因は配給許退に依るものである。

この配給許退は月々三万屯を上下し、四月以降次第に激増するので總司令部の要望もあり
早急に此の原因を究明し、対策を樹立すべく五月下旬全支局に亘つて此の調査を実施した。

スこの許退品の消費実績として政府は西歩第小麥粉を除かた外分すべく次食糧業臨時規整法の一翻を改正し、厚生食糧、穀成食糧の他を対象として業務用の臨時実施要領に基いて六月一日より施行したが、同文解説要點の不詳から当初見込んだ許退品処理としての効果は跡く、業務用として消費された量は全國割当總量の一割前後であつた。

かくして、この配給許退に伴う不適確品の處理問題は今後も大きな問題として残されてゐる。

又昨年六月「主要食糧配給制度強化措置要領」に基いて新たに準生産世帶が設けられ、この世帶の配給差引が行われて來たのであるが、食糧事情の好転に依つて六月を以つて世帯区分は生産、一般、炭爐の家庭用区分となり、差引も本年度冬作分より停止となつた。

これは食糧政策上の醍醐的手段と云える。

尚米食率は四月以降六ニ%以上を常に示しており、月を追つて上昇しているが、これ日輸入米穀に貢う所が少く有り。

此の期の総輸出状況は朝鮮動乱の勃発にも拘らず、引続キエジプロト米等の輸入があり、さて其のバランスを乱すことなく上半期を終つた。

主 要 食 粧 総 合 配 給 取 扱 実 績

単位 玄米換算千噸

昭和 五年 度 上 半 期		昭和 六年 度 上 半 期		昭和 六年 度 下 半 期		昭和 七年 度 上 半 期		昭和 七年 度 下 半 期		昭和 八年 度 上 半 期		昭和 八年 度 下 半 期		
支 出 高	貿 易 高													
一九二一	一九三二	四二三	四五二	八九三	八七〇	二七六	二六五	一三三	一二八	一七八	一七五	一八八	一七五	一七五
一	一	一	一	八四八	八四八	八六一	八六一	一四一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一
三	一	一	一	四四	四二	四一三	四一三	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
一四	一五	一五	一五	二八	二八	二九	二九	六	六	六	六	六	六	六
一五	一五	一五	一五	六〇	六〇	五一	五一	五三	五四	五三	五三	五三	五三	五三
二、三六六	二、三六六	二、三六六	二、三六六	五、七九九	五、七九九	五、七九九								
一、二一九	一、二一九	一、二一九	一、二一九	一、八五三	一、八三九	一、八三九	一、八三九	一、八三九	一、八三九	一、八三九	一、八三九	一、八三九	一、八三九	一、八三九
三、五八五	三、五八五	三、五八五	三、五八五	七、六五四	七、六五四	七、六五四								
				七、六〇八	七、六〇八	七、六〇八								

—(7)—

(2) 菓類販給事業

ア 生日醤（干甘酒を含む）及馬鈴薯粉給菓物

(1) 昭和二二年度二三年度

イ 生日醤

二二年産は二月二十日以降公団が政府代行機關として全國農業公を通じ生産者より買入の綜合用及び種子用を主体として配給した。

二三年産は集荷制及ぶ改正され加うるに大豐作で未曾有の買入となりた。配給は極力綜合用としたが計画の三七・〇〇千貫以上は許退となり原料用に配給した。然し原料工場も処理能力を超過したので大量の腐敗を生じた。

ロ 干甘酒

二二年産干甘酒は大額分公團が買入れた。

配給は主として綜合用アルコール用であつた。

二二年産は干甘酒の奨励が行はれ超過供出の価格も三倍で大量の出荷があつたので綜合用として諸物委託加工に追加配給されたが尚多量の持越となつた。

290

-110-

(3) 馬鈴薯

二二年産馬鈴薯は殆ど完了してみたので北海道種子馬鈴薯と内地の配給業務が若干あつたのみである。

二三年産は新築荷制度に墾々據ね生産船荷艀内に於て綜合用として配給、種子馬鈴薯は北海道ヒ一部膠産のものを他處に移動した。

(4) 昭和二四年度

イ 生日醤

二二年産由邊出及び種子甘酒の買入があつた。配給は前年度より引続き行つた。年間実績綜合用三六五・〇〇千貫、原料用二八・五〇〇千貫、種子用二二・〇〇千貫、其他用一・二・〇・〇十貫、合計大六・〇〇〇千貫、腐敗飲減三一・〇〇〇千貫。

二四年産は前年の経験に基き計画出荷、計画輸送、計画配給を主体に對策を樹てたが統制廢止論により出荷が乱調子となり十二月一日より自田雇員が認められるに及ぶ此荷日急激に減少した。綜合用の芋食日数は計画二二日分に對し実績一三日分で綜合用二三五・〇〇〇千貫、原料用二六一・六〇〇千貫、腐敗飲減一三・〇〇〇千貫であ

-111-

項目 年 度 別	呂目別	千		日		諸		(單位 千 貫)	
		二 二、 二 三 年 度	二 四、 二 五 年 度	二 三、 二 四 年 度	二 四、 二 五 年 度	二 二、 二 三 年 度	二 四、 二 五 年 度	二 二、 二 三 年 度	二 四、 二 五 年 度
貢入	八九七七	三六九九五	二七一二	九四四					
虎渡	八大〇一	八四九九	三〇七三四						

項目 年 度 別	呂目別	馬		鈴		薯		(單位 千 貫)	
		二 二、 二 三 年 度	二 四、 二 五 年 度	二 三、 二 四 年 度	二 四、 二 五 年 度	二 二、 二 三 年 度	二 四、 二 五 年 度	二 二、 二 三 年 度	二 四、 二 五 年 度
貢入	四二八五	二六三、四二六	五九一五	二二七、八二一					
虎渡	四一八七	二四三、八一四	一三、二一八	一九八、九二一	一一、一六七				

(注) 1. 生甘藷、干甘藷の貢入、虎渡とも業者委託加工用を除く。

2. 馬鈴薯に甘藷子馬鈴薯を含む。

ス、諸類委託加工及び加工諸類(甘藷粉)既始業務

(1) 諸類委託加工業務

- (A) 加工諸類の工場は生甘藷を原料として諸粉を製造するものと、干甘藷を原料として諸粉を製造する二種類である。(但し二四年産は除外のみ)
(B) 二二年産は二月二十日以後に委託工場に搬入されたものが公田税となつた。
(C) 二三年産諸粉の委託加工は切干甘藷の禾曾有の生産により諸粉としての製品四千万貫を超えた。

諸類委託加工取扱実績

(單位
貫)

項目 年 度 別	二 二、 二 三 年 度		二 四、 二 五 年 度		二 二、 二 三 年 度		二 四、 二 五 年 度	
	貢入 千 貫	生 甘 藷	貢入 千 貫	生 甘 藷	二 二、 二 三 年 度	二 四、 二 五 年 度	二 二、 二 三 年 度	二 四、 二 五 年 度
貢入	二、六〇三、五八〇	二〇、二三五、〇〇〇	一九、三九〇、〇〇〇	一、一一六、四三七				
虎渡	二、三一八、四二六	五九〇九、八四二	三四、四九六、一一一	九〇九、二四七				

(註) 1. 貢入欄は生甘藷、切干甘藷を諸粉用として政府より拂下を受けた数量である。

2. 虎渡欄は甘藷粉(普通諸粉、脱水諸粉)を政府に納入した数量である。

(2) 加工糖類(甘藷粉)・總務業務

(A) 甘藷粉は二三年産のもののみにつき醸造局が政府より購入し配給業務局又は一般実業者に売却し、二三年産二四年産のものについては政府が直接業者又は一般実業者に売却した。

(B) 二十四年六月以降食糧事情の好転により約二百余万貫の配給辦還を生じたが之等は同年九月度よりアルコール用酒用に充てられた。

加工糖類(甘藷粉)既給取扱実績 (単位量)

貿易別	年度		年度	年度	年度上半期
	一二二三年度	一二三年度			
輸入	一	七九七七、七一	二三年度	二四年度	二五年度上半期
出	六五八七、四三九	三四、三一六、七九六	三三、九〇九、九八	一	一
				九八ニ、〇五二	

-(16)-

(3) 澱粉配給事業

(4) 昭和二二・二三年度

(1) 甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉、土肉澱粉、櫻込澱粉

公團農足當時の二十三年二月は二二年産澱粉を取扱い、十二月に至り二三年産澱粉の取扱を開始した。

二二年産澱粉に付ては農業会工場以外の工場にて生産された澱粉を政府の委託により買入れを行い、政府に販売した後、一般原材料用澱粉のみ払下げを受けて政府の割当指示により販売した。綜合用澱粉は配給業務局が政府より払下げて販売した二三年産澱粉よりは直接政府が生産者から買入れて澱粉局の委託買入れを廃止し、又綜合用澱粉は一たん澱粉局に払下げ澱粉局より配給業務局に販売するという形をとることになった。

発足当時は機構の切換と整備のため二二年度の取扱数量は微々たるものであつたが、二三年度に入ると同時に澱粉出廻り期に當つたので平常に復した。大、七月に至つて關東地区の澱粉が品薄となり、政府の割当全数量に充当し得ない状態と

-(17)-

なつたので九州より大量の並澱粉の公団輸送を実施し、需給に事なきを得た。

(2) 小麦澱粉、澱粉粕

澱粉局が生産者より直接買入れ、政府の割当指示により販売した小麦澱粉は国内食糧事情と輸入食糧とを勘案して原料小麦粉の割当計画が樹てられ、実施せられた。

(3) 輸入澱粉

貿易省より買入れ、政府の割当指示により販売した。

織維用に充當する為輸入申請せるも輸入のたび毎でなければ明確なる数量を把握し得なかつた。買入は七月以降無く、手持澱粉の販売業務のみを実施した。

(4) 昭和二四年度

(1) 甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉、土肉澱粉、摺込澱粉

二三年產澱粉の政府よりの払下げ、実需者への販売業務を続行中にしてこの業務取扱方針は十二月二四年產澱粉の取扱方針が決定される迄実施された。

十二月に至つて食糧管理法の一部改正に依る澱粉の取扱方法の変更に伴つて綜合配給以外の澱粉の売却基準及方法が改正され從来の様に政府よりの割当指示は廃

止された。販売状況をみると年度当初は順調に販売していたのであるが六、七月頃より一般金融の引締により澱粉の販売も次第に減少し又特に十月頃新物が安くなる監視官より予め発表し、更に十二月一日より前述の如く食糧管理法の改正により澱粉も政府所有品と自由品との二本建となつた爲、十一月、十二月、一月の販売は極度に減少したが自由品が次第に品薄となるに従つて二月頃より再び販売が回復し始めたのである。

(2) 小麥澱粉

十二月の統制緩和の際法規上では統制は解除となり、二月よりは澱粉局は生産者よりの買入れを中止し、三月末に手持中の全量を売却完了するように措置を講じた。然し、甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉と同様に販売は漸次減少し相当量の在庫を次年度に持越すこととなつた。

(3) 澱粉粕

七月二十三日附で統制が解除となつたので、生産者よりの買入れを中止し、在庫数量の販売完了をもつて取扱品目より除外された。

(4) 輸入澱粉

業務取扱方針は二三年度と同様にして政府よりの買入れ無きため販売のみ実施し、在庫数量は皆無となつた。

(八) 昭和二十五年度上半期

(1) 甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉、土肉澱粉、捲込澱粉

主として二三年産及二四年産澱粉の政府よりの払下げ、実需者への販売業務を前年度と同様の取扱方針のもとに実施した。

総合用は食糧事情の好転に伴い本年度に入つてから取扱数量は激減し、九月末にては在庫は極く僅少となつた。一般原材料用は前年度末に引継ぎ販売数量多く、更に政府は旧年産(ニニ、ニニ年産)澱粉が品質低下等のため五月に価格引下げの措置を講じ、更に七月、業務閉鎖と考えられた九月末迄には在庫数量の販売を完了し、新澱粉の出荷期に在庫となつて販売不可能とならぬために、公園所有の馬鈴薯精粉及甘藷浮粉の価格引下げを指示したので、七月八月九月の販売は非常

に促進し在庫は一段と減少した。

又第二四半期よりはなるべく販売先を決定して後、政府より払下げを受けるようにして在庫数量の増加を抑制した。

(2) 小麦澱粉

五月に下位等級の公園販売価格引下げを行つて在庫数量の一掃を期した。

(3) 輸入澱粉

六月に輸入が再開され、政府は輸入商社より買入れ、公園は政府より払下げと同時に実需者に販売した。

澱粉配給取扱実績

(単位 貨)

(1) 二二・二三年度分		年産別		年産別		年産別	
		買入	売渡	買入	売渡	買入	売渡
(2)	計	二三	二二	二三	二二	二三	二二
	買入	賣渡	買入	賣渡	買入	賣渡	買入
(2)	計	二四	二四	二四	二四	二四	二四
	買入	賣渡	買入	賣渡	買入	賣渡	買入
(3)	計	二五	二五	二四	二四	二三	二三
	買入	賣渡	買入	賣渡	買入	賣渡	買入
(3)	二五年度上半期						
	買入	賣渡	買入	賣渡	買入	賣渡	買入

(四) 主要食糧包装用資材取扱事業

1. 故藁工品取扱業務

(1) 昭和二二年度(暫定措置)

昭和二二年二月食糧配給公團設立と共に政府は故藁工品の買入、売却及公運送の事務を包装資材局に取扱わしめることとした。

(2) 昭和二三年度

昭和二十四年四月一日より同年十月三十一日迄は昭和二三年度の取扱を継続し、同年十一月一日より昭和二十五年三月三十一日迄は政府統制が解除されると諸般の情勢は一挙に自由取引となし得ない事情にあつたので食糧配給公團の「故藁工品取扱要領」により実施した。

昭和二十三年四月一日より同年十月三十一日迄は昭和二三年度の取扱を継続し、局は引継き政府より買入、売渡及公運送を委託された。

(3) 昭和二四年度

-(23)-

故 算 工 品 取 扱 実 績

(単位千枚)

年 度 别	二二・二三年度	二四 年度	二五 年度	備 考
買 入	一一九・七〇四	一二四・一七九		
売 渡	一一九・ニ九〇	一二四・五八六	欠減 七千枚	

2. 粉袋取扱業務

昭和二十三年二月二十日食糧配給公團発足と同時に閉鎖機関に指定された製粉關係各團体手帳の紙袋、布袋、麻袋を貿易商を通じて当公團が製粉工場に粉袋の供給並に空袋の回収、輸送、修理を行つて来た。

昭和二十四年九月迄は従來製粉工場に対して有償貸與の形態を採つて来たが十月一日よりは回収條件付ではあるが完全なる売買制度を採るに至つた。

昭和二十五年度に入るや粉袋類の供給増加に伴い粉麻袋は製粉工場にては使用せざることになり又紙袋及び布袋等も直接製粉工場にて自己調達出来ることとなつたので當公團としては新袋の補給をしない方針のもとに従来よりの所有の新袋及び配給業

粉袋取扱実績

(単位千枚)

年 度 別	二二・二三年度	二四 年度	二五 年度上半期
買 入	九〇・三一二	九二・三七三	三三・八一
売 渡	五九・二〇九	九九・〇三四	二四・〇四四

(註) 営業二二社入換算袋数
買入袋は新袋及び回収袋買入数を含む

3. 原料用麻袋取扱業務

公團の発足に当り從來食糧管理局所有であつた麻袋三三・三八四、大五九枚を其の在庫場所で買取り引継ぎ、其の後輸入食糧包装麻袋の買入を含めて四大・八八〇千枚の買入となつたものである。

売渡数については食糧包装用として不適となつたものについては飼料並に肥料公團を主体とした農林關係需要面に逐次松下したが一方特需向けには正袋を派出している。

貸與数については原穀包装用として公園が新に貸與する場合は總てヘシアン麻袋を二重袋として個数計算により貸與されといひもので以下各年度同様であるが二四年度末乃至二五年度に於ては一部がンニー麻袋を一重袋で貸與されている。

年 度 别	二二・二三年 度	二四年 度	二五年度上半期
買 入	四六、八八〇 千枚	一一五五七 千枚	九、一四二 千枚
売 渡	七、四〇三 千個	四、三九九 千個	一、二六六三 千個
貸 借	一九、八〇七 千個	三九、〇七二 千個	一、一六七五 千個

年度比較

買入 二二・二三年度に於ける政府引継数を除けば毎年輸入食糧の増加につれて買入も又増加していることを解る。

売渡 二二・二三年度に於て特に他公園に払下があつたが二四年度には他公園は減少したが商工關係か加わり數的には漸減している。又二五年度に於て増加しているのは特需向けが大量にあつた為である。

貸與 買入と同様輸入食糧の増加に伴つて増加を見ている。

三、解散の経緯

食糧配給公園は昭和二十六年三月三十一日までに廃止することに決定したが、その経緯の概要是次の通りである。

昭和二十四年十一月二十五日附をもつて總司令部經濟科學局長から經濟安定本部總務長官宛非公式覚書により「食糧、油糧及び食料品各公園廃止に関する件」が指示された。その内容は「食糧の集荷及び配給に必要な財政の節減、これに伴い三公園の廃止、食糧管理特別会計の増額」等であつて、特に「食糧配給公園の小売、加工施設を昭和二十五年四月一日より一年以内に民間に移す」ということが示された。

右の覚書に対し政府は直に具体案を協議検討の結果「食糧配給公園は今後一ヵ年内に末端機構を逐次民間に移し、代位配給所に切替えると共に、その間に公園解散後の統制方式の改正を改めて検討することと、經濟安定本部總務長官、農林、大藏三大臣名をもつて同年十二月十五日總司令部經濟科學局長宛提出した。

更に政府は、前記十二月十五日附をもつて總司令部經濟科學局長宛回答した方針の具体的実行計画に關し、經濟安定本部總務長官、農林、大藏三大臣名をもつて、同年十二月

二十七日總司令部經濟科學局長宛書面を提出した。

越えて昭和二十五年一月十九日經濟安定本部生活物資局長名をもつて「小売店舗の非統合、卸の独占禁止、小売業者の委託及買取の自由選択、新規業者の自由進出、買取優先」の五条件を總司令部經濟科學局長宛に提出した。

斯くして昭和二十五年一月二十七日別紙字の通り總司令部經濟科學局長から經濟安定本部總務長官宛に「食糧配給公團は昭和二十六年三月三十日までに廃止、小売店は昭和二十五年九月三十日までに民間切替、卸売施設及公卸売機能は昭和二十六年三月三十日までに民間に移す」という前回覚書に優先する非公式覚書が差せられ、ここに公團廃止の基本の方針が決定し、これに基き「食糧配給公團の廃止に伴う主要食糧の新配給制度に関する措置要綱」が確定したのである。

しかして、これが実施の行政措置としては、昭和二十五年三月三十一日食糧管理法の改正、八月十九日、九月十一日同法施行令改正、九月十一日、十月十日同法施行規則の改正が行われた。

更に九月十一日小売マージンが決定し、公團配給所は委託配給所に切替えられ、配給所

-29-

職員は小売販賣業者として発足した。なお配給所の切替は概ね九月二十一日より十月末日迄の間に完了した。

尚現在引き続き卸売部門の切替を検討中である。

別紙(字)

昭和二十五年一月二十七日附

總司令部經濟科學局長から經濟安定本部總務長官宛の覚書

食料品配給公團、油糧配給公團及び食糧配給公團の廃止について

一、この覚書は二十四年十一月二十五日附覚書「食料品配給公團、油糧配給公團及び食糧配給公團の廃止について」に優先する。

二、二十四年十二月二十七日附經濟安定本部案中の公團廃止計画は左の如きものと諒解する。
1. 食料品配給公團は二十五年三月三十日に廃止する。

四、食糧配給公団及び油糧配給公団は二十六年三月三十一日までに廃止する。
八、現在食料品配給公団の行つてゐる砂糖の統制は食料品配給公団廃止と同時に油糧配給公団に移譲する。

公団に移譲する。

二、食糧配給公団の小売店は二十五年九月三十日までに民間所有に切換える。

本、食糧配給公団の卸売施設及卸売機能は二十六年三月三十一日までに民間經營に移譲する。

三、(註)

昭和二十四年十二月二十七日附

経済安定本部總務長官、農林及公大藏大臣連名をもつて總司令部經濟科學局長宛提出した「經濟安定本部案中の公団廃止計画」は次の通りである。

食糧関係公団の廃止に関する処理方針について

(一九四九年十二月二十七日)

宛 総司令部經濟科學局長

W. F. マーカット少將

本日十五日附を以つて經濟安定本部總務長官、農林大臣並びに大藏大臣連名によつて貴官宛に提出した回答の方針に従い、その具体的実行計画につき検討の結果次の結論に到達したので提出する。

一、食糧配給公団に対する措置

(1) 公団機構全般の廃止期日は前回の回答に述べた通り昭和二十五年四月一日以降一ヵ年間に準備を完了して昭和二十六年三月三十一日までに解散を行う。

(2) 末端配給機構（公団支所を除く下部機構）について同資産の処理及び人員の配置転換を行う必要上概ね昭和二十五年九月末までの期間内において各都道府県の実状に応じ成る可く速かに民間に委譲し消費者の自由登録制による公団の委託配給制度に切換えるものとする。

(iv) 公團の都道府県支局及公支所機構についても出来る限り速やかに公團から切離して民間に委託するよう末端配給機構と並行して解体の準備を行ひ各都道府県毎に準備の完了次第都道府県単位に登録、末端配給業者の自由登録制により卸売業者の登録を行い支局及公支所の廢止と共に從来これらを行つてきいた卸売業務を遲滞なく引継を得るよう措置する。従つて卸売機構の切換は末端配給機構の切換後概ね六ヶ月以内に全国的に完了する。公團存続期間中は新たに登録を受けた卸売業者に対して政府からの買入業務及び卸売業務を委託するものとする。

(v) 以上の場合において卸売業者又は末端配給業者の置立による配給業務の混乱を防ぐよう最低登録業者数（消費者数）を決定すると共に登録業者が取引の公正を害し又は法令に違反した場合には登録取消の措置を講ずる。

(vi) 公團の鳩精業務については末端配給機構の切離と並行して公團から切離し、卸売業者若しくは末端配給業者が自ら行うか、又は卸売業者若しくは末端配給業者によつて鳩精業者に行わせることとする。この際鳩精施設に対する監督機能を明確且つ強力に維持すると共にその用途轉換によつて鳩精業務に支障を來すことのないよう措置を講ずるとの

とする。

(vii) パン類、めん類、その他二次加工品の配給については現在の公團委託制を存続するか、末端配給機構の切離しと並行して民間の選択に重点を置いて配給店舗は消費者の自由登録制を採用する。

(viii) 公團廃止後における主食の配給経路については、政府は卸売業者に売渡又は販売の委託を行い、卸売業者と末端配給業者の間は売渡又は販売の委託によるものとする。

二 油糧配給公團に対する措置

(i) 油糧に対する公團統制を撤廃するためには、その供給力が年間約二〇万屯に達する二とを必要とするが、この点については既に終戦直後総司令部に対して油脂の年間最低需要量を一九万屯と算定し輸入の懇請をした次第である。

(ii) 因みに一九四八、日本会計年度の供給量は約八万屯、一九四九日本会計年度のそれは一四万屯と予定している。

(iii) 而して現在日本政府が計画している一九五一米国会計年度の生産及公輸入量の合計は年間約二〇万屯と算定されるので、この計画目標数量が達成せられるならば油糧の公團

統制機構は撤廃可能である。即ち一九五一米国会計年度中にこの数量の供給が確保せられる見透のつき次第できる限り速かに遅くも二十六年三月末日までには撤廃したい。

(ハ) 公團統制機構撤廃後は油糧統制の複雑な性格上中間的な統制方式是有名無実に終る公算が大きいので原則として油糧の統制そのものを撤廃することとし必要ある場合は為替管理を媒介として特定の輸入油脂につき需給調整をなし得る法的措置を講じ置く程度に止めたい。

(二) 公團統制存続中と雖も公團運営の効率化及び簡素化を図るため、情勢に応じ統制品目の整理を行い漸次重点的統制に切替えるものとし差当り昭和二十五年三月末迄に、桐実、亞麻仁、芥子、落花生、蠶蛹及びこれらの油脂並びに脱脂大豆以外の雜油脂の公團統制撤廃を実現する。

三、食料品配給公團に対する措置

(イ) 食料品配給公團については既定方針通り昭和二十五年三月末を以つて廢止するが砂糖については戦前の年間平均消費量約一〇〇万セントに対して現在十九五〇会計年度における供給可能量は約三三万七七程度と見込まれてるので同公團砂糖配給機關のみはこれを

丸内

油糧配給公團に合併せしめる。

(ロ) 而して現在日本政府が計出ししている一九五一米国会計年度の供給量は一応約四〇万セントは寧ろ向に消費されたいた実情を考慮すると現在の有効需要との関係から一九五一米会計年度内において五〇万セントの供給計画が実現する見透しが立つならば配給統制の撤廃は可能であると考えられる。従つて油糧配給公團制度廢止の時期即ち遅くとも昭和二十六年三月末までの期間内の公團統制機構並びにその配給統制を廢止することとしたい。但し特定用途に対する需要を確保する必要がある場合には為替管理を通して需給調節をなし得る法的措置を講じ置くことは油糧の場合と同様である。

經濟安定本部總務長官 青木 孝義
農林大臣 森 幸太郎
大藏大臣 池田 勇人

例

政令第

号

鉄工品貿易公團及び織維貿易公團解散令
十案十

内閣は、貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）第八条

第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（通則一）

第一条 鉄工品貿易公團及び織維貿易公團（以下「公團」とい
う。）の解散及び清算に関しては、この政令の定めるところ
による。

（解散の登記）

第二条 通商産業大臣は、公團の主たる事務所及び従たる事務
所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければな
らない。

2 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその
登記をしなければならない。

（公團の存続）

第三条 公團は、清算の目的の範囲内において、その清算の結
了までなお存続するものとみなす。

（清算終了の時期）

第四条 公團の清算は、遅くとも昭和二十六年九月三十日まで
に終了しなければならぬ。

（清算人の数）

第五条 公團の清算人は、それぞれ五人以内とする。

（清算人の任命）

第六条 清算人は、通商産業大臣が部内の職員或は公團の役員兼
職員のうちから任命する。
（清算事務の執行方法）

第七条 清算人が數人あるときは、清算に関する行為は、清算
人の過半数をもつて決定する。

25
1229
10~1

2 可否同様のときは、通商産業大臣が清算人のうちからあらかじめ指定する主計清算人が決定する。

（清算人の代表権）

第八条 清算人が法人あるときは、清算人は、各自公團を代表する。

（清算人の登記）

第九条 清算人は、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

（清算人の職務範囲）

第十条 清算人以下の職務を行う。

一 現券一公團が管理する政府の財産に係るものも含む。一の結了

（清算の取扱及び債務の辨済）

二 債務の取扱及び債務の辨済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前述の債務を行うため、一切の裁判士又は裁判外の行為をすることができる。

（清算報告の監督）

第十一條 清算人は、就任の後直ちに、1 公團の財産及び公團が管理する政府の財産の現況を調査し、それぞれ財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 財産の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の査定を受け、その承認を受けなければならぬ。

3 清算人は、清算計算を作成し、通商産業大臣の認可を受け、その認可を受けたところに従つて清算を行わなければならぬ。

4 清算計算は、輪廻の清算計算の認可を行うときは、あらかじめ大統領の認可を経なければならない。

通商産業大臣は、必要があると認めたときは、清算人に対し、清算に關して必要な事項を命令することができる。

一、債権者に対する催告一

第十二條 清算人は、その就任の日から一月以内に、少くとも三回の公告をもつて債権者に対し、一定の期間にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

二 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときに、清算から除外されるべき旨を附記しなければならない。

三 清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

四 清算人は、知れている債権者を清算から除外することができない。

一 賦税された債権者に拘する特例一

第十三條 清算から賦税された債権者は、公團の清算完済の域まだ國

庫に引渡さない公團の財産に拘してのみ請求することができむ。

一 清算行場の特別一

第十四條 清算人が左の行為をするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一 公團の財産及び公團が管理する政府の財産の譲分

二 公團の財産及び公團が管理する政府の財産に關する契約の更改及び和解並びに仲裁契約の締結

三 公團の財産に關する権利及び利益の放棄

一 決算報告提出の義務一

第十五條 碰余財産は、国庫に帰属する。

一 決算報告提出の義務一

第十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに決算報告書を作り、通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

前項の決算報告書には、清算に關する重要な書類、公團の帳簿及びその事業に關する重要な書類を添附しなければならない。
第一項の決算報告書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

（一）清算結了の登記

第十七條 清算人は、前條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（二）登記の手続

第十八條 解散の登記を除いて、公團の登記は、清算人の申請によつてする。

第十九條 第九條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の任命を証する書面を添附しなければならない。

第二十條 清算結了の登記の申請書には、第十六條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（三）清算人の復職

第二十一條 清算人が清算結了の登記を終えたときは、通商産業大臣は、清算人のうち部内の職員である者をその就任直前ににおける官職又はこれと同一條件の官職に復するものとする。但し、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の適用を妨げない。

附 則

この政令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

理 由

鉱工品貿易公團及び鐵道貿易公團の解散に關して、必要事項を定める必要があるからである。

連合國最高司令官總司令部經濟科學局覺書

(經濟部終部後款)

昭和二十五年二月十八日 四二六一八 FEB 5 OESS IND

宛先：經本長官、通產大臣、農林大臣

件名：不必要な統制の解除

一 參照文書

(1) 昭和二十五年二月一日附、通產大臣より經濟科學局長迄指定生産資材、リオナセ次統制解除に關する費書

(2) 昭和二十五年十二月七日附、經濟科學局長より經本長官、通產大臣、及農林大臣不必要な統制の解除に關する費書

二、右一、(2) 昭和二十五年十二月七日より次の四回の初当統制を解除する様勅令

(1) 油剤(但し、当分の向次り品目のみ)

(1) 織進挽剤

(2) 細維用特殊物、但し、織縫(又はミツ縫)用、不喫を含ます。

(1) スフ綿

(2) スフ糸

(3) スフ、メリヤス

經濟科學局長 W. F. マーカット少將

署名